

贈正四位賀茂真淵翁著

賀茂真淵全集

第三



121.246 KK

# 賀茂眞淵全集第三

## 凡例

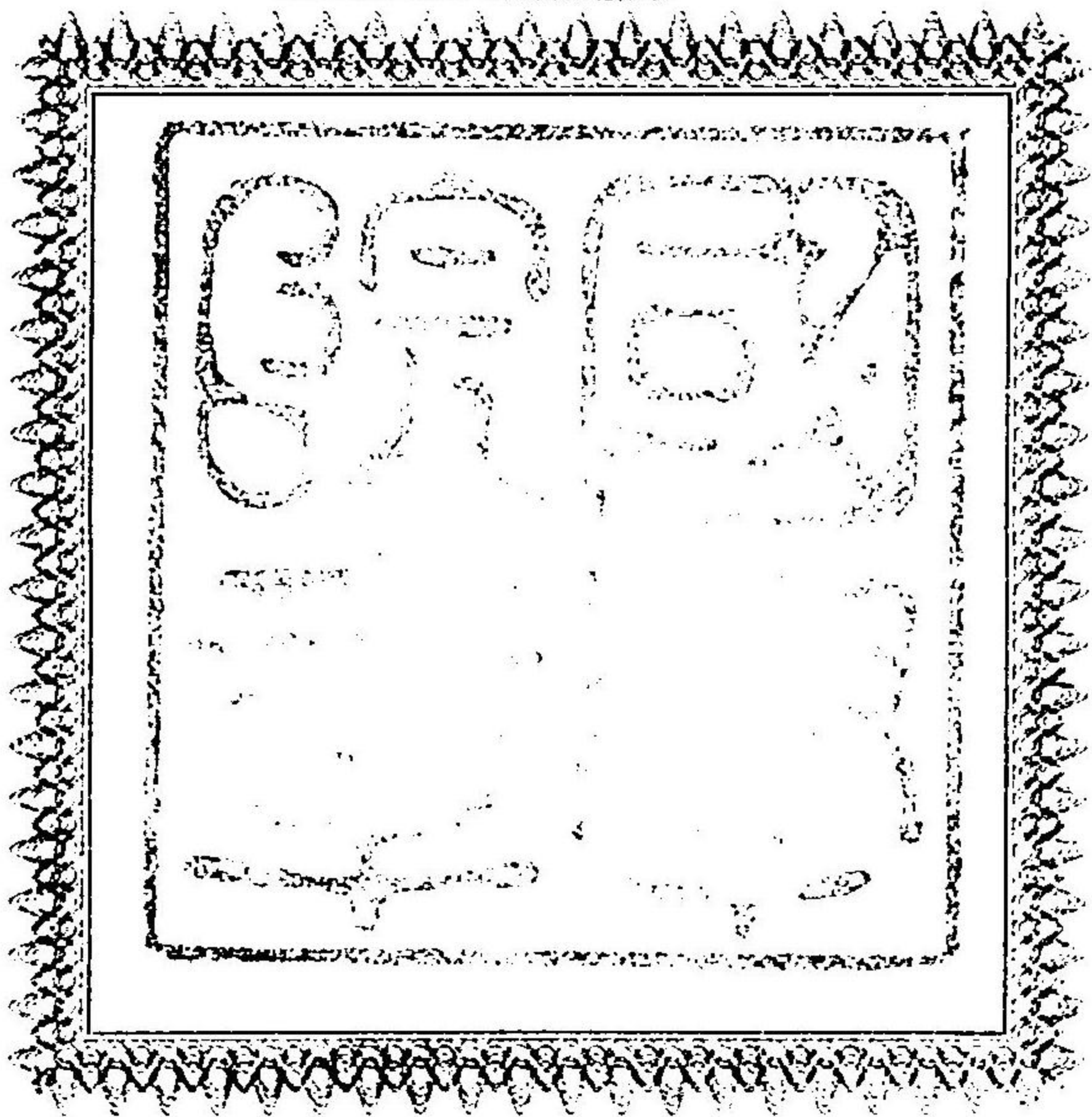
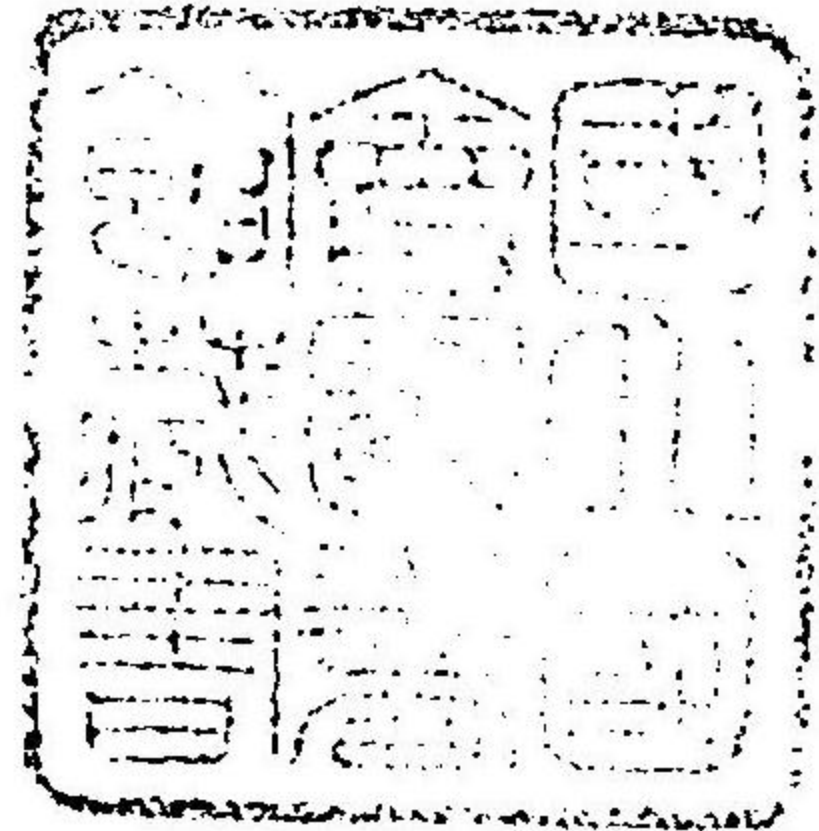
一本輯には『萬葉考』『萬葉考別記』および『柿本朝臣人麻呂歌集之歌考』を  
收めたり

一『萬葉考』は卷一之考より卷六之考までは流布版本を本として校訂を  
加へたり卷七之考より卷二十之考までは狛諸成訂正して寫本にて  
傳へたるを今井上頼国氏所藏本を本として校訂を加へたりされど  
類本に乏しきを以て字體明かならず語句錯亂し到底讀み下し難き  
ものは原文のまゝに従へりまた原本の頭註に諸成の自説および諸  
家の説どもを註したるものは参考の便にもとて大方は取り載する  
こととし「」を以てこれを分つこと前集の例に同じ

一『萬葉考別記』はもと『萬葉考』の卷一之考より卷六之考までに卷毎に添  
へたるものなるを今は一つにまとめ『萬葉考』の次に收め『柿本朝臣  
人麻呂歌集之歌考』をもその次に收むることとせり

凡例

一



112766



一「萬葉考」の標目はもと毎巻の始に附けたれど今はこれを集めて巻首に掲げたり

一「萬葉考」卷之三標目は歌員のみを掲げて悉く其の目を詳記せずこれ端詞作者名等なくして一々これを掲げがたきによるなり然れば今も舊本のまゝに従ひて歌員のみをあげ細目はこれを索引にゆづることとせり

一「萬葉考」卷四卷五卷六卷九卷二十の各巻は舊本標目を附せず今緋讀の便を思ひて各巻の例にならひて新にこれを補へり

賀茂眞淵全集三

目次

萬葉集卷一之考標

雜歌

泊瀬朝倉宮 御製歌(長).....	二二二頁
高市岡本宮 香具山御製歌(長).....	二二三
獵二内野二中皇女命獻御歌(長).....	二二四
幸二讃岐二軍王歌(短).....	二二六
明日香川原宮 額田姫王歌.....	二二七
後岡本宮 額田姫王歌.....	二二八
幸二紀伊二額田姫王歌.....	二二八
中皇女命往二紀伊御歌.....	二二九
中大兄命三山御歌(短).....	二三〇
近江大津宮	

額田姫王判二春秋歌(長).....	二二三
大海人皇子命 額田姫王奉和歌.....	二三四
額田姫王奉和歌.....	二三六
獵蒲生野額田姫王歌.....	二三六
大海人皇子命 答御歌.....	二三七
明日香清御原宮 十市皇女參伊勢吹黃刀自歌.....	二三七
麻績王流伊良虞島時時人歌.....	二三八
麻績王和歌.....	二三九
御製歌(長).....	二二二
幸吉野宮御製歌.....	二二四〇
藤原宮 御製歌.....	二二四一
過二近江荒都二柿本人麻呂歌(短).....	二二四一
高市黒人近江舊塔歌.....	二二四四
幸二紀伊二川島皇子御歌.....	二二四四
阿閉皇女勢之山御歌.....	二二四五
幸吉野二柿本人麻呂歌(短).....	二二四六
幸伊勢二留京人麻呂歌(三).....	二二四八



當麻真人麻呂妻歌……………二一五〇  
 石上大臣歌……………二一五〇  
 輕皇子宿安騎野柿本人麻呂歌(長)(短四)……………二一五〇  
 藤原宮役民歌(長)……………二一五二  
 遷藤原宮後志貴皇子御歌……………二一五四  
 藤原宮御井歌(長)……………二一五五  
 脫端詞歌……………二一五七  
 大寶元年太上天皇幸紀伊時歌(二)……………二一五七  
 二年太上天皇幸參河時歌(五)……………二一五七  
 奧麻呂……………二一五八  
 黑人……………二一五九  
 與謝女王……………二一五九  
 長皇子……………二一五九  
 舍人娘子……………二一六〇  
 三野連入唐時春日藏老歌……………二一六〇  
 山上憶良在唐作歌……………二一六一  
 慶雲三年幸難波時歌(二)……………二一六一  
 志貴皇子……………二一六二  
 長皇子……………二一六二  
 太上天皇幸難波宮時歌(四)……………二一六二

東人……………二一六三  
 作者未詳……………二一六三  
 身人部王……………二一六四  
 清江娘子……………二一六四  
 太上天皇幸吉野宮時高市黑人歌……………二一六四  
 大行天皇幸難波宮時歌(三)……………二一六五  
 乙麻呂……………二一六五  
 作者未詳……………二一六五  
 長皇子……………二一六五  
 大行天皇幸吉野宮時歌(二)……………二一六五  
 作者未詳……………二一六五  
 寧樂宮……………二一六六  
 和銅元年御製歌……………二一六六  
 御名部皇女奉和御歌……………二一六七  
 二年三月遷寧樂宮時御歌……………二一六七  
 同時歌(長)(短)……………二一六七  
 五年四月長田王歌(三)……………二一六九  
 安佐紀宮時長皇子御歌……………二一七〇  
 此集にもと目錄なし今本の目錄は後人私のまじるしにせしもの  
 なれば此度はいよ見やすからむ爲に字をはぶきてまかしつ

萬葉集卷二一之考標

相聞

難波高津宮……………二一七二  
 皇后思天皇御歌(三)……………二一七二  
 近江大津宮……………二一七三  
 天皇賜鏡女王御製歌……………二一七三  
 鏡女王奉和歌……………二一七四  
 鏡女王賜內大臣歌……………二一七四  
 內大臣和歌……………二一七四  
 內大臣娶安見兒歌……………二一七五  
 久米禪師娉石川郎女歌……………二一七五  
 郎女和歌(二)……………二一七六  
 禪師更贈歌……………二一七六  
 禪師更詠歌……………二一七六  
 大伴宿禰娉巨勢郎女歌……………二一七七  
 郎女和歌……………二一七七  
 明日香清御原宮……………二一七七  
 賜藤原夫人御製歌……………二一七七  
 夫人奉和歌……………二一七七

藤原宮

大御皇女御歌(二)(大津皇子下伊勢時)……………二一七八  
 大津皇子贈石川郎女御歌……………二一七八  
 郎女奉和歌……………二一七八  
 大津皇子婚石川郎女歌(通占露之)……………二一七八  
 日並知皇子尊賜石川郎女御歌……………二一七九  
 弓削皇子贈額田姬王御歌(幸吉野時)……………二一七九  
 姬王奉和歌……………二一七九  
 從吉野遣羅生松柯時額田姬王奉入歌……………二一七九  
 但馬皇女接穗積皇子事形後御歌……………二一八〇  
 穗積皇子遣志賀山寺時但馬皇女御歌……………二一八〇  
 但馬皇女思穗積皇子御歌……………二一八一  
 舍人皇子贈舍人郎女御歌……………二一八一  
 郎女奉和歌……………二一八二  
 弓削皇子思紀皇女御歌(四)……………二一八二  
 三方沙彌娶園臣生羽之女後作歌……………二一八三



生羽之女和歌……………二一八三  
 沙彌更詠歌……………二一八四  
 石川郎女贈大伴田主歌……………二一八四  
 田主和歌……………二一八四  
 郎女更贈歌……………二一八五  
 石川郎女贈大伴宿奈麻呂歌……………二一八五  
 長皇子與皇弟御歌……………二一八五  
 柿本人麻呂從石見國別妻上歌(長)(短)……………二一八六  
 柿本人麻呂妻依羅郎女與人麻呂別歌……………二一九〇  
 挽歌  
 後岡本宮  
 有馬皇子結松枝御歌……………二一九〇  
 長意吉麻呂見結松歌……………二一九一  
 山上憶良追和歌……………二一九一  
 近江大津宮  
 天皇不豫時皇后奉御歌……………二一九一  
 天皇崩時太后御歌……………二一九二  
 婦人歌(長)……………二一九三  
 大殯時歌(二)……………二一九三  
 太后御歌(長)……………二一九四

石川夫人歌……………二一九五  
 從山科御陵退散時額田姬王歌(長)……………二一九五  
 明日香清御原宮  
 十市皇女薨時高市皇子尊御歌(三)……………二一九六  
 天皇崩時太后御歌(長)……………二一九七  
 一書歌(二)……………二一九七  
 夢唱賜御歌(長)……………二一九八  
 藤原宮  
 大來皇女從伊勢上時御歌(二)……………二一九九  
 移葬大津皇子時大來皇女御歌(三)……………二一九九  
 日並知皇子尊殯時柿本人麻呂歌(長)(短)……………二二〇〇  
 或本歌……………二二〇二  
 同殯時舍人等歌(廿四)……………二二〇三  
 柿本人麻呂獻泊瀬部皇女歌(長)(短)……………二二〇七  
 柿本人麻呂獻忍坂部皇子歌(長)(短)……………二二〇九  
 高市皇子尊殯時柿本人麻呂歌(長)(短)……………二二一一  
 高市皇子尊殯時檢校女王歌……………二二一九  
 寧樂宮  
 但馬皇女薨後穗積皇子御歌……………二二一九  
 弓削皇子薨時置始東人歌(長)(短)……………二二二〇

短歌……………二二二一  
 所竊通娘于死後作歌……………二二二一  
 柿本人麻呂□□□□□□□□□□(長)(短)……………二二二一  
 同人妻死時歌(長)(短)……………二二二三  
 吉備津采女死時同人歌(長)(短)……………二二二七  
 狹岑島視死人同人歌(長)(短)……………二二二八  
 同人在石見國臨死時歌……………二二三〇  
 妻依羅娘子歌……………二二三〇  
 丹比真人擬人麻呂歌……………二二三一  
 同人擬依羅娘子歌……………二二三一  
 河邊宮人見孃子屍歌(二)……………二二三一  
 志貴皇子薨時□□歌(長)……………二二三二  
 志貴皇子薨後姓名歌……………二二三三  
 □□□□□□□□□□□□□□……………二二三三

長歌 三十一首……………自二二四九  
 短歌 二十八首……………至二二七六  
 挽歌  
 長歌 十四首……………自二二七六  
 短歌 十二首……………至二二九一  
 是のみを此卷の標とするは上の卷の例なり今本に問答譬喩をも擧  
 たるは卷七より下の家々の歌集によれるものなればとらずそのよ  
 しほ上にも次にもいへるが如し  
 今本に在るせし歌の数は或本の歌をも入二首の一首となりしをも  
 一首とせしかばいふにたらの後の人のわざなり  
 萬葉集卷四之考標〔流布本卷十一〕  
 古今相聞歌上……………自二二九三  
 短歌 三百二十四首……………至二三四三  
 萬葉集卷五之考標〔流布本卷十二〕  
 古今相聞歌下……………自二三四四  
 短歌 三百五十三首……………至二三八七  
 萬葉集卷六之考標〔流布本卷十四〕  
 東歌……………自二三八九  
 短歌二首……………至二三八九

萬葉集卷三之考標〔流布本卷十二〕

雜歌

長歌 十七首……………自二二三三  
 短歌 十一首……………至二二四五

相聞



常陸國雜歌二首	二三八九
信濃國雜歌一首	二三九〇
遠江國歌相聞二首	二三九〇
駿河國歌相聞五首	二三九一
伊豆國歌一首	二三九二
相模國歌十三首	二三九二
武藏國歌十首	二三九六
上總國歌二首	二三九九
下總國歌四首	二三九九
常陸國歌十首	二四〇一
信濃國歌四首	二四〇三
上毛野國歌二十二首	二四〇四
下毛野國歌二首	二四〇九
陸奥國歌三首	二四一〇
遠江國警噺歌一首	二四一一
駿河國警噺歌一首	二四一一
相模國警噺歌三首	二四一二
上毛野國警噺歌一首	二四一二
陸奥國歌一首	二四一三
雜之部百三十八首	二四一三

萬葉集卷七之考標〔流布本卷十〕	
春雜歌	
短歌七十五首	二四五〇
旋頭歌	
二首	二四六〇
譬喻歌	
短歌一首	二四六一
春相聞	
短歌三十六首	二四六一
問答	
短歌十一首	二四六六
夏雜歌	
長歌一首	二四六八
短歌三十七首	二四六九
問答	
短歌二首	二四七三
譬喻歌	
短歌一首	二四七三
夏相聞	
短歌一首	二四七三

短歌十七首	二四七四
秋雜歌	
短歌九十三首	二四七五
長歌一首	二四八七
短歌二首	二四八八
長歌一首	二四八八
短歌百四十六首	二四八九
秋相聞	
短歌六十六首	二五〇六
問答	
短歌四首	二五一三
譬喻歌	
短歌二首	二五一四
旋頭歌	
二首	二五一四
冬雜歌	
短歌二十一首	二五一四
冬相聞	
短歌十八首	二五一七

萬葉集卷八之考標〔流布本卷第七〕	
雜歌	
短歌六十二首	二五二〇
芳野作歌	
短歌五首	二五二八
山背作歌	
短歌五首	二五二九
攝津作歌	
短歌二十一首	二五三〇
羈旅作歌	
短歌九十首	二五三三
問答	
短歌四首	二五四四
臨時歌	
短歌十二首	二五四五
旋頭歌〔補〕	
短歌一首	二五四五

是のみを此卷の標とすは卷一巻二巻三によれりとも卷三の標

の左に卷の七より下は家々の歌集によれるなれば三の卷中上の卷の例にとらして其卷の標を減せしことわりをあげぬされども此卷以下の標も後人の書加へたるよりどころ上にいへる如なれば歌ごとにわかつてる標は皆すてつ



一首	就所發思歌	二五四七
短歌二首	寄物發思	二五四七
短歌一首	行路歌	二五四七
短歌一首	旋頭歌	二五四七
二十四首	譬喻歌	二五四八
短歌百七首	旋頭歌	二五五一
一首	挽歌	二五六六
短歌十二首	羈旅歌	二五六七
短歌一首	羈旅歌	二五六九

萬葉集卷九之考標〔流布本卷五〕		
雜歌		
太宰帥大伴卿報凶問歌一首	二五七〇	
日本挽歌一首并短歌五首	二五七一	
令反感情歌一首并短歌一首	二五七三	
思子等歌一首并短歌一首	二五七五	
哀世間難住歌一首并短歌一首	二五七五	
太宰帥大伴卿歌詞兩首	二五七八	
大伴淡等答歌二首	二五七八	
大伴淡等謹狀(短歌一首)	二五七八	
大伴旅人卿報歌一首	二五七九	
琴郎子答曰(短歌一首)	二五七九	
十一月八日附還使大監(長歌一首并短歌一首)	二五七九	
梅花歌三十二首	二五八一	
大貳紀卿	二五八一	
少貳小野大夫	二五八一	
少貳粟田大夫	二五八一	
筑前守山上大夫	二五八一	

豐後守大伴大夫	二五八一
筑後守葛井大夫	二五八二
笠沙彌	二五八二
主人(大伴旅人)	二五八二
大監大伴氏百代	二五八二
少監阿氏奧島	二五八二
少監土氏百村	二五八二
大典史氏大原	二五八三
少典山氏若麻呂	二五八三
大判事舟氏麻呂	二五八三
藥師張氏福子	二五八三
筑前介佐氏子首	二五八三
壹岐守板氏安麻呂	二五八三
神司荒氏稻布	二五八三
大令史野氏宿奈麻呂	二五八三
少令史田氏肥人	二五八四
藥師高氏義通	二五八四
陰陽師磯氏法麻呂	二五八四
算師志氏大道	二五八四
大隅目板氏鉢麻呂	二五八四

筑前目田氏真人	二五八四
壹岐目村氏彼方	二五八四
對馬目高氏老	二五八四
薩摩目高氏海人	二五八四
土師氏御通	二五八四
小野氏國堅	二五八五
筑前掾門氏石足	二五八五
小野氏淡理	二五八五
員外思故鄉歌兩首	二五八五
後追和梅歌四首	二五八六
遊於松浦河贈歌一首	二五八六
答歌一首	二五八六
蓬客等更贈歌三首	二五八七
娘等更報歌三首	二五八七
後人追和歌三首	二五八七
奉和諸人梅花歌一首	二五八八
和松浦仙媛歌一首	二五八八
思君未盡重題二首	二五八八
憶良作歌三首	二五八八
同一首	二五八九



後人追和歌一首……………二五八九  
 最後人追和一首……………二五八九  
 最最後人追和二首……………二五九〇  
 書殿餞酒日倭歌四首……………二五九〇  
 聊布私懷歌三首……………二五九一  
 三島王後追和松浦佐用嬪面歌一首……………二五九一  
 大典麻田連陽春爲大伴君能疑述志歌二首……………二五九一  
 敬和爲能疑述其志歌一首并短歌五首……………二五九二  
 貧窮問答歌一首并短歌三首……………二五九四  
 好去好來歌一首并短歌二首……………二五九六  
 老身重病經年辛苦及思兒等歌五首……………二五九八  
 戀男子名古口歌三首……………二六〇〇  
 萬葉集卷十之考標〔流布本卷九〕

雜歌

泊瀬朝倉宮御宇天皇御製歌一首……………二六〇三  
 尚本宮御宇天皇幸紀伊國時歌二首……………二六〇三  
 大寶元年辛丑冬十月幸紀伊國時歌十三首……………二六〇四

後人歌三首……………二六〇六  
 獻忍壁皇子歌一首……………二六〇六  
今本こゝに詠仙人形とあるはいと後人のわざあるかればすてつ  
 獻舍人皇子歌二首……………二六〇六  
 泉河邊間人宿禰作歌二首……………二六〇七  
 鶯坂作歌一首……………二六〇七  
 名木河作歌一首……………二六〇七  
諸本こゝを二首とすれど一首は落失たるか今一首なり一首ならびてあるは名木河の歌にあらざる事は考に云  
 杏人濱作歌一首……………二六〇八  
今本此歌ありて端詞なし歌によりて端詞を補ひ此標をも補へり名木河歌にあらぬ事考に云  
 高島作歌二首……………二六〇八  
 紀伊國作歌二首……………二六〇八  
 鶯坂作歌一首……………二六〇八  
 泉河作歌一首……………二六〇九  
 名木河作歌三首……………二六〇九  
 宇治河作歌二首……………二六〇九  
 獻弓削皇子歌三首……………二六〇九  
 獻舍人皇子歌二首……………二六一〇

舍人皇子御歌一首……………二六一〇  
 鶯坂作歌一首……………二六一〇  
 泉河邊作歌一首……………二六一〇  
 獻弓削皇子歌一首……………二六一一  
柿本朝臣人麻呂歌二首(人麻呂歌下集字脱歟)  
 登筑波山詠月一首……………二六一一  
 幸芳野離宮時歌二首……………二六一一  
 槐本歌一首……………二六一二  
 山上歌一首……………二六一二  
 春日歌一首……………二六一二  
 高市歌一首……………二六一二  
 春日藏歌一首……………二六一二  
 元仁歌一首……………二六一三  
 絹歌一首……………二六一三  
 島足歌一首……………二六一三  
 麻呂歌一首……………二六一三  
 丹比真人歌一首……………二六一三  
 和歌一首……………二六一三  
 石川郷歌一首……………二六一四  
 宇合卿歌三首……………二六一四

恭師歌二首……………二六一四  
 小辨歌一首……………二六一四  
 伊保麻呂歌一首……………二六一五  
 式部大倭芳野作歌一首……………二六一五  
今本式部大倭とのみあり芳野云云は歌の右を以て補へり  
 兵部川原歌一首……………二六一五  
 詠上總末珠名娘子一首并短歌……………二六一五  
 詠水江浦島子一首并短歌……………二六一六  
 見河内大橋獨去娘子歌一首并短歌……………二六一八  
 見武藏少崎沼鴨作歌一首……………二六一九  
 那賀郡曝井歌一首……………二六一九  
 手綱濱歌一首……………二六一九  
 春三月諸卿大夫等下難波時歌二首并短歌……………二六一九  
 難波經宿明日還來時歌一首并短歌……………二六一一  
 檢稅使大伴卿登筑波山時歌一首并短歌……………二六一一  
 詠霍公鳥歌一首并短歌……………二六一二  
 登筑波山歌一首并短歌……………二六一二  
 登筑波嶺爲繼歌會日作一首并短歌……………二六一三  
 詠鳴鹿歌一首并短歌……………二六一四



沙彌女王歌一首……………二六二四  
 七夕歌一首并短歌……………二六二四  
 相聞  
 振田向宿禰退筑紫國時歌一首……………二六二五  
 和氣(今本按氣と有)大首任筑紫時娶豐前國  
 娘子紐兒作歌三首……………二六二五  
 大神大夫任長門守時集三輪河邊宴歌二  
 首……………二六二六  
 大神大夫任筑紫國時阿倍大夫作歌一首……………二六二六  
 獻弓削皇子歌一首……………二六二六  
 獻舍人皇子歌二首……………二六二六  
 石河大夫遷任上京時娘子贈歌二首……………二六二六  
 藤井連遷任上京時娘贈歌一首……………二六二七  
 藤井連和歌一首……………二六二七  
 鹿島郡野橋別大伴卿歌一首并短歌……………二六二七  
 與妻歌一首……………二六二八  
 妻和歌一首……………二六二八  
 贈入唐使歌一首……………二六二八  
 神龜五年戊辰秋八月歌一首并短歌……………二六二九  
 天平元年己巳冬十二月歌一首并短歌……………二六二九

天平五年癸酉遣唐使船發難波入海之時  
 親母贈子歌一首并短歌……………二六三〇  
 思娘子作歌一首并短歌……………二六三一  
 挽歌  
 宇治若郎子宮所歌一首……………二六三一  
 紀伊國作歌四首……………二六三二  
 過足柄坂見死人作歌一首并短歌……………二六三二  
 過葦屋處女墓時作歌一首并短歌……………二六三三  
 哀弟死去作歌一首并短歌……………二六三四  
 詠勝鹿眞間娘子歌一首并短歌……………二六三四  
 見菟名負處女墓歌一首并短歌……………二六三五  
 今本菟原處女とあるは誤なる事考にくわしく云歌の旨によりて字  
 を改  
 萬葉集卷十一之考標(流布本卷十五)  
 天平八年丙子夏六月遣使新羅國之時使  
 人等各悲別贈答及海路之上慟旅陳思  
 作歌并當所詠古歌三十四首……………二六三八  
 一、に歌數をあげし例は次々に見えたるに終の標にてかくあるべ  
 きことわりあるれば、こゝに三十四首の數を補へり始にもいふ如  
 く、こゝはあけて大書してすべてまかする標なり扱此次にこれとな

らべて贈答十一首云云より當所詠古歌十首とあるまてはおくの  
 歌の左に贈答又讀人名又還私家陳思などてふ事を歌にまかすま  
 るして始の標にすへあけしをたすけて見やすからしめたるなれば  
 惣標と同じ並に書べきことばりならずそをまりやすからんをい  
 ば當所詠古歌といふ目既にかきて又同じ並にかくへきよしなきを  
 もてもまゐるべし歌の左の目一つらに上にて書しは今本の誤な  
 り

を一字あけて書べきをまり此目の次に丹比大夫云云下けてかきし  
 をして歌の右にある目ば下て書べきをまゐるまて今本に右にならべ  
 る屬物發思歌云云以下を下て書し誤をまゐる何ぞといは、右の丹比  
 大夫云云は挽歌なり其次肥前國松浦郡云云の目までは挽歌ならず  
 されば此十二條は歌の右に書しなれば必古挽歌と有るに同じくな  
 らべくべきを短歌の左右にかけるもてわかちて見るべし二首の  
 字を補ふ事始に云が如し

贈答歌十一首……………二六三八  
 秦間滿歌一首……………二六四〇  
 暫還私家陳思歌一首……………二六四〇  
 臨發之時歌三首……………二六四〇  
 乘船入海路上作歌八首……………二六四〇  
 當所詠古歌十首……………二六四一  
 備後國水調郡長井浦船泊之夜作歌三首……………二六四三  
 以下從長門浦云云迄共に五の條は別の標にて始て天平八年云云に  
 同じことわりなればあけて大書にすへき事此目はおくの歌の右に  
 書るをもてまゐるよりて別に上書て大書になせり此次々にてらし  
 合てまゐるべし  
 風速浦船泊之夜作歌二首……………二六四四  
 安藝國長門島船泊磯邊作歌五首……………二六四四  
 從長門浦船出之夜仰觀月光作歌三首……………二六四四  
 古挽歌二首……………二六四五  
 此古挽歌と次の挽歌を一字上て今本に書しめて始の天平八年云云

丹比大夫悽愴亡妻挽歌一首并短歌一  
 首……………二六四五  
 屬物發思歌一首并短歌二首……………二六四六  
 周防國玖珂郡麻里布浦行之時作歌八首……………二六四七  
 過大島鳴門而經再宿之後追作歌二首……………二六四八  
 熊毛浦船泊之夜作歌四首……………二六四九  
 佐婆海中忽遭逆風漂流著豐前國下毛郡  
 分間浦追恨艱難作歌八首……………二六四九  
 至筑紫館遙望本郷悽愴作歌四首……………二六五〇  
 七夕仰觀天漢各陳所思作歌三首……………二六五〇  
 海邊望月作歌九首……………二六五一  
 到筑前國志摩郡之韓亭作歌六首……………二六五二  
 引津亭船泊之夜作歌七首……………二六五三  
 一、に夜の字を落せり歌の右に書しも同く落せり歌によりて例に  
 准て補へり



肥前國松浦郡拍島亭船泊之夜作歌七首……二六五四  
挽歌九首……二六五五

今本此標を一字あげ書しはよし其次歌目は挽歌なれば下て書しよし其次四條をならべ書しは前に云如く誤なり歌数を補ふ事も前にいふが如し

到壹岐島雪連宅滿死去之時作歌一首  
并短歌二首……二六五五

葛井連老作歌一首短歌二首……二六五六  
六鯖作歌一首并短歌二首……二六五七

到對馬島淺茅浦船泊之時作歌三首……二六五八

此標をあげて書しは挽歌ならぬよしは前にいふが如し且右の挽歌の歌数を歌の左に二字さげてあるは此標をその次の歌の右に一字上て書しを見てすべては亂れこは正しきをも知れ

竹敷浦船泊之時作歌十八首……二六五八

今本此十八首も歌の左によみ入る事事はしめの天平八年云云に同じさまなれども幾ばよみ人の傳へあればあるし幾ばよみ人の名傳へなければあるす同地にてよめる歌にて數は少ければ見るにわからずかれば小目を標にふるさすこなもて歌の左なるは標にならべ書べからぬをなほおもふべし

回來筑紫海路入京到播磨國家島作歌五

首……二六六〇

中臣朝臣宅守娶藏部女嫂狹野茅上娘子

之時勅斷流罪配越前國也於是夫婦相  
嘆易別難會各陳慟情贈情歌

六十三首……二六六一

今本こゝに六十三首と書しは既にもいふ如く今改めて下て小書せし次の小目の歌数をすべ擧たるなりこゝと右に上書て標をたてし條毎に歌數あるを以て始の天平八年云云の標以下挽歌とあるにも必歌數をあげべき事をまれりきて此標に續紀を案るに天平十二年六月十五日詔云云宜大赦天下云云好他妻云云石上乙麻呂中臣宅守飽海古良比不在赦限かく見たりこは嫂を好せし罪によりて流罪せるなり其時の贈答の歌のつたはれるを此卷に斯はあげしなり

臨別娘子悲嘆作歌四首……二六六一

中臣朝臣宅守上道作歌四首……二六六二

至配所中臣朝臣宅守作歌十四首……二六六二

娘子留京悲傷作歌九首……二六六四

中臣朝臣宅守作歌十三首……二六六五

娘子作歌八首……二六六七

中臣朝臣宅守更贈歌二首……二六六七

今本こゝに三首と書しは誤なりかくの歌の左に二首とありて歌も二首なりこゝを三首として六十四首となりて始にあげしにあはざるをおもへ

娘子和贈歌二首……二六六八

中臣朝臣宅守作歌七首……二六六八

かくあるべきを今本に寄佐島陳思てふ五字あるは歌の左にかくあるを後人の書加し事あるれば例によりてすてつ其よし歌の左にもいふ合せ見てあるべし作歌の二字は標の書體によりてのこせり今本此一行を一字あげて書しは殊更に誤れり右にいふ如くなれば上て書べきいはれなしこなもて亂本のさま思ひはかるべし

萬葉集卷十二之考標〔流布本卷八〕

春雜歌

志貴皇子權御歌一首……二六六九

鏡女王歌一首……二六六九

今本鏡女王とある誤なるよし考にいふ

駿河采女歌一首……二六七〇

尾強連歌二首……二六七〇

今本こゝに名詞とあり前の卷にいとほきて姓あるは名加變稱などな書し有そは私の集めなればなり後人書加ふるければ捨つ

中納言阿倍廣庭卿歌一首……二六七〇

山部宿禰赤人歌四首……二六七〇

草香山歌一首……二六七一

櫻花歌一首并短歌……二六七一

山部宿禰赤人歌一首……二六七二

大伴坂上郎女柳歌二首……二六七二

大伴宿禰三林梅歌一首……二六七二

厚見王歌一首……二六七二

大伴宿禰村上梅歌二首……二六七三

大伴宿禰駿河麻呂歌一首……二六七三

中臣朝臣武良自歌一首……二六七三

河邊朝臣東人歌一首……二六七三

大伴宿禰家持鶯歌一首……二六七三

大藏少輔丹比屋主真人歌一首……二六七三

丹比真人乙麻呂歌一首……二六七三

高田女王歌一首……二六七三

大伴坂上郎女歌一首……二六七四

大伴宿禰家持春鳩歌一首……二六七四

大伴坂上郎女歌一首……二六七四

春相聞

今本是を並よりも一字あげて書しは誤なり既はしめに雜歌にあるは一字にて書歌の右にも右に同じ前の卷の書體にならびて改む

大伴宿禰家持贈坂上家之大嬢歌一首……二六七四

大伴田村家之大嬢與妹坂上大嬢歌一首……二六七四

大伴宿禰坂上郎女歌一首……二六七五

笠郎女贈大伴家持歌一首……二六七五



紀郎女歌一首……………二六七五  
 天平五年癸酉春閏三月笠朝臣金村入唐  
 使歌一首并短歌……………二六七五

今本の標此年號を一字あけて別行に書しは誤なり歌の左右に書しは皆一字さけて書べき端緒ととも小書にせりこれをよしとす且此度の遣唐使出船は天平四年八月なるを家集の略記に歸京朝拜の年月を歌の右には書下し給へるを標はもとより後に書し物なれば肩書などにせしか傳寫の誤にて亂て別の行に書せし時一字上て書しならん

藤原朝臣廣嗣櫻花贈娘子歌一首……………二六七六  
 娘子和歌一首……………二六七六  
 厚見王贈久米郎女歌一首……………二六七六  
今本久米女郎とあるに字を上下せしなり誤るればならん  
 久米郎女報贈歌一首……………二六七六  
 紀郎女贈大伴宿禰家持歌二首……………二六七六  
 大伴家持贈和歌二首……………二六七七  
 大伴家持贈坂上大嬢歌一首……………二六七八

夏雜歌

既云加くなれば書體をあらたむ  
 藤原夫人歌一首……………二六七八  
 志貴皇子御歌一首……………二六七八

弓削皇子御歌一首……………二六七八  
 小治田廣瀨王雀公鳥歌一首……………二六七八  
 沙彌雀公鳥歌一首……………二六七八  
 刀理宣令歌一首……………二六七九  
 山部宿禰赤人歌一首……………二六七九  
 式部大輔石上堅魚朝臣歌一首……………二六七九  
 太宰帥大伴卿和歌一首……………二六七九  
 大伴坂上郎女思筑紫大城山歌一首……………二六七九  
 大伴坂上郎女雀公鳥歌一首……………二六八〇  
 小治田朝臣廣耳歌一首……………二六八〇  
 大伴家持雀公鳥歌一首……………二六八〇  
 同家持橘歌一首……………二六八〇  
 同家持晚蟬歌一首……………二六八〇  
 大伴書持歌二首……………二六八〇  
 大伴清繩歌一首……………二六八〇  
 庵君諸立歌一首……………二六八〇  
 大伴坂上郎女歌一首……………二六八〇  
 大伴家持唐棣花歌一首……………二六八〇  
 同家持悵雀公鳥晚喧歌二首……………二六八〇  
 同家持權雀公鳥歌一首……………二六八一

同家持惜橘花歌一首……………二六八一

同家持雀公鳥歌一首……………二六八一  
 同家持雨日聞雀公鳥喧歌一首……………二六八一  
 橘歌一首 遊行女婦……………二六八一  
 大伴村上橘歌一首……………二六八一  
 大伴家持雀公鳥歌二首……………二六八一  
 同家持石竹花歌一首……………二六八一  
 惜不登筑波山歌一首……………二六八一

夏相聞

書體をあらためぬる事既いへり

大伴坂上郎女歌一首……………二六八二  
 大伴四繩宴吟歌一首……………二六八二  
 大伴坂上郎女歌一首……………二六八二  
 小治田朝臣廣耳歌一首……………二六八二  
 大伴坂上郎女歌一首……………二六八二  
 紀朝臣豊河歌一首……………二六八二  
 高安歌一首……………二六八二  
 大神郎女贈大伴家持歌一首……………二六八二  
 大伴田村大嬢與妹坂上大嬢歌一首……………二六八二  
 大伴家持攀橘花贈坂上大嬢歌一首并短

歌……………

同家持贈紀女郎歌一首……………二六八三

秋雜歌

右に同じ

崗本天皇御製歌一首……………二六八三  
 大津皇子御歌一首……………二六八三  
 穗積皇子御歌二首……………二六八三  
 但馬皇子御歌一首……………二六八四

今本こゝに一書云山部王作とあるは考にも云如く後人書加へまるければすつ

山部王惜秋葉歌一首……………二六八四  
 長屋王歌一首……………二六八四  
 山上憶良七夕歌十二首……………二六八四  
 太宰諸卿大夫并官人等宴筑前國蘆城驛  
 家歌二首……………二六八六  
 笠朝臣金村伊香山作歌二首……………二六八六  
 石川朝臣老夫歌一首……………二六八六  
 藤原宇合卿歌一首……………二六八七  
 縁達師歌一首……………二六八七  
 山上憶良詠秋野花歌二首……………二六八七



天皇御製歌二首……………二六八七  
 太宰帥大伴卿歌二首……………二六八七  
 三原王歌二首……………二六八八  
 湯原王七夕歌二首……………二六八八  
 市原王七夕歌一首……………二六八八  
 藤原八束歌一首……………二六八八  
 大伴坂上郎女晚芽子歌一首……………二六八八  
 典鑄正紀朝臣鹿人至衛門大尉大伴宿禰  
 稻公跡見庄作歌一首……………二六八八  
 湯原王鳴鹿歌一首……………二六八九  
 市原王歌一首……………二六八九  
 湯原王蟋蟀歌一首……………二六八九  
 衛門大尉大伴宿禰稻公歌一首……………二六八九  
 大伴家持和歌一首……………二六八九  
 安貴王歌一首……………二六八九  
 忌部首黑麻呂歌一首……………二六八九  
 故郷豊浦寺之尼私宴歌三首……………二六八九  
 大伴坂上郎女跡見田庄歌二首……………二六九〇  
 巫部麻蘇娘女鴈歌一首……………二六九〇  
 大伴家持和歌一首……………二六九〇

日置長枝娘子歌一首……………二六九〇  
 大伴家持和歌一首……………二六九〇  
 同家持秋歌四首……………二六九〇  
 藤原朝臣八束歌二首……………二六九一  
 大伴家持白露歌一首……………二六九一  
 大伴村上歌二首……………二六九一  
 右大臣橘家宴歌七首……………二六九一  
 橘朝臣奈良麻呂結集宴歌十一首……………二六九二  
 大伴坂上郎女竹田庄作歌二首……………二六九三  
 佛前唱歌一首……………二六九三  
 大伴宿禰像見歌一首……………二六九三  
 大伴家持到娘子門作歌一首……………二六九三  
 同家持秋歌三首……………二六九三  
 内舍人石川朝臣廣成歌二首……………二六九四  
 大伴宿禰家持鹿鳴歌二首……………二六九四  
 大原真人今城傷惜寧樂故郷歌一首……………二六九四  
 大伴宿禰家持歌一首……………二六九四  
 秋相聞  
 額田女王思近江天皇作歌一首……………二六九四

今本額田王とあるは誤なる事考にいふ

鏡女王作歌一首……………二六九五

今本鏡女王とあるは誤なる事考にいふ

弓削皇子御歌一首……………二六九五  
 丹比真人歌一首……………二六九五  
 丹生女王贈太宰帥大伴卿歌一首……………二六九五  
 笠縫女王歌一首……………二六九六  
 石川賀係郎女歌一首……………二六九六  
 賀茂女王歌一首……………二六九六  
 遠江守櫻井王奉天皇歌一首……………二六九六  
 天皇賜報御歌一首……………二六九七  
 笠郎女贈大伴宿禰家持歌一首……………二六九七  
 山口女王賜大伴宿禰家持歌一首……………二六九七  
 湯原王贈娘子歌一首……………二六九七  
 大伴家持至姑坂上郎女竹田庄作歌一首……………二六九七  
 大伴坂上郎女和歌一首……………二六九八  
 巫部麻蘇娘子歌一首……………二六九八  
 大伴田村大嬢與妹坂上大嬢歌二首……………二六九八  
 坂上大嬢秋稻縹贈大伴宿禰家持歌一首……………二六九八  
 大伴宿禰家持報歌一首……………二六九八

又報脱著身衣贈家持歌一首……………二六九九

大伴宿禰家持攀非時藤花并芽子黄葉二

物贈坂上大嬢歌二首……………二六九九

同家持贈坂上大嬢歌一首并短歌……………二六九九

同家持贈安倍郎女秋歌一首……………二七〇〇

同家持從久邇京贈留寧樂宅坂上大嬢歌

一首……………二七〇〇

或者贈尼歌二首……………二七〇〇

尼作上句令詠大伴宿禰家持續下句和歌

一首……………二七〇〇

冬雜歌

既に云知くなればあらたむ

舍人娘子雪歌一首……………二七〇一

太上天皇御製歌一首……………二七〇一

天皇御製歌一首……………二七〇一

太宰帥大伴卿冬日見雪憶京歌一首……………二七〇一

同卿梅歌一首……………二七〇一

角朝臣廣辨雪梅歌一首……………二七〇一

安倍朝臣與道雪歌一首……………二七〇二

若櫻部朝臣君足雪歌一首……………二七〇二



三野連石守梅歌一首……………二七〇二  
 巨勢朝臣宿奈麻呂雪歌一首……………二七〇二  
 小治田朝臣東麻呂雪歌一首……………二七〇二  
 忌部首黑麻呂雪歌一首……………二七〇二  
 紀少鹿郎女梅歌一首……………二七〇二  
 大伴宿禰家持雪梅歌一首……………二七〇二  
 御在西池邊肆宴歌一首……………二七〇二  
 大伴坂上郎女歌一首……………二七〇三  
 池田廣津娘女梅歌一首……………二七〇三  
 縣犬養娘子依梅發思歌一首……………二七〇三  
 大伴坂上郎女雪歌一首……………二七〇三

冬相聞

既にいふ如くなれば改む  
 三國真人足歌一首……………二七〇三  
 大伴坂上郎女歌一首……………二七〇三  
 和歌一首……………二七〇三  
 藤原后奉天皇御歌一首……………二七〇三  
 池田廣津娘子歌一首……………二七〇四  
 大伴宿禰駿河麻呂歌一首……………二七〇四  
 紀少鹿女郎歌一首……………二七〇四

大伴田村大娘與妹坂上大娘歌一首……………二七〇四  
 大伴宿禰家持歌一首……………二七〇四  
 萬葉集卷十三之考標〔流布本卷四〕

相聞

難波高津宮天皇妹奉上山跡皇兄御歌……………二七〇五  
 高市岡本宮天皇御製歌〔短長〕……………二七〇五  
 近江大津宮額田女王思天皇作歌……………二七〇六  
 鏡女王作歌……………二七〇六  
 大伴家持贈……………二七〇六  
 吹黃刀自和歌……………二七〇六  
 田部忌寸櫟了任太宰時歌〔四〕……………二七〇七  
 柿本朝臣人麻呂歌〔四〕……………二七〇七  
 基檀越往伊勢國時留妻作歌……………二七〇八  
 柿本朝臣人麻呂歌〔三〕……………二七〇八  
 阿部郎女歌……………二七〇九  
 駿河采女歌……………二七〇九  
 三方沙彌歌……………二七〇九  
 丹比真人笠麻呂下筑紫國時作歌〔短長〕……………二七〇九

幸伊勢國時當麻呂大人妻作歌……………二七一  
 草娘歌……………二七一  
 志貴皇子御歌……………二七一  
 阿部郎女歌……………二七一  
 中臣朝臣東人贈阿部郎女歌……………二七一  
 阿部郎女報贈歌……………二七一  
 大納言兼大將軍大伴卿歌……………二七一  
 石川郎女歌……………二七一  
 大伴郎女歌……………二七一  
 後人追和歌……………二七一

今本和を同とするは誤なり一本による

藤原宇合大夫遷任上京時常陸娘子贈歌……………二七一  
 京職大夫藤原麻呂太夫贈大伴郎女歌……………二七一  
 今本藤原を草とするは僻事なり歌の右による  
 大伴坂上郎女和歌〔四〕……………二七一  
 又大伴坂上郎女歌……………二七一  
 寧樂宮天皇賜海上女王御歌……………二七一  
 海上女王奉和歌……………二七一  
 大伴宿奈麻呂宿禰歌……………二七一  
 安貴王戀歌〔長短〕……………二七一

門部王戀歌……………二七一  
 高田女王贈今城王歌……………二七一  
 神龜元年幸紀伊國之時爲贈從駕人所詠  
 娘子笠朝臣金村作歌〔短長〕……………二七一  
 二年幸三香原離宮之時得娘子笠朝臣金  
 村作歌〔短長〕……………二七一  
 五年太宰少貳石川朝臣足人遷任餞于筑  
 前國蘆城驛家歌……………二七一  
 大伴宿禰三依歌……………二七一  
 丹生女王贈太宰帥大伴卿歌……………二七一  
 太宰帥大伴卿贈大貳丹比縣守卿遷任民  
 部卿歌……………二七一

賀茂女王贈大伴宿禰三依歌……………二七一  
 土師宿禰水通從筑紫上京路作歌……………二七一  
 太宰大監大伴宿禰百代戀歌〔四〕……………二七一  
 大伴坂上郎女歌……………二七一  
 賀茂女王歌……………二七一  
 太宰大監大伴宿禰百代等贈驛使歌……………二七一  
 太宰帥大伴卿被任大納言監入京之時府  
 官人等餞于筑前國蘆城驛家歌〔四〕……………二七一



太宰帥大伴卿上京之後沙彌滿誓贈卿歌(二) 二七二二  
今本には滿誓沙彌とせり歌の右による  
 大納言大伴卿和歌(二) 二七二二  
 太宰帥大伴卿上京之後筑後守葛井連大  
 成悲嘆作歌(一) 二七二二  
 大納言大伴卿新袍贈攝津大夫高安王歌(一) 二七二二  
 大伴宿禰三依悲別歌(一) 二七二三  
 金明軍與大伴宿禰家持歌(二) 二七二三  
 大伴宿禰家持贈大伴坂上家之大娘歌(一) 二七二三  
贈大娘歌今本には目錄にも歌の右にも脱たりよしは考にいふ  
 大伴坂上家之大娘報贈大伴宿禰家持歌(三) 二七二三  
 大伴坂上郎女歌(一) 二七二四  
 大伴宿禰稻公贈田村大娘歌(一) 二七二四  
 笠郎女贈大伴宿禰家持歌(二十四) 二七二四  
 大伴宿禰家持和歌(二) 二七二七  
 山口女王贈大伴宿禰家持歌(五) 二七二七  
 大神郎女贈大伴宿禰家持歌(一) 二七二八  
 大伴坂上郎女怨恨歌(長一) 二七二八  
 西海道節度使判官佐伯宿禰東人妻贈夫  
 君歌(一) 二七二八

佐伯宿禰東人和歌(一) 二七二九  
 池邊王宴誦歌(一) 二七二九  
今本にこを一字上に書しは誤なり  
 天皇思酒人女王御製歌(一) 二七二九  
 高安王娶紬贈娘子歌(一) 二七二九  
 八代女王獻天皇歌(一) 二七二九  
又云如く一字上しは誤  
 娘子贈佐伯宿禰赤麻呂歌(一) 二七二九  
今本報は衍  
 佐伯宿禰赤麻呂歌(一) 二七三〇  
 大伴四綱宴席歌(一) 二七三〇  
 佐伯宿禰赤麻呂歌(一) 二七三〇  
 湯原王贈娘子歌(一) 二七三〇  
又右におなし  
 娘子報贈歌(一) 二七三〇  
 湯原王亦贈歌(一) 二七三一  
 娘子復報歌(一) 二七三一  
 湯原王亦贈歌(一) 二七三一  
 娘子復報贈歌(一) 二七三一  
今本亦を人に誤又と有しを人に誤ならん  
 娘子復報贈歌(一) 二七三一

湯原王歌(一) 二七三一  
 紀郎女怨恨歌(三) 二七三二  
 大伴宿禰駿河麻呂歌(一) 二七三二  
 大伴坂上郎女歌(一) 二七三二  
 大伴宿禰駿河麻呂歌(一) 二七三二  
 大伴坂上郎女歌(一) 二七三二  
 大伴宿禰三依離復相歡歌(一) 二七三三  
 大伴坂上郎女歌(一) 二七三三  
 大伴宿禰駿河麻呂歌(三) 二七三三  
 大伴坂上郎女歌(六) 二七三四  
 市原王歌(一) 二七三五  
 安部宿禰年定歌(一) 二七三五  
今本定を之に誤る  
 大伴像見歌(一) 二七三五  
 安部朝臣蟲麻呂歌(一) 二七三五  
 大伴坂上郎女歌(一) 二七三五  
 厚見王歌(一) 二七三六  
 春日王歌(一) 二七三六  
 湯原王歌(一) 二七三六  
 和歌(一) 二七三六

安倍朝臣蟲麻呂歌(一) 二七三六  
 大伴坂上郎女歌(三) 二七三六  
 中臣郎女贈大伴宿禰家持歌(五) 二七三六  
 大伴宿禰家持與交遊之別歌(三) 二七三七  
 大伴坂上郎女歌(七) 二七三七  
 大伴宿禰三依悲別歌(一) 二七三七  
 大伴宿禰家持贈娘子歌(一) 二七三八  
 大伴宿禰千室歌(一) 二七三八  
 廣河女王歌(一) 二七三八  
 石川朝臣廣成歌(一) 二七三八  
 大伴宿禰像見歌(三) 二七三八  
 大伴宿禰家持到娘子之門作歌(一) 二七三八  
 河内百枝娘子贈大伴宿禰家持歌(一) 二七三八  
 巫部麻蘇娘子歌(一) 二七三九  
 大伴宿禰家持贈童女歌(一) 二七三九  
 童女來報歌(一) 二七三九  
今本の標符字有り歌の心と一本による  
 粟田娘子贈大伴宿禰家持歌(一) 二七三九  
 豐前國娘子大宅女歌(一) 二七四〇  
 安都扉娘子歌(一) 二七四〇



丹波大娘子歌(一)……………二七四〇  
 大伴宿禰家持贈娘子歌(七)……………二七四〇  
 獻天皇歌(一)……………二七四一  
 大伴宿禰家持歌(一)……………二七四一  
 大伴坂上郎女從跡見庄贈留宅女子大嬢  
 歌(長一)……………二七四一  
 歌(短一)……………二七四一  
 獻天皇歌(二)……………二七四一  
 大伴宿禰家持贈坂上家大嬢歌(二)……………二七四二  
 大伴坂上大嬢贈大伴宿禰家持歌(一)……………二七四二  
 又大伴宿禰家持和歌(三)……………二七四二  
 同坂上大嬢贈家持歌(一)……………二七四三  
 又家持和坂上大嬢歌(二)……………二七四三  
 同大嬢贈家持歌(三)……………二七四三  
 又家持和坂上大嬢歌(三)……………二七四三  
 更大伴宿禰家持贈坂上大嬢歌(十五)……………二七四三  
 大伴田村家之大嬢贈姊坂上大嬢歌(四)……………二七四五  
 大伴坂上郎女從竹田庄贈女子大嬢歌(三)……………二七四五  
 紀郎女贈大伴宿禰家持歌(三)……………二七四六  
 大伴宿禰家持和歌(一)……………二七四六  
 在久邇京思留寧樂宅舊京坂上大嬢大伴

宿禰家持作歌(一)……………二七四六  
 藤原郎女聞之和歌(一)……………二七四六  
 大伴宿禰家持更贈大嬢歌(二)……………二七四七  
 大伴宿禰家持報贈紀郎女歌(二)……………二七四七  
 大伴宿禰家持從久邇京贈坂上大嬢歌(五)……………二七四七  
 大伴宿禰家持贈紀郎女歌(一)……………二七四八  
 紀郎女報贈家持歌(一)……………二七四八  
 大伴宿禰家持更贈紀郎女歌(五)……………二七四八  
 紀郎女器物贈友歌(一)……………二七四九  
 大伴宿禰家持贈娘歌(三)……………二七四九  
 大伴宿禰家持報贈藤原朝臣久須麻呂歌(三)……………二七四九  
 又家持贈藤原朝臣久須麻呂歌(二)……………二七五〇  
 藤原朝臣久須麻呂來報歌(二)……………二七五〇  
 萬葉集卷十四之考標〔流布本卷三〕  
 雜歌  
 藤原宮天皇御遊雷岳之時柿本朝臣人麻呂歌(一)……………二七五一  
 呂歌(一)……………二七五一  
 寧樂宮天皇賜志斐姬御歌(一)……………二七五二  
 志斐姬奉和歌(一)……………二七五二

長忌寸意吉麻呂應詔歌(一)……………二七五二  
 長皇子遊獵路池之時柿本朝臣人麻呂歌  
 (長一)……………二七五二  
 (短一)……………二七五二  
 〔同或本反歌(一)〕……………二七五二  
 弓削皇子遊吉野之時御歌(一)……………二七五四  
 春日王奉和歌(一)……………二七五四  
 長田王被遣筑紫渡水島之時歌(二)……………二七五四  
 石川太夫和歌(一)……………二七五四  
 又長田王作歌(一)……………二七五五  
 柿本朝臣人麻呂羈旅歌(八)……………二七五五  
 鴨君足人香具山歌(長一)……………二七五七  
 短(一)……………二七五七  
 柿本朝臣人麻呂獻新田部皇子歌(長一)……………二七五九  
 短(一)……………二七五九  
 刑部垂麻呂從近江國上來時歌(一)……………二七六〇  
 柿本朝臣人麻呂近江國上來至宇治河歌(一)……………二七六〇  
 長忌寸與麻呂歌(一)……………二七六〇  
 柿本朝臣人麻呂歌(一)……………二七六一  
 志貴皇子御歌(一)……………二七六一  
 長屋王故鄉歌(一)……………二七六一  
 阿倍郎女屋部坂歌(一)……………二七六一  
 高市連黑人羈旅歌(八)……………二七六二

石川郎女歌(一)……………二七六四  
 高市連黑人歌(一)……………二七六四  
 黑人妻答歌(一)……………二七六五  
 春日藏首老歌(一)……………二七六五  
 高市連黑人歌(一)……………二七六六  
 春日藏首老歌(一)……………二七六六  
 丹比真人笠麻呂往紀伊國超勢能山時歌(一)……………二七六六  
 春日藏首老即和歌(一)……………二七六六  
 幸志賀之時石上卿歌(一)……………二七六七  
 積穗朝臣老歌(一)……………二七六七  
 間人宿禰大浦初月歌(一)……………二七六七  
 小田事勢能山歌(一)……………二七六八  
 角兄麻呂歌(四)……………二七六八  
 田口益人大夫任上野國司至駿河國清見  
 崎歌(一)……………二七六九  
 辨基歌(一)……………二七六九  
 大納言大伴卿歌(一)……………二七七〇  
 長屋王駐馬寧樂山作歌(一)……………二七七〇  
 中納言安倍廣庭卿歌(一)……………二七七一  
 柿本朝臣人麻呂下筑紫國時海路歌(一)……………二七七一



高市連黑人近江舊都歌(二)	二七七
幸伊勢國之時安貴王歌(二)	二七七
博通法師往紀伊見穗石室歌(三)	二七七
門部王眺東市之樹作歌(一)	二七七
鞍作村主益人從豐前國上京之時作歌(二)	二七七
式部卿藤原守合卿被使改造難波塔之時歌(一)	二七七
土理宣令歌(二)	二七七
波多朝臣少足歌(二)	二七七
暮春之月幸芳野離宮之時中納言大伴卿奉勅作歌(短長)	二七五
山部宿禰赤人望不盡山歌(短長)	二七五
詠不盡山歌(短長)	二七七
山部宿禰赤人至伊豫溫泉作歌(短長)	二七九
登神岳山部宿禰赤人作歌(短長)	二七八
門部王在難波見漁父燭光作歌(一)	二七八
或娘子等贈裏乾餛飩請通觀僧之咒願之時通觀作歌(一)	二七八
太宰少貳小野老朝臣歌(二)	二七八
防人司祐大伴四綱歌(二)	二七八
帥大伴卿歌(五)	二七八
沙彌滿誓詠綿歌(二)	二七八
山上憶良臣罷宴歌(一)	二七八
太宰帥大伴卿讚酒歌(十三)	二七八
滿誓沙彌歌(二)	二七八
若湯座王歌(一)	二七八
釋通觀歌(一)	二七八
日置少老歌(二)	二七八
生石村主真人歌(一)	二七八
上古麻呂歌(二)	二七八
山部宿禰赤人歌(四)	二七八
笠朝臣金村鹽津山作歌(三)	二七九
角鹿津乘船之時笠朝臣金村歌(短長)	二七九
石上太夫歌(一)	二七九
和歌(一)	二七九
安部廣庭卿歌(二)	二七九
出雲守門部王思京師歌(一)	二七九
山部宿禰赤人登春日野山歌(短長)	二七九
石上乙麻呂朝臣歌(一)	二七九
湯原王芳野歌(一)	二七九

湯原王宴席歌(三)	二七九
山部宿禰赤人詠故太政大臣藤原家之山池歌(一)	二七九
大伴坂上郎女祭神歌(短長)	二七九
筑紫娘子贈行旅歌(一)	二七九
登筑波岳丹比真人國人作歌(短長)	二七九
山部宿禰赤人歌(二)	二七九
肥前國人登杵島嶺宴歌	二七九
仙柘枝歌(三)	二七九
羈旅歌(短長)	二八〇
警喻歌	
紀皇女御歌(一)	二八〇
造筑紫觀世音寺別當沙彌滿誓歌(一)	二八〇
太宰大監大伴宿禰百代梅歌(一)	二八〇
滿誓沙彌月歌(二)	二八〇
金明軍歌(一)	二八〇
笠郎女贈大伴宿禰家持歌(三)	二八〇
藤原朝臣八束梅歌(一)	二八〇
大伴宿禰駿河麻呂梅歌(一)	二八〇
大伴坂上郎女宴親族之日吟歌(一)	二八〇
大伴宿禰駿河麻呂卽和歌(二)	二八〇
大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌(一)	二八〇
娘子報佐伯宿禰赤麻呂贈歌(一)	二八〇
佐伯宿禰赤麻呂更贈歌(一)	二八〇
娘子復報歌(一)	二八〇
大伴宿禰駿河麻呂媽同坂上家之二嬢歌(二)	二八〇
大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌(一)	二八〇
大伴宿禰駿河麻呂歌(一)	二八〇
大伴坂上郎女橋歌(一)	二八〇
和歌(一)	二八〇
市原王歌(一)	二八〇
大綱公人主宴吟歌(一)	二八〇
大伴宿禰家持歌(一)	二八〇
挽歌	
小墾田宮上宮聖德皇子出遊竹原井之時見龍田山死人悲傷御歌(一)	二八〇
大津皇子被死之時盤余池陂御作歌(一)	二八〇
河內王葬豐前國鏡山之時手持女王作歌(三)	二八〇
石田王卒之時丹生王作歌(短長)	二八一
同石田王卒之時山前王哀傷作歌(短長)	二八一



柿本朝臣人麻呂見香具山屍人悲慟作歌(二) 二八一三  
 田口廣麻呂死之時刑部垂麻呂作歌(一) 二八一三  
 土形娘子火葬泊瀨山時柿本朝臣人麻呂  
 作歌(一) 二八一四  
 溺死出雲娘子火葬吉野時柿本朝臣人麻  
 呂作歌(二) 二八一四  
 過勝鹿真間娘子墓時山部宿禰赤人作歌  
 (長一) 二八一四  
 和銅四年河邊宮人見姬島松原美人屍哀  
 慟作歌(歌無) 二八一六  
 某姓名作紀伊國見三穗石室而和博通法  
 師之歌作歌 二八一六  
 和歌(三) 二八一七  
 神龜五年戊辰太宰帥大伴卿思戀故人歌(三) 二八一七  
 神龜六年左大臣長屋王賜死之後倉橋部  
 女王作歌(一) 二八一七  
 悲傷膳部王歌(一) 二八一八  
 天平元年攝津國班田史生文部龍麻呂自  
 經死之時判官大伴宿禰三中歌(長二) 二八一八  
 天平二年十二月太宰帥大伴卿向京上道

之時作歌(五) 二八二〇  
 還入故鄉家即作歌(三) 二八二〇  
 天平三年七月大納言大伴卿薨之時作歌(六) 二八二一  
 天平七年大伴坂上郎女悲嘆尼理願死去  
 作歌(長一) 二八二二  
 天平十一年六月大伴宿禰家持悲傷亡妻  
 作歌(一) 二八二三  
 弟大伴宿禰書持即和歌(一) 二八二三  
 又家持見砌上罌麥花作歌(一) 二八二四  
 移朔而後悲嘆秋風家持作歌(一) 二八二四  
 又家持作歌(長一) 二八二四  
 悲緒未息更作歌(五) 二八二四  
 天平十六年二月安積皇子薨之時內舍人  
 大伴宿禰家持作歌(長二) 二八二五  
 悲傷死妻高橋朝臣作歌(長二) 二八二八  
 萬葉集卷十五之考標〔流布本卷六〕  
 雜歌  
 寧樂宮養老七年幸于芳野離宮時笠朝臣  
 金村作歌(長二) 二八三一

車持朝臣千年作歌(長一) 二八三二  
 神龜元年十月幸于紀伊國時山部宿禰赤  
 人作歌(長二) 二八三三  
 二年五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作  
 歌(長一) 二八三三  
 山部宿禰赤人作歌(長二) 二八三四  
 十月幸于難波宮時笠朝臣金村作歌(長二) 二八三五  
 車持朝臣千年作歌(長一) 二八三六  
 山部宿禰赤人作歌(長一) 二八三六  
 三年九月十五日幸于播磨國印南野時笠  
 朝臣金村作歌(長二) 二八三七  
 山部宿禰赤人作歌(長一) 二八三七  
 過幸荷島時山部宿禰赤人作歌(長三) 二八三八  
 過敏馬浦時山部宿禰赤人作歌(長一) 二八三九  
 四年正月勅諸王諸臣子等散禁於授刀寮  
 時作歌(長一) 二八四〇  
 五年幸于(例上)難波宮時車持朝臣千年作  
 歌(四) 二八四一  
 同幸時膳王作歌(一) 二八四二  
 太宰少貳石川朝臣足人歌(一) 二八四二

帥大伴卿和歌(一) 二八四二  
 十一月太宰官人等奉拜香椎廟時大伴卿  
 歌(一) 二八四二  
 大貳小野朝臣老作歌(一) 二八四三  
 豐前守宇努首男人作歌(一) 二八四三  
 帥大伴卿遙思芳野離宮作歌(一) 二八四三  
 帥大伴卿宿次田溫泉時聞鶴喧作歌(一) 二八四三  
 天平二年勅遣擢駿馬使大伴道足宿禰時  
 歌(一) 二八四三  
 十一月大伴坂上郎女名兒山作歌(長一) 二八四三  
 同坂上郎女向京海路見濱貝作歌(一) 二八四四  
 十二月太宰帥大伴卿上京之時娘子作歌(三) 二八四四  
 大納言大伴卿即和歌(三) 二八四四  
 三年大納言大伴卿在寧樂家思故鄉作歌(三) 二八四五  
 四年藤原宇合卿遣西海道節度使時高橋  
 連蟲麻呂作歌(長一) 二八四五  
 天皇贈酒節度使卿等御製歌一首(長一) 二八四六  
 中納言安部廣庭卿歌(一) 二八四七  
 五年超草香山時神社忌寸老麻呂作歌(一) 二八四八  
 山上憶良沉痾之時作歌(一) 二八四八



大伴坂上郎女與大伴家持歌(一)……………二八四八  
 安部朝臣蟲麻呂月歌(一)……………二八四八  
 大伴坂上郎女月歌(三)……………二八四八  
 豐前國娘子月歌(一)……………二八四九  
 湯原王月歌(一)……………二八四九  
 藤原八束月歌(一)……………二八四九  
 市原王宴禱父安貴王歌(一)……………二八四九  
 湯原王打酒歌(一)……………二八五〇  
 紀朝臣鹿人松樹歌(一)……………二八五〇  
 同鹿人泊瀬河歌(一)……………二八五〇  
 大伴坂上郎女詠元興寺之里歌(一)……………二八五〇  
 同郎女初月歌(一)……………二八五〇  
 大伴家持初月歌(一)……………二八五〇  
 大伴坂上郎女宴親族歌(一)……………二八五〇  
 六年海犬養宿禰尚麻呂應詔歌(一)……………二八五一  
 三月幸于難波宮時歌(六)……………二八五一  
 作者未詳一 船王 一 守部王 二 山部赤人 一 安部豐  
 繼一  
 筑後守葛井連大成遙見海人釣船作歌(一)……………二八五二  
 鞍作村主益人歌(一)……………二八五二

八年六月幸于芳野離宮時山部宿禰赤人  
 應詔歌(短一)……………二八五二  
 市原王悲獨子歌(一)……………二八五二  
 忌部首黑麻呂恨友人除來歌(一)……………二八五二  
 十一月葛城王等賜橘姓之時御製歌(一)……………二八五三  
 橘宿禰奈良麻呂應詔歌(一)……………二八五三  
 十二月葛井連廣成家宴歌(三)……………二八五三  
 九年正月橘少卿並大夫等宴彈正尹門部  
 王宅歌(一)……………二八五四  
 門部王 一 橘文成一  
 茲によりて前の「月幸難波宮云云の標を捨て下に名のみを記し」  
 榎井王後追和歌(一)……………二八五四  
 二月諸大夫等宴左少辨巨勢朝臣宿奈麻  
 呂家歌(一)……………二八五四  
 四月大伴坂上郎女越相坂山時作歌(一)……………二八五四  
 十年元興寺之僧自嘆歌(一)……………二八五四  
 石上乙麻呂卿配土佐國時歌(長三短二)乙麻呂卿 乙麻呂妻 二八五五  
 八月右大臣橘家宴歌(四)……………二八五七  
 巨曾倍對馬朝臣 一 右大臣 一 豐島采女 一 高橋安  
 麻呂卿 一

十一年天皇遊獵高圓野之時獲遁走塔中  
 小獸擬獻上御在所歌(一)坂上郎女……………二八五八  
 十二年十月依太宰少貳藤原廣嗣謀反發  
 軍幸于伊勢國之時河口行宮作歌(八)……………二八五八  
 大伴家持 一 御製 一 丹比屋主真人 一 狹殘行宮大  
 伴宿禰家持作歌(一) 不破行宮大伴宿禰家持作歌(一)  
 美濃國多藝行宮大伴東人 一 大伴家持 一  
 十五年八月內舍人大伴宿禰家持讀久邇  
 京師作歌(一)……………二八六〇  
 高丘連河內歌(一)……………二八六〇  
 安積親王宴左少辨藤原八束家之日內舍  
 人大伴家持作歌(一)……………二八六〇  
 十六年正月諸卿大夫宴安倍蟲麻呂家歌(一)……………二八六〇  
 同月十一日登活道岡集一株松下飲歌(一)  
 市原王……………二八六一  
 大伴家持……………二八六一  
 傷惜寧樂京師荒墟作歌(一)……………二八六一  
 悲寧樂故鄉作歌(長一)……………二八六一  
 讀久邇新京歌(短七)……………二八六三  
 春日悲傷三香原荒墟作歌(長一)……………二八六四  
 難波宮作歌(長一)……………二八六五

過敏馬浦時歌(長一)……………二八六六  
 萬葉集卷十六之考標〔流布卷十六〕  
 有由緣并雜歌  
 二壯子挑娘子遂嫌適壯士入林中死時各  
 陳心緒作歌(一)……………二八六七  
 三男共娉一女娘子嘆息沉沒水底時不勝  
 哀傷各陳心作歌(三)……………二八六七  
 竹取翁偶逢九箇神女贖近狎之罪作歌(長一)……………二八六八  
 娘子等和歌(九)……………二八七五  
 娘子竊交接壯士時欲令知親送與其夫歌(一)……………二八七六  
 壯士驛使節赴遠境娘子累年悲嘆姿容疲  
 麻壯子遠來流淚口號歌(一)……………二八七六  
 娘子聞夫君歌應聲和歌(一)……………二八七七  
 女子竊接壯士其親呵嘖壯子悚惕時娘子  
 贈與夫歌(一)……………二八七七  
 葛城王發陸奧時祇承緩意王意不悅采女  
 捧觴詠歌(一)……………二八七七  
 男女衆集野遊時有鄙人夫婦其婦(契神が説  
 ぶ)加容姿秀衆諸仍贊嘆美貌歌(一)……………二八七八



所幸娘子寵薄還賜寄物時娘子怨恨歌(一)……………二八七八  
 時娘子別夫後夫正身不來徒贈本文によりて改む  
 發物娘子還酬歌(一)……………二八七九  
 戀夫君歌(長一)……………二八七九  
 時娘子戀夫君沈臥痾瘦逝世時口號歌(一)……………二八八〇  
 娘子見棄夫君改適他氏壯士不知改適贈  
 歌顯改適之緣歌(三)……………二八八〇  
 穗積親王宴飲日酒酣御歌(一)……………二八八〇  
 河村王宴居彈琴先誦歌(二)……………二八八一  
 小鯛王宴居取琴先詠歌(二)……………二八八一  
 兒部女王嗤歌(一)……………二八八二  
 稚野連長年歌(一)……………二八八二  
今本此次又和歌とあけしは誤也或本の歌なりよしは歌下に出  
 長忌寸意吉麻呂歌(八)……………二八八三  
 忌部首詠數種物歌(一)……………二八八四  
 境部王詠數種物歌(一)……………二八八五  
 作主未詳歌(一)……………二八八五  
 獻新田部親王歌(一)……………二八八五  
 行文大夫謗佞人歌(一)……………二八八五  
 府官設酒食誘右兵衛開荷葉作歌登時應

聲歌(一)……………二八八六  
 無心所著歌(三)……………二八八六  
 池田朝臣嗤大神朝臣與守歌(一)……………二八八七  
 大神朝臣與守報嗤歌(一)……………二八八七  
 平群朝臣嗤歌(一)……………二八八七  
 穗積朝臣和歌(一)……………二八八七  
 土師宿禰水通嗤咲巨勢朝臣豐人等黑色  
 歌(一)……………二八八七  
 巨勢豐人聞之酬咲歌(一)……………二八八八  
 戲嗤僧歌(一)……………二八八八  
 法師報歌(一)……………二八八八  
 忌部黑麻呂夢裡作歌(一)……………二八八八  
 河原寺和琴面厭無常歌(三)……………二八八九  
 作者未詳例によて加ふ無常歌(一)……………二八八九  
 大伴宿禰家持嗤咲吉田連石麻呂瘦歌(一)……………二八九〇  
 高宮王詠數種物歌(一)……………二八九〇  
 戀夫君歌(一)……………二八九〇  
 戀歌(一)……………二八九一  
類歌なる故につらぬかけるにて夫を戀る歌なられば又の字を捨今  
 本は誤なり

筑前國志賀白水郎歌(九)……………二八九一  
 無名歌(七)……………二八九三  
今本に六首と有は二首を一首と見しよしは歌の下に云ふ  
 豐前國白水郎歌(一)……………二八九五  
 豐後國白水郎歌(一)……………二八九五  
 能登國歌(三)……………二八九五  
 越中國歌(二)……………二八九六  
 越後國歌(二)……………二八九六  
今本前の越中國歌四首と有は誤なり二首は越後なりよしは歌の下  
 云  
 乞食者詠歌(二)……………二八九七  
 怕物歌(三)……………二九〇〇  
○此卷より下卷二十の卷まで卷のついで今本と同じきて此卷に前  
 まりへには古くよしある歌あり中には歌とも聞えず戯くつかへ  
 れるを載てさま異なり中に河村土大伴家持とふるせし歌も入しか  
 は古き集にあらすも家持卿の集のうちならんとすあつめぶりも  
 前の卷くゝのさまに似たり  
 ○卷七の卷の始にいへる如く此卷の中竹取翁の歌は眞淵はやく考  
 置りよりて眞淵か注なりされど諸成考も入たるは己よしをいひ  
 つ  
 ○前の卷の卷々に出し古言又奈真に至りての歌にも前の卷の言の  
 翁とたかひし有今もおのれが考は名をふるしおのれか友の考は友  
 の名をあらはせり前とくらへ考へて人くゝよるしきをたれ

萬葉集卷十七之考標〔流布本卷十七〕  
 天平二年十一月太宰帥大伴卿被任大納  
 言上京之時倍從人等別取海路入京於是  
 悲傷羈旅各陳所心歌(十)……………二九〇一  
 同十年七月七日之夜大伴宿禰家持獨仰  
 天漢聊述懷歌(一)……………二九〇二  
 同十二年十一月九日大伴宿禰家持追和  
 太宰之時梅花新歌(六)……………二九〇二  
 同十三年二月右馬頭境部宿禰老麻呂讚  
 三香原新都歌(短一)……………二九〇三  
 同四月二日大伴宿禰書持詠雀公鳥贈兄  
 家持歌(二)……………二九〇四  
 三日內舍人大伴宿禰家持從久邇京報送  
 弟書持歌(三)……………二九〇四  
 田口朝臣馬長雀公鳥歌(一)……………二九〇四  
 山邊宿禰赤人詠春鶯歌(一)……………二九〇四  
 同十六年四月五日大伴宿禰家持於平城  
 故鄉作歌(六)……………二九〇五  
 同十八年正月白雪零左大臣橋卿率王卿



等参入太上皇御在所作歌(五)……………二九〇五

今本こゝに十六首略之とあれど歌の右に五首の外三首の姓名十八人なまるせり本より標は後に添し物なる事既にいへりこゝは又後の書かへと見ゆればすてつ

同七月越中守大伴宿禰赴任所於時姑大

伴坂上郎女贈家持歌(三)……………二九〇七

更贈越中國歌(三)……………二九〇七

平卒郎女贈越中守大伴宿禰家持歌(十三)……………二九〇七

八月十七日夜宴飲越中館于時守大伴宿

禰家持歌(二)……………二九〇九

掾大伊宿禰池主作歌(三)……………二九〇九

守大伴宿禰家持歌(二)……………二九〇九

掾大伴池主歌(二)……………二九一〇

守大伴家持歌(二)……………二九一〇

大目秦忌寸八千島歌(二)……………二九一〇

大原高安真人作歌(二)……………二九一〇

守大伴家持歌(二)……………二九一一

史生土師宿禰道良歌(二)……………二九一一

大目秦忌寸八千島館宴歌(二)……………二九一一

九月二十五日大伴家持遙聞弟喪感傷

歌(長二)……………二九一一

十一月越中守大伴家持大帳使掾大伴池

主還到本任時相歡歌(二)……………二九一二

同十九年二月廿日大伴家持臥病悲傷

歌(長二)……………二九一三

守大伴家持贈掾大伴池主悲歌(三)并序……………二九一四

同二十年二月廿九日守大伴宿禰家持作

歌(三)……………二九一四

沾洗二日掾大伴池主更贈歌(二)……………二九一四

今本更贈歌一首并短歌とあれどこゝには短歌二首と序のみなり右書體は長歌有體なりなければかくあらたむ

三月三日大伴宿禰家持更贈歌(長四)……………二九一五

今本こゝを三月三日大伴家持送掾大伴池主七言詩一首并序とあれど三から家持の送られしは長歌一首と短歌四首なりよて四首の短歌の左に右三月三日大伴宿禰家持とありて更に端辭有り晚春三日遊覽詩一首并序とありて序并七言の詩ありて其詩の左に右三月四日大伴宿禰池主とあり然れば家持卿の詩にはあらで池主の詩序なりよてこゝの書體は始よりの例により歌の右左の標によりてまるしぬこゝをももて標は後人の書し事明らかし月の詩歌を誤るべきにあらす況他人の詩序を自ら送らるゝとは書へからす標は後人のわざなるをおもへさて池主四日答は詩序のみなる故本文を略て別記にいへば標をものぞきつ

五日大伴宿禰池主和歌(長二)……………二九一七

こゝを今本掾大伴宿禰池主答守家持詩一首并序とあれど然らず四

日には詩と序のみにて答又五日には更序有て歌あり其文に昨日述短歌とあり歌の左には右三月五日大伴宿禰池主とさへあれば全く池主の再答せしなれば標の亂りなる事前と同じ

同五日大伴宿禰家持答掾大伴池主歌(三)

并詩序……………二九一八

今本こゝを同五日大伴家持短歌二首とのみ出して例にたかひ且詩序を池主のものとししと亂りなれば書體と歌の左右の例によて改む詩序は除て別記にいへば標にも除く例なるをこゝに詩序と書しは本文に詩と序の事は歌の右に其よしなまるせればこゝの詩序は家持卿の作なるなまるせしのみ池主の四日の詩序は歌にあつからざれば標をも捨しなり

廿日大伴家持述戀情歌(長四)……………二九一九

今本述を起す本文によて改む

四月大伴家持未聞雀公鳥歌(三)……………二九二〇

三月三十日大伴家持二上賦(長二)……………二九二一

今本此標の前に三月廿九日大伴家持二上賦一首と有て其次に三十日大伴家持依與作歌一首とありては前の雀公鳥の左に其歌のよしをかける文の終に三月廿九日とあるを此に上山賦の月日ぞとして次の標の上へ引上て書るなり扱此二上山賦とある反歌の左に右三月三十日依與作之大伴家持と有を不意もなく見て前々の例により歌の有無にかはらで一つの標となしてこゝにならべ書しかば歌もなき標のみこゝに書しなり歌は二上山の長歌反歌のみなれば三月廿九日云々の標はすてつ

四月十六日大伴家持聞雀公鳥述懷歌……………二九二一

十一月越中守大伴家持大帳使掾大伴池

主還到本任時相歡歌(二)……………二九一二

同十九年二月廿日大伴家持臥病悲傷

歌(長二)……………二九一三

守大伴家持贈掾大伴池主悲歌(三)并序……………二九一四

同二十年二月廿九日守大伴宿禰家持作

歌(三)……………二九一四

沾洗二日掾大伴池主更贈歌(二)……………二九一四

今本更贈歌一首并短歌とあれどこゝには短歌二首と序のみなり右書體は長歌有體なりなければかくあらたむ

三月三日大伴宿禰家持更贈歌(長四)……………二九一五

今本こゝを三月三日大伴家持送掾大伴池主七言詩一首并序とあれど三から家持の送られしは長歌一首と短歌四首なりよて四首の短歌の左に右三月三日大伴宿禰家持とありて更に端辭有り晚春三日遊覽詩一首并序とありて序并七言の詩ありて其詩の左に右三月四日大伴宿禰池主とあり然れば家持卿の詩にはあらで池主の詩序なりよてこゝの書體は始よりの例により歌の右左の標によりてまるしぬこゝをももて標は後人の書し事明らかし月の詩歌を誤るべきにあらす況他人の詩序を自ら送らるゝとは書へからす標は後人のわざなるをおもへさて池主四日答は詩序のみなる故本文を略て別記にいへば標をものぞきつ

五日大伴宿禰池主和歌(長二)……………二九一七

こゝを今本掾大伴宿禰池主答守家持詩一首并序とあれど然らず四

今本日の下に名のある上に歌の左にも作人をあけしを此歌てふ下にも大伴云々と書り前にいふ如く亂りなるか上にかく例に違ふ事有も標は後人のわざなるを見よ

大目秦忌寸八千島饒大伴家持歌(三)……………二九二一

廿四日守大伴家持遊覽布勢水海賦(長二)……………二九二二

今本こゝを廿日云々とあれどそれは前の八千島か館の宴の歌のよしを書ける終に四月廿日と書るにて右の宴の日なり此遊覽の日は廿四日作人の名の下に歌の左に書りそを何ぞといはば此次の様大伴池主の和歌の左に池主てふ下に四月廿六日追加と有にて知る

廿六日掾大伴池主敬和遊覽布勢水海賦(長二)……………二九二三

こゝを今本二十四日とせしも誤る事前に云歌の終に在によて改

持作歌(二)……………二九二四

介内藏忌寸繩麻呂歌(二)……………二九二四

守大伴家持和繩麻呂歌(二)……………二九二四

大伴池主轉誦石川朝臣水通橋歌(二)……………二九二四

今本標には傳誦とあり歌の左には俗誦と有轉とするよしは歌の下にいふ

同日守大伴家持館飲宴歌(二)……………二九二五

廿七日大伴家持立山賦(長二)……………二九二五

廿八日大伴池主敬和守大伴家持立山



賦(短長一)……………二九二五

三十日守大伴家持贈掾大伴池主歌(短長一)……………二九二六

五月二日掾大伴池主報贈和歌(短長一)……………二九二七

今本に五月五日掾大伴主云々とあれと歌の左に五月二日と有るて  
書體右の三十日の歌も歌の右なるよし辭はかくて歌の左のよみ人  
のみをあけたれば右によりて書體も日をもあらためぬ此標ともは  
いとも亂たれば心えて見よ

九月廿六日守大伴家持思放逸應夢見感

悅歌(短長一)……………二九二八

高市連黑人歌(一)……………二九三一

同二十年正月廿九日大伴宿禰家持歌(四)……………二九三一

今本二十年大伴云々とあり前の此標の例によりて補へり

守大伴家持春出舉巡行諸郡當守所屬目

歌(九)……………二九三二

大伴家持怨爲晚晡歌(一)……………二九三三

造酒歌(一)……………二九三三

今本又造酒歌とあり前の標に類せぬ事なれば又の字はすてつ

萬葉集卷十八之考標(流布本卷十八)

天平廿年三月廿三日饗左大臣橘卿之使

者造酒司令史田邊福麻呂子守大伴宿禰

家持館爰作新歌并誦古詠各述心緒(四)……………二九三五

二十四日將遊覽布勢水海仍述懷各作

歌(八)……………二九三五

本文には予時期之明日云々も有るこは標による

廿五日往布勢水海道中馬上口號(二)……………二九三六

今本こを二十五日大伴宿禰云々本文に此言なしよて捨つ

同日至水邊遊覽之時各述懷作歌(六)……………二九三六

今本は水海と有古本によりて改む理りは歌の下に云

廿六日掾久米朝臣廣繩之館饗田邊福麻

呂宴歌(四)……………二九三七

太上皇御在於難波宮時歌(七)……………二九三七

左大臣橘宿禰歌(一)……………二九三七

和左大臣御製(一)……………二九三七

於左大臣橘卿宅遊宴時御製(一)……………二九三七

今本於左大臣橘之宅御船云々と有は前の歌の右に出るを見誤れる  
事あるしよてすてつ

河田女王奏歌(一)……………二九三八

粟田女王奏歌(一)……………二九三八

御船以綱手泝江遊宴時作也史福麻呂傳

誦歌(二)……………二九三八

今本左大臣橘宿禰以下六行を並あげしは誤なりこは太上皇御在於  
難波宮時歌七首の中の小標なりならへ舉ては異事になれば一字下  
けてこたびばかり其中の歌の左をもて補へるも誤れ、はこた  
ひあらためぬ

後追和橋歌(二)……………二九三八

射水郡驛館之屋柱題著歌(一)……………二九三九

今本山上臣云々とあれと目錄はいとみだりなり本文なる歌の右  
に書るも後人のさかしらと見ゆればよしがたしさればみだりなる  
今本の目錄にはいかよりがたし傳誦の歌には作者の不知も有ま  
して柱に書たらんは知かたかるへし

四月一日掾久米朝臣廣繩之館宴歌(四)……………二九三九

大伴家持詠庭中牛麥花歌(一)……………二九四〇

今本先國師云々とかけるは歌の左の注によれるなり次の二卷には  
そはあはずよりて本文のまゝにす

大伴家持重作歌(二)……………二九四〇

右に云如くなれと標は見るに使あるをよしとすればこには今本  
の目錄によて書けり

三月十五日越前國掾大伴池主來贈歌(三)……………二九四〇

十六日越中守大伴家持報贈歌(四)……………二九四一

始大伴氏坂上郎女來贈越中守大伴家

持歌(二)……………二九四一

大伴家持報歌(二)……………二九四二

又別所心歌(一)……………二九四二

天平感寶元年五月五日饗東大寺古聖地

使僧平榮等時守大伴家持送贈歌(一)……………二九四二

同月九日諸僚會少目奏伊美吉石竹館飲

宴時造百合花繆捧贈賓客各賦此繆歌(三)……………二九四二

十日大伴家持獨居幄裏遙聞雀公鳥喧作

歌并短歌(短三)……………二九四三

行英遠浦之日守大伴家持契沖か説により作

歌(一)……………二九四四

天平感寶元年五月十二日守大伴家持於

越中國館賀陸奥出金詔書歌并短歌(短長一)……………二九四四

幸行芳野離宮時儲作歌并短歌(短三)……………二九四七

十四日大伴家持爲贈京家願真珠歌并短

歌(短四)……………二九四八

十五日大伴家持教諭史生尾張少作今本昨誤なり

古本に歌并短歌(短三)……………二九四九



十七日大伴家持先妻不侍夫君喚使自來  
時作歌(一)……………二九五二

廿三日大伴家持橘歌并短歌(長一)……………二九五二

廿六日大伴家持庭中花作歌并短歌(長三)……………二九五三

椽久米朝臣廣繩天平廿年附朝集使入京  
天平感寶元年閏九月廿七日還本任時  
大伴家持作歌并短歌(長二)……………二九五四

雀公鳥歌(一)……………二九五五

廿八日大伴家持爲向京見貴人及相美人  
飲宴曰述懷儲作歌(二)……………二九五五

六月朔日晚頭守大伴家持忽見雨雲氣作  
歌并短歌(長一)……………二九五六

四日大伴家持賀雨落歌(一)……………二九五七

七月七日大伴家持七夕歌并短歌(長二)……………二九五七

天平勝寶元年十二月越前國大椽大伴池  
主來贈戲歌(四)……………二九五九

更來贈歌(二)……………二九六〇

大伴家持詠雪月梅花歌(二)……………二九六一

今天平勝寶元年十二月と書りこほみだりなり前の六月朔日雨雲  
の分まで天平感寶元年も見ゆ次の七月七日の歌には年なくして  
其次の池主戯の歌の左に勝寶元年と去るせしにその標には年號

をかすてこゝに去るすいはれなしよてこゝに有る年號はすてつ  
さて此次の歌本文に端詞なし歌の左に在言もてはし書もて標と  
する事常なれどこゝにならへて歌をかきしは事は異なれと宴席は  
同じければ並へあけしは家持の心ならんとおもはるれば秦伊美吉  
云々の標はすてつ

同二年正月二日於國廳給饗諸郡司時大  
伴家持作歌(一)……………二九六一

五日判官久米朝臣廣繩館宴時大伴家持  
作歌(一)……………二九六一

二月十八日椽三檢察墾田地事宿三礪波  
郡主張多治比部北里之家二于時忽起  
風雨不得辭去作歌(一)……………二九六一

萬葉集卷十九之考標〔流布本卷十九〕

天平勝寶二年三月一月之暮詠桃李歌(二)……………二九六二

開飛翻翔鳴作歌(一)……………二九六二

今聞をいとす歌の下に云

二日攀柳黛思京師歌(一)……………二九六二

攀折堅香子草花歌(一)……………二九六二

見歸雁歌(二)……………二九六三

夜裏聞千鳥喧歌(二)……………二九六三

聞曉鳴鳩歌(二)……………二九六三

遙聞浙江船人唱歌(一)……………二九六四

三日越中守大伴宿禰家持之館宴歌(三)……………二九六四

八日詠白大鷹歌并短歌(長一)……………二九六四

潜鷗歌并短歌(長二)……………二九六五

九日過澁溪崎見巖上樹歌(一)……………二九六六

悲世間無常歌并短歌(長二)……………二九六六

預作七夕歌(一)……………二九六七

慕振勇士之名歌并短歌(長二)……………二九六七

詠雀公鳥并時花歌并短歌(長二)……………二九六七

爲家姊贈在京尊母所詠作歌并短歌(長二)……………二九六九

二十三日思雀公鳥作歌(二)……………二九六九

今本日の下に詠と有は誤なり本文による

贈京丹比家歌(一)……………二九七〇

二十七日追和筑紫太宰之時春苑梅歌……………二九七〇

詠雀公鳥歌(二)……………二九七〇

四月三日贈越前判官大伴池主雀公鳥歌  
不勝感舊之意述懷歌并短歌(長二)……………二九七〇

不飽感雀公鳥之情述懷作歌并短歌(長二)……………二九七一

四月五日從京師贈來歌(一)……………二九七二

詠山振花歌并短歌(長一)……………二九七二

六日遊覽布勢水海作歌并短歌(長二)……………二九七二

九日贈水鳥越前判官大伴池主歌并短  
歌(長二)……………二九七三

詠雀公鳥并藤花歌并短歌(長一)……………二九七四

更怨雀公鳥啼晚歌(三)……………二九七四

贈京人歌(三)……………二九七五

十二日遊覽布勢水海望見藤花各述懷歌(四)……………二九七五

恨雀公鳥不喧歌(一)……………二九七六

見攀折保寶葉歌(二)……………二九七六

守大伴家持仰見月光歌(一)……………二九七六

二十二日大伴家持贈判官久米廣繩雀公  
鳥怨恨歌并短歌(長一)……………二九七七

二十三日椽久米廣繩和家持作歌并短  
歌(長一)……………二九七七

五月六日大伴家持追和處女墓歌一首并  
短歌(長一)……………二九七八

贈京丹比家歌(一)……………二九七九

二十七日大伴宿禰家持吊智南右大臣家  
藤原二郎之喪慈母挽歌并短歌(長二)……………二九七九



霖雨晴日作歌(一)	二九八〇
見漁夫火光歌(一)	二九八〇
六月十五日見芽子早花歌(一)	二九八一
大伴氏坂上郎女從京師來賜女子大嬢歌	
并短歌(長一)	二九八一
并短歌(短一)	二九八一
九月三日宴歌(三)	二九八一
幸吉野宮之時藤原皇后御作歌(一)	二九八二
十月十六日饒朝集使少目秦伊美吉石竹	
時大伴家持作歌(一)	二九八二
十二月大伴家持雪日作歌(一)	二九八二
贈左大臣藤原北卿歌并短歌(長一)	二九八二
贈左大臣藤原北卿歌并短歌(短一)	二九八二
<small>今本二首と有はみたりなり三方沙彌贈云々と有は猶妄なり歌の左の注にくはしく見えて房前公の歌なるをや</small>	
天平勝寶三年正月二日零雪殊多守大伴	
宿禰家持館宴歌(一)	二九八三
三日介内藏忌寸繩麻呂館宴樂時大伴家	
持作歌(一)	二九八三
同日椽久米朝臣廣繩作歌(一)	二九八三
遊行女姊蒲生娘子歌(一)	二九八三
同日酒酣更深鷄鳴内藏伊美吉繩麻呂作	
歌(一)	二九八四
守大伴家持和歌(一)	二九八四
太政大臣藤原家之縣犬養命婦奉天皇歌(一)	二九八四
悲傷死妻歌并短歌(長一)	二九八四
悲傷死妻歌并短歌(短一)	二九八四
二月三日判官久米廣繩以正稅帳應入京	
師仍大伴家持作歌(一)	二九八四
四月十六日大使家持詠雀公鳥歌(一)	二九八五
春日祭日藤原太后賜入唐大使藤原朝臣	
清河御作歌(一)	二九八五
大使藤原朝臣清河歌(一)	二九八五
大納言藤原家餞入唐使歌(三)	二九八五
大納言藤原家餞入唐使歌(短一)	二九八五
天平五年贈入唐使歌并短歌(長一)	二九八六
阿倍朝臣老人遺唐時奉悲別歌(一)	二九八六
七月十七日越中守家持遷任少納言仍作	
悲別歌贈贈朝集使椽久米廣繩館(一)	二九八七
八月四日於介内藏伊美吉繩麻呂館設國	
廚之饌饒大帳使大伴家持時家持作歌(一)	二九八七
五日平旦大帳使大伴家持和內藏伊美吉	
繩麻呂捧盞之歌(一)	二九八七
正稅使椽久米朝臣廣繩事畢退任適遇於	

越前國椽大伴池主館久米廣繩詠芽子花	
作歌(一)	二九八八
大伴家持和歌(一)	二九八八
向京洛上侍宴應詔歌并短歌(長一)	二九八八
向京洛上侍宴應詔歌并短歌(短一)	二九八八
爲壽左大臣橋卿預作歌(一)	二九八九
十月廿二日於左大辨紀飯麻呂朝臣家宴	
歌(三)	二九八九
壬申年亂平定以後歌(一)	二九九〇
贈右大臣大伴卿歌(一)	二九九〇
勝寶四年三月於衛門督古慈悲大伴宿禰	
家餞人唐副使同胡麻呂等歌(一)	二九九〇
高麗朝臣福信遣難波賜酒肴入唐使藤原	
朝臣清河等御歌并短歌(長一)	二九九一
朝臣清河等御歌并短歌(短一)	二九九一
大伴家持爲應詔儲作歌并短歌(長一)	二九九一
大伴家持爲應詔儲作歌并短歌(短一)	二九九一
天皇太后共奉於大納言藤原家時賜黃葉	
澤蘭於大納言藤原卿并陪從大夫御歌(一)	二九九二
十一月八日太上天皇於左大臣橋朝臣宅	
肆宴歌(一)	二九九二
二十五日新嘗會肆宴應詔歌(六)	二九九三
二十七日林王宅餞但馬按察使橋奈良麻	
呂朝臣宴歌(三)	二九九四
五年正月四日於治部少輔石上朝臣宅嗣	
家宴歌(三)	二九九五
十一日大雪述拙懷歌(三)	二九九五
十二日侍内裡聞千鳥喧歌(一)	二九九六
二月十九日於左大臣橋家宴見攀折柳條	
歌(一)	二九九六
二十三日依興作歌(一)	二九九六
二十五日詠鶴應歌(一)	二九九六
萬葉集卷二十一之考標〔流布本卷二十〕	
幸行於山村之時御口號歌(一)	二九九八
舍人親王應詔奉和歌(一)	二九九八
八月十二日三大夫等各提壺酒登高田	
野聊述所心作歌	二九九八
大伴宿禰心主作歌(一)	二九九八
中臣清麻呂朝臣作歌(一)	二九九九
大伴宿禰家持作歌(一)	二九九九
六年正月四日大伴宿禰家持宅宴飲歌	二九九九
大伴宿禰千里作歌(一)	二九九九



大伴宿禰村上作歌(一)……………二九九九  
 大伴宿禰池主作家(一)……………二九九九  
 七天天皇太上天皇皇太后於東常宮南大  
 殿肆宴時安宿王奏歌(一)……………三〇〇〇  
 三月十九日家持之庄門槻樹下宴飲歌……………三〇〇〇  
 置始連長谷作歌(一)……………三〇〇〇  
 大伴家持作歌(一)……………三〇〇〇  
 二十五日左大臣橘卿宴于山田母之宅時  
 大伴家持作歌(一)……………三〇〇一  
 七夕歌……………三〇〇一  
 大伴家持獨仰天漢作歌(八)……………三〇〇一  
 同月廿八日大伴家持作歌(一)……………三〇〇三  
 大伴家持獨憶秋野述懷歌(六)……………三〇〇三  
 天平勝寶七載二月相替造筑紫諸國防人  
 歌……………三〇〇四  
 二月六日遠江國防人部領使坂本朝臣  
 人上進歌……………三〇〇四  
 物部秋持作歌(一)……………三〇〇四  
 若倭部身麻呂作歌(一)……………三〇〇四  
 丈部真麻呂作歌(一)……………三〇〇五

丈部川相作歌(一)……………三〇〇五  
 丈部黑當作歌(一)……………三〇〇五  
 生玉部足國作歌(一)……………三〇〇五  
 物部古麻呂作歌(一)……………三〇〇五  
 二月七日相模國防人部領使藤原朝臣宿  
 奈麻呂進歌……………三〇〇六  
 文部造人麻呂作歌(一)……………三〇〇六  
 丹比部國人作歌(一)……………三〇〇六  
 九子連多麻呂作歌(一)……………三〇〇六  
 追痛防人悲別之心作歌并短歌……………三〇〇七  
 二月八日大伴家持作歌(長一)……………三〇〇七  
 九日大伴家持作歌(短二)……………三〇〇七  
 二月七日駿河國防人部領使布勢朝臣人  
 主實進九口歌……………三〇〇九  
 有度部牛麻呂作歌……………三〇〇九  
 生部道麻呂作歌(一)……………三〇〇九  
 刑部蟲麻呂作歌(一)……………三〇〇九  
 川原蟲麻呂作歌(一)……………三〇〇九  
 大部足麻呂作歌(一)……………三〇〇九  
 坂田部首麻呂作歌(一)……………三〇〇九

玉作部廣日作歌(一)……………三〇一〇  
 商長首麻呂作歌(一)……………三〇一一  
 春日部麻呂作歌(一)……………三〇一一  
 丈部稻麻呂作歌(一)……………三〇一一  
 二月九日上總國防人部領使茨田連沙彌  
 麻呂進歌……………三〇一一  
 口下部使主三中之母歌(一)……………三〇一一  
 口下部使主三中作歌(一)……………三〇一二  
 刑部直三野作歌(一)……………三〇一二  
 若麻績部諸人作歌(一)……………三〇一二  
 玉作部國忍作歌(一)……………三〇一二  
 丈部鳥作歌(一)……………三〇一二  
 九子連大藏作歌(一)……………三〇一三  
 丈部與呂麻呂作歌(一)……………三〇一三  
 丈部山代作歌(一)……………三〇一三  
 物部乎刀良作家(一)……………三〇一三  
 刑部直千國作歌(一)……………三〇一四  
 物部龍作歌(一)……………三〇一四  
 若麻績部羊作歌(一)……………三〇一四  
 陳私拙懷大伴家持作歌(長一)……………三〇一四

二月十四日常陸國防人部領使息長眞  
 人國島進歌……………三〇一六  
 若舍人部廣足作歌(一)……………三〇一六  
 物部道足作歌(一)……………三〇一六  
 占部小龍作歌(一)……………三〇一六  
 九子部佐壯作歌(一)……………三〇一六  
 大舍人部千文作歌(一)……………三〇一七  
 古部廣方作歌(一)……………三〇一七  
 倭文部可良麻呂作歌(長一)……………三〇一七  
 二月十四日下野國防人部領使田口  
 朝臣太戶進歌……………三〇一八  
 今奉部與曾布作歌(一)……………三〇一八  
 太田部荒耳作歌(一)……………三〇一八  
 物部真島作歌(一)……………三〇一九  
 川上巨老作歌(一)……………三〇一九  
 津守宿禰小黒栖作歌(一)……………三〇一九  
 中臣部足國作歌(一)……………三〇一九  
 大舍人部宿禰麻呂作歌(一)……………三〇一九  
 大田部三成作歌(一)……………三〇二〇  
 神麻績部島麻呂作歌(一)……………三〇二〇



大伴部廣成作歌(一)……………三〇二〇  
 文部足人作歌(一)……………三〇二〇  
 二月十六日下總國防人部領使縣犬  
 養宿禰淨人進歌……………三〇二〇  
 他田日奉直得太理作歌(一)……………三〇二〇  
 和部石島作歌(一)……………三〇二一  
 矢作部眞長作歌(一)……………三〇二一  
 太田部足人作歌(一)……………三〇二一  
 占部蟲麻呂作歌(一)……………三〇二一  
 丈部直大歲作歌(一)……………三〇二二  
 刑部志加麻呂作歌(一)……………三〇二二  
 忍海部五百麻呂作歌(一)……………三〇二二  
 大伴部麻與佐作歌(一)……………三〇二二  
 雀部廣島作歌(一)……………三〇二三  
 大伴部子羊作歌(一)……………三〇二三  
 二月十七日獨惜龍田山櫻花大伴家  
 持作歌(一)……………三〇二三  
 同日獨見江水浮漂糞怨恨眞玉不依  
 大伴家持作歌(一)……………三〇二四  
 同日在館門見江南美女大伴家持作

歌(一)……………三〇二四  
 二月十九日爲防人情陳思大伴家持  
 作歌(短長)……………三〇二四  
 二月二十二日信濃國防人部領使上  
 道得病不來進歌……………三〇二五  
 他田舍人大島作歌(一)……………三〇二五  
 神人部子忍男作歌(一)……………三〇二六  
 小長谷部笠麻呂作歌(一)……………三〇二六  
 二月二十三日上野國防人部領使上  
 毛野君駿河進歌……………三〇二六  
 上毛野牛甘作歌(一)……………三〇二六  
 朝倉益人作歌(一)……………三〇二六  
 大伴部節麻呂作歌(一)……………三〇二七  
 他田部子磐前作歌(一)……………三〇二七  
 二月廿三日大伴家持陳防人悲別之  
 情歌(長一)……………三〇二七  
 (短二)  
 二月二十日武藏國防人部領使安曇  
 宿禰三國進歌……………三〇二九  
 檜前舍人石前之妻作歌(一)……………三〇二九  
 大伴部少歲作歌(一)……………三〇二九

物部歲德作歌(一)……………三〇二九  
 棕椅部刀自賣作歌(一)……………三〇三〇  
 宇遲部黑女作歌(一)……………三〇三〇  
 物部廣足作歌(一)……………三〇三〇  
 物部眞根作歌(一)……………三〇三一  
 棕椅部弟女作歌(一)……………三〇三一  
 服部於由作歌(一)……………三〇三一  
 服部皆女作歌(一)……………三〇三二  
 藤原部等母麻呂歌(一)……………三〇三二  
 物部刀自賣作歌(一)……………三〇三二  
 往年防人歌(八)……………三〇三二  
 三月三日檢校防人勅使并兵部使人等  
 同集飲宴作歌……………三〇三四  
 安部沙美麻呂朝臣作歌(一)……………三〇三四  
 大伴宿禰家持作歌(一)……………三〇三四  
 昔年相替防人歌(一)……………三〇三四  
 先太上天皇菟公鳥御製歌(一)……………三〇三四  
 薩妙觀應詔奉和歌(一)……………三〇三五  
 冬日幸于鞠負御井之時內命婦石川朝  
 臣應詔賦雪歌(一)……………三〇三五

上總國朝集使大丞大原眞人今城向京  
 之時郡司妻女等餞歌(一)……………三〇三六  
 五月九日大伴家持之宅集飲歌……………三〇三六  
 大原眞人今城作歌(一)……………三〇三六  
 大伴宿禰家持作歌(一)……………三〇三六  
 大原眞人今城作歌(一)……………三〇三六  
 卽聞鶯啾作歌(持一)  
 同月十一日左大臣橘卿宴右大辨丹比  
 國人眞人之宅歌……………三〇三六  
 丹比國人眞人壽左大臣歌(一)……………三〇三六  
 左大臣歌(一)……………三〇三六  
 左大臣寄味狹藍花詠歌(一)……………三〇三六  
 十八日左大臣宴於兵部卽橘奈良麻呂  
 朝臣之宅歌……………三〇三六  
 船王作歌(一)……………三〇三六  
 大伴宿禰家持追作歌(一)……………三〇三七  
 八月十三日在內南安殿肆宴歌……………三〇三七  
 安宿王奏歌(一)……………三〇三七  
 大伴宿禰家持作歌(一)……………三〇三七  
 十一月二十八日左大臣集於橘奈良麻



呂朝臣宅宴左大臣作歌(一)……………三〇三七  
 天平元年班田之時使葛城王從山背國  
 贈薩妙觀命婦等所歌(一)……………三〇三七  
 薩妙觀命婦夜贈歌(一)……………三〇三八  
 天平勝寶八歲二月二十四日戊申太上  
 天皇太后幸行於河內離宮經信宿以王  
 子傳幸於難波宮三月七日於河內國伎  
 人鄉馬國人之家宴歌……………三〇三八  
 大伴宿禰家持作歌(一)……………三〇三八  
 馬史國人作歌(一)……………三〇三八  
 大伴池主讀歌(一)……………三〇三九  
 大伴宿禰家持江邊作歌(三)……………三〇三九  
 二十日大伴宿禰家持依輿作歌(一)……………三〇三九  
 大伴家持喻族歌(長)(短)……………三〇四〇  
 大伴家持臥病悲無常欲修道作歌(一)……………三〇四二  
 大伴家持願壽作歌(一)……………三〇四二  
 冬十一月五日夜少雷起鳴雪落覆庭忽  
 懷感憐大伴家持作歌(一)……………〇四二  
 八日讚岐守安宿王等集於出雲掾安宿  
 奈杼麻呂之家宴歌……………三〇四三

安宿奈杼麻呂作歌(一)……………三〇四三  
 山背王作歌(一)……………三〇四三  
 大伴宿禰追和歌(一)……………三〇四三  
 二十三日集於式部少丞大伴宿禰池主  
 宅飲宴歌……………三〇四三  
 大原真人今城作歌(一)……………三〇四三  
 智努女王卒後圓方女王悲傷作歌(一)……………三〇四四  
 大原櫻井真人行佐保川邊之時作歌(一)……………三〇四四  
 藤原夫人歌(一)……………三〇四四  
 三月四日於大原真人今城之宅宴歌……………三〇四四  
 大伴家持屬植椿作歌(一)……………三〇四四  
 藤原朝臣執弓赴任悲別歌(一)……………三〇四五  
 勝寶九歲五月二十三日於三形王宅宴  
 歌……………三〇四五  
 大伴家持作歌(三)……………三〇四五  
 天平寶字元年十一月十八日於內裏秋  
 宴歌……………三〇四六  
 皇太子御歌(一)……………三〇四六  
 內相藤原朝臣奏歌(一)……………三〇四六  
 十二月十八日於三形王之宅宴歌……………三〇四六

三形王作歌(一)……………三〇四六  
 甘南備伊香真人作歌(一)……………三〇四六  
 大伴宿禰家持作歌(一)……………三〇四六  
 石川郎女離別悲恨作歌(一)……………三〇四六  
 二十三日於治部少輔今城之宅宴歌(家持)  
 二年正月三日應詔旨陳心緒歌……………三〇四七  
 大伴家持作歌(一)……………三〇四七  
 爲七日侍宴大伴家持預作歌(一)……………三〇四八  
 六日內庭假植樹木以作林帷而爲肆宴  
 (大伴家持)……………三〇四八  
 二月於中臣清麻呂朝之宅宴歌……………三〇四八  
 大原今城真人作歌(一)……………三〇四八  
 中臣清麻呂朝臣作歌(一)……………三〇四八  
 大伴宿禰家持作歌(一)……………三〇四八  
 中臣清麻呂朝臣作歌(一)……………三〇四八  
 市原王作歌(一)……………三〇四九  
 大伴宿禰家持作歌(一)……………三〇四九  
 甘南備伊香真人作歌(一)……………三〇四九  
 大伴宿禰家持作歌(一)……………三〇四九  
 中臣清麻呂朝臣作歌(一)……………三〇四九

大原今城真人作歌(一)……………三〇四九  
 依輿各思高圓離宮處作歌……………三〇四九  
 大伴宿禰家持作歌(一)……………三〇四九  
 今城真人作歌(一)……………三〇五〇  
 中臣清麻呂朝臣作歌(一)……………三〇五〇  
 大伴宿禰家持作歌(一)……………三〇五〇  
 甘南備伊香真人作歌(一)……………三〇五〇  
 屬目山齋作歌……………三〇五〇  
 御方王作歌(一)……………三〇五〇  
 大伴宿禰家持作歌(一)……………三〇五〇  
 甘南備伊香真人作歌(一)……………三〇五〇  
 二月十日於內相宅餞渤海大使小野田  
 守朝臣等宴歌(大伴宿禰)……………三〇五〇  
 七月五日於大原今城真人宅餞因幡守  
 大伴宿禰家持宴歌(大伴宿禰)……………三〇五一  
 三年正月一日於因幡國廳賜饗國郡  
 司等之宴歌(大伴宿禰)……………三〇五一  
 萬葉考別記目次……………三〇五三  
 萬葉考別記標……………三〇五三



萬葉考別記一……………三〇五五  
 萬葉考別記二……………三〇八四  
 萬葉考別記三……………三〇九八  
 萬葉考別記四……………三一〇八  
 萬葉考別記五……………三一一二  
 萬葉考別記六……………三一一五

柿本朝臣人麻呂歌集之歌考目次

序……………三一一九  
 旋頭歌……………三一二〇  
 正述心緒……………三一二四  
 寄物陳思……………三一三〇  
 問答……………三一四一  
 正述心緒……………三一四三  
 寄物陳思……………三一四三

賀茂眞淵全集第三目次終

萬葉集卷一之考

雜歌。行幸、王臣の遊宴、旅、このほかくさく

の歌を載しかばまかいふ、

泊瀬朝倉宮御宇天皇代。大泊瀬稚武天皇、

この御名は後人の注なるを、今本に大字にせしは誤れり、今は古本に依て小字にせり、下同じ、○此一二の卷には、かくの如く其宮名を標てその御代の歌をのせたり、【泊瀬は大和國城上郡、此天皇後には雄略と申す】

○天皇御製歌、御製歌はおほみうたと訓なり、【おほ

みうたと書ておほんうたと唱るは、言便てふものにて、口づからいふ時の事なり、後世その言便のまゝに書は、本語と唱へとのわかちを忘れたるなり、此類ひ多し押てまれ】惣て天皇の御書をば、大御身、大御代、大御食、大御歌など書てかく訓こと、古事記を始めて例おほし、

籠毛與、五言、かたまは神代紀に依、○毛は助辭、與は喚出す辭なり、古事記に、阿波母與、めにしあれば、紀に(顯宗)おきめ暮與、あふみのおきめなどよみ給へ

るをむかへて、古への助辭の様を知ぬ、この類ひ下にも有、

美籠母乳、六言、母乳は持なり、美は真にて、ほむる辭なり、集中に、三熊野とも真熊野とも有にて、通はし云をしれ、紀に(推古)まそがよ、そがのこら、古事記に、美延玄ぬの、延しぬなど有も、真と美の通はしざま語の重ねざまなどひとし、

布久思毛與、五言、田舎人の野菜などほり取申を、ふぐせとも、ほぐしともいふ是にて、竹また鐵しても作る、和名抄に、錢土具也、加奈久之とあるもこの類なるべし、

美夫君志持、六言、美は右に同じ、みぶぐしとつゞけよむ故に、言便にてふを濁る事をまらせて、夫の字をかきつ、【この四句の言のこと別記にもいへり、次の家告閑云云、又山跡てふ事も別記に委しくす、○右の四句の事は荷田東麻呂大人のよみ初めたるなり、かくしも上つ代のこゝろことばに通りに至にたり、】

此岳爾、此天皇、吉野三輪などへ幸し時も、少女を召し事あり、今は何所のをかにまれ、をとめのよろしきを見給てよみませしものぞ、



榮採須兒、須兒の須は志豆を約めたる言にて、賤兒なり、されど天皇よりは賤との給へど、實にあやしの女にはあらず、古事記に、仁徳天皇吉備の黒姫がもとへ幸せし時黒ひめ大御薨の菘菜を採ところへ幸て、やま方に、まける阿衰那母、きび人と、共にしつめば、たぬしくもあるか」とよみませしほどの女なりけん、家告閑、住る家所を申せとなり、告る事を古は専ら乃禮と云しなり、其乃禮を乃良閑と云は、延言てふものぞ、次の句も同じく延言もて對へのたまひしを見よ、名告沙根、名を告なり、沙根は二たび延たる言にて、先名乃禮の禮を延れば、名乃良世と成を、又その良世の世を延て沙根といふなり、かく言を約も延も延て歌の調をなすは古への常にて、下に、小松が下の、草を刈孩てふも、草をかれを二たび延たる事こ、と同じ、猶下にも此たぐひあるなり、

虛見津、饒速日命大ぞらをかけりて、そらより見て降給へるに因て、耶麻登に此言を冠らすること、紀に(神武)見ゆ、委くは冠辭考にいへり、

山跡乃國者、跡は借字にて山門てふ事と見ゆ、其委しき事は別記に云り、さてこ、にやまと、のたまふは、

今の大和一國の事ぞ、大八洲をやまと、いふ事、此御時ごろにはいまだなかりしなり、

押奈戸手、吾許會居師、許會は、物の中より取擧ていふ辭、○乎良志は、乎里の里を延たるなり、古への天皇、やまとに宮敷まして天下知しめし、故、只やまとを押並云云とのたまへば、即天下知する事となりぬ、告名倍手、御言告を敷なべてなり、

吾己會座、六言

我許會者、會の字、上の例に依て加ふ、

背齒告目、六言、背は夫なり、齒は登志の言に借て志は辭なり、こは荷田大人の初めの考なれど暫よりぬ、又背の下に登の字落たるか、然らば夫登者のらめと訓て事もなし、正本を待のみ、今本是をせなにはと訓しは誤れり、此背は假字なり、假字の下に言を添て訓ことは惣てなし、

家乎毛名雄母、吾をこそは夫として、住所をも名をも告えらすべきことなれとなり、古への女は夫とすべき人にあらでは、家も名もあらはさぬ例なること、集中に多く見ゆ、故に問せ給へど黙し居つらんにつけて、かくはよみ給ひけん、

高市岡本宮御宇天皇代。 息長足日廣額天皇、

【後に舒明天皇と申、】この宮は大和國高市郡飛鳥にあ

り、今も岡てふ里是なり、

○天皇 登香具山、望國之時御製歌、 香具山は十

市郡にあり、古へ天上の軻具山に擬て崇み給ふ故に、

天のかぐ山ともいふ、さてその天なるは軻具突智神の

成給へば、即かぐ山といひ、紀に(神武)香山此云云云

遇夜摩、といひ、こ、に具ともあれば必濁ていへ、○望

國は、磐余彦天皇、曠間の岳に國見えませしを始て、

古へのすめらみごと専らまかし給へり、さて大和國中

には、香山畝火耳成の三山のみ有がなかに、香山は形

も氣まきもよにことにて、且飛鳥より遠からねば、専

ら幸ありしなり、

山常庭、村山有等、 大和國は四方に群りて多くの山あ

れどなり、常は假字、庭は借字、【此村山も下の磐村も、

むらがることなり、所の名とするはひがことぞ、】

取與呂布、天乃香具山、 取は辭の如し、與呂布は宜き

てふに同くて、此山の形の足と、のへるをほめ給ふな

り、別記に委し、○此天は阿米と訓なり、古事記に例

も故もあり、

騰立、國見乎爲者、國原波、 【日本紀竟宴の時平公の

歌に、多賀度能爾、乃保利天美禮波、安女能之多、與

母爾計布理豆、伊萬蘇渡美奴留、てふをもて今をいふ

説はわろし、【廣く平けき所を、すべてはらと云、

煙立籠、この煙は人家にまれ、霞にまれ、遠く見し給

ふさまなり、下に、霞立春日とも、烟立春ともよみて、

烟霞は通はしいふゆり、から人の烟山烟樹てふが如し、

【一本籠を籠と有もあしからず、】

海原波、 香山の北麓の埴安池はいと廣らに見ゆるを、

海原とはよみませしなり、大水をば海ともいへる例有

が中に、(卷十四)獵路池にて人萬呂、すめろぎは、神

にしませば、眞木の立、あら山中に、海成可聞」とよめる

是なり、同卷に香山歌とて、池波さわぎおきべに、鴨

妻喚と有もこのさまなり、その埴安池の大きなりしよ

しなど、別記にいふ、【或説、大和より海は見えねど、眺

望のさまなればのたまへりと云は、ひが事なり、古への

歌にそらごとはなし、後の題詠より思誤れる成べし、

大き成水を、惣てうみといふこそ古意なれ、】

加萬目立多都、 廣き池の面に鷗ども群て、飛立あそ

ぶをのたまへり、此一つがひの御言に、限えらぬけし



きこもれり、  
何恰國會、こは神代紀に、可恰小汀を、うましをばま

と訓に依ぬ、何恰は紀にも集にも、あはれとも訓まか  
ば、今本の如くおもしろきと訓もあしからねど猶右を  
用、○今本、恰何とあれど、例に依て上下にす、

蜻蛉島、八間跡能國者、紀に(神武)天皇は、まのをかに

登まして、やまとの國形を見放給ひて、蜻蛉の譬帖せ

る如とのり給ひしより、やまとの國の今一の名と成た

り、○古は長歌の末を、五七七とのみはいひとちめず、

句のたらはぬ如きなる類此下にもあり、疑ふことなか

れ、

○天皇、右に同じ、

遊獵内野之時、大和國宇智郡の御野なり、

中皇女命、此御事は別記に委しくすれど、こ、にも

大かたをいはん、是は舒明天皇の皇女にて、後に孝

德天皇の後に立給ひ間人皇后と申ししなり、舒明天皇

紀に、二年正月、寶皇女爲后、生二男一女、一曰葛城

皇子二曰間人皇女三曰大海皇子故にたふとみて

命と申し來れるなり、此類の事允恭天皇紀にも見えた

り、さて此皇女下にも出たるに御歌と有、かた〜以

て、こ、に女と御の字を補ひつ、  
使間人連老獻御歌、こは紀に(孝德)中臣間人連

老と見え、其後の紀にも出たり、是即中皇女命の御乳

母がたにて、御またしければ、此人して御歌も奉り給

ひし事老らる、即右にいへるより所なり、

八隅知之、冠辭

我大王乃、朝庭、朝影に者なり、古事記に、(雄略條)

夜須美斯志、和賀淤富岐美能、阿佐計爾波、伊余理

多志、由布計爾波、伊余理多須、和岐豆紀賀斯多能、

伊多爾母賀、阿世衰、これと物は異なれど、言の遣ひ

としければ、今をもまか訓つ、且由布計としも有から

は、朝影夕影の略なること知べし、朝開と書し所も有

ど、開は假字なり、

取撫賜、神武天皇天つ璽とま給ひしも只弓矢なり、こ

を以て天下治め知ます故に、古の天皇是を貴み愛ます

ことかくなり、

夕庭、庭は上もこ、も借字、

伊縁立之、伊は發語にて意なし、下同し、よせた、

してふは、夜の間もおろそげにせさせ給はぬ意あり、

御執乃、梓弓之、御料の弓なれば、御とらしといふ、

且弓はくさくの木もても作れど、延喜式にも御弓は

梓なるを思ふに、古へよりまか有しならん、

奈留弭乃音爲奈利、(卷六)安豆佐由美、須惠爾多麻末

吉、可久須酒會とよみたるを思ふに、古へは弓弭に玉

をまき、鈴を懸つれば、手に取ごとにも鳴からに、鳴

弭ともいふべし、今本には奈加弭とあれど、古今に中

弭てふ語もなく理りもなし、此加は留の草の手より

誤りつと見ゆれば改めつ、又弭は、弦の字にて奈加

弦か、然らばこは御獵出ます時、鳴弦に、弦の半らの

輶にあたりて鳴を、中弦の音といふらんやと思ひしは

わろかりし、是に強たることいふ人多かれど、惣て當ら

ず、古の物には鈴を付たるぞ多かる、劍の鈴、足ゆひの

鈴、太刀の鈴、鈴印と云も鈴付しものなり、古鏡の端

に鈴を六つ鑄付たるもあり、然れば弓弭にはいよく

鈴を付て、弦の音を添へし、古弓は輶にあたる音のみ

にて弭に音なければなり、

朝獵爾、今立須良思、暮獵爾、今他田渚良之、こ、の

朝暮は、上の朝夕てふ言を轉じいふ文なり、(卷十五)

「朝獵に、ま、ふみ起し、夕獵に、鳥ふみたて、馬並て、

御獵ぞ立爲、春の茂野爾」とよめるは、こ、によれるな

らん、○立須は崇辭なり、

御執乃、上に依て乃を加つ、

梓能弓之、奈留弭乃音爲奈里、十言なり、留を加に誤

れること上に同じ、一所の誤を末まで取誤る類多し、

反歌、こは上の長歌の意を約めても、或は長歌にのこ

れることにて、短歌に打反しうたふ故に、かへし

歌とはいへり、然るに是をば字音のま、に唱ふる事

といふ人あれど、皇朝の古言を字音に唱ふるはひ

がことなれば、従ふべからず、さて長歌に短歌を添

る事は、古事記にも集にも上つ代には見えすして、

こ、に有は、此まばし前の比よりや始りつらん、或

人は是をかへしうたと訓ては、答歌にまがふといへる

はいかにぞや、答歌をば古へこたへ歌と云し故に、集

には専らそれを和歌と書つ、古今歌集に答歌を返し

と書しは平言にこそあれ、此平言をたて、古へをあ

らためんと思ふこそをこなれ、古へに依て後の違ひ

をこそ正さめ、

玉刻春、冠辭、

内乃大野爾、上に同、

馬數而、馬を並てなり、數はことわりもて書、



朝布麻須等六、右に引たる、朝獵に、ま、ふみおこし、

夕がりに、鳥ふみたてと云に同じ、

其草深野、深きを約轉して下へつゝくる時、夜ふけ行

といひ、田の泥深きを、ふけ田といふが如し、言は加

伎の約は伎なるを、氣に通はして下へつゝくるなり、

○幸三讚岐國安益郡之時、紀に(舒明)十一年十二月伊

與の湯宮へ幸て、明年四月還ませし事見ゆ、此春ついで

に讚岐へも幸有しこと、此歌にて去らる、

軍王、此王は考る物なし、

見山作歌、

霞立、長春日乃、晚家流、和豆肝、肝は借字

之良受、わづきもは分ち著も不知なり、手著てふに似

て少し異なるのみ、○此氣色旅の愁を催すべし、

村肝乃、冠辭、

心乎痛見、【痛見の見のことばの事別記にいふ、】

奴婁子鳥、卜歎居者、鶴が鳴音は恨哭が如きよし、冠

辭考にいひつ、人の裏歎は下になげくにて忍音をいへ

り、然れば鶴よりは恨鳴といひ、受る言は下歎なり、

珠手次、冠辭、

懸乃宜久、懸は言にかけて申すをいふ、懸まくも恐き

の懸に同じ、宜てふ言は、たゞ吉ことをいふのみにあら

ず、萬の事の足備れるをほむる言なり、委くは下の宜

奈倍てふ言の別記にいへり、○こはいひ切たるにあら

ず、宜久は宜かるてふ辭を約めたるなり、(卷七)子等

名丹、關之宜、朝妻之てふも同じ、】

遠神、人に遠くして崇なり、

吾大王乃、行幸能、みゆきともいへど、いでまはし今

少し古くて、この調もかなひぬ、

山越風乃、此幸せし所の山を吹こす風なり、

獨座、吾衣手爾、朝夕爾、此朝は日の間、夕は夜の間

をつゝめいふ、

還比奴禮婆、山風の、常にかへるくわが袖に吹來つ

つはだ寒きに、獨居人の妹戀しさをますなり、(卷四)

「わが衣手に、秋風の、吹反者、立てるる、多土伎をま

らに、むらぎもの、心不欲」と有も同じくて、幾度とな

く、吹過れば又吹來るをいふ、】

丈夫登、念有我母、草枕、冠辭、

客爾之有者、思遣、鶴寸乎白土、心の思ひをやり失ふ

べきたよりをえらすとなり、思遣は、卷二に遣悶と書た

る意なり、【後世は想像するをおもひやるといへど、古

へなき事なり、今京と成てさる違ひども多し、集中に

いふは、心の愁思をやり失ふ事のみ、○鶴寸は借字

にて、手著なり、別記に委し、不知を去らにといへる

集中に多し、白土は訓を借たるのみ、

網能浦之、神祇式に、讚岐國網丁、和名抄に同國鶴足

郡に津野郷あり、そこの浦なるべし、綱をつのと云は

古言なり、今本に網浦と有てあみの浦と訓しかど、よ

り所も見えず、

海處女等之、燒鹽乃、此乃は、やく鹽の如くてふ言を

略きたるなり、古歌に例多し、

念曾所燒、吾下情、(卷九)心波母延農とよめり、下つ

心をまづ心といふは、下枝下鞍など、云が如し、後撰

歌集にも下心哉とよめり、

反歌

山越乃、風乎時自見、時も定めず風の吹をいふ、紀に

も集にもときじくてふ語に非時と書つ、

寐夜不落、一夜も漏すなり、

家在妹乎、家爾阿留の、爾阿を約めて、奈留といふ家

は都の家なり、

懸而小竹櫃、こ、より遠き妹が家をかけて、慕びつる

と云なり、

明日香川原宮御宇天皇代。天興財重日足

姫天皇、【後に齊明天皇と申す、】

此天皇再の即位は、飛鳥板蓋宮にてなし給ひつ、其年

の冬其宮燒しかば、同飛鳥の川原宮へ俄に還まし、明

年の冬又岡本に宮づくりして遷ましぬ、か、れば川原

宮には暫おはしたり、

○額田姫王作歌、紀に(天武)天皇初娶三鏡王女額

田姫王、生三十市皇女とありて、天武天皇いまだ皇太

子におはせし時の夫人なり、かくて集中に額田王とて

擧たるは皆女歌なり、然れば此王に姫の字の落し事定

かなる故に今加へつ、た、額田王と有ては男王をいふ

例にて、其歌どもにかなはねばなり、

金野乃、美草薊葺、美草は眞草といふに同じ事なり、

こ、は秋の百草をかねいふ、

屋村禮里之、兎道乃宮子能、幸の時、山城の宇治に造

りたる行宮をいふ、さて離宮所をも行宮所をも、略き

てはみやこといへり、【此度の幸の事、古注にいへるは

ひが事なり、其よし別記に見ゆ、】

借五百磯所念、五百は訓をかり、磯は助辭、行宮をか



り廬といふは下にも類あり、○末を今本に、かりほし  
 ぞおもふと訓しも、下に妹乎師曾於付布ともあれば、  
 さても有べきを、かく所念と書しをば惣ておもほゆ  
 と訓例なり、下も是によれ、○秋野の百草を、花なが  
 らかりふきたるかり宮に宿れりしを、面白くおぼえ  
 し事、後までも忘れがたきとなり、(卷十二)波太ず、  
 き、尾花逆背、黒木もて、つくれる家は、萬代までも、  
 (卷七)、「あきつ野の、尾花かり副、秋はぎの、花を背  
 さね、君が借廬してふ如き行宮なりけん、金野乃美草を  
 かりふきとあればなり、然れども美草を尾ばなとよみ  
 し事も有といふは行過たり、をばなとよむべきならば、  
 集の例美草とはか、ぬ事ぞ、○是に免道のみやこと有  
 は、近江へ幸時の行宮をいふなり、さて紀には此時はな  
 くて、後岡本宮の時、近江の幸の事あれど、此御代の  
 紀は誤多し、此集に依べし、【紀の文の誤れるよしも、  
 別記に見ゆ、】

後岡本宮御宇天皇代。右同天皇重て即位まして  
 二年の冬に、本の舒明天皇の岡本宮の地に、宮づく  
 りして遷ませし故に、後岡本宮と申せり、こは今も飛  
 鳥の岡といふ、かの川原宮の東北にて、共にいと近き

所なり、  
 ○額田姫王作歌、  
 熟田津爾、紀に(齊明)伊豫國云云、熟田津、此云爾積  
 陀豆と有に同じ、【熟田を紀に爾積と有ば、清唱の人  
 あれど、常に此言をば濁るこそ自らの事なれ、饒速日を  
 紀に邇藝と訓に合せて、心得べきなり、】  
 船乘世武登、月待者、潮毛可奈比沼、月も出汐も満、  
 今者許藝乞菜、集中に乞をこそと訓て、即乞願ふ言な  
 り、有乞見えこそ、又にはほひ乞、妻よしこそねなども  
 よめる、共に乞意なり、然ばこ、も今は時のかなひた  
 れば、御船傍出よと乞給ふなり、【集中に乞の辭二つ  
 有、一つはこ、の如し、今一つは物を抜出て、是こそ  
 と云意なるあり、】さて外蕃の亂をまづめ給はんとて、  
 七年正月筑紫へ幸ついでに、此湯宮に御船泊給へる事  
 紀に見ゆ、額田姫王も御ともにて、此歌はよみ給ひし  
 なりけり、さてそこよりつくしへ向ます御船出の曉、  
 月を待給ひしなるべし、○今本に注あれどとらぬよし  
 は別記にいふ、  
 ○幸于紀温泉之時、額田姫王作歌、此幸は後岡本宮  
 の紀には四年十月とあり、此集誤て前後に成しか、

莫囂國隣之、こはまづ神武天皇紀に依に、今の大和國  
 を内つ國といひつ、さて其内つ國を、こ、に囂なき國  
 と書たり、同紀に、雖邊土未清餘妖尙梗而、中洲之地  
 無風塵てふと同意なるにて知ぬ、かくてその隣とは、  
 此度は紀伊國を差なり、然れば莫囂國隣之の五字は、  
 紀乃久爾と訓べし、又右の紀に、邊土と中州を對云しに  
 依ては、此五字を外つ國のとも訓べし、然れども云云  
 の隣と書しからは、遠き國は本よりいはず、近きをい  
 ふなる中に、一國をさ、では此歌にかなはず、次下に、  
 三輪山の事を綜麻形と書なせし事など相似たるに依て  
 も、猶上の訓を取べし、【此二句は、諸本に字ども違ひ  
 多し、こ、は宜を取つ、其よし別記にいふ、○綜麻形  
 の訓の事は其歌にいふ、】

大相、山なり、  
 古兄氏湯氣、越てゆけなり、  
 吾瀬子之、こは大海人皇子命か、又何れにても、此姫  
 王の崇み親み給ふ君の、前に此山路を往ませし事ある  
 を思ひ給ふなるべし、  
 射立爲兼、射は發言、た、せりは立しと云に同じくて  
 あがめいふなり、けんはけるらんの畧にて過にし事を

いふ辭なり、  
 五可新何本、五は借字にて嚴なり、可新何本は樞之本  
 なり、【嚴に五の訓を借て、清濁を嫌はぬは、借字の常な  
 り、○嚴は崇くして恐き勢ひをいふ、それを本にて、神  
 天皇の御事、或は整ていがしき事などをいふ、このか  
 しは神の坐所の齋木なればいへり、】紀に(垂仁)天照太  
 神鎮坐磯城嚴樞之本、古事記に(雄略條)美母呂能、  
 伊都加斯賀母登、加斯賀母登と云も同じ、か、れば神  
 の坐この山路の齋樞の木の下に、前つ時吾背子の立給  
 ひし事を聞傳へてかくよみ給へるなりけり、○こは荷  
 田大人のひめ歌なり、さて此歌の初句と、齊明天皇紀の  
 童謡とをば、はやき世よりよく訓人なければとて、彼童  
 謡をば己に、此歌をばそのいろと荷田信名宿禰に傳へ  
 られき、其後多く年經て此訓をなして、山城の稻荷山  
 の、荷田の家に問に、全く古大人の訓に均しといひお  
 こせたり、然れば惜むべきを、ひめ隠しおかは、荷田  
 大人の功も徒に成なんと、我友皆いへればまをしつ、  
 ○中皇女命、上にいへり、  
 往于紀温泉之時御作歌、此端詞に御の字は本より  
 あり、作は例によりて加たり、○往をいまずと訓は、



卷二に朝立伊麻之豆、此外例あり、且いにましの畧な

り、

君之齒母、次に吾勢子とよみ給ふは、御兄中大兄命に

いざなはれてやおはしけん、さらば此石はかの命をさ

し給ふべし、【齒も代も意はひとし、】

吾代毛所知哉、磐代の名に依て右の二句は有、

磐代乃、紀伊國日高郡、

岡之草根乎、去來結手名、松を結て齡をちぎるにひと

しければ、此草は山菅をさしてよみ給ふならん、さて

(卷五)に山草と有を山すげと訓によりて、この草を

山すげの事と知べきなり、

吾勢子波、借廬作良須、草無者、古へは旅ゆく道のま

に、假庵作て宿れりし、○此草はかやと訓べき理

りなり、

小松下乃、草乎蒞孩、小松まじりにす、き高がやの生

たる所を見て、是こそ假ほふく物といふを聞て、何心

もなくよみ給へるなるべし、○孩は借字、この言の事

上にいひつ、

吾欲之、わが見まくほしみしなり、

子島羽見遠、兒島てふ所は、集にも他にもかたぐに

あり、紀伊にも子島とて、古へ名細き所有しにや、○今  
本野島波見世追とあれど、こは淡路に名高ければ中々  
おぼつかなし、故に或本に依ぬ、

底深伎、阿胡根能浦乃、是も紀伊に有べし、さて聖武

天皇此國へ幸有て、若浦の字を改めて、明光浦とせさ

せ給ひしは、和加と阿加と言の通へばか、又其ころ若

浦とは書ども、本は阿加の浦と唱へし故にも有べし、

こを思ふに、其始は阿胡根の浦といひしを、後に阿加

の浦といひしにやあらん、胡根の約氣なれば、おのづ

から阿加とも和加ともなりぬべし、集中に吾大君を阿

期大君ともいひ、志摩國の安吳の浦を吾浦と書しを、

後に若の浦と誤り、又阿婆宇美を阿布美と唱ふる如き

約言も多ければなり、その上此命のいましけん比にわ

かの浦てふ名あらば、是にもれじやともおほえ、玉拾

はんも同じ浦によし有、【同國の室の湯へはおはしたれ

ど、まだかの玉光る浦へおはさぬ故の御歌なれば、此

國の専なる明光浦の事なるべし、】

玉曾不拾、

○中大兄命三山御歌、命は皇太子を申す例のま、

に加つ、【今本、中大兄の下に近江天皇と有は、いと後

人傍に注せしを、又の後に大字に本文とさへせしなり、

此集かく様のひがこと多し、○御は目錄にあり、本よ

りも必御と有べき事なり、然ば命の字も落しを知、○

三の山は香山畝火耳成の三なり、此山どもの事は、上

にも別記にも出、さて是はかの三山を見ましてよみ給

へるにはあらず、播磨國印南郡に往まし、時、そこの

神集てふ所につけて、古事の有しを聞してよみ給へる

なり、

香山波、今本高山と有は誤なり、三山の一つは必香山

にて、外の二山より低ければ高山と書べからず、

雲根火雄男志等、を、しは男神をいふ、【或人、雄男志

は瘡瘻、耳梨は聲の意かといひしは誤れり、和名抄に、

瘡瘻は於布之と有て、雄男のかなに違ひたり、】

耳梨與、是も男神なり、香山と耳梨は十市郡、畝火は

高市郡なれど、各一里ばかり間有て、物の三足のごと

し、

相諍競伎、香山の女山を得んとて、二つの男山のあら

そふなり、○あひあらそひの言は相諍二字にて足るに、

競を添しは奈良人のくせなり、字に泥む事なかれ、

神代從、如此爾有良之、古昔母、然爾有許會、爾阿留

の、爾阿を約て奈と云り、かく訓例下に假字がき有、

且然るなればこそその、ばを畧くも例なり、

虚蟬毛、冠辭考にいへるが如し、○神代にもかく相あ

らそひしかば、今の顯にある人のあらそふはうべなり

とのたまふ、

嬌乎相捨良思吉、捨は鬪撃の意を得て書しのみと見ゆ、

卷二に、相競端爾と有を、其一本に安良蘇布波之爾と

あるに依て、こ、も二字にてあらそふとも訓べけれど

(卷三)眞杭乎捨と有に依て打と訓たり、○良思吉の吉

は氣里の約にて、あひうつらしけりてふ辭なり、紀に

(推古)おほきみの、つかはす羅志根、また(卷十六)徳家

良思吉と有も同じ、後世は是を上下去て、けるらしと

いへり、【(卷三)の歌は、もと古事記の歌にて、それに

賀美都勢爾、伊久比袁宇知、斯毛都勢爾、麻久比袁宇

知と有、】

反歌

香山與、耳梨山與、相之時、立見爾來之、伊奈美國波良、

播磨風土記に、出雲國阿菩大神、聞、大和國畝火香山

耳梨三山相、聞、以此欲三諫止、來之時、到於此處、乃聞

聞、止、覆三所乘之船、而坐之、故號三神集之覆形、と見



ゆ、この古事を聞してよみ給へるなり、○伊奈美國は、はりまの郡の名なり、古へは初瀬國吉野國ともいへるごとく、一郡一郷をも國といへり、原とは廣く平かなるを惣て云、【今もはりまの鹿子川の西に神括てふ里あり、こ、をいふか】

渡津海乃、こは冠辭ならねど、委は其考によりて玄れ、豊旗雲爾、文德實錄に、天安二年六月有白雲竟天、自長亘坤、時人謂之旗雲と有、今はかく大きならでも、西の空に長く旗の如き雲棚引るをのたまひつらん、○豊は大きなるをいふ、○或人旗雲は海にのみ有様にいへるは誤ぬ、いづこにもいふなり、【(卷六)夕されば、み山をさらぬ、爾努具母能云云、爾努は布なり、はた雲相同じ、】

伊理比沙之、入日刺なり、【沙を一本ねと有は誤なり、】今夜乃月夜、清明己曾、入日の空のさまにて、その夜の月明らかならんを知こと今もいふ事ぞ、○今本、清明の字を追て、すみあかくと訓しは、萬葉をよむ事を得ざるものぞ、紀にも、清白心を、あきらけきこ、ろと訓しなり、○此一首は、同じ度に印南の海方にてよみましつらん故に、右に次て載しなるべし、下に類あり、

近江大津宮御宇天皇代、天命開別天皇、【後に天智天皇と申、】

○天皇、詔、内大臣藤原、卿、鎌足公なり、これはいまだ後岡本宮にての事と見ゆれば、内臣中臣連鎌足と本は有つらんを、後より崇みてかく書たるなり、其上今本に、朝臣のかねをさへ書しは、ひがことなれば、除きて、下の例に依て卿とす、是にはいふかき事多ければ、別記につぶさにいふ、  
競、憐、憐の字はことわりもて書き、皇朝の言は、只あらずと云に其物によりて理り聞ゆ、よりに憐の字はよまずともよし、

春山萬花之、艶秋山千葉之彩、時、萬千の字は、から言ざまに書しかば、こ、にてはよまず、  
額田姫王以歌判之歌、春秋をあらそふ事はに始て見ゆ、こは内つ宮の女がたにて、戯れあらそひつらんを、天皇與有事とおぼして、此卿は内つ宮の事をあづからせらる、故に、事とらせられ、ぬか田の姫王は時の風流人なれば、ことわらせ給ひつらん、男どちのわざならば、姫王の判給ふべくもあらず、また女がたの事を約てみといふなり、さて此集には、春の繁山、春の茂野など云て、春深き比の草木を茂き事とす、【玄みの美の辭の事、別記に委、】  
入而毛不取、草深、執手母不見、草木の茂き頃咲花なれば、山に入て手折て見んこと難しとなり、春のまげ山てふ事を聞傳へて、女王の心もてかくのたまふが却てあはれなり、

故に、外の司に事執すべくもあらず、此卿におほせしなり、【近江大津宮の下に是を擧るは、御代の凡もてする例なり、此次に近江へうつり給ふ時の歌を載たれば、こ、は後岡本宮にて有しこと知べし、】

冬木盛、木盛は借字にて、(卷七)その外にも冬隠、春去來者、と有に同じく、冬は萬つの物内に籠て、春を得てはりづるより、此ことばはあり、然るを今本に冬木成と書て、ふゆごなりと訓しは、言の例も理りもなし、そは盛の草はまとかくを、成と見誤て成と書なしたるものなり、故に古意と例に依て改つ、下にも多し、皆これに従ふべし、

春去來者、去は借字にて、春になりくればてふ言なり、爾奈の約は奈なるを、佐に轉じて佐利といへり、下に夕去來者といふも同じ事ぞ、  
不喧有之、鳥毛來鳴奴、不開有之、花毛佐家禮村、此なかざりし開ざりしてふ言にて、右の冬隠りてふ言まらる、【花もさけれとまで六句は、春山の方人、山を茂より下四句は判の言、秋山のとふより下は、秋山の方人の意、】

山乎茂、まみは茂まりなり、其まげを略てまといひ、ま

り、

秋山乃、木葉乎見而者、秋とてもまだ草木の枯盡もせねど、是もおしはかりにおぼすま、なるがをかしき、  
黄葉平婆、取而曾思奴布、丹出をば折取て見愛るを云り、此まぬふは慕ふ意にて、其黄葉に向ひてめでたふなり、古歌に、花などに向ひてをしと思ふと云は、散を惜むにはあらで、見るく愛る事なると心ひとし、  
○毛美豆は赤出を略きいへり、是を毛美治婆といふは、萬曾保美出る葉てふ言なり、何ぞといは、毛は萬曾保の約にて、その萬は真とほむる言、曾保は本丹土の名なるを、何にも赤き色有物には借ていふなり、美は萬利の約にて、真朱萬利なり、染をそまり、赤きをあかまりと云類なり、治は出を略き轉じ、婆は葉なり、濁は言便、【萬曾保三言を、毛一言に約るは、萬曾も、萬



保も、共に毛と約まればなり、且こ、の言どもの據は別記にいふ、

青乎者、置而曾歎久、また染あへぬをば折とらで置を、うらみとするなり、

曾許之恨之、そこは其なり、

秋山曾吾者、うら枯る秋山に入やすげなれば、秋山の

もみぢに吾は心依ぬとなり、こは山の花もみぢの事なれば、女の山ぶみをおもほしてのたまふのみ、上に花鳥をのたまひしさを思ふに、赤裳すそ引ゆきかふべきけ近さならば、春に依てことわりなん、所により身につけをりに去たがひて、ことを分たれたるこそおもしろけれ、山の下に曾を補ひつ、今は必落しと思しければなり、

○大海人皇子命近江國一時、紀に(天智)六年三月、近江大津へ都遷の事有、

御作歌、今本こ、に額田王下近江國一時作歌、井戸王

即和歌と有は、先この集の端詞の例に違ひ、其外理り無こと多し、故に今一二の卷の例と、左の古注などのことわりに依て右の如くせり、さて今本のひがことをいはん、其こたへ歌の所にこそ和歌とは書例なれ、こ

どもは有なり、山際の下に従の字落しか、又際は集中皆まと訓ぞ理り有なり、今本に、やまのはと訓しは誤れり、

道隈、伊積流萬代爾、隈は入曲りなどの所をいへど、こ、にはそれまでもなく、こ、かしこといはんが如し、

○二つの伊は發語のみ、○積はさる所々の數のかさなるなり、

委曲毛、つまびらかの略なり、是をまか訓よしは、冠辭の淺茅原の下にいふ、委曲は、集中につばらてふ言有によりて訓たり、又古事記に麻都夫佐てふ言もあれば何れにも訓べし、

見管行武雄、數毛、見放武八萬雄、今本數々毛とあれど、一本を取、○見放は、遠く見やることなり、かく言をかさね給ふは深き御なごりゆるなり、

情無、なさけもなくてふ意、

雲乃、隱障倍之也、かくしさを意とせんも理りはあれど、語の體を思ふに、佐布の約須なれば、かくすを延て、かくさふとよみ給ひしなるべし、○長歌の末の句ども、いにしへの歌に言の數の異なる多きに依ば、

情無を句として、下を十言にも訓べし、○三輪山は形

こにのみ端詞につけて書べきかは、又井戸王てふ名は紀にも何にも見えす、さる氏も惣て聞えず、又此長歌の體、男歌にて、額田姫王の口風とは甚異なり、さて下の綜麻形てふ歌ぞ女歌にて、それに吾勢ともいひたれば、女より男を兄子と書は常なり、男より女を兄子といひし事は必なし、それこそ額田姫王の和歌なれ、こ、は必男歌なるからに、是のみは類聚歌林を合せ考て、大海人皇子命の御歌とす、其歌林のよしは下に見ゆ、【大海人皇子の御歌なるべき據は、下にいふが如く、額田姫王のならぬ證もあれど、私に強るに似たれば、暫圈をして傍に書たり、下もこの意なり、】

味酒、四言冠辭、

三輪乃山、五言、

青丹吉、冠辭、

奈良能山乃、山際、伊隱萬代、先飛鳥岡本宮より三輪

へ二里ばかり、三輪より奈良へ四里餘有て、その間平かなれば、奈良坂こゆるほどまでも、三輪山は見ゆるなり、さて其奈良山越ても、猶山の際よりいつまでも見放んとおぼし、こ、かしこにてかへり見え給ふまに、

や、遠ざかりはて、雲の隔たるを恨みて、末の御詞

よろしく、且飛鳥の都より遠からねば、見なれ給へる故、かくなごりをし給ふともいふべけれど、さのみはあらで、奈良より飛鳥の方は、此山の當りて見ゆる故に、故郷のなごりを此山に負せて、かくまではをしみ給ふならん、

反歌

三輪山乎、然毛隱賀、然もは如し是もなり、賀はなげ

く辭、

雲谷裳、谷は借字、

情有南武、今本武を敵に誤、

可苦佐布倍思哉、

注に、右二首山上憶良大夫類聚歌林曰、遷都近江國一時、御覽三輪山御歌焉といへり、是に御又覽御歌と有をもて思ふに、すべて集にも歌林にも、類聚歌林は眞の物ならねど、さすがに今よりは古き代の事故に、おのづからか、る據と成事もまれにあり、天皇に御製また大御歌、皇太子と皇子には御歌、王には歌と書り、又御覽とは天皇皇太子に書べく、皇子と王には書し事なし、かくて右の御歌と御覽とを合せもて、皇太子の御歌なる事まらる、まかれれば此時は大海人皇子命の御



事なり、故端詞に額田王の歌とせしは、今の亂本の誤なること顯なり、

額田姫王奉和歌

〇〇〇〇〇〇〇〇

かく有べし、然るを亂れ本を校合せし時、左の歌をえよみ意得ねば、さかしらに此王の名を上へ出せしにやあらん、

綜麻形乃、三輪山なり、

林始乃、繁樹が下なり、

狹野榛能、狹は發言、榛は借字なり、

馬野の別記にいふ、

衣爾著成、目爾都久和我勢、三輪山を目につけて、かへり見しつ、またひ給ふ、わが世子かるといふ意なるに、はぎが花の衣につきやすきをもて、譬へ下せるなり、然れば右の長歌を短歌もて和へ給ひしこと、明らかなり、後人意得ずして、和歌に似ずとも注せれば、委しくいはん、

目爾都久とは、(卷七)あたらしき、まだら衣は、而著てもいへり、

先綜麻形と書しは、古事記に、(崇神條)三輪の大神、うるはしき男と成て、活依びめの許へよる、通ひ給へるを、姫その男君の家所を

知ばやとて、卷子の紡紵を、ひそかに針して男の裔につけたるを、君は引て歸りぬ、さてあとに紵はた、三勾

ぞのこりたりける、やがて其いと筋をとめつ 尋れば、御室山の神の社に到りぬ、故に其山を三輪山といふと記されたり、然るからに、其綜の三縈のこれる形を思ひ得て、綜麻形と書なせるなれば、みわ山とよむべき事うたがひなし、

〇衣爾著成の成は如てふ言に同じ、古事記に五月蠅奈須てふ同じ事を、紀に如五月蠅と書たり、その外此集に云云成と有も皆如くと意得てかなへり、

〇和我勢は吾夫にて、此姫王の御たへとする時は、大海人皇子命を申すなる事、上にいへるがごとし、此歌の訓は、荷田東萬呂うしの考出せしなり、

〇今本の訓、又左の注などは、いふにもたらねば捨つ、

〇此都うつしは三月なれば、秋はぎいかといふべけれど、歌のあやにいひつゝくるものは、時にか、はらぬ例多し、

〇天皇遊獵蒲生野、近江國蒲生郡の野なり、之時、額田姫王作歌、

此御獵は七年五月五日にて、皇太弟を始て、諸王諸臣皆大御ともなりしこと紀に見ゆ、むかし推古天皇十九年五月五日の兔田野の藥獵より此度まで四度なり、集には卷十六に爲鹿よめる歌に、四月と五月の間に、藥獵、つかふる時にとて、吾角は、

並知皇子命、高市皇子命など書例なるを、こ、にのみ今本に皇太子と書しはいかにぞや思ふに、こ、の端詞亂れ消たるを、仙覺が補へるか、或本にかく有に依しか、

紫草能、爾保敵類妹乎、こは額田姫王をさしてのたまふ、

爾苦久有者、吾妹をにくからば、他妻をも戀べきを、妹を愛むからは、いかで他妻をおもはんやとの給へり、

人媼故爾、吾戀目八方、袖ふりしなどは戯ごとごとこ

とわり給ふなり、さてこの御歌は、後世人のよむさまとはことなり、よく心をやりて見ずは解得じ、

明日香清御原宮御宇天皇代、天淳中原瀛真人天皇、

【後に天武天皇と申、】

〇十市皇女、天武天皇の皇女、御母は額田姫王、

參赴於伊勢神宮時、紀に四年二月、此皇女と阿閉皇女も共に參給ふと見ゆるを、この皇女のみを擧しは、

よみ人此皇女につかへまつる女なればにや、

見波多横山巖、神名式に、伊勢國壹志郡波多神社、

和名抄に、同郡に八太郷あり、こは伊勢の松坂里より、

初瀬越して大和へ行道の、伊勢のうちに、今も八太里

御蓋のはやし、吾毛らは、御筆のはやし、其外目耳肉

などの事もいへり、卷十七に、天平十六年四月五日の

歌に、かきつばた、衣に摺つけ、ますらをの、競獵する

月は來にけりなど有、さてから國の醫のふみどもに、

四五月鹿の茸を取こと多く見え、又五月五日に百草を

採ことも見ゆ、こ、にも五日としも有は此二つをかね

たる幸なるべし、

茜草指、冠辭、

武良前野逝、紫野とは(卷十四)託馬野に生流紫と有

も同國なれば、蒲生野にも紫草の生もせめど、こ、は

それらにはか、はらず、事をそへん爲の言のみ、

標野行、玄めおかれて御獵去給ふ御野をいふ、されば

紫野も地の名ならぬことあるべし、



あり、其一里ばかり彼方に、かいとうといふ村に横山あり、そこに大なる巖ども川邊にも多し、是ならんとおぼゆ、飛鳥藤原宮などの比、齋王通行は此道なるべしと、其國人は云り、猶考てん、下に輕皇子宇多の安騎野へ越給ふも、泊瀬山を越まし、なり、此山越のたやすければ、此度も他の女坂男坂などをば越給はじと覺ゆ、或人は高市郡の波多なりといへど、淨見原の宮よりは初瀬越ぞ便り有べければ、伊勢の八太よこ山ならんとおぼゆ、この輕皇子の初瀬を越給ふも、持統天皇まだ淨御原におはせし時なり、

吹黄刀自作歌、同じ氏名は(卷十三)にも出、さて天平七年紀に富紀朝臣てふあり、今は是を訓の假字にて吹黄と書るか、されど猶おぼつかなし、○刀自はもと戸主の意なるを、其後喚名にもつきしなり、元正天皇紀に茨田連刀自などいへる類多し、別記あり、河上乃、こはかはかみ、かはらなども訓べけれど、右にいふ所に依て、暫かはづらと訓、湯都磐村二、神代紀に、五百箇磐石てふ同事を、祝詞に湯津磐村とかき、湯津桂、湯津爪櫛など、皆木の枝の多く、櫛の刺の繁きをいふなり、仍て古へより五百

を約て湯といふを知、これをゆづはの村とて、里の名と思へるは、云にたらず、伊保の約は與なるを、由に轉じていふ、○津を濁るは言便、○村は群の意なる事既にし出、

草牟佐受、草も生ぬ堅巖の如く、常玄なへにもとこ、ろ得べし、○牟須は生ことなり、紀に皇産靈、此云美武須毘と有て、武須に産字をあつ、常にも生の子をむすこむすめといふ是なり、

常丹毛翼名、がもなは願ふ辭故に冀ともかき、集中に欲得とも書つ、

常處女羨手、とこしへに若き女にてをらんを願へり、【此集處女を少女の事にす、かなは神代紀に、少女此云三鳥等咩といひ、其外皆同じ、後世乙女と書はひがことなり、】

○麻績王、流三於伊良虞島一時、時人哀傷作歌、今本伊良虞の上に伊勢國と有は、物よくまらぬ人の傍に書けんを、又後の人みだりに本文に加へしものなり、そのよしは下に見ゆ、

打麻乎、冠辭、  
麻績王、白水郎有哉、射等籠荷四間乃、珠藻、  
【玉藻

の玉を、ほむる語といふはわろし、玉とはむるも物にこそよれ、凡草木に玉といふに、子こそ多けれ、藻に眞の白玉の如き子多きを、豊後の海より持來て見せし人有、

○麻績王、冠辭、  
穴蟬之、冠辭、  
命乎惜美、浪爾所濕、所はぬれのれに當りぬ、言の意をまらせて書のみ、

射良虞能島之、玉藻菊食、もの食を遠須といふ、紀に御食を美衰志と訓る是なり、さて右に島人と成給へば、海人がわざしておはすらんと、あはれにおもひはかりたるをうけて、かくても命は捨がたくて、藻をかりて食ものとしてながらふぞとのたまへるは、古へのまこと有歌にて悲み餘りあり、

注に、日本紀曰、天皇四年四月、三位麻績王、有罪流于因幡、一子流伊豆島、一子流血鹿島也、是云配于伊勢國伊良虞島者、若疑後人縁歌辭、而誤記乎、此注はよし、さていらこの崎を志摩國に在と思へるもひがごとぞ、こは參河國よりまの答志の崎の方へ向ひて、

海へさし出たる崎故に、此下の伊勢の幸の時の事思ひはかりてよめる、人まろの歌には有なり、然ば右の紀に違ふのみならず、いらごを伊勢國と思へるもひがごとなり、後の物ながら古今著聞集に、伊與の國にもいらごてふ地有といへり、因幡にも同名あるべし、

○天皇御製歌  
三吉野之、三は眞にてほむる辭、【考の御銜御金などの御も、眞の意なり、】

耳我嶺爾、耳は借字にて御銜の嶺なり、(卷三)此歌の同言なる歌に、御金高とあれど、金は銜の誤りなり、こ、に耳我と書しに合せてまらる、○後世金の御嶺といふは、吉野山の中らも勝れ出たる嶺にて、即此大御歌のことば共によくなひぬ、然れば古へもうるはしくは御美我嶺といひ、常には美我嶺とのみいひけん、そのみがねをみ金の事と思ひたる後世心より、金嶽とはよこなまれるなりけり、かの(卷三)岳を金に誤しも、同じ後世人のわざなる事顯なり、別記あり、

時無會、一本時自久會と有も意均し、此言は上にも出、雪者落家留、一本、雪者落等言、○卷十七に、越中の立山の歌にも、等許奈都爾、由伎布理之伎底とよみて、



ことなる高山はいづこもまかり、  
 間無曾、雨者零計類、一本、落等言、○卷十六に越後  
 の彌彦の山を、青雲の田名引日良、深曾保零とよみ、  
 方言にも宮嶺のわたくし雨と思へり、  
 其雪乃、時無如、其雨乃、間無如、隈毛不落、この隈  
 は隠の所をいふ、  
 思乍叙來、其山道乎、此山の面白きくま／＼を漏さ  
 ず、いく度も幸て見ますとなり、  
 【此大御歌の體なる、集中に多し、後世人はいかさま  
 ねばざるらん、】

○天皇幸于吉野宮、時御製歌、同天皇同吉野の大御歌  
 なるに、端詞を異にして並のせしを思ふに、此天皇の  
 紀に吉野の幸は稀に見ゆるを、上の大御歌の意は、あ  
 また度幸せしと聞ゆ、然らばまだ皇太弟と申すときの  
 事なりけん、そはもし此山にのがれ入ます時、よみ給  
 ひしにやとさへおもはる、なり、か、れば上なるは時  
 も定かならず、こ、のは大御位の後にて定かなれば、  
 幸と云るせしならんか、應神天皇紀に、幸吉野宮時  
 國栖人來云云と有は、古へより宮ありしなり、齊明天  
 皇紀に、造吉野宮と有は、改め作らしめ給へるなりけ

り、】

淑人乃、上つ代に在し賢き人をの給、  
 良跡吉見而、好常言師、芳野吉見與、良人四來三、  
 いにしへのよき人、吉野をよく見て實によしといへり、  
 今の心有よき人は君にこそあれ、よく見よかしのた  
 まふなり、凡によしといふは實によしと定めがたし、か  
 しこき人の、まかもよく見定めたるこそ、まことなりて  
 ふ意にて、此重ねことばはなしましたり、さてきみて  
 ふこと、歌には天皇より臣をもものたまへる例古は多し、  
 こ、は大御ともの大さみ、まぢぎみだちの中にみ給ふ  
 人有し成べし、○吉野を世にこと成所ぞとほめたる歌、  
 集中に多かれど擧るにたへず、(卷八)妹之紐結八川内  
 乎、古之、淑人見等、此乎誰知、(卷十)古之、賢  
 人之、遊兼吉野川原、雖見不飽鳴、と有もこ、と同  
 じ淑人をいへるなるべし、○吉野は上に出たる御岳の  
 嶺もさこそあらめど、殊によしと見ゆるは、蜻蛉の離  
 宮の有けん所、今は宮の瀧といへれど高く落る水にあ  
 らず、又その川上の夏箕、大瀧などいふあたりこそま  
 たなくおぼゆれ、  
 藤原宮御宇天皇代、藤原は高天原廣野姫天皇、(持

統)天皇眞宗祖父天皇、(文武)二御代の宮なり、

○天皇御製歌、こは持統天皇まだ清御原宮におはしま  
 す時なる事、下の歌にてまらる、されど天武天皇崩ま  
 してよりは、藤原宮の中に入る例なり、  
 春過而、夏來良之、(卷七)寒過暖來良思てふに同じ  
 體なり、【今本なつきにけらしと訓るは、けの言をよむ  
 べきやうなければとらす、】

白妙能、こは絹布をすべいふ名にて、妙は借字のみ、  
 冠辭考に出、

衣乾有、かくよめるは集中に例あり、今本さらせりと  
 訓しはわろし、【集中に、言の下に有在の字を書しは、  
 らりるれろのことばにぞある、然るに後の世乾有をほ  
 すてふと訓しは誤なり、てふの辭の事は、別記の有そ  
 の下にいふ、(卷六)「つくばねにゆきかもふるる、い  
 なをかも、かなしきころが、しのほさるかも、」とも  
 よみつ、】

天之香來山、都とならぬ前に、鎌足公の藤原の家、大  
 伴氏の家もこ、に在、此外にも多かりけん、然れば、夏  
 のはじめつ頃、天皇埴安の堤の上などに幸し給ふ時、  
 かの家らに衣を懸ほして有を見まして、實に夏の來た

るらし、衣をほしたりと、見ますまに／＼のたまへる御  
 歌なり、夏は物打まめれば、萬づの物はすは常の事な  
 り、さては餘りに事かろしと思ふ後世心より、附そへ  
 ごと多かれど皆わろし、古の歌は言には風流なるも多  
 かれど、心はたゞ打見思ふがま、にこそよめれ、○或  
 説に、白妙の衣とは白雲を譬へ給ふといふも、いよ／＼  
 後世心もて類に考よせたるものなり、香山は貴けれど、  
 高山ならねば、白雲の立もか、りもする事なし、地を  
 も古へをも知ずていふのみ、

○柿本朝臣人麻呂、過近江荒都時作歌、柿本云  
 云の七字を、今の本に時の字の下へつけたるは、例に違  
 へり、古本に依て改めつ、○人麻呂の傳は事多ければ  
 別記に云、○天皇六年、飛鳥岡本宮より近江大津宮へ  
 うつりまし、十年十二月崩給ひ、明年の五月大海  
 人大友の二皇子の御軍有しに、事平らぎて大海人皇子  
 命は、飛鳥清見原宮に天の下知しめしぬれば、近江の  
 宮は古郷と成ぬ、さて後いつばかり見つるにや、歌の  
 次でを思へば朱鳥二三年のころにや、

玉手次、冠辭、  
 畝火之山乃、樞原乃、日知之御世從、こは神耶萬登伊



波禮彥天皇(神武)を申す、○日知てふ言は、先月讀命は夜之食國を知しめせと有に對て、日之食國を知らずは大日女の命なり、これよりして、天つ日嗣をろしをす御孫の命を日知と申奉れり、紀に神聖など有は、から文體に字を添しにて、二字にてそれはかみと訓なり、聖の字に泥て、日知てふ言を誤る説多かり、【四の句、一本に日知之自宮と有、】

阿禮座師、阿禮は生なり、(卷十三)神代從、生繼來者とある是なり、さて伊波禮彥天皇よりこなた、生つぎまし、御孫命は、専らやまとの國に宮しきましたるをいふ、

神之御言、今本に神之書、一本に盡と有も共に言たらず、天皇を神と申すは常ながら、只神のことごとくとのみいひては、こ、には穩ならざるなり、こは下に同じく神之御言能と、二度いひて事を分ちたるを思ふに、こ、も神之御言と有しを、盡の一字になりしものなり、乃て改、

櫻木乃、冠辭、彌繼爾、天下、所知食來、次に倭乎置といふまでつづくなり、今本、食之乎と有て、こ、を句とせるより

日之霧流と有は、歟を之に誤りしか、さなくては聞えず、一本ぞ明らかなる、又之をがとよむ事もあれど、こ、にかなはず、

夏草香、繁成奴留、世に名高き此宮どころは、まさにこ、ぞと聞、こ、ぞといへども、更に春霞の立くもりて見せぬ、夏草が生えげりて隠せると疑ふなり、春霞と云て又夏草といふは、時違ひつと思ふ人有るべけれど、こは此宮の見えぬを、いかなることぞと思ひまどひながら、をさなくいふなれば、時をも違へておもふこそ中々あはれなれ、後のものに目は違ひながらよめるといへるもこれに同じ、

百磯城之、冠辭、大宮處、見者左夫思母、その宮殿の見えぬは疑ひながら、見るに、うら冷まじく物悲しきなり、佐夫思は集中に、冷、不樂、不恰など書つ、然れば後世もの閑けき事にさびしと云は轉じたるなり、今本、見者悲毛と有もさる事なれど、猶一本による、何ぞなれば、此宮の無ことを猶うたがひて長歌にはいひ、反歌にいたりて思ひしれる意をいへれば、こ、は只左夫しと有ぞよき、下の此人の歌にも此さまなるあり、巧みの類ひな

は一本まさりぬ、

虚見、冠辭、今本、天爾滿と有は例に違ひつ、【虚見てふ言多けれど、皆四言なるを、こ、のみ五言ならんや、且滿の字を借しも心ゆかず、古本に依、】

倭乎置、六言、置は捨置なり、【今本倭乎置而とあれど、一本此而の無を用、】

青丹吉、冠辭、平山越而、今本、平山乎越と有よりも一本、平山越而として、下のおふみの國へ隔て懸るに依、

何方、御念食可、一本所念計米可とあり、天離、冠辭、

夷者雖有、【夷てふ言の事は別記にいふ、】

石走、冠辭、淡海國乃、樂浪乃、冠辭、

大津宮爾、今の大津なり、天下、所知食兼、天皇之、神之御言能、こ、は天智天皇を申、

大宮者、此間等雖聞、大殿者、此間等雖云、宮といひ殿と云も異ならず、文にいふのみ、霞立、春日香霧流、【今本、春草之、茂生有、霞立、春

きものなり、

反歌、樂浪之、冠辭、

思賀乃辛崎、雖幸有、何にてもかはらで有を、幸く有といへり、

大宮人之、船麻知兼津、大宮人の遊びし舟のよするやとまでど見えこず、只この辛崎のみもとの如くて在といふなり、卷二に、(此天皇崩給ふ後)「やすみま、わご大きみの、大御船、待か戀なん、志賀の辛崎、」卷十四、かぐ山の歌「百まきの、大宮人の、退出て、あそぶ船には、梶さをも、なくて不樂も、こぐ人なしに、」

左散難彌乃、志我能大和太、一本、比良乃とあり、いづれにても有ぬべし、

與村六友、神代紀に、わだのうらてふ事を、曲浦と書しに同じく、和太は入江にて水の淀なり、

昔人二、將會跡母戸八、水はかく淀もあれど、過ゆく世人はとまる事なきを、昔人にあはんと思はめや、船待かねしははかなかりきと、今ぞ知たるなり、○將會跡母戸八とは、只あはめやてふ事なるを、そは心に念ふ



ものなれば、念てふ言を加へていふのみ、下に忘めやてふ事を、忘而念哉といへる類なり、今本、亦母相目八毛と有も、さる事なれど、言の古きにより、右の例にも依て一本を用、【おもへのおを略て、もへと云は、古への例ぞ】

○高市連黒人感傷近江、舊堵作歌、今本にこ、を高市古人と有はとらず、こは歌の初の句をよみ誤りてより、さかしらに古人とせしものなり、仍て一本によりぬ、且黒人の傳は去られず、【黒人同じ舊都をかなしめる歌、(卷十四)にも出たり、そは後に一つの傳へを聞て、家持歌集に書しものなり、○堵は都に同じ】古、古一字を初句とせし例下に多し、さて古今六帖に

此歌を、いにしへのと有は、古き時の訓ののこれるものなり、次の句の訓はわろかりし、

人爾和禮有哉、今本あるらめやと訓しは誤りぬ、

樂浪乃、故京乎、見者悲寸、こ、を見て甚悲きは、我こ、の古へ人であればにやあらんと先いひて、立かへりさはあらぬを、いかでかくまでは思ふらんとみづからいぶかるなり、

樂浪乃、國都美神乃、志賀郡などをまきます神をいふ、

卷十七に、美知乃奈加、(越中國をいふ)久邇都美可未波と有にひとし、【こ、をうしはき給ふは日枝の大山咋神なれど、この歌にてはそれをさすまでもなし、○是を美神の浦といふ浦の名と思へるは、いふにもたらず、又後の歌に此うらさびを、浦わの淋しき事とせるも誤なり】

浦佐備而、浦は借字にて、心といふに同じ、佐備は、下に不樂不恰などかき、(卷十三)佐備乍將居ともよみて、心の冷じく和さめがたきをいふ、こ、は國つ御神の御心の冷び荒びて、遂に世の亂をおこして、都も荒たりといふなり、此言にさまざまあり、別記に委、荒有京、見者悲毛、

○幸三子紀伊國時、川島皇子御作歌、紀に、(持統)朱鳥四年九月此幸あり、川島皇子は天智天皇の皇子なり、紀に出、

白乃、今本に白浪のと有は古歌の續にあらすと荷田

うしのいひしはさる事なり、今考るに、(卷十)同國に白神之磯とよめり、然れば白神の濱とありつらんを、神と浪の草の近きま、に、且濱に浪をいふは常なりと

のみ思ふ後世心もて、白浪とは書しなるべし、又催馬樂に、支乃久爾乃、之良々乃波末爾とうたへるによらば、白良と有けんを、四言の有をも去らぬ人、言たらず、浪の書は落しとてさかしらやまけん、(卷十)又載しにも白那彌とあれど、かの卷などは私の集にて、打聞ま、に書入し物なれば、いふにたらず、且その那も加の字を誤しにもやあらん、とてもかくても白浪の濱といふべからぬ事は、古歌を知人知べし、

濱松之根乃、今本に松之枝と有はよしなし、考るに、(卷十)此歌松之木と有を、古本には松之本と有、然ればこ、は根を枝と誤しなり、よしは次々に見ゆ、

手向草、草は借字にて種なり、即手向の具をいへり、(卷三)相坂山丹、手向草、麻取置而とある手向草は、麻幣の事類はなるもて、こ、をも知べし、【後世人は、木をも草といひ、獸をも鳥といふなどいへる、此手向草を心得違ひて、それよりいへる虚ごとどもなり】

幾代左右二賀、年乃經去良武、(一云、年者經爾計武、)こ、の歌の意は、いと古へに幸有し時、こ、の濱松が

根にて、御手向せさせ給ひし事傳へいふを聞て、松は猶在たてるを、ありし手向種の事は、幾その年をか經

ぬらんとよみ給へるなり、(卷十四)住の江の、岸の松原、遠神、吾大君の、いでましどころなど、かはらぬ松にむかひて、むかし在けん事をいへる數へがたし、○或人松が枝を結ぶ類かといへるはよしなし、それらの事は契にて、手祭にあらず、且松を手むけとせし例もなし、此外に多くの説あれど皆論にもたらず、○越勢能山時、阿閉皇女命御作歌、右と同じ度なるべし、勢の山は、紀に(孝德)畿國の四方を記すに、南自紀伊兄山以來とあり、○この皇女は、天智天皇の皇女にて、日並斯皇子命の御妃、文武天皇の皇母にませり、後に日嗣まろしめしぬ、

此也是能、辭は同じくて意の別なる事を、一つにとりなしていふ時、此言はおくなり、

倭爾四手者、我戀流、京に留給ふ御夫日並斯皇子をのたまふ、

木路爾有云、ありといふのいを略きてありとふといへり、別記あり、名爾負、別記あり、勢能山、やまとに置て吾戀しむ夫てふ名を、此木路に在山の負であるが、なつかしとおぼすよしなり、はか



なき事につけても、故郷こひしくおもはる、は旅なり、【我戀る勢とつゝく意なるを、其間に他の事を置たるなり、是を隔句といへり、】

○幸三子吉野宮之時、柿本朝臣麻呂作歌、持統天皇のよし野の幸は、いと多ければ、何の度とはさしがたし、花ちらふてふ言に依に春には有けん、【拾遺集に、此歌を甚しきひがよみしつ、】

八隅知之、冠辭、

吾大王之、所聞食、天下の事を聞しめすなり、惣て身に著るを、をすともめすとも云、

天下爾、六言、

國者思毛、玄もは、事をひたすらにいふ辭、

澤二雖有、澤は借字にて、物の多きをいふ、

山川之、こ、と次の二所の山川は、山と川と二つをいふ故に、かはのかを清てとなへ侍るなり、

清河内跡、川の行廻れる所を加波字知といふ、その波字を約て加布知といへり、さて唱るに加字知のごとくいふは言便のみ、

御心乎、冠辭、

吉野乃國之、花散相、ちるのるを延てちらふといふ、

○其所の物もてかざりとする事もあれど、こは猶時のさまをいひしものぞ、

秋津乃野邊爾、秋津は借字、蜻蛉野なり、この野の名のはじめは、雄略天皇紀にみゆ、

宮柱、太敷座波、下津磐根宮柱太敷立てふ古言にて、それを即天皇のふと敷おはします事にいひなしたつ、敷てふ言別記に出、此宮は吉野の夏箕川の下、今は宮瀧といふ川曲の上方に、宮瀧てふ村ある所なり、

百礮城乃、冠辭、

大宮人者、大御ともの王臣、

船並氏、ならべてなり、

旦川波、舟競、夕河渡、一段なり、こ、の言妙なり、競のよみは、(卷二十)布奈藝保布、保利江乃可波乃と有により、

此川乃、絶事奈久、此山乃、彌高良之、良は香の字を誤か、又良の上にかの字を落せしか、○此四句は山川にそへて幸と宮とをことぶけり、(卷十五)此山の、盡ばのみこそ、此川の、絶者耳こそ、百玄きの、大みやどころ、止時もあらめ、其反歌に、「神代より、芳野の宮に、在通ひ、高きらすは、山川をよみ、」ともよみ

たり、【こ、のさま、山も川も、實に物よりことに清らに面白し、】

珠水激、冠辭、

瀧之宮子波、宮の前即瀧川なればかくいふ、【子は借字にて宮所なり、】

見禮跡不飽可聞、

反歌

雖見飽奴、吉野乃河之、常滑乃、常玄なへに絶ぬ流れの石には、なめらかなる物のつけるものなり、そを即體にとこなめといひなして事の絶せぬ譬にせり、(卷四)豊初瀬路は、常滑の、畏き道ぞてふも川路にて心同、

絶事無久、復還見牟、

安見知之、此冠辭はこ、を正字とす、

吾大王、古事記の古言のま、に、六言にす、

神長柄、長柄は借字、天皇は即神におはするま、にと

いふ意なり、紀に(孝德)惟神我子應治故寄、こ

を古注に、謂下隨三神道亦自有神道上也といへるをもて

思へ、下の藤原宮づくりに役民が歌の末に、神隨爾有

之とよめる是なり、後世にながらといふとは異なり、

後世いふは轉々せり、【ながらてふ言の事は、下の須良てふ辭の別記にいへり、】

神佐備世須登、此佐備は進みの意にて、心ずさみ手ず

さみなどいひて、なぐさみといはんが如し、此言の事

別記にくはし、○下の藤原宮づくりの所には、天の下

治め給ふ都の事なれば、食國をめし給はんとよみ、こ

こは御心なぐさの爲故に、神佐備世須登といふ、

芳野川、多藝津河内爾、高殿乎、高知座而、この歌の

別記に云、

上立、國見乎爲波、山の際にあれど、高殿よりは、ひ

ろく遠く見ゆべきなり、

豊有、冠辭考にいふ、

青垣山、山神乃、青垣山てふは、青山の垣の如く在を

いふ○山づみは、山をたもちます神をすべといふなり、

【青がき山とは、いづこにもいへり、一つの山の名と思

へるはひがことぞ、○山づみのみはもちの約にて、山

つ持てふ言なり、】

奉御調等、たてまつるを畧きてまつるといふ、(卷十

一)「麻そか、み、かけてまぬべと麻都理太流」といへ

り、他にもあり、



春部者、四言、部は方の意なり、別記あり、

花挿頭持、持は添たる言にて、古きふみどもに例あり、

秋立者、黄葉頭刺理、一本黄葉加射之と有も、あしか

らす、されどこ、は定かにいひ切たるに依、

遊副川之神母、夕宮瀧の末に、今はゆ川てふ所有是か、

又(卷八)結へ川内とよめる是ならんか、定めがたし、

○此句なみは餘れりやたらすやとおぼゆれど、猶例あり、

大御食爾、仕奉等、上瀬爾、鴨川乎立、川の上下を多

くの人もて斷せきて、中らにて鶴を飼ものなれば、斷

といふべし、(卷十九)に、宇河波多々佐禰、またう川立、

とらさんあゆのとも云、川にといはで、川乎立といふ

からは、立は借字にて斷ことなるを知べし、

下瀬爾、小網刺渡、和名抄に、纏(佐天)網如箕形、狹

後廣、前名也と云り、今もさる形なるをさでといふ、

卷十九に、平瀬には、左泥さし渡し、早瀬にはうをかつ

けつ、とよみつ、

山川母、山も川もなり、

依氏奉流、神乃御代鴨、山のかざしとせる花もみちを、

即山神のみつぎとし、川にとれる魚を、即河神のみつ

ぎとし、山も川もよりなびきつかへまつる、神すべら

ぎの御代なるかもといへるきほひ、此ぬし一人のまわ

ざなり、菅原長根がいほく、古事記に、天孫天降ます

始め、大山津見神百取机代の物を持きて、其女を仕

奉らせ、火々出見命海に入まし、時も、海神百取机代

の物を捧て、其女を仕奉せたる、即此山神河神の仕奉

も均し、是ぞ此國人に教ずして教る道にして、あな恐

あなたふと、

反歌

山川毛、因而奉流、上にも奉仕の仕を畧きつ、故こ、

も奉一字をつかへるとよめり、

神長柄、多藝津河内爾、船出爲加母、山川のもろ神だ

ちも仕奉る大御神におはしまして、唯今船出し給ふを

見奉るが貴きと申すなり、大泊瀬の天皇葛城山の大御

狩の時、一言主の大神の送り奉り給ひける御いきほひ

を思ひあはせらる、

○幸伊勢國之時、留京、柿本朝臣麻呂作歌、紀

に(持統)六年三月に此伊勢の幸有て、同五月志摩の阿

胡行宮におはせしと見えたり、

嗚呼兒乃浦爾、こは志摩國英虞郡の浦なり、行宮こ、

に在ことを聞て、おしはかりによめるなり、然るを今

本兒を見に誤て、あみのうらと訓しはみだりなり、

(卷十一)古歌として誦たるに、安胡乃宇良爾、布奈能里

須良牟、平等女良我、安可毛能須素爾、之保美都良武

賀と有は、即この歌なれば、地の名もすべての訓も何

をかは求めん、

船乗爲良武、媿媿等之、珠裳乃須十二、四寶三都良武香、

海をとめらとみらめ、宮女たちの赤ものすそに汐みち

來なんは、めづらしく面白き事を思ひたり、【珠は、(卷

十一)に依て安可と訓、】

劍著、冠辭、これを今本は字訓ともに誤りつ、

手節乃崎爾、志摩國答志郡の崎なり、それに劍を著る

手の節といひかけたり、劍は手に纏物なればなり、【本

は多夫志と濁りつらんを、答の字を書しより後、多字

志の如く唱ふめり、】

今毛可母、今かなり、二ッの毛は辭、

大宮人之、玉藻菰良武、まためづらしき遊びなり、

湖左爲二、湖の満る時、波の左和具をまほさるといふ、

おは和藝の約めなり、(卷四)浪乃鹽左猪島響といひ、

(卷十一)おきつ志保左爲、たかく立きぬなどよめり、

五十良兒乃島邊、いらこは參河國の崎なり、其崎いと

長くさし出て、志摩のたぶしの崎と遙に向へり、其間の

海門に神島、大づくみ小づくみなどいふ島どもあり、そ

れらかけて、古へはいらこの島といひしか、されど此島

門あたりは、此に畏き波の立ま、に、常の船人すら漸に

渡る所なれば、官女などの船遊びする所ならず、こは

京に大よそを聞て、おしはかりによみしのみなり、【邊

は方と、心通へば書るのみ、へんの字音にいひて、又ほ

とりの意有と思ふは、後人のひが意得ぞ、】

榜船荷、妹乘良六鹿、荒島回乎、俄に潮の満來て浪の

さわぐにぞ、なれぬ妹らがわぶらんことを思ふなり、島

回は島のあたりをいふ、浦回磯廻などいふ皆和のかな

なり、浦び、浦箕、島備、磯間などいへるも、意は相

通ひて、言は別なり、○此三くさの初は、宮びめをい

ひ、次は臣たちをいひ、其次は妹といへれば、人まろ

の思ふ人御ともにあるを云り、されど言のなみにより

て妹といへる事もあれば、そは定めがたし、凡此人の

歌かくならべよめるには、其歌、ことへわたして見るに

面白き事あり、○此あごのうらくしろつく、しほさる

のみつは荷田東萬呂うしのよみしま、なり、



○當麻真人麻呂妻作歌、紀にも出し人なり○當麻は紀(履仲)に哆崎摩といひ、集にも當を瀧に借たり、後世たへまといふは訛なり、(卷十三)又載しには、麻呂の下に大夫と有、

吾勢枯波、何所行良武、已津物、冠辭、

隱乃山乎、此山は經給ふ國に有か、猶た、伊勢に有か、後にいへる説どもはよりがたし、

今日香越等六、

○石上大臣從駕作歌、石上朝臣麻呂公は、慶雲元年に右大臣となり給ひて、この持統天皇の御時は、

いまだ大臣ならねど、後よりまか書しなり、吾妹子乎、古は妻を妹といへり、まかるべき事なり、且和賀伊毛の賀伊を約めて和岐毛といふ、故に岐を濁るめり、雄略天皇紀の注に、稱妻爲妹蓋古之俗乎といへるには、いまだよく古を知ぬ人の疑なり、別記有、

去來見乃山乎、いざみのてふはまらねど、式に伊勢國多氣郡に伊佐和神社、志摩の答志郡に、伊佐波神社などいふもあれば、此國らの中に伊佐美の山てふも有しにや、又檜山を、葛衣、著檜の山といひ下せし類にて、

佐美の山てふ有に、いざみといひかけしにや、高三香裳、日本能所見、國遠見可聞、いざや、まとなる妹があたりの見ゆやとて、見放れど見えぬは、山の高くて隔るか、おのづから國遠ければ見えぬかとなり、妹こひしらにわびて、ふと思へることをも、そのまににいひつゝくるぞ古への歌のこゝろなる、

○輕皇子、此條はまだ藤原へうつりまさぬ前なれば、御歳若き時なり、宿禰千安騎野時、柿本朝臣人麻呂作歌、古本の傍注に、皇子枝別記を引て、此御事を文武少名河瑠皇子、天武皇太子草壁皇子尊之子也といへる是なり、此草壁皇子は、日並知皇子とも申したり、此御父尊、前に、こ、に御獵ありし事、卷二の歌にも見ゆ、故に此たびの御獵もま給ふよし、左の歌に見えたり、○安騎野は、左の歌に阿騎乃大野とよみ、紀に(天武)菟田郡云云到大野といひ、式に宇陀郡阿紀神社など有にてまらる、

○此御ことは王と申べきを、皇子と書しは、後よりたふとみて書か、八隅知之、吾大王、六言、高照、日之皇子、四言、古事記の古言のま、にかく訓と書は、古へなき事なり、み山み谷なども真とほむるに、大きな事も深きこともこもりて有、阿騎乃大野爾、旗須爲寸、此もの冠辭考に委し、四能乎押麻、す、きのまなひを押なびかしなり、物のまなへたるをまのとはいふ、なよ竹にまのといふ類是なり、後世繁き事をまのといふと思ふは誤なり、そをばまゝとこそいへ、草枕、冠辭、多日夜取世須、せさせますてふをつめてせすと云、古昔念而、かの御父尊を戀給ふなり、反歌、今本こ、には短歌とあれど、今反歌とす、その理りは別記にいふ、阿騎乃野爾、今本野を落せり、宿旅人、御ともの人々、打麻、【打麻を、なびくとよむと、なびきと訓とわからあり、そは冠辭考にいひつ】寐毛宿良目八方、ねられめやのれを略く、目は一本による、○寢は禰入る事、禰は奈ゆる事、打なびきは、其なよ、かに臥さまをいふなり、惣ていは、身をなよ、かになびけ臥て、ねいられめやなり、

るよしは、冠辭考にいへり、さて天皇の御事を申す言をいひしは、此王他に異なるを知べし、

神長柄、神佐備世須登、此句は、次の泊瀬と云より末までかゝる、

太敷爲、京乎置而、太は廣なり、祝詞に廣敷坐、又太前とも廣前ともいへり、

隱口乃、冠辭、

泊瀬山者、真木立、四言、真木は檜にて、深き山に生なり、

荒山道乎、荒は生ながらのことにて人氣になれぬをいふ、○今初瀬寺の傍に宇陀へ越る坂路あり、古へも此

道なるか、

石根、楚樹押麻、まもと、は繁本の略にて、弱き木立

の茂きをいふ、本とは木の事なり、さて其茂きわか木

どもを、百千の御とも人の、押なびかして越るさまを

まらせたり、○今本、楚を禁に誤りたり、

坂鳥乃、冠辭、

朝越座而、玉蜻、冠辭、

夕去來者、去は借字なるよし上にいひつ、

三雪落、此時冬なり、【三雪の三は真也、後世此三を深



古部念爾、こは臣たちの心をいふ、  
眞草薙、槍を眞木とほめいふ類にて、こはす、き茅な

どの高がやをいふ、

荒野二者雖有、右の荒山といふに意同じ、○二の字一

本による、

黄葉、過去君之、人の身まかれる事を譬て、黄葉の、

過去人といへる集中にいと多し、然ば今本葉の上に黄

字のなきは、必落たる物たるければ加へつ、さてこそ

次の語ども、明かなれ、【黄の字落し事は、契沖もいひ

つ、又今本の訓はいふにもたらず】

形見跡會來師、過いに給ひし御父尊の形見とてぞ、こ

こにおはしましたりとなり、(卷十五、人萬呂歌集の歌)

鹽氣たつ、ありそにはあれど、行水の、過にし妹が、か

た見とぞ來し、てふも同じ意なり、

東、東を一句とせし例、下におほし、【今本にあづまの

のけむりのたてると訓しは、何の理りもなくみだり訓

なるを、それにつき、あづま野てふ所有とさへいふに

や、後人のいふ事はかくこそあれ】

野、炎、立所見而、炎は(卷十五)炎乃春爾之成者とよ

めり、此言は火の光を本にて、朝夕の日かげ、陽炎な

どをいふ、こ、は明る空の光の立をいふ、冠辭考に

委し、

反見爲者、月西渡、曉東を見放れば、明る光かざろひ

ぬるに、又西をかへり見ては、落たる月有といふなり、

いと廣き野に旅ねしたる曉のさま、おもひはかるべし、

日雙斯、四言、

皇子命乃、馬副而、副はそひ並ぶ意、

御獵立師斯、時者來向、今本きむかふと訓は、意はさ

ることながら、ことば古へにあらず、【卷十九に、春過

而、夏來向者と有をも、きまければと訓べし、】○卷二

に此日並斯尊の殯宮の時の歌に、毛ごろもを、春冬と

りまけて、幸之、宇陀の大野は、思ほえんかもてふ即

こ、のことなり、

○藤原宮之役民作歌、此宮は持統天皇朱鳥四

年よりあらましの事有て、八年十二月ぞ清御原宮より

こ、に遷りましたつ、その初め宮造りに立民の中にこの

歌はよみしなり、○宮の所は十市郡にて、香山耳成畝火

を畑にすき残して、松立てある是なり、○役の字を今は

えだちとよめど、えは役の字音にて古言にあらず、

をいふに皆冠らす、

磐走、冠辭、

淡海乃國之、衣手能、冠辭、

田上山之、栗本郡、

眞木佐苦、四言、

檜乃婦手乎、つまでとは、柚人の木造りせし木をい

ふ、こ、は其割造れる檜の柚てふ意にて、かくいひ下

したり、【婦手の事、冠辭の麻の部にいへり】

物乃布能、冠辭、

八十氏河爾、是も冠辭考にくはし、

玉藻成、成は如なり、

浮倍流禮、下に者を畧、

其乎取登、散和久御民毛、田上の材を、その川より宇

治まで流して、宇治にてとりとめて筏に作り、淀川

より泉川をさかのぼせて、藤原へいたらす、

家忘、身毛多奈不知、國々より參れる民どもの、わが

家をもおもひたらず、身の上をもたねらひまらさ仕へ

まつるといふなり、【多奈不知てふ言は別記にいふ】

鳴自物、冠辭、

水爾浮居而、こ、は暫切て、下の百不足、五十日太爾

集中にたつたみとよめるぞ、これにはかなへり、且造

藤原宮と書べきを略に過たり、仍て其意を得て訓は、

古書の例なり、【今に起丁匠と有これなり】

八隅知之、吾大王、高照、日之皇子、前に出、

荒妙乃、冠辭、

藤原我宇倍爾、此所今は畑と成つれど、他よりは高し、

古はいよ、高き原なりけん、仍て上といふ、

食國乎、賣之賜牟登、天の下の臣民を、召給治給ふ都

なればいふ、

都宮者、高所知武等、上に太敷す、京をおきてとよめ

るは、京を惣いへり、こ、は専ら宮殿の事なれば、卷

二に御在香乎、高知座而と有に依てよみつ、みあらか

は御在所にて即宮をいふ、

神長柄、既にいへり、

所念奈戸二、奈戸二は並にてふ言にて、おもほせるま

まにてふ意と成ぬ、別記あり、

天地毛、縁而有許會、上に山川も因而つかへる神なが

らとよみし類にて、此大宮造に、天つ神國つ神も御心

をよせ給てあればこそなり、○此言どもは、末に諸の

國の宮材どもを奉り、民ども、いとしくつかへまつる



作云てふへつゝくるなり、かく様に上に條々の事をいひ擧て、下の一所へ落すこと、歌にも文にも有なり、吾作、民の吾なり、

日之御門爾、六言、藤原の宮をいふ、不知國依、諸の國よりも奉ればかくいふのみ、巨勢道從、これは其諸の不知國々より奉る中に、一つの道の事をいひて、他の道々よりもまゐるをえらせたり、故に従の下に陸より奉る事をば惣て畧、【巨勢は藤原の南高市郡にて、紀伊吉野宇智などの方の材を陸より奉る道なり】

我國者、常世爾成牟、鬪負留、神龜毛、新代登、この五句は、ことはぎの言をもて、句中の序として、さて出といひかけたり、神龜は他國に龜負、圖出、洛水にてふ事有を思ひよせていふなるべし、【まぢかく天智天皇の御時、神龜の出し事紀に見ゆれど、それをいふにもあらじ、】○新代とは、新京に御代えろしめすをいふなり、

(卷十四、十五)など、久邇の新京の事をもまかいひつ、泉乃河爾、山城國相樂郡の河なり、持越流、右の不知國依てふ中に、此川へ持こすべき方も有べし、それらはこゝにて後として、藤原の宮所へ川

明日香風、佐保風、伊香保風などの如く、其所に吹風をいふ、京都平遠見、無用爾布久、こゝ、宮所なりし時、花の如き袖吹わたりし風の、今はたゞよしなくのみふきぬる哉、むかしべに吹かへせかすと、風によせて歎き給へり、

○藤原宮御井歌、歌に藤井か原とよめる、即こゝに上つ代より異なる清水有て、所の名とも成しものぞ、香山の西北の方に今清水有といふは是にや、八隅知之、和期大王、高照、日之皇子、下に我てふ事を和呂ともあるは、和禮良を約め轉せし言なり、然ればこの呂と期と通ふまゝに、和期とは云にて、我等之てふ言なり、

龜妙乃、冠辭、藤井我原爾、大御門、始賜而、御門といふに宮殿はこもれり、

埴安乃、埴上爾、卷二にも埴安の池の埴とよみたり、こは香山の尾長く、池の東北までに廻りてありしが、それに引つゝきて、西の方に大なる埴の有つらんをいふべし、

のまに上すなり、上の田上の材の宇治にて後とせしも、同じくこゝへ至りてのほす事なり、【上の宇治に後とせし事は、こゝの言を待て知べし】

眞木乃都麻手乎、又此言をあげいはずは、次の言のいひがたければなり、かく様の所に心せし物ぞ、百不足、冠辭、

五十日太爾作、派須良牟、良牟といふは、田上の宮材に仕奉るもの、おしはかりていへるなり、伊蘇波久見者、事をよく勤るを、紀にいそしといへり、神隨爾有之、上にもいへる言を、二たびいひて結びたり、このたびの民どもの中に、いかなる人の隠れをりて、かゝる歌をしもよみけん、時なるかな、

○從三明日香宮、遷三居藤原宮、之後、此事既出、志貴皇子御作歌、居は此皇子をさすのみ、○こは天智天皇の皇子にて、靈龜二年に薨給ひぬ、さて光仁天皇の御父にてませば、後に追尊みて春日宮御宇天皇と申せり、

倭女乃、倭は注に弱好貌といへば、手弱女てふ言に書つらん、倭女と書は後の誤とす、袖吹反、吹かへすと訓しはわろし、

在立之、むかし今と絶せず在ことを、在通ふ、在乍などいへり、然ば天皇はやくより此埴に立して、物見放給へりしをいふなり、

見之賜者、之といふはあがめ辭にて、見させ給ふといふに同じ、【見しをめしといふは、古へは見る事を目といひしなり、下に例あり】

日本乃、此下に幸吉野宮時、倭爾者、鳴而歎來良武とよめるは、藤原都方を倭といへるなり、然れば香山をもまかいへる事知べし、後にも山邊郡の大和の郷といふは、古は大名にて、其隣郡かけて、やまと、いひしなり、故に此言あり、此事別記に委しくす、

青香具山者、青とは木繁く榮るをいふ、次の山々もまかり、

日經乃、大御門爾、紀に(成務)以東西爲日縱、南北爲日横といへり、こゝは其日縱の初の方もて、香山は東御門に當るをいへり、

春山跡、全本跡を終に誤、之美佐備立有、春はことに茂榮ればいふ、○此佐備は、神さびを畧くなり、

畷火乃、是は高市郡なり、



此美豆山者、美豆はほむる言なり、冠辭のみづくしの條に委、

日緯能、大御門爾、日のよこは南北にて、南を先とする時は、畝火は南の御門に當れり、彌豆山跡、山佐備伊座、こ、にいますといひ、次に神さび立といへれば、上も神さびの畧なるを知ぬ、其山を即神とするは例なり、

耳爲之、今本に耳高とあれど、こ、は大和の國中の三の山をいひて、その三の一つの耳成山ぞ、北の御門に當るなれば、爲を高に誤し事定かなり、故に改たり、【(卷十五) 都禮母無の無を爲に誤し類なり、】

青菅山者、こは一の名にあらす、上の二山にほめたる言有が如く、常葉なる山管もて耳成の茂榮るをいふ、背友乃、大御門爾、紀に(成務)山陽曰影面、山陰曰背面と有て、此耳成は北の御門に當りぬ、○友は借字、

宜名倍、上にいへる如く、よろづ備り並たるといふなり、委は別記にあぐ、

神佐備立有、上にいへり、【右三山、東南北の御門に正しくはあたらねど、凡をもていふなり、】

言をそへて調べをなしぬ、

○今本こ、に短歌と書て、左の歌を右の長歌の反歌とせしは、歌まらぬもの、わざにて、左の歌は必右の反歌にはあらぬなり、是は此所に別に端詞の有しが落たるか、又は亂れたる一本に、短歌と有しを以て、左の歌をみだりにこ、に引付しにも有べし、故左は別歌とす、

藤原之、大宮都加倍、安禮衝哉、衝は借字にて、生繼者にやなり(卷十三)、神代從、生繼來者、人多爾、國には滿て、(卷十五)、八千年爾、阿禮衝之つ、天の下、

まろしめしけんといへるたぐひなり、

處女之友者、處女は女少なり、友は輩なり、卷十六に、ねちけ人の友、紀に(神武)宇介臂餓等茂など云に同じ、

之吉召賀聞、之吉は重々なり、さて此大みやづかへにとて、少女が伴の多く生れ續けばにや、頻に召たてらる、よと云なり、姫天皇におはせば、女童を多く召ことありけんを、それにつけてよし有て此歌はよめるなるべし、か、れば必右の反歌ならず、

●下の端詞に、かく黒きまゐるしまたる所の歌どもは、こ、に入べきなり、

名細、四言、名高き事なり、冠辭、

吉野乃山者、影友乃、右に云り、大御門從、雲居爾會、遠久有家留、南の御門に當りて、遠く見放らる、は吉野山なり、其外もあれど専ら成を云のみ、

高知也、天之御蔭、天は高く敷はへてくにをおほへり、天知也、二つの也は辭のみ、

日之御影乃、又其天を知ます日といへり、されど實は只天の御蔭日の御影の成出る水といふのみ、

水許曾波、右は上つ代より唱へ傳たる古言を、事につけてあやにいひなせるなりけり、【此紀と祝詞の意、こことはことなれど、古言の例に引なり、】紀に(推古)二十年正月、大みうたげの日、蘇我大臣、ことぶきまつれる歌に、夜須彌志斯、和餓於朋者彌能、訶句理摩須、阿摩能椰蘇訶礙、異泥多々須、彌蘇羅鳥彌禮麼、云云、祝詞に、瑞能御舍平仕、奉氏天御蔭日御蔭登隱坐氏とも有、

常爾有米、御井之清水、掘設し水はかる、事有を、天の御蔭日の御蔭に依て、自ら涌出る水こそ、常しなへにあらんといふなり、○まみづを常の例によりて、眞の

○大寶元年辛丑秋九月、太上天皇、こは持統天皇を申す、

幸紀伊國時歌、文武天皇紀に、今年今月同國幸の所には、天皇とのみあり、此集(卷十)には、同じ度の幸を、太上天皇大行天皇とまゐるし、今こ、には天皇を申さずして、各ことなるこそおぼつかなければ、是を強ていはば、紀と此卷とは、互に一御事を落せしにて、共に太上天皇天皇とありけんか、【(卷十)大行天皇と有は、天皇おはしまさぬ後申すことなれば、此一の卷などに書ことならぬよしは、此下にも別記にもいふ、○太上天皇を、おほすべらみこと、申は、大后をおほきさきと申例なり、】

巨勢山乃、藤原の京より、巨勢路を経て、木の國へ行なり、

列々椿、本たちの多く生つらなりたる椿をいふ、下に八峯の椿つらくともいへり、【重字をかくの如く書は、やまともからも古へは皆まかり、】

都々良々爾、上の列々を轉じて、ねもごろにつらねつらね見思ふことにいひなせるなり、

見乍思奈、奈は、言をいひおさへる辭、



許瀧乃春野乎、今は九月にて、花さかん春を戀るなり、  
○つばさを多く植おくは、子を探て油とせん爲なり、  
皇朝は此ものことなるにや、から國へ此油を贈給へる  
こと、紀に見えたり、

右一首坂門人足、是と次の調首淡海とは目錄にもま  
るさず、又一本には小字に書たり、然ればいと後世人  
の書しものなり、いか成物に依けん、捨も去つへし、  
朝毛吉、冠辭、

木人乏母、紀の國を、本は木の國と書り、  
亦打山、下に木路に入立信土山とよみて、大和に近き  
ほどの紀伊の山なり、亦打とは、多宇の約都なれば、  
借て且たはれ書たるにて、實は眞土の意なり、  
行來跡見良武、樹人友師母、(卷十二)あさもよし、木方  
ゆく君が、信土山、こゆらんけふぞ、雨なふりそね」と  
もよみて、深き山なることとらる、伊勢物語に、「する  
がなる、宇つの山への、うつ、にも、夢にも人に、あ  
はぬなりけり」てふ如く、ところの人の行來すら見るこ  
と稀にて、物さびしき山路に入て、心ほそくおもふさ  
まをいへるなり、○或説に、幸の御ともの往來を見らん  
人の少きをいふといへるは、ふとはさ思ふべけれど、よ

よめる、(卷十四)にもあり、  
右一首高市連黒人  
○譽謝女王作歌、紀に(文武)慶雲三年六月卒とみゆ、  
流經、流は借字にて長ら經るなり、寢衣のすその長さ  
をいふ、  
妻吹風之、妻は端なり、  
寒夜爾、十月いでまして十一月かへらせ給へば、その  
間のことなり、  
吾勢能君者、獨香宿良武、夫君の旅ねを、女ぎみの京  
に在て、ふかく思ひやり給ふ心あはれなり、夜の物は、  
衾はもとよりにて、桂をも著、又末にはまた、れにわた  
入てもきしとみゆ、或人から文に、寢衣一身有半てふ  
を引しは、この古へをいふに用なし、  
○長皇子御作歌、天武天皇の皇子にて、靈龜元年六月  
薨給へり、是も京に在てよみ給ふなり、○長ををさ  
と訓人あれど、續紀に(稱徳)奈賀親王てふもあるに  
依てながとよむ、  
暮相而、集には、惣ての夜るをも初夜をもよひとよめ  
り、こ、は其初夜に依て暮と書たれど、こ、ろはた、  
夜るの事なり、譬は夕占てふ事を、(卷四)夜占とも書

く考へざるなり、このよみ人は、幸よりいと先だつか、  
おかれて行かにて、いと物さびしさに、あはれ所の人  
めもあれかしと思ふ心よりよめるのみ、見るらんと  
ふを略て、見らんといへるも多かれど、こ、はかのあは  
んと思へやてふおもへば、心に念ふ事故にそへていふ  
が如く、目に見る事故に見らんの言を添たるなり、か  
かる古へぶりの歌のことばには後世こと狭くいひなら  
へると異なるも有めり、

右一首、調首淡海、右にいへるに同じ、下もまかな  
り、○此人は紀に(天武)見えつ、  
△或本歌、河上乃、列々椿都々良々爾、雖見安可受、  
巨勢能春野者、こは春見てよめる歌にして、此夏の  
事にあらず、後にこ、に註せしものなるを、今本に大字  
に書しはひがことなり、注に、春日藏首老が歌とす、  
○二年壬寅冬十月、太上天皇幸于參河國時歌、此幸  
の事は紀に見ゆ、○冬十月の三字、例に依て加、  
引馬野爾、遠江國敷智郡にあり、別記に委し、  
仁保布椋原、秋はぎの色をいふ、椋は借字なるよし、  
別記に有、  
入亂、いりみだらしてふ言なるを、良志の約め利なれ

はみだりと云は、古言の例ぞ、  
衣爾保波勢、はぎが花を分れば、衣に色のにほひつく  
事、下の歌にあまたよめり、且にははせとは、かたへの  
人にいひ負る語ながら、わが事も中にこもれるは、歌  
の常なり、  
多鼻能知師爾、下に清江娘子が長皇子に奉る歌にも、  
「草枕、たび行君と、まらませば、岸の黄土に、にほはさ  
ましを」と讀て、旅には摺衣さる古へのならひなり、仍  
てはぎににほはせてよ、旅人の手ぶりせんとよめるな  
り、摺衣は、古へ御狩御遊にも旅にも着ること見ゆ、  
右一首、長忌寸與麻呂、此人紀には見えす、卷二ま  
た(十四)意寸麻呂とあり、末に歌にもよみ入つ、  
何所爾可、船泊爲良武、船の行到を、古へははつると  
いへり、  
安禮乃崎、此度經給ふ、伊せをはり三河のうち、何れ  
にや、  
榜多味行之、こぎめぐり行しなり、たみの言に、回又  
轉の字をも書つ、  
棚無小舟、大船にはふなだなとて、楫子のありきする  
板有を、小舟にはなければまかいふ、此人此歌の心に

依てながとよむ、  
暮相而、集には、惣ての夜るをも初夜をもよひとよめ  
り、こ、は其初夜に依て暮と書たれど、こ、ろはた、  
夜るの事なり、譬は夕占てふ事を、(卷四)夜占とも書



しが如し、

朝面無美、夜へ新枕などせし少女は、そのつとめては、恥て面がくしするものなるを序として、隠てふ言にいひかけたり、【無美を今本になしむと訓しは、ひがことなり、下にも此辭を誤れり、上の心を痛見の別記に委くせり】(卷十二)「暮相而、朝面羞、隱野乃、芽子は散にき、もみち早つげ、古今六帖に「ねぐたれの、朝貌の花、秋霧に、面がくしつ、見えぬ君哉、などもよみつ、羞ははちとも訓べけれど、後までも、おもなしとはいひて、おもはちてふ言は聞えざるなり」

隱爾加、女はあらはなるをきらへばいか成隠れ有所に宿りて在らんとおぼすなり、○隱の山隱野ともよみしかば、こ、も所の名にやといふ人あれど、こ、はまからず、

氣長妹之、氣は衰にて、月日久しく別れわたることを氣長くなりぬとも、け長き妹ともいへり、【氣長を、或人、長大息の事といへるは、集中にかなはぬ歌多、】

盧利爲里計武、これも行宮をいほといふ、  
○舍人娘子、從假作歌、卷二に、同じ娘子、舍人皇子とよみかはせし歌あり、○氏の下に娘子と書し

は、いらつめと訓なり、別記有、

丈夫之、今本、丈を大に誤ぬ、  
得物矢手挿、神代紀に、彦火々出見尊は、山の幸おはして、弓矢もて鳥獸を得給へば、さち弓さち矢といふ、その意を得て、さちやを得物矢とは書たり、且さちやを、いとほやくの代よりさつやといひつらん、獵人をさつ人といひ、さつまでふ國の名もまかなり、今本に是をともやと訓しは誤れること、伊勢風土記に、麻須良遠能、佐都夜多波佐美、牟加比多知、伊流夜麻度加多、波麻乃佐夜氣佐と有にてまれ、

立向、的に向

射流圓方波、上は序にて、的形てふ所にいひかけたり、

神名式に、伊勢國の多氣郡に、服部麻刀方神社あれば、こ、の浦わの名なり、かの風土記に、的形浦者、此浦地形似的、故以爲名也、今已跡絶成江湖也といへり、  
見爾清潔之、

●三野連岡麻呂入唐時、古本の傍注に、大寶元年正月、遣唐使民部卿粟田真人朝臣以下六十人、乘船五隻、小商監從七位下中宮少進美奴連岡麻呂、云云、

とあり、考るに續日本紀の今本、今度の遣唐使に、粟田朝臣その外の人はありて、美奴連岡麻呂は見えぬと、

今本は惣て落たる文多ければいふにたらず、右の注は紀の全き本してまゐるしつと見ゆれば依ぬ、今本に名闕と注せしは、いと後人のわざなり、岡麻呂は、靈龜二年正月、正六位上より從五位下に成しことも紀に見ゆ、○入唐と書しは、奈良人のあやまちなり、別記あり、  
春日藏首老作歌、此遣唐使、大寶元年正月命ありて、五月節刀を賜りて立ぬ、老はもと僧にて辨記といひしを、右同年三月に春日藏首老と姓名を賜り、追大壹に叙られて臣と成しこと、續日本紀に見ゆ、まかれれば此歌は、かの三月より五月までによみしなり、仍て是は右の大寶元年九月と有より、上に入べきなり、次憶良の歌も類に依に、是につゞけ載るは、此集の例なり、

百船能、こを今本に在根良と書て、ありねよしと訓しは、必あるまじき事なれば、二くさの考を去つ、【在根良と有に依て、此島には荒峯のよろしきが多しといふめれど、峯の事をふといひ出べき歌にあらず、冠辭にてもさはいひがたし、】その一つに百船のとするは、(卷十一)

は、いらつめと訓なり、別記有、

丈夫之、今本、丈を大に誤ぬ、  
得物矢手挿、神代紀に、彦火々出見尊は、山の幸おはして、弓矢もて鳥獸を得給へば、さち弓さち矢といふ、その意を得て、さちやを得物矢とは書たり、且さちやを、いとほやくの代よりさつやといひつらん、獵人をさつ人といひ、さつまでふ國の名もまかなり、今本に是をともやと訓しは誤れること、伊勢風土記に、麻須良遠能、佐都夜多波佐美、牟加比多知、伊流夜麻度加多、波麻乃佐夜氣佐と有にてまれ、

立向、的に向

射流圓方波、上は序にて、的形てふ所にいひかけたり、

神名式に、伊勢國の多氣郡に、服部麻刀方神社あれば、こ、の浦わの名なり、かの風土記に、的形浦者、此浦地形似的、故以爲名也、今已跡絶成江湖也といへり、  
見爾清潔之、

●三野連岡麻呂入唐時、古本の傍注に、大寶元年正月、遣唐使民部卿粟田真人朝臣以下六十人、乘船五隻、小商監從七位下中宮少進美奴連岡麻呂、云云、

新羅への使人の歌、毛母布禰乃、波都流對馬能、安佐治山とよみ、(卷十五、みぬめの浦を)百船之、泊停跡、また卷二に、大船乃、津守之占などあればなり、

その字も、例の草の手よりは相まがふべきなり、今一つは百都舟を誤しにや、これもつとつゞくるは右に同じ、されど猶上に依べし、  
對馬乃渡、渡中爾、此渡の叢中の海は、まことにかしこかりなむ、  
幣取向而、平らかならんを祈る、  
早還許年、

●山上臣憶良在大唐時、憶之本郷作歌、右と同じ度なり、紀にその時、無位山於憶良爲三少録とあり、(まのへのへはえの如くいふ、○大唐と書も、此時のあやまちなり、)

去來子等、いざは率なふ言、子どもは諸人をいへり、(卷十四)、去來兒等、倭部早、白菅の、眞野のはぎ原、手折てゆかん、卷二十に、伊射子等毛、多波和射奈世會などよみたり、

早日本邊、歸らんでふ言を略、日本と書て、集中に専らばやまと、よみつ、されどこの歌は、から國へ行てよ



みしかば、ひのもと、訓こと、思へる人もあれど、紀に(歌に)大葉子が新羅に在て、袖ふらさもよ、やまとへむきて、とよみしに和へて、或人、なにはへむきてとだによみたり、且右に引(卷十四)の歌は高市黒人のにて、憶良よりは前なるに、此一二句同じければ、かたぐ今をもやまとへと訓ぞ古意なるなり、

又やまとの事に和の字をか、れたるは、奈良朝よりこそあれ、藤原朝までは倭の字なる事、この下の歌どもにても忘れ、忘れれば此御歌に、和をやまと、訓はひがことなり、仍て考るに、我の草を夕和二字に見なして誤りたるなり、此次の歌に我之所偲と有に同じこ、ろことばなるをも見よ、さて所につけ、をりにつけたる旅の意を、うるはしくのべ給ひつ、此末の句を、後世

御津乃濱松、津の國の御津は、西の國へ行かへる船の出入する所なればいへり、且松を家人の待に轉じいふ、待戀奴良武、【ひろくいふべき事を、わざとせばくいへるに、却てあはれなる事あり、かの難波へむきてといひ、三笠の山に出し月かもてふなども同じ、】

○長皇子御作歌、上に出、

○慶雲三年丙午秋九月幸于難波宮時、紀に(文武)今年九月幸有て、十月還まし、と見ゆ、

○長皇子御作歌、上に出、

志貴皇子御作歌、上に出、

安良羅松原、紀に(神功)鳥智簡多能、阿羅摩、摩菟摩羅、摩菟摩羅、和多利喻祇氏と有は、山城の宇治川の彼方にあらしと立たる松原の事、こ、も住の江の松原の疎々と立たるさまなり、あらくを畧きてあら、といふは、うらくをうら、つらくをつら、てふ類なり、今本には羅の草を禮に誤、又は上のあられの詞によりて、次もあられぞとして、さかしらに禮と書しにも有べし、とまれ誤るれば改つ、

霜零而、十月なるべし、

住吉之、攝津國住吉郡、住吉を和名抄にも須三與之と

寒暮、家之所念、この暮家を今本暮夕和と有て、暮夕をゆふべ、和をやまと、訓しは誤りぬ、此卷の字を用る様、ゆふべとよまんには、暮か夕か一字にて有べし、

大伴乃、冠辭、

有は、其比には既誤しなり、奈良朝までは、假字には須美乃要とのみ有て、吉字も古へ多くはえといひしを、

高師能濱乃、和泉國大嶋郡に此濱はあり、難波へ幸と

いかで古への事を誰も忘れにけん、近江の口吉も、古事記には日枝と書、即比えの山の神なればひえなるを、後にひよしといふは、右と同じ様のひがことなり、

てよみし類も多し、

弟日娘與、紀に(顯宗)倭者彼々茅原淺茅原、弟日僕是也とのたまひしは、意計弘計の二王の、御兄弟なるをのたまひぬ、後世も兄弟の事をおと、ひといへり、

又枕を糲といふべきを畧て、まくとのみいへるも多て、即まくらとする意なれば、是をもまきてしとよみたり、今本の訓は言と、のほらず、

然ればこ、も、はらからの遊行女婦がまわりしをもて、かくよみ給ふならん、

○かく面白き濱の松が根を枕と巻てぬれど、猶故郷の妹が手枕は戀しきとなり、

見禮常不飽香聞、愛しと思ふ娘どもと共に見れど、此松原の氣まきは氣壓れず面白しとなり、娘をも松原をも並べてめでませり、

右一首置始東人、紀に置染と書しも、同氏なるべし、

○太上天皇幸于難波宮時歌、此下五首も、右の大寶元年とあるより前に入べき事、かの美野連云云の如し、

旅爾之而、物戀之伎乃、雉に云かけたり、

かくて此太上天皇はおひるまして六年、大寶二年の十二月崩給ひき、然るを右に慶雲三年と標したる下に載べきにあらず、是も亂れ本を仙覺が校合せし時、よく正さるものなり、

鳴事毛、不所聞有世者、孤悲而死萬思、まぎの鳴は興有事もあらねど、難波わたりの面白き、見る物聞ものにつけて、故郷思ふ心もいさ、かなぐさまる、らしを、かりにまぎにあづけていへるのみならん、

右作者未詳、目錄にかく有て、その下に高安大島とかけり、然ればもと作者忘れざりしを、何のよし

かけり、然ればもと作者忘れざりしを、何のよし



有て後に注しけん、好事のわざとみゆ、

大伴乃、冠辭、

美津能濱爾有、忘貝、所のものを即序とす、

家爾有妹乎、忘而念哉、こは只わすれんやといふ事な

り、此類の辭の事は既にひたり、

右一首身人部王、紀に天平元年正月、正四位下六人

部王卒、

草枕、冠辭、

客去君跡、知麻世婆、

こを清江娘が長皇子にまいらす

る歌とする時は、此皇子は今も旅なるに、更に旅行と

いふは、京へ歸り給ふ時か、

岸之埴布爾、仁寶播散麻思乎、岸は住江の岸なり、(卷

十五)白波の、千へにきよする、すみの江の、岸の黄

土粉、にほひてゆかな、(馬のあゆみ、押てとめよ、

住のえの、岸の黄土爾、にほへてゆかん、且集中に、

黄土も赤土もはにとよみ、和名抄に、埴土黃而細密、曰

埴(波爾、)古事記に、丹摺之袖とも有て、古へは丹土

花などして衣を摺いろどりし事、擧るに堪ず、○はに

ふのふは、その丹土の有處をいふ、草木もその専ら生

る處をふといへり、

右一首清江娘子進長皇子、上の弟日娘女とはことなるべし、

○太上天皇幸三子吉野宮時、高市、連黑人作歌、【紀に大

寶元年八月、吉野の幸の事見ゆれど、其度の歌とのみ

も定めがたし、此天皇太上和申せしより、大寶元年の

前四年の間に、度々幸有つらんと思へばなり、】

倭爾者、鳴而歎來良武、藤原あたりを惣て倭といふ事、

上の別記に有、

呼兒鳥、【呼兒鳥は別記有、】

象乃中山、(卷十三、十四)などに、此山も川もよみつ、こ

は蜻蛉宮に近ければ鳴越るこゑ聞ゆべし、

呼兒越奈流、これをだに都の便りと思ふが旅の情な

り、○呼子鳥は、集中にいと多きを見るに、今の田舎

人のいふかつぼう鳥なり

△大行天皇幸三子難波宮時歌、こは文武天皇をさし

奉なり、此崩ましていまだ御謚奉らぬ間に、前にあ

りし幸の度の歌どもを傳聞し人、私の歌集に大行云

云と記置しを、後人の見てこ、の注とせしものなり、

されば此卷などに大行と書べきならず、注なる事知

べし、【大行の事別記有、】

事也、仍て集中に、齋謹勤努力などの字を書つ、

△大行天皇幸三子吉野宮時歌、大行と申こと上の

如し、

▲見吉野乃、山下風之、和名抄に、嵐山下出風也と

いひ、集にあらしといふ所に、山下、山阿、下風、など

略て書しによるに、こ、は山のあらしと訓べきなり、

山また風と訓しこともあれど、こ、は古き例の多き

によりぬ、

寒久爾、爲當也今夜毛、我獨宿牟、當は果してなり、

事のはてと、物の行當ると同意に落る故に、當の字を

書き、さてこ、ははたして今夜も獨ねんと爲やてふ

意なり、【爲當也、別記有、】○注に或曰天皇御製と有

は誤なり、先端にその所へ幸と有下に御製とか、ぬ

は、皆從駕の人の歌なり、さて難波吉野などへの幸

は、御心ささみの爲なる事、上の歌にも見ゆ、然るに

いかで此歌の如くなげき給ふ事有んや、又是を持續

天皇御製といふ説もわろし、此姫天皇は、天武天皇崩

ませし後、御獨ねもとよりの事なるを、今更かくよま

せ給ふべきや、

▲宇治間山、吉野にありといふ、

▲倭戀、寐之所宿爾、情無、此清崎爾、多津鳴倍思哉、

右一首忍坂部乙麻呂、

▲玉藻薊、輿敵波不撈、敷妙之、枕之邊、忘可禰津藻、

上に高師の濱の松がねを、まきてしぬれど、讀し如

く、此旅ねする浦のあかねば、おきへこぎ出ん事は思

はずと云なり、いざなふ人有に答へしなるべし、

右作者未詳、式部卿宇合、【上に作者未詳とて、

下に高安大島と有所にいひし如く、こ、も後人

のわざなり、ことに宇合郷は、此時まだ童にて御

ともすべからず、此歌老て聞ゆるをも思へ、】

長皇子御作歌、

▲吾妹子乎、早見濱風、豊後に速見郡あるが如く、

難波わたりにも早見てふ濱ありて、玄かつけ給へ

るならん、或人、集中に濱行風のいや早にてふ歌に依

て、地の名にあらずといへど、此歌さてはかなはず、

倭有、吾松椿、京にては妹が吾を待べきを、其園の

松つばきにいひつゝけたるなり、

不吹有勿勤、吾は妹を早く見まく思ひ、妹は吾を待

らん、其間の便りとせんに、風だにつとめておこたら

ず吹かへよとよみ給へり、【ゆめは齋にて、物を謹む



朝風寒之、旅爾師手、衣應借、妹毛有勿久爾、心明らかにして、まらべすぐれてよき歌なり、○男女の衣を互にかりて着る事、古への常なり、

右一首長屋王、こは高市皇子尊の御子にて、大寶元年正月、無位より正四位上になり給ふ事、紀にみゆ、

右の五首は、他の歌を書加へし物なること、右にいへるが如し、

寧樂宮。【寧樂宮の下に、御宇天皇代となきは、此集の當時故に不記か、又落たるか、】卷二も和銅四年の所に此標あれど、其上に同元年の歌有所に記しつ、此卷には同三年の歌、とも有て後に、同五年と記せし下に此標有は、何のよしともなし、亂れ本のま、に、後人の書し事明かなり、仍て今こ、にゑるしつ、且同三年此都へ遷ませしより前、元年の歌の上に擧るは、上の藤原宮の所にいへる例なり、

○和銅元年戊申冬十一月天皇御製歌、天津御代豐國成

姫天皇【後に元明天皇と申、】

丈夫之、鞞乃音爲奈利、鞞は、左臂に著て袂をおさへ、弓弦を避る物なり、故に弦の當る音有、形は吉部秘訓

抄にも見え、著たる様は古き繪に見ゆ、【伊勢太神宮式に、鞞以鹿皮縫之、胡粉塗以墨畫之とあり、されども常にはうるしもて革をかたむるなり、】

物部乃、大臣、御軍の大將をのたまへり、楯立良思母、御軍の調練する時と見ゆれば、楯を立る事もよりなり、さて此御時みちのく越後の蝦夷らが

振きぬれば、うての使を遣さる、その御軍の手ならしを京にてあるに、鼓吹のこゑ、鞞の音など、(弓弦のともにあたりて鳴音なり、)かしましきを聞き召て、御位の初めに事有をなげきおもほす御心より、かくはよみませしなるべし、此大御歌にさる事までは聞えねど、次の御こたへ歌と合せてゑるきなり、○此度の大將軍は、巨勢麻呂、佐伯石湯二人なれば、右の物部は氏にあらず、故もの、ふとよみ、大臣と書しも、その將軍をのたまはするなり、【或人は大嘗祭の時の御歌ならんといへど、大嘗に神楯はあれど、弓は射ねば、鞞の音よしなし、さては御こたへ歌をとくべきよしもなし、】

陸奥越後の蝦夷の反しかば、和銅二年三月、遠江駿河越前越中云々、七國の兵士を立せられ、巨勢佐伯二氏を大將軍にてつかはされし事、此御代の紀に見ゆ、

【うての使を遣されんに、北國は大雪にて、冬の軍はなしがたければ、明年三月に立せらる、なり、】然れば前年の冬、軍のたならしする物のおとを聞いて、大御歌よみま給ひし故に、端に元年とは有なりけり、その諸國の兵士を立せらる、にも、國の軍團にて調練すること紀に見え、常にしも試鼓吹司こと、天武天皇紀に見え貞觀の御代までも此式有なれば、まして大將軍を立せ給ふ京にての事ゑるべし、

○御名部皇女奉和御歌、天皇と此皇女御はらからに

て、紀の次でも皇女のかた御姉におはせり、されども天皇は文武天皇の御母后なりければ、文武天皇崩まして後に、御位には居させ給ひしなり、かくていと御むつまじければ、此御和も有しならん、

吾大王、物莫御念、須賣神乃、嗣而賜流、天つ皇祖神より、嗣々に依し賜へる天皇の御位ぞとのたまふなり、さてこは言を上下にいふ體にて、三四の句を吾大王の上へやりて意得なり、これを隔句體といへり、集中は本よりにて、古今歌集にもある體なり、

吾莫勿久爾、こは吾莫にあらすてふ言にて、つめては、吾有てふ事となるなり、すべていふ意は、皇神の嗣

嗣に寄立しめ給へる、吾天皇の御位にしおはしませば、物なおほしそ、御代に何ばかりの事か有べき、もしはたやむ事なき事ありとも、吾あるからは、いかなる御事にも代りつかへまつらんと、申しなぐさめ奉り給ふなり、(卷十三)わがせこは、物なおほしそ、事しあらば、火にも水にも、吾莫七國てふに、心は同じくて、句の體のことなるのみぞ、猶別記にくはし、

○和銅三年庚戌春三月、從藤原宮遷于寧樂宮一時、今本二月とあれど、紀によりて三月とす、

御輿、停長屋原、和名抄に、山邊郡長屋郷とあり、回望、故郷御作歌、御作歌と有からは、疑なく御名部皇女の御歌を并のせしなり、然るに一書に太上天皇と有は何ごとぞや、此時太上はおはしませず、

飛鳥、冠辭、明日香能里乎、置而伊奈婆、君之當者、不所見香聞安良武、一本、君之當乎、不見而香毛安良牟、○藤原の都ならで、飛鳥の里をしものたまふは、御陵墓につけたる御名ごりか、又何ぞのみこなどの留り居給ふをおぼすか、

○從藤原宮遷寧樂宮一時、姓名カ作歌、今本には是を



或本歌と云るして、端詞によみ人の姓名もなし、然るを此度本文として小字にせざるよしは、大よそこの集の本文に載たる歌に、異なる所有を一本として註せしは、重ね擧べきにあらぬ事もとよりなり、是は今本にはなく、或本にのみ有からは、今本には落失し事とらる、仍て全く去るしつ、

天皇乃、御命畏美、上つ代より天皇を恐み奉るぞ、此御國の道なる故に、此言集中にも他書にも多きなり、大かたに見過す事なかれ、

柔備爾之、藤原宮は、二御代平かに知しつれば、臣民の家々も今は調和ぬる時に、かくうつさる、をなげくなりけり、【只天皇を恐崇むにつけて、臣民も榮傳りぬ】

家毛放、今本家乎擇と有は、乎は毛を誤、擇は放を擇と見誤しなり、又擇は釋にて、おきてと訓かとも云とも、此集の字ともなし、

隱國乃、冠辭、泊瀬乃川爾、烘浮而、こは早川にて淺ければ、鶴飼舟の如くなるを用しからに供とは書けん、

吾行河乃、川隈之、八十阿不落、萬段、願爲乍、此川

而沾衣被、星辰漏懐而露床岸、

磐床等、川之氷凝、ひは氷の名、こゝりはこりかたまれる事をいふ、巖根こゝしきてふ類なり、

夜冷乎、こゝまでは、此うつろひにつけたるいたづきどもをいふ、

息言無久、通乍、右の如くに苦しけれど、藤原の都より行通ひつ、なり、【いごふはいきのぶてふことにて、苦しき心あひを延るをいふ、神武天皇紀にも見え、常にもいきのびといへり、それを休らふ事にいふも意通へり】

作家爾、千代二手爾、座牟公與、今本千代二手、來座多公與と有て、ちよまでにきませおほきみと訓しは

理りもなく、字の誤りも云るければ、考るに、來は爾を誤れるもの、多は古本に牟とあり、仍て改めつ、

吾毛通武、此歌初めには大御ことのまゝに、人皆所をうつろふこゝろをいひ、次に藤原より奈良までの道の事をいひ、次に冬寒さほど家作せし勞をいひ、末に事成て新家をことぶく言もて結べるは、よく調へる歌なり、さてこはよき人の家を、親しき人の事とり作りて、且其作れる人は異所に住故に、吾も通はんとよめるな

三輪にては三輪川ともいへど、その源初瀬なれば、大名を初瀬川といひしならん、さて末は廣瀬の河合にて落合なれば、そこまで舟にて下りて、河合よりは廣瀬川をさかのぼりに、佐保川まで引のぼすべし、然れば末にては、人は陸にのぼりて行故に、陸の事もいへり、

玉柁乃、冠辭、道行晚、人は陸にのぼりても行、

青丹吉、冠辭、柁乃京師乃、佐保川爾、伊去到而、佐保川は人の乗て

さかのぼらる、水とはなし、調度を舟してこゝまで引のぼせけん、且此家も川に遠からぬ成べし、○伊は發言、

我宿有、床之上從、床を今本衣と書しは誤なり、こゝはまだ假屋なれば、夜床ながら月影の見えて、寒くわびし、

朝月夜、こは曉月なり、曉より朝ともいふは例なり、

清爾見者、栲乃穗爾、如を略、

夜之霜落、栲は白布の事にて、それが如くに白く霜の降たりと云なり、此穗は宮の餘光をいふ、冠辭の白栲の條に委、仁徳天皇紀に、茅茨壞以不背、風雨入隙

らん、又親王王たちの家も、即造宮使に取作らしむべければ、其司人の中によみしか、

反歌

青丹吉、寧樂乃家爾者、萬代爾、吾母將通、忘跡念勿、今よりは長くまたしみ通はんに、うとぶる時あらんとおぼしそとなり、

○和銅五年壬子夏四月、遣長田王子伊勢齋宮時、此王は、紀に和銅五年正五位下より立て、天平九年正四位下にて卒と見ゆ、さて長親王の、御子なる事、三代實録の貞觀元年に、廣井女王の傳に出、

山邊御井作歌、此御井には論あれば別記にいへり、こ

こには凡をいはん、(卷三)伊勢の神宮の事をよめる長歌に、山邊乃、五十鈴乃原爾、内日刺、大宮都可倍云

云と有て、反歌に、山邊乃、五十鈴乃御井者、おのづから、なれる錦を、はれる山かもとよみ、こゝによめるも御井のみならず、其所の面白をもての事と聞ゆ、然れば五十鈴の神宮遠からぬ所に、此御井古へよりありて、所の名とも成しなるべし、【五十鈴を今本に五十鈴と有て、いそしと訓たるはひがことぞ】

山邊乃、御井乎見我氏利、利は良に通ふ、



神風乃、冠辭、

伊勢處女等、相見鶴鴨、」此御井の所を見る時、よきを

とめどもに行あひて興を増たるこゝろなり、道などに

女どもにあひて興となれる事、紀にも集にも有、

浦佐夫流、こは久しき旅に、愁る心すさまじくして

和さめがたきをいふなり、此類別記に擧たり、

情佐麻禰之、今本に佐麻禰之と有は禰を彌に誤れるな

り、卷十八に、月重ね、美奴日佐末禰美てふも、見ぬ

日間なくにて、佐は發語なり、此類卷二、また卷十七

にもあり、さて去ぐれのふるを見て、裏さぶる心のひ

ま無といへり、

久堅乃、冠、

天之四具禮能、流相見者、」古は雨雪の降を流るともい

へり、下にもあり、且るを延てらふといふ、【或好事の

説にあれど、右の卷三の歌などを見ぬ人の偽言なり、

○又集中に、八十のをとめのくみわたす寺井の上など

いふ歌に泥みて、こ、をも井を扱女と思ふはいかにぞ

や、物見などに出し女にも有べし、】

海底、たを清なり、こは冠辭ならねど其考にいへり、

奥津白浪、二句は序にて、立とかゝるのみ、

立田山、冠辭と序歌は、末の心にまどひなき事をいふ

物故に、かく異なる事をもいへり、海人小船、泊瀬など

いふ類なり、

何時鹿越奈武、妹之當見武、【立田は大和の平群郡に

て、河内の堺なれば、伊勢とは甚方違へり、】

今本左の註に、右二首今案不似御井所作、若疑當

時誦之古歌といへり、されども齋宮改め作らる、用

ならば、夏より秋の末までも居給ふべし、端詞には事

一つを擧る例もあれば、次の歌は是につゞけても有

つらん、この立田山の歌はこゝによしなし、かの註

にいへる如くか、又別に端詞の有しが落失しにや、

○長皇子與志貴皇子、宴於佐紀宮、時、長皇子御作歌、

此詞今本は例に違ひたれば、此一二卷の例、また目錄

にも依て改めつ、【今本この所に寧樂宮と有はひが事の

よし、上にいへり、】○卷二の志貴皇子の薨給へる時の

歌に依に、此皇子の宮は高圓にあり、佐紀は長皇子の

宮にて、こはあるじの皇子のよみ給ふなり、所は（卷

四）春日なる、三笠の山に、月も出ぬかも、佐紀山に、

さける櫻の、花の見ゆべく、】續紀に、（光仁）添下郡、

佐貴郷、高野山陵、また神名式にも見ゆ、

秋去者、今毛見如、今も見る如くに、ゆく末の事もか

はらじと云なり、此言例多し、【卷十八に、「とこよりの、

此橋の、いやてりに、わご大きみは、今も見る其登、】

卷二十に、「はしきよし、けふのあわじは、いそ松の、常

にいまさね、今も見る其登、】

妻戀爾、鹿將鳴山會、高野原之字倍、今も見る如、こ

この奥の盡すまじきにつけて、志貴皇子を常にこひむ

かへて遊びせんてふ事を、鹿の妻こひに添給ふならん、

且こゝに佐初めたまふ言ぶきもこもれり、

萬葉集卷一之考終



萬葉集卷二之考

相聞。こは相思ふ心を互に告聞ゆればあひぎこえといふ、後の世の歌集に戀といふにひとし、されど此集には、親子兄弟の相思ふ歌をも、此中に入ると廣きなり、○或人萬葉には相聞のたはれ事多きぞといへるこそおちなけれ、皇朝はよろづのわやもまことも、生れながらそなはれる國なれば、その天地のなしのまに／＼治め給ふに、古の君が代いよ、榮え給ひて、民平らけかりし、生としいける物の常をまげなほさんとする時は、人の心にうらうへの出来て亂るめり、かれ神の禁めぬ道ぞてふ古言の有をまらすや、難波高津宮御宇天皇代。大鶴天皇、こは後人の註なること上にいへり、○紀に、(仁徳)元年正月難波に宮まきまし、高津の宮といふと見えたり、○皇后思天皇御作歌、皇后御名は磐之姫、葛城斐津彦の女と紀に見ゆ、○今本にこ、に御名を書たるは、令法に背き、此集の例にも違へり、こは類聚歌林てふ後のふみに依て、後の人の御名を加へしなれば今除きつ、下に近江大津宮の皇后を、太后とのみえるし、

臣の大臣大納言にすら、名をえるさぬをもて思ふべし、又こ、に君之行、氣長成奴てふ歌を舉ぐるしたるは、ひがことにて、是は古事記にある輕大郎女の御歌を、此皇后の御歌と誤、其言ども、誤りて類聚歌林に載たるを、後人みだりにこ、に註せし物なり、さるを又の後人本文とさへ書なしたり、故に委く別記にえるしてこ、には除きつ、  
如此許、戀乍不有者、こひにこへども、かくのみ思ふごとくあらずあらんものと知なばてふことを、約めていふ言なり、下に、我妹子に、戀乍不有者、あきはぎの、咲て散ぬる、花ならましを、(卷十三)かくばかり、戀つ、あらずは、石木にも、ならまし物を、物もはずして、などの類、九首ばかりあり、むかへて見よ、相似て異なるも多ければ、別記に皆舉てことわりつ、高山之、磐根四卷手、葬てあらんさまをかくいひなし給へり、○卷は枕にする事にて集中に多し、  
死奈麻死物乎、御思ひの餘りに、かくまでもおぼすなり、天皇の吉備の黒媛がもとへ幸し時など、かくまでは待わび給へるにや、紀を見るに、これらは後の御心には有ける、

在管裳、君乎者將待、ながらへ在つ、こそ君をば待な

めとおぼし定給ふなり、或本歌、居明而、君乎者將待、

奴婆珠乃、吾黒髮爾、霜者零騰文、(卷五)待君常、

庭耳居者、打靡、吾黒髮爾、霜曾置爾家類、こは共に

一夜の事にて、霜も實の霜なり、

打靡、吾黒髮、乃、白久爲、萬代日、今本此末を、霜乃置萬

代日と有は、此左に舉し或本の歌、又(卷五)に在歌

などにまがひて、古歌の様よく意得ぬ人のかき誤れる

ものなり、何ぞといは、古歌に譬言は多かれど、か

く様にふと霜の置と云て、白髮の事を思はする如き事、

上つ代の歌にはなし、又此句のさま、他歌の言のま

がひ入し事、おのづからも見えぬるを、見知人は知べ

し、

秋之田、穗上爾霧相、朝霞、きらふはくもりをいひて

用なり、霞は其くもりの體なり、さて霞は春、霧は秋

とのみするは後世にて、いにしへはいつもいへり、

何時邊乃方二、何れの方と書なり、卷十九に、ほと、

ぎす、伊頭能山乎、鳴か越らんとも有もて、禮を邊

に通はせいふをしる、

我戀將息、いかにすれども、御悶の遺給はんよしの無

を、秋の田面の、何方も霧の立こめたるに譬給へり、此本を氣しきのみと云はわろし、

△左の註に出し或本の歌は、右の頭に出つ、

近江大津宮御宇天皇代。

○天皇賜鏡女王、御製歌、製字は例に依て加つ、○

今本これを鏡女王と書て、額田姫王の事とするは、ひ

がことなり、此次また(卷十三)同じく鏡女王と有、そ

こにひがことなるよしみゆ、そのよしは別記にいへり、

【鏡王てふ男王、鏡女王てふも紀にみゆ、鏡女王は、此

天皇も御親み深き故に、此御おくりこたへは有なるべ

きことわり、別記にいへり、】

妹之家毛、繼而見麻思乎、一云、妹之當、繼而毛見武

爾、

山跡有、大島嶺爾、大和に島てふ地も有、又島山にあ

かる橘などよめるもあれど、此嶺はおぼつかなし、

家母有猿尾、一云、家居麻之乎、○標のま、にては、

近江へ遷まして後も、この女王は大和に居給へば、かく

よみませしとせん、又なほ後岡本宮にます間の大御歌

なれど、標は其御代の凡を舉る例なればまかるか、さ

らば女王は山邊郡の大和の郷の住給ふを、かくよみま



し、ならん、かくあらば大島嶺も其あたりに在るべし、

○大やまとの郷の事は、卷一の別記にくはし、

○鏡女王、鏡女王と有をとりぬ事、右に同、

奉和歌、今本御歌と有は、王にいふ例なし、

秋山之、樹下隠、逝水乃、吾許曾益目、水の益とつ、

御念從者、秋は水の下れば、山下水の増るに譬て、吾

戀奉ることこそ、君より増たれといへり、

○内大臣藤原卿、此公また若きほどの事ならんを、内

大臣と書しよしは、卷一の別記に云、

大和と書しよしは、卷一の別記に云、

鏡女王時、娚は古へは妻問といひ、後には懸想

にあらず、

鏡女王作歌、今本に贈内大臣と有は例にことなり、

仍て除、

玉匣、冠辭、

覆乎安美、開而行者、匣の蓋は、覆こともやすしとて、

開るとつ、けたり、さて夜の明ることにいひかけたる

序のみ、【匣の蓋は蝶つがひにて、覆ふも開くもやすき

なるべし、】

君名者雖有、吾名之惜毛、三の句に依に、此公の來て

夜ふくれども歸給はぬを、女王のわびていひ出せる歌

なり、且男はさるものにて、女は名のたちては、かた

はなるよしをのたまふなり、

○内大臣藤原卿和歌、今本に報贈とあり、下にも玄

か書しもあれど、此一二卷の事古本こそ宜けれ、より

て改めつ、下もならへ、【末の家々の歌集には、端詞の

體亂れ書しかど、此卷などは心して見るべし、】

玉匣、冠辭、

將見圓山乃、御室山とは專三輪をいふ例なり、○是を

みむろのやまと訓よしは、冠辭考にいふ、【山城の宇治

に、三室戸といふあれど、後の事のみ、○圓をろのか

なに用るは、下に、臣をみ、相をふ、麻をさに用し類

にて、訓をば多は下の言を用、】

狹名葛、本はさぬかづらなり、又冠辭考に委し、

佐不寐者遂爾、有勝麻之目、三の句までは序、佐は發

言、目は助辭、○明ぬ間に歸りねとのたまへども、終

に逢ずしては堪まじき吾なれば、えいとひあへ給はじ

と強ていふなり、】

注に、或本歌云、玉匣三室戸山のといへるは、(卷八)

珠くしげ、見諸戸山を、行玄かばといふ旅の歌の中

に有て、西の國の歌どもに交れ、ば、備中國に今も

みむろど、いふ所なるべし、こ、のは大和の都にて

よめれば、他國の地名をいふことなけれ、古人はよ

しなく遠き所を誤てよむことなかりしなり、【注に或

本一本など有は、かく他書の事をいへるもありて、

其卷の一本或本のみにあらず、か、る事の書様をだ

に意得ぬもの、注なれば、何事かかなはんや、】

○内大臣藤原卿、娶采女安見兒時作歌、娶をめとる

と訓は、よめとるの畧なるべし、さてよめとは女の童を

いふ古言にて、かの新婦は、凡わらはなれば、此言よし

なきにあらず、されど古き據もなく、いさ、か心ゆか

ぬこともあれば、めとせるとよめり、

○采女は上つ代に、諸國にかほよき名有女をめし上ら

れしよりして、後には國造郡司などの女兄弟姪などを、

撰て貢る事と成ぬ、又京官よりも、氏の女とて貢る事後

にあり、共に氏々より貢るよしにてうねめといへり、

言は即氏之女の畧轉なり、【後には、采女を野て流す罪

に當りし人有つ、こ、なるは前の采女にて、は、かり無

か、】

吾者毛也、吾者よなり、此助辭下におほし、

安見兒得有、皆人乃、得難爾爲云、安見兒衣多利、安

見兒は、この女の名なり、

○久米禪師、娚石川郎女時作歌、久米は氏、禪師は

名なり、下の三方沙彌も是に同し、すべて氏の下に有

は、いかに異なるも名と知べし、紀には阿彌陀釋迦な

どいふ名も有しを、禁め給ひし事見ゆ、○此下の和歌、

また重贈歌に、各詞有例なるを、今は其詞落失たるな

り、然るを今本に、に五首と有は、後人のわざなり、○

石川郎女てふ下にもあれど、おの、こと人ならんと

おぼゆ、系も皆知がたし、○郎女をいらつめといふこ

とは、紀に(景行)郎姫此云、異羅菟比咩、また續紀に、

(廢帝)藤原伊良豆賣ともあり、言は舍女にて、同母同

居のやからをいへり、伊呂母、伊呂兄、伊呂弟などの

伊呂は、舍等てふ事なるもて知べし、(良呂は同音)か

くて上つ代には、其舍々にていへる言なるを、後には

女の喚名とせしと見ゆ、

水鷺菊、冠辭、【水は借字、鷺は黒き小竹なり、今本又

紀にも、是を薦と書しは誤れり、】

信濃乃真弓、序なり○弓は古へ専ら甲斐信野より貢し



かばまかいへり、續紀又延喜式にも見ゆ、  
 吾引者、宇真人佐備而、宇真人は、紀に可美小男、可  
 怜小汀などいひて、何にてもよき物をいへれば、こ、  
 は貴人をいふ、佐備はすさびにて既にいひつ、  
 不言常將言可聞、こは紀に(神功)宇摩比等破、宇摩  
 比等苦奴知、野伊徒姑播茂、伊徒姑奴池てふ如く、郎女  
 のうま人なるこ、ろならひにては、吾をばたぐひにあ  
 らずとて、いなみてんかと、いひこ、ろむるなり、  
 禪師が身を下て郎女をあがむるなり、直人の貴人ぶりすと、  
 あざけりいふにはあらず、  
 ○石川郎女和歌、  
 かく有べき例なるを、今は落たり、  
 三驚菊、【此三も借字にて、共に眞の意、】  
 信濃乃真弓、不引爲而、弦作留行事乎、矢作てふは造  
 ることなれど、こ、は左に都良絃取波氣といふ即是に  
 て、弓絃を懸るを、はぐると云なり、○今本弦を強に  
 誤、  
 知跡言莫君二、弓を引ぬ人にて、弦かくるわさをば知  
 つといふ事はなし、其如く我をいざなふわざもせて、  
 そらにわがいなといはんをば、はかり知給ふべからず  
 と云なり、

梓弓、引者随意、引にまたがひてなり、【意は添て書し  
 のみ、】  
 依目友、ひかば本すゑ、吾方へ、夜こそ増れなど、弓  
 によるてふ言多、  
 後心乎、知勝奴鴨、知がたきと云なり、かもは歎辭、  
 右の歌に言とがめはすれど、實には引ばよるべき意有、  
 さてこ、には、依ての後の事をいひかたむるなり、  
 ○久米禪師重贈歌、  
 上云が如し、  
 梓弓、都良絃取波氣、つらをは連り緒なり、是をつ、  
 めて弦と云て一つの物とす、緒は此類の名なり、  
 引人者、後心乎、知人會引、  
 東人之、荷向饒乃、何れの國もあれど、東國より年ご  
 とにはじめに奉る調物を荷前といふ、遠き國より奉る  
 なれば、はこに納て、紐して馬にのせ著て上る故に、  
 荷の緒とも、篋といふ言もあり、別記あり、  
 荷之緒爾毛、荷の緒の如くにもなり、かく畧し例多  
 し、  
 妹情爾、乘爾家留香問、(卷六)東歌に、まら雲の、た  
 えにし妹乎、あせ、ろと、許己呂爾能里氏、許己婆可  
 那之家、てふをもて見れば、妹が事の、常に吾心のう

へに有をいふなり、【こは妹に贈る意ならず、禪師が獨  
 思ふ歌なれば、別に端詞の有しが落たるにや、(卷七)  
 「はるされば、まだり柳の、とをくにも、妹は心に、乗  
 にけるかも、】  
 ○大伴宿禰 娉 巨勢郎女 時作歌、こは大津宮の御  
 時なれば、大伴望多卿、御行卿の中にて、御行卿なるべ  
 し、且此卿若きほどの事故に、大津宮の條に入しなり、  
 さて後つかさ高くなりしかば名をいはず、猶別記にい  
 へり、○此郎女を、古本の注に、近江朝大納言、巨勢  
 人、卿の女と書り、知よし有か、  
 玉葛、葛は子の成もの故に、次の言をいはん爲に冠ら  
 せしのみなり、且子の成てふまでにいひて、不成の不  
 まではかけぬ類ひ、集に多し、或人葛は借字にて桂ぞ  
 といひしはわろし、  
 實不成樹爾波、【此初句と次の樹の別なるよしは、冠辭  
 再考にいへり、】  
 千磐破、冠辭、  
 神曾著常云、今の世にも、子なるべき木の子ならぬ有  
 は、神の領じ給へりといへり、(卷十三)神の諸伏とよ  
 みたるも事はひとし、

不成樹爾爾、女のさるべき時に男せねは、神の依まし  
 て遂に男を得ぬぞと譬ふ、  
 ○巨勢郎女和歌、報贈と有は、惣ての例にあらず、  
 玉葛、此玉葛は右の言を受けていへるなれば論なし、  
 花耳開而、不成有者、誰戀爾有目、吾孤悲念乎、歌は  
 ことわり明らけし、  
 明日香清御原宮御宇天皇代。  
 ○天皇賜藤原夫人御製歌、紀に、藤原内大臣の女  
 氷上娘、また妹五百重娘、ともに夫人と見ゆ、こは此二  
 人の中何れにや、○(卷十二)藤原夫人と有下に注あ  
 れど、其注古本になし、後人の推量ことなれば理も違  
 へり、【別記あり、】  
 吾里爾、大雪落有、此下にも大雪と云り、  
 大原乃、古爾之郷爾、落卷者後、大原は續日本紀に、  
 紀伊へ幸の路を去るせしに、泊瀬と小治田の間に大原  
 といふあり、今も飛鳥の西北の方に大原てふ所有て、  
 鎌足公の生給へる所とて有り有、是大方右の紀にかな  
 へり、こ、を本居にて、夫人の下て居給ふ時の事なるべ  
 し、(卷四)にも大原古郷妹置とよめり、  
 ○藤原夫人奉和歌、



吾崗之、於可美爾言而、令落、紀に斬ニ軻遇突智一爲ニ

三段、々々、一段爲ニ高麗、其注に、霽此云ニ於簡美

と有、こは雨雪をまたがへる龍神故に、かくはよまれ

たり、

雪之摧之、此之は之毛の畧、

彼所爾鹿家武、散けるらんなり、○御戲言をうけて、

又戲申し給へり、

藤原宮御宇天皇代。

○大津皇子竊ニ下於伊勢神宮ニ上來時、大伯皇女御作

歌、紀に、(天武)太田皇女を(天智天皇の皇女)納て、

大來皇女と大津皇子を生給ふとあれば、御はらからな

り、君大事をおぼし立御祈、且御姉齋王にも告給ふと

て、朱鳥元年八月の比、天皇御病の間に下り給ひつら

ん、天皇九月九日に崩まして後は、下り給ふ間なし、【別

記あり、】

吾勢枯乎、大津皇子は御弟なれど、女がたの御ことば

に勢子との給ふ例、別記にいふ、

倭邊遺登、佐夜深而、雞鳴露爾、吾立所蓄之、

二人行村、去過難寸、秋山乎、秋は物さびしければな

り、且此上り給へる時を知べし、

如何君之、獨越武、此二くさの調の悲しきは、大事を

おぼすをりの御別なればなるべし、

○大津皇子 贈ニ石川郎女御歌、

足日本乃、山之四付二、滴なり、四の句へかゝる、

妹待跡、吾立所沾、山之四附二、

○石川郎女奉和歌、

吾乎待跡、君之沾計武、足日本能、山之四附二、成益物

乎、皇女の御歌よりこなた四くさの、ゆるやかにみや

びたる調、ひたむきにあはれなるこ、ろこそ妙なれ、

上つ代下つ代をおもひ渡すに、短歌は此時ぞよろしか

りき、【長歌は是より前こそよけれ、】

○大津皇子 竊ニ婚 石川郎女二時、津守連通、續紀

に、(元正)此人陰陽の通勝れたりとて、從五位下を授、

戸口をも賜はれると見ゆ、かくもはやくより、此みち

に勝れたる名有人なり、【今本女郎と有は、皆ひがこと

なるよし、別記にいふ、まして同人を右に郎女と有に

てもえれ、此下皆改む、】

占ニ露 其事、皇子御作歌、此端詞に、玄ぬびに郎

女とあひ給へるを占露といひ、次に日嗣のみこも御歌

を賜へるを思ふに、始め日嗣のみこの御心よせまし、

○幸吉野宮二時、持統天皇吉野の夏の幸多ければ、何の日月分かたし、

弓削皇子、長皇子の御弟なり、

贈ニ與額田姫王二御歌、

古爾、戀流鳥鳴、弓絃葉乃、三井能上從、こはあきつ

の離宮の邊に在ならん、三は御なり、

鳴渡遊久、御父すべらぎの暫入おはしましたるところ

なれば、かの姫王も同じく戀奉らん事故に贈給ふなる

べし、

○額田姫王奉和歌、

古爾、戀良武鳥者、雀公鳥、蓋哉鳴之、其鳥はけだし

ほと、ぎすならんとおしはかるなり、

吾戀流其勝、

○從吉野折取羅生松柯二遺時、下に、子松之末

爾、羅生までに、(卷十四)梓楯之末爾、藤生までにて

ふも同じくて、深き山の古木に生る日影の事なり、和

名抄に、羅(日本紀私記云、羅比加介、女羅也、和名、

萬豆乃古介、一云佐流乎加世、と云り、古今六帖に、松

の木、こけのみだれて、云云、元輔集に、松のこけ、

千年をかけて生えられ、鶴のかひごの、すとも見るべ

郎女の、何處ともなく隠れにたるによりて、通に仰せ

て占べ顯はさせられつらん、大津皇子は、上をまのぐ

御心おはせば、かゝる事も有て、終にほろび給ふなりけ

り、

大船之、冠辭、

津守之占爾、將告登波、益爲爾知而、益は借字にて正

しになり、正しは専ら占にいふ言、

我二人宿之、

○日並知皇子尊、今本知の字落、○尊は天武天皇の皇

子、御母鷗野讚良皇女と紀に見ゆ、

賜石川郎女御歌、【一本又目錄に、女郎字曰大名兒

也と注せり、こは此歌の言もておして云なり、今思に、

またの名とも聞えず、其女をあがめて大名兒とのたま

ひつらんか、名姉名兄、又大名持など、名をもてほめ

ごと、せしは古への道なり、】

大名兒、末の句へかゝる、

彼方野邊爾、荊草乃、東間毛、吾忘目八、東間は一

握の間に、暫の間にとるなり、(卷十三)を鹿の角の、

東間毛、云云(卷四)紅の、淺葉の野らに、荊草の、

東の間毛、吾わすらすな、



く「など有も、皆猿をがせとて、今も有さがりごけにて、ひかげの事なり。」

額田姫王奉入歌、かくざまに入と書るは、公へいふ言なるを、轉ては貴人へ物おくるにもいへる下に見ゆ、然ればこは弓削皇子、かの松枝を遣はされしわの歌とすべきなり、

三吉野乃、玉松之枝者、老松の葉は圓らかなるを、玉松といふべし、丸らかに繁き篠を玉ぎ、まろき篠を玉がたまなどいふ類なり、

波思吉香聞、こは久波志伎を略きいふ言にて、古事記に、貌よき女を久波志賣、令によき馬を細馬などいふなり、集中に、波之家也思てふを、愛計八師と書、うるはしと思へる妹、愛しき吾妹など有を合せ見よ、さてこ、は其松を、うらぐはしき哉とめで給ふなり、【はしきは下の別記に有】香聞は歎辭、

君之御言乎、持而加欲波久、君は弓削皇子をさすべし、さて松にそへてのたまふ言有しなり、即松が枝の持て通ふといひなし給ひつ、(卷十)藤原の廣嗣、櫻花贈二娘子とて贈答せしにも、この心によめるあり、  
○但馬皇女、清御原宮の夫人、氷上娘の生まるらせ

しこと紀に見ゆ、

在高市皇子宮時、高市皇子此時は日嗣皇子命と申すにやあらん、【宮の上に尊を落せしか、次の條も同】紀に此皇子は智形君德善女、尼子娘の生まるらせしと有、但馬皇女この宮におはす故はつばらならず、

思、穂積皇子御作歌、此皇子は、蘇我赤兄大臣女、夫人大蘇娘の生まるらせし事、紀にみゆ、  
秋田之、穂向乃所縁、異所縁、稻穂は、一方へよりなびく物なるに譬ふ、【(卷七)本は今と同じき歌あり、それには所依片縁と書つ、】

君爾因奈名、與里奈の里奈の約良にて、與良なるを、延てより奈といふ、下の名は例の辭、  
事痛有登母、言いたくいひとよまる、ともなり、こといた、の登伊の約知なれば、こちたといふ、  
○ 敕、穂積皇子遣、近江志賀山寺時、天智天皇たてさせられし崇福寺をいふべし、此寺の事續紀にも見ゆ、

但馬皇女御作歌、左右の御歌どもを思ふに、かりそめに遣さる、事にはあらじ、右の事顯れたるに依て、此寺へうつして、法師に爲給はんとにやあらん、

遣居而、戀管不有者、此言別記にいふ、

追及武、紀に(仁德)皇后の筒城の宮へおはせし時、

夜菴之呂珥、伊辭雞苦利夜菴、伊辭雞之雞とよませ給へるに同じく、こ、はおひおよばんでふ意なり、

道之阿回爾、標結吾勢、山路などには、先ゆく人のまゐるべの物を結を、こ、にはいへり、此同言にて、繩引わたして隔のまゐりしとし、木などたて、標と爲るも有、事によりて意得べし、

○但馬皇女在高市皇子宮時、竊ニ接、穂積皇子事、既形而後御作歌、右に此皇子を近江云云へ遣さる、といひ、こ、にあらはれてと有は、常さまの事ならず、日嗣皇子の宮におはして、たはけ給ひし故ならん、

人事乎、事は言なり、  
繁美許知痛美、己母世爾、己之世になり、此母は上の籠毛與の別記にいへる如く、之に通ひ、また君之代を君が代ともいふ、まかれば、乃毛加の三つは、言便のまに、何れにもいふなり、

未渡、朝川渡、(卷十三)「世の中の、をとめにしあらば、吾渡、瘧背のかはを、渡かねめや、此外にも、七夕に天河わたるになぞらへて、河を渡るを男女の逢こと

に譬たる多ければ、こ、もおのが世にはじめたるいもせの道なるに、人言によりて中たえ行ば、よにも淺き吾中かなとなげき給ふよしなるべし、か、れば朝は淺の意なり、又事あらはれしにつけて、朝明に道行給ふよし有て、皇女のなれぬわびしき事にあひ給ふをのたまふか、然らば(卷四)「人めもる、君がまに、われ共に、つとにおきつ、もすそぬらせる」てふ類ひなるべし、こはやすらかに聞ゆれど、猶上のこ、ろも有べく思へば、二つをあぐ、

○舍人皇子、天武天皇の皇子にて、御名高くおはせば、更にいはず、  
贈與舍人皇子、此詞今は落しなるべし、  
御歌、【とねりは、とのもりといふ言にて、その本、禁中に宿直して護りする人を、惣ていへり、其中に仁德天皇紀に、近習舍人てふはおもし、今にいふはおもきかろきあり、この皇子などの御名にいふは、乳母の氏をとり給ふ例なり、此娘子も其御乳母がたか、又おのづからか、さて後世人、舍人を賤き名と思ひ、又皇子の御名は乳母の氏を用給ふ事をもまらで、ひがごといふ故にまかといふ、】



丈夫哉、片戀將爲跡、嘆友、ますら猛男の名にして、

相も思はぬ人を戀んものかはと、思ひ猛びてなげくと  
いへども、えやまれずとなり、

鬼乃益下雄、鬼は醜と相通はせて書しなり、此次の巻  
の鬼之四豆手、また下の鬼乃志許草などの鬼も、皆去

ことよむ、  
尙戀二家里、こはじと思へど、また戀はる、となり、さ  
て集中になほてふ言に、尙の字を書しはいかにぞや、委  
は別記に云、

○舍人娘子奉和歌、皇子の御名の同じきは、御乳母が  
たの女かといへど、片戀などのたまへば、他し人なるべ  
し、此氏の人も多かるべければなり、

歎管、丈夫之、戀亂許會、戀ればなり、れの下に、ば  
を略は例なり、

吾髮結乃、ゆひたる髮の事を、もとゆひともいへり、  
漬而奴禮計禮、ひぢは深漬を約たる言にて、本は水に  
つきてぬる、をいふよし、此巻の末の別記にいへり、  
さてこ、には轉じて、あぶらづきてぬる／＼としたる  
髮をいふ、ぬれとはたがぬゆひたる髮の、おのづから  
ぬる／＼と、とけさがりたるをいふ、此下に多氣婆奴禮

良奈の豆あを約て、苜多良奈といふを、又其多良の良  
を略、多を豆に轉じて、苜豆といふ、此類の豆の辭多し、  
皆約め轉じていへり、○下の名は辭のみ、  
大船之、泊流登麻里能、序なり、船の行着たるをはつ  
るといひ、そこに留りやどるをとりまといへり、され  
どそを略きては、はつるといひて、とまる事をかねた  
るぞ多、  
絶多日二、たゆたは、ゆた／＼の略き、ひは辭にて、  
たゆたふともいへり、さて大船の、波にゆら／＼と動  
くを、物思ふ心に譬えたり、  
物念瘦奴、人能兒故爾、まだ得ぬほどなれば、他の兒と  
いふべし、

○三方沙彌、傳は去らず、三方は氏、沙彌は常人の名  
なること、上の久米禪師が下に云り、  
娶三園臣生羽之女、未經幾時、臥病作歌、【末の  
物語ぶみらに、よめどりてふ事はなくて、聳取はあり、  
こは男の女の家に行てすめばなり、こ、の歌を思ふに、  
いと古へも去かぞ有つらん、】  
多氣婆奴禮、あぶらづきめでたき髮は、たがぬれば、ぬ  
る／＼と延垂るものなるをいふ、多我ぬ禮婆の我奴の

とよめる是なり、且鼻ひ紐解などいへる類ひにて、人  
に戀らるれば、吾髮の縮の解るてふ諺の有てよめるな  
らん、

○弓削皇子、思二紀皇女、上の穂積皇子と御はらから  
なり、  
御作歌、  
芳野河、逝瀬之早見、序なり、  
須臾毛、不通事無、有巨勢濃香毛、こは絶々逢こと有  
ときの心なり、然れば次の御歌ども、前まりへに成しな  
るべし、○ありこせぬかもは、あれ乞と願ふ言を寛く  
いふにて、あれかしと思ふを、在ぬかやといふ平言は  
即是なり(卷九)「梅の花、今さけるごと、散過ず、我家  
の園に、阿利許世奴加毛」てふ類ひ多し、  
吾妹兒爾、戀乍不有者、既出、  
秋芽之、咲而散去流、花爾有猿尾、死なんものをとい  
ふを、はぎの散にそへて、且其はぎは一度の榮も有し  
をうらやむなり、  
暮去者、夕べにならばなり、  
鹽滿來奈武、住吉乃、淺香乃浦爾、玉藻菊手名、事故  
なきうちに、妹をわが得ばやてふ事を添つ、【加利豆阿

約具にて、多具禮婆となるを、又その具禮を約れば、牙  
となる故に、多氣波といへり、奴禮は、上に漬而奴禮  
計禮とよめる所にいへり、  
多香根者長寸、此根は、なの轉言にて、たが無ければ  
なり、  
妹之髮、比來不見爾、搔入津良武香、此比病て、めの  
もとへ行て見ぬ間に、いか、髮あげしつらんか、あげ  
まさりのゆかしきてふ意なるべし、さて童さまに垂た  
りし髮を、あげをさむるをかき入るといふべし、卷十  
六に、「橋の、寺の長屋に、吾率宿し、童子はなかは、  
髪上つらんか」ともよみつ、【今本搔入をみだりと訓  
しは、此歌と答の心をも意得すてよみしなり、】  
園臣生羽之女和歌、此詞今は落しなり、  
人皆者、今波長跡、多計登雖言、今は髪いと長くてあ  
ぐべきほどにもあれば、たがねよといへどなり、  
君之見師髮、亂有等母、君に見え初しさまを、私にか  
へじといへり、右に引卷十六の歌、伊勢物語に、「くら  
べこし、振分がみも、肩過ぬ、君ならずして、誰かあ  
ぐべき」てふも此類なり、さて十五六の歳ごろまで髪を  
垂て在を、めの童といふ、且其とし比には、髪いと長く



成ぬる故に、笄子して頂へ巻結を、髪あげといへり、

此事くさく故に別記に云、  
三方沙彌更贈歌、

○カク之、陰履路乃、その比、都の大道、市の衢などに、  
大きな橋の木有しならん、紀に(雄略)御香市邊橋本  
といひ、(卷十四)東市之殖木乃、木足左右とよみ、又  
大道に菓樹を植させられし時も有し、

八衢爾、八は彌の略にて、衢の多き所をいふ、八達な  
どの處よりいへるにあらず、

物乎會念、妹爾不相而、思ふ事の筋多きを衢に譬た  
り、これも沙彌が病臥て、妹が家へ行がたき思ひをよ  
めるなるべし、【(卷十五)此歌の言少しかはりたるを舉  
て、左に、故豊島采女之作といへど、女にして妹とい  
ふは實の妹ならではいはず、此歌いかで女によめらん  
や】

○石川郎女贈大伴宿禰田主歌、  
遊士跡、吾者聞流乎、

此遊士も風流士もみやびと、訓  
は、東萬呂大人のよめるなり、【此みやびとは、みやび人  
といふを略けるなり、】今本にたはれをとよめるは、よ  
しもなき事ぞ、何ぞといは、(卷十五)諸大夫等集左

をこ人こそ、ゆくりなく女にあひごとをもすれ、たゞ  
にかへせしこそ、みやびたる人のするわざなれといふ  
なり、

○石川郎女、今本此上に同の字あれど、目錄に無をよ  
しとす、

贈大伴宿禰主歌、今本には更贈とあれど、右の同度

の歌にあらず、いと別なれば、更といふべからず、惣  
此端詞は後にいと誤れるものなり、又今本に宿禰の字  
なくて、中郎と有も誤にて、目錄に無をよしとす、且  
左の注にも中郎てふ言有は皆後人の誤なり、別記あり、  
吾聞之、耳爾好似、葦若未乃、冠辭、  
足痛吾勢、和名抄に、塞阿之奈間、  
勤多扶倍思、このつとめは、紀に自愛の字をつとめと  
訓しが如し、たぶべしは給ふべしなり、堪べしと云に  
あらず、

○石川郎女、今本此上に大津皇子宮侍てふ六字あれ  
ど、此宮に侍りしは朱鳥元年の秋、暫の間にて、皇子つ  
みせられ給ふ後は、他にこそあらめ、然れば同じ郎女な  
りとも、こ、に右の六字は有べからず、其うへまか様に  
かけると、此集の端詞の例ならず、只後人の傍注なり、

少辨云、家宴歌とて、「うなばらのとほき渡を、遊士  
能、遊ぶを見んと、なづさひぞ來し」てふ歌の左に、右一

首云、蓬萊仙媛所作囊繆、爲風流秀才之士矣と書  
り、此遊士風流秀才は、其會集の大夫たちを指なるを、  
戲男といは、客人になめし、か、れば何所にもみや  
びと、よむべかりけり、から文にても風藻雅情なるを  
こそいへれ、

○大伴宿禰田主和歌、報贈と有をとらぬ事既いふ、  
遊士爾、吾者有家里、屋戸不借、合還吾會、風流士者有、  
へれば、別記にそのよしを明す、】  
心には、(卷十、うら島の子をよめる、)「常世べに、住べき  
物を、劔たち、己が心から、於會也是君、」その長歌に、世  
の中の、愚人之と有を合せて、心鈍き人ぞといふを知べ  
し、(卷五)「山代の、石田の杜に、心鈍、手向したれば、  
妹にあひがたき、」これらも同じ心にぶき事をいひた  
り、【後人此於會てふ言をまらで、よしなき偽ごとをい  
へれば、別記にそのよしを明す、】

贈大伴宿禰宿奈麻呂歌、【宿奈まろは、靈龜元年の紀

に、從五位上左衛士督と見ゆ、こ、に郎女の姫と云る  
は、定過たるをいふならん、是を大津皇子のあひ給ひ  
し頃より思はかるに、此二人の齡凡かなふべし、】  
古之、四言、齡のふりしなり、今本いにしへのと訓し  
は、此歌にかなはず、

○長皇子、既出、  
與ニ皇弟御歌、此皇弟は弓削皇子なり、その事上  
に見ゆ、  
丹生乃河、式其外に、吉野宇陀宇智などの郡に丹生は  
あれど、こは宇智郡なるか、



瀬者不渡而、山久遊久登、物思ふ時、心のゆらくと  
するをいふ、○今本遊を遊にあらまじつ、

戀痛吾弟、實をもて弟とは書しのみ、仍て訓はせとせ  
り、せは親しみあがまへる言なり、紀にも集にも弟を  
せと訓所有は、皆此意なり、古への言のならひなき人  
はまどへり、

乞通來禰、乞は、いでともこそとも訓ど、こ、は音を  
かりてこちてふ言に書り、こは此道の略なり、(卷五)  
越乞、(卷八)乞許世山など、皆乞はかり字のみ、

○柿本朝臣人麻呂、從石見國、別妻上來時作歌、この  
度は朝集使にて、かりに上るなるべし、そは十一月一  
日の官會にあふなれば、石見などよりは、九月の末十  
月の初に立べし、仍て此歌に黄葉の落をいへり、【人麻  
呂の妻の事は、別記にいへるが如く、くさぐさの考有、  
こ、なるは嫡妻にあらず】

石見乃海、紀に、あふみのうみを、阿布彌能彌とあれ  
ば、今もうみのうを略きよむなり、下もならへ、  
角乃浦回乎、和名抄に石見國那賀郡、都農(都乃)とあ  
り、こ、の海方をいふべし○浦回は浦のめぐりあたり  
をいふ、後世うらはと書は誤なり、

海邊乎指而、指て行なり、○是より十句餘は、其海の  
事をもて妹がうへをいふ序とす、

和多豆乃、今は此名なしといへり、されども國府より  
屋上まで行間、北の海方にて、即そこの有さまを、こと  
ばとしつる歌なるからは、和た津てふところ、その邊に  
ありしなり、今濱田といふは、もしにぎたの轉にや、  
荒磯乃上爾、あ良いその、良いの約利なれば、ありそ  
とよむ、

香青在、香は發言にて、集中に、香黒髪、さいばりに、  
かよりあひなどいふ皆同じ、○在を今本生と有は、草  
の手より誤れるものなり、青に有てふ言をつめて、  
あをなると云に、在と書は例なり、

玉藻息津藻、同物を重ねいふはあやなすのみ、息は借  
字、澳なり、

朝羽振、一本この朝羽振より下四句は無て、明來者、  
浪已曾來依、夕去者、風已曾來依とありて、浪之共と  
つづく、

風社依米、夕羽振、【今本、下の振の下に流と有は、上  
の抄に違、理りもわろし、】  
浪社來縁、玉藻は朝夕の風浪にこそよらめといふな

浦無等、浦は裏にて内江をいふ、こ、に浦無と云は、  
設てまづかくいふとするはわろし、次に瀉無といふは、  
北の海に干瀉てふ事の無をもていふに對へし句なれ  
ば、是も實もていふべし、然るを此國の海によき港有  
といへり、右の紀もて思へば、其湊は他に有にて、角  
浦には古へ無りしにや、

人社見良目、見るらめの略、  
瀨無等、是も設ていふにあらず、北海には潮の満干の  
わかねば、まほひ瀉のなきにて實をいへり、○一に磯  
無登と有はとらず、

人社見良目、能喚八師、假にゆるして縦やといふなり、  
喚と師は助辭、下も同じ、  
浦者無友、縦畫屋師、瀨者無輶、よしや浦も瀨もなく  
とも、我は愛き妹ありといふ心なるを、こ、にはいは  
ず、次に多の句を隔て、下の依寝し妹と云にて知せ  
たり、○一に磯者と有はまたとらず、【今濱田の城の直  
北に下府村有、其北に上府村あり、是古の府なり、その  
北皆海なれば、府より出立所の様もて先いひて、次は  
山道に及べり、】

鯨魚取、冠辭、  
り、○羽振は風浪のたつを鳥の羽振に譬ふ、(卷四)風  
緒痛、甚振浪能、間無、卷十八に、打羽振、鷄者鳴等  
母、猶此類あり、古事記に、(神武)爲釣乍打羽擧來人、  
また天日矛が持來し寶に、振浪比禮、振風比禮などい  
ふこともあり、

浪之共、浪のともにといふなり、(卷十一)君我牟多、  
由可麻之毛能乎、その外にも多けれど、皆其の意なり、  
今物の彼此わかぬを、めたともみたともいふを、土左  
人はむたといふといへり、

彼縁此依、玉藻成、或は如なり、【一本、玉藻より妹を  
までは無て、彼之伎余思、妹之手本乎と有は誤れり、今  
本此次に引、或本に、靡吾宿之と有もいと誤なり、同  
或本に山毛越來奴、その次に、早敷屋師、吾孀乃兒我、夏  
草乃、思志萎而、將歎、角里將見、靡此山と有は聞え  
たり、】

依宿之妹乎、此類下に多し、  
露霜乃、冠辭、  
置而之來者、此道乃、これより下は皆陸路のさまたり、  
八十隈毎、萬段、願爲騰、彌遠爾、里者放奴、益高爾、  
山毛越來奴、行道のさまをいふ中に、別を悲む情有、

山毛越來奴、行道のさまをいふ中に、別を悲む情有、



夏草之、念之奈要而、夏草は冠辭、志怒布良武、妹之門將見、靡此山、古郷出てかへり見

るほどの旅の情、誰もかくこそあれ、物の切なる時は、をさなき願ごとするを、それがま、によめるは、まこと

のまことなり、後世人は此心を忘れて、巧みてのみ歌はよむからに、皆そらごと、成ぬ、さて(卷三)靡け

と、人はふめども、かく依と、人は衝ども、こ、ろなき山の、奥磯山三野之山とよめるは、いと古への歌なり、(卷五)「悪木山、ごずることく、あすよりは、な

びきたれこそ、妹があたり見ん」てふは、今をとれるか、反歌、反歌の事既にいへり、石見乃也、この也は與に通へり、上に籠毛與、吾者毛

也などいふ皆同じ、高角山之、木際従文、或本による、○是より次の一句を隔て、妹見つらんかとつゞけり、

我振袖乎、妹見都良武香、人まろ道に出て願まつ、振そでを、妹は高角山にのぼりて、見おくりつらんかとな

り、かく疑ふぞ情あり、○或本、初を石見爾有、末を吾袂振乎、妹見監鴨と有、小竹之葉者、三山毛清爾、三は眞なり、清は借字、紀

別之來者、此ぬる夜はいくばくもあらで、別るといふからは、こは國にてあひ初し妹と聞ゆ、依羅娘子ならぬ事知べし、肝向、冠辭、心乎痛、念乍、願爲騰、大船之、冠辭、渡乃山之、府より東北、今道八里の所に在と云り、妹

か振袖の見えずと云にかなへり、黄葉乃、散之亂爾、反歌、秋山爾、落黄葉といへり、○まがふてふ言に亂と書る、下に多し、妹袖、清爾毛不見、【此清は明らかなるをいふ、】

媼隠有、冠辭、屋上乃山乃、渡山と同じ程の所といへり、か、れば和多つは、いよ、府に近き事顯はなり、さて府を立て此山遠からぬ所に宿りてよめるならん、自雲間、渡相月乃、妹があたりの、山に隠る、惜さを、

月の雲隠るに譬ふ、雖惜、隠比來者、天傳、冠辭、入日刺奴禮、夕べに成ていよ、思ひまさされり、丈夫跡、念有吾毛、敷妙乃、冠辭、こは夜のもののをいふ辭にて、即宿りしての思ひをいへり、

に、(神武)聞喧擾之響を、左擲寛利奈離とよめる如く、嵐立て山の皆小篠の鳴さやぐなり、

亂友、亂は驟なり、友は借字、(卷十)高島の、阿渡河波は、驟ども、吾は家おもふ、別かなしみてふは、今をよみうつしたるなるべし、又(卷五)松浦船、亂ほり

江とよみつ【さやぐはこゑ、さわぐはかたちなり、】吾者妹思、別來禮婆、こゆる山こそりて、さ、吹風のさやぐには、大かた物もまぎれ忘るべくかしましけれど、別れし妹こひしらは、猶まぎれずといふなり、

角障經、冠辭、石見之海乃、言佐敏久、冠辭、辛乃琦有、伊久里爾會、紀に(應神)由羅のとの、とな

かの、異句離にふれたつ、云云(卷十五)「わたのそこ、奥津伊久里に、あはび玉、さはにかづき出」などいへば、海の底の名をいくりと云り、さて必黒ければいくりと

いふか、深海松生流、宮内式の諸國の貢に、深海松長海松の二つ有、深みるは海底に生るをいふ、

荒磯爾會、玉藻者生流、玉藻成、靡寐之兒乎、深海松乃、深目乎思騰、左宿夜者、幾毛不有、延都多乃、冠辭、

衣袖者、通而沾奴、卷十九に、潜鷗歌として、「吾妹子が、形見がてらと、紅の、八しほに染て、おこせたる、ころものすそも、通りてぬれぬ」とよめるは、下にかさ

ね着し紅衣と聞ゆ、然れば上より下のかさねかけてぬる、といふゆり、今も此如く下の袖までなみだにぬれとほりしなり、(卷十一)「吾袖は、多毛登等保里て、ぬれぬとも、戀忘貝、とらずばゆかじ」といへるは、はた袖より臂のもとかけて、ぬれのぼるをいひて、今とはい

ささかことなり、反歌、青駒之、白馬なり、足搔乎速、馬は足して土をかくが如くあゆむをいふ、雲居會、此言をかく遠き事にいふは轉じ用るなり、

妹之當乎、過而來計類、或本、妹之當者、隠來計留、これによらん歎、(卷四)「赤ごまの、あがきはやくば、雲るにも、隠往ぞ、袖まけわぎも、」

秋山爾、秋の末或は冬の初なることまゐるし、落黄葉、須臾者、勿散亂會、妹之當將見、△或本歌、石見之海、津乃浦乎無美、浦無跡、こは津能乃浦回



乎の能と回を落し、無美はまぎれてこ、に入たるなり、此外いと誤多し、たま〜誤ならで異なるは、右の歌に註しつ、  
△反歌、

石見之海、打歌口山乃、木際從、云云、下は右に同じ、【此初句、海と有も誤れり、此打歌は假字にて、次に角か津乃などの字落し事、上の反歌もて知べし、今本にうつたの山と訓しは人わらへなり、

○柿本朝臣麻呂妻依羅娘、與三人麻呂相別時作歌、こは右の假に上りて又石見へ下る時、京に置たる妻のよめるなるべし、かのかりに上る時、石見の妹がよめる歌ならんと思ふ人のあるべけれど、さいひては前後かなはぬ事あり、別記の人まろの妻の條にいふ、【拾遺歌集に、此歌を人まろとてのせしは、餘りしきひがことなり、人まろの歌の調は、他にまがふ事なきを、いかで分ざりけん、此端詞を見ざりしなり、】  
○勿念跡、君者雖言、相時、何時跡知而加、吾不戀有牟、挽歌、これを末に載て巻を結びたるにて、こは時代迄られたる歌を撰集めし卷なるを知ぬ、【挽歌の字は借て書のみ、字に泥ことなけれ、別記有、】

盛ことあるが如く、旅の行方にては、そこに有あふ椎の小枝を折敷て盛つらん、椎は葉のこまかに繁くて平らかなれば、かりそめに物を盛べきものなり、さて有がま、によみ給へれば、今唱ふるにすら思ひはかられて哀なり、

○長忌寸意吉麻呂、見結松哀咽作歌、意吉麻呂は、文武天皇の御時の人にて、いと後の歌なれど、事の次でもてこ、には載しなり、下の人まろが死時の歌になぞらへてよめる丹治真人が歌を、其次に載たる類なり、真人は人まろと同時なるやまらねど、擬歌などをならべ載たる例に取なり、○意寸麻呂の時代の事、此挽歌の條の別記をあはせ見るべし、

磐代乃、岸之松枝、【濱とも岸とも野ともよめり、濱岸のべの野に立たる松とまらる、】  
將結、人者反而、皇子の御魂、  
復將見鴨、更に悲しさをそへたり、  
磐代乃、野中爾立有、結松、情毛不解、結よりいふ、古所念、此松、むすばれながら大木と成て、此時までもありけん、

○山上臣憶良追和作歌、こは意寸麻呂よりしも後

後岡本宮御宇天皇代。

○有間皇子自傷、結松枝御作歌、紀に(孝徳)阿倍倉梯麻呂女、小足媛生有馬皇子と見ゆ、さて齊明天皇四年十月、天皇紀伊の牟漏の湯へ幸ありし時、此皇子をむき給ふ事顯れしかば、かの紀伊へめしけるに、其國の岩代の濱にて御食まゐる時、松が枝を結びて、吾この度幸くあらば、又かへり見んと契り給ひし御歌なり、か、るに其明る日、藤代てふ所にて、命うしなひまゐらせつ、

磐白乃、既出、  
濱松之枝乎、引結、眞幸有者、幸くてふ事は既出、亦還見武、とりなだめらる、よしもありなんやとおぼせ、が悲しき、  
家有者、筒爾盛飯乎、筒は和名抄にも介と訓つ、いと古への飯筒は、藁竹などして作り、又木をわけたるも本よりならん、【顯宗天皇紀、影姫が歌に、多摩該備播、伊比左倍母理、このたまけは丸筒なり、○鎮魂祭式に、飯筒一合、云云、即盛藁筒、】  
草枕、冠辭、  
旅爾之有者、椎之葉爾盛、今も檜の葉を折敷て、強飯を

の歌ながら、類ひもてこ、に載し事、右にひとし、【此和は答にあらず、擬といふが如し、仍てなぞらへるとよむ、】  
鳥翔成、羽して飛ものをつばさといふ、成は如なり、今本とりはと訓しはわろし、とりはてふ言はなきなり、有我欲比管、見良目杼母、皇子のみたまは、飛鳥の如く天がけりて見給ふらめどと云なり、紀に(履仲)有如風之聲呼於大虛、白、鳥往來羽田之汝妹、羽狹丹葬立往ともあり、  
人社不知、松者知良武、又悲しきくは、りぬ、古へ人の歌はかくこそあれ、後の人おもへ、

今本こ、に註あれど、用なくいまだしき事なれば、すてたり、又その次に、△大寶元年辛丑幸紀伊國一時云云とて歌一つあれど、そは即右の意寸麻呂の始めの歌を唱へ誤れるなるを、後人みだりに書加へしものなり、仍てこ、に除て別記にいへり、

近江大津宮御宇天皇代。  
○天皇聖躬不豫之時皇后、いまだ天皇崩まさぬ程の御歌なれば、今本こ、を太后と書しは誤、  
奉御歌、天皇其十年の九月より、大御病おはしまして、十二月に崩ましぬ、こは押て挽歌に入し物なり、



皇后は、天皇の御庶兄古人大兄皇子の御女にて、倭姫王と申して、天皇の七年に后に立給、

天原、振放見者、大王乃、御壽者長久、天足有、紀に

(推古)「吾大きみの隠ます、天の八十陰、いでた、す、み空を見れば、萬代に、かくしもがも、云云」てふ歌をむかへ思ふに、天を御室と云ます天つ御孫命におはせば、御命も長へに天足しなん、今御病有とも事あらじと、天を仰で賀給ふなり、

△今本こ、に一書曰とて、右の如き端詞有て、即左の歌を書しは、其一書には、右の御歌落、左の端詞も亂て外へゆきしものなり、

○天皇崩、時、太后御作歌、此詞今本はこ、に落て次の御歌の所に入しなり、今考てこ、に書き、そのよし次下にいふべし、

青旗乃、白旗をいふ、或抄に、常陸風土記に、葬に五色の旗を立し事有を引たれど、皇朝の上代に有まじき事、まして孝徳の制より奈良朝まで、王臣の葬に帷衣ともに白布を用、白旗なる據、こ、にゑるせる如くなるを、いかで色々を用んや、令の葬旗に、集解等にも色をいはぬは、必白き故なり、みだりにせば違令の罪ぞ、風

土記の浮説にまどはざれ、

小旗能上乎、今本は小を木に誤りつ、同じ言に小の發語を置て重ねいふ、古歌の文のうるはしきなり、さがみ嶺の小嶺、玉ぎ、の小篠などの類いと多し、

賀欲布跡羽、目爾者雖視、直爾不相香裳、大殯宮に立たる白旗どもの上に、今もおはすが如、御面影は見えさせ給へど、正面に相見奉る事なしと歎給へり、○此青ばたを殯宮の白旗ぞといふよしは、孝徳天皇紀の葬制に、

王以下小智以上、帷帳等に白布を用ひよとあり、(卷三)挽歌に、大殿矣、振放見者、白細布、飾奉而、内日刺、宮舍人者、雪穗、麻衣服者、また此卷にも、皇子之御門乎、神宮爾、裝束奉而、云云、かくて喪葬令の錫紵は細布なれば、大殯のよそひも皆白布なるをゑる、さて旗は右の書らに見えねど、喪葬令の太政大臣旗二百竿と有に、こ、の青旗云云をむかへて、御葬また大殯宮の白はた多きをゑるべし、且成務天皇紀、神功皇后紀に、降人は素幡を立て参ること有も、死につくよしなれば、これをも思へ、○青旗の忍坂の山てふも、同く白旗なる事、冠辭再考にいへるをむかへ見よ、今本こ、に天皇崩御之時、倭太后御作歌と有は、右

にいふ如く此所亂れて、青旗云云の歌は、かの一書

に、近江天皇、聖體不豫御病急時、太后奉獻御歌てふ

端詞の次に入し故に、後人私に右の崩御之時てふ端

詞を、左の御歌の前に書し物なり、右の青旗云云は、

既崩給ふ後の意にこそあれ、又こ、の崩の下の御は

例皆なし、倭てふ御名も、惣の例に違のみかは、こ

この前後にそむければ、皆誤れる事明らけし、仍て

今こ、の端詞を青旗の歌の上へおくりて、二卷とも

に太后の御歌とす、太后より上に出べき人もなけれ

ばなり、

人者縦、念息登母、玉綬、冠辭なり、冠辭よりは懸と

つゞけ、受たる句にては面影なり、かくいひかくるに

は、清濁にか、はらぬぞ歌のならばしなる、

影爾所見乍、不所忘鴨、

○婦人作歌、今本には婦の上に、天皇崩時の四字あれ

ど、例に依て除きつ、又婦人とのみ有もおぼつかなけ

れど、今はすべなし、これも亂れたるを仙覺などの強

ごとなるべし、

空蟬師、照の身なり、師はまもといひ入る辭なるを、

毛を略けるなり、

神爾不勝者、離居而、天つ神となりて上り給ふには、

わがうつ、にある身のまたがひ奉る事かなはで、離を

るとなり、

朝嘆君、下の昨夜夢に見えつるといふを思ふに、其つ

とめてよめる故に、朝といへるならん、

放居而、吾戀君、玉有者、手爾卷持而、衣有者、脱時毛

無、句なり、

吾戀、君曾伎賊乃夜、きのふの夜なり、(卷六)こひて

かぬらん、伎曾母許余比毛とよめり、紀には昨日をも

昨夜をも、きすと訓たり、同言なり、

夢所見鶴、こを古へはいめといひて、ゆめといへるこ

となし、集中に伊米てふ假字あり、伊は寢なり、米は

目にて、いねて物を見るてふ意なり、後世いつばかり

よりか轉てゆめといふらん、

○天皇大殯宮之時歌、崩ませば、先宮中に殯宮して

假にをさめ奉り、山陵造て後に葬奉りぬ、○あがり

いふは、仲哀天皇紀に、殯三無浦宮、爲三無火殯、此

謂三襲那之阿餓利、この阿餓利の言即殯に當れり、又

(卷四)長屋王賜死後の歌、大荒城乃、時爾波不有跡、

雲隱座、是を合せて此訓を知べし、萬葉に荒城と書、



荒は假の意、城は墓の類をいふ、然ればあがりは、あ良の良を略き、がりの約ぎなれば、あらぎと同言なり、それを古へより専らあがりと唱へこしなりけり、今も遠江人の死て、三日めのわざするを、三日のあがり爲といへる、即是なり、猶此下にいへるを合せ見よ、  
 如是有刀、豫知勢婆、大御船、泊之登萬里人、標結麻思乎、こ、の汀に御船のつきし時、まめ繩ゆひはへて、永く留め奉らんものをと、悲しみの餘にをことなく悔するなり、古事記に、(天岩戸の條)布刀玉命、以尻久米繩控ニ度、其御後方、自言、從此以内不得還入てふを思ひてよめるなるべし、  
 八隅知之、吾期大王乃、我等を和期といふこと、既に出づ、  
 大御船、待可將戀、四賀乃辛崎、卷一に、大宮人の船まぢかねつと、柿本の人まろのよみしは、これより年経て後なり、まかれども今をまねぶべき人ともおぼえず、おのづから似たるか、  
 ○大后御作歌、是よりは御新喪の程過後の事故に、又更に大后の御歌をあぐ、  
 鮭魚取、冠辭、

淡海乃海乎、與放而、放は遠ざかりてなり、  
 傍來船、六言、  
 邊附而、四言、  
 傍來船、六言、  
 奧津加伊、おきつ船の楫なり、古へはかいとかちを一つ物とせり、集中に、眞槿繁貫とあまたいへる同じ事を、卷二十には、末加伊之自奴伎ともいひ、其外同物なる橋あり、さて船尾に懸る物を、後世かちと云は誤なり、古事記に、(淨河の神の生れし次)奧津甲異辨羅神、邊津甲異辨羅神生れ給ふ、是船の加伊の始めなり、是をかちともいへり、集中に眞加伊とも眞加治ともいひて、船の左右にむかへてかくる故に眞といふ、今の船といふ物は古はなし、かくて船尾に掛るを梶と云は訛なり、古是はたぎしと云つ、同記に倭建命の、吾足不得歩、成當藝斯形とのたまひしと、和名抄に、船を多伊之といへるをむかへて、船尾に在て正船木の、柄曲れる物をたぎしといひしを知なり、  
 痛勿波彌會、かいは、波をすきはぬるものなり、  
 邊津加伊、汀をこぐ楫なり、  
 痛莫波彌會、若草乃、冠辭、

婦之念鳥立、こ、は夫と書べきをたゞ、言をとりて字にか、はらぬ古へぶりなり、下にも多し、さて紀にも集にも、御女は天皇を吾せこともよみしかば、こ、のつまもまかなり、○此鳥は、下の日並知皇子尊の殯の時、島宮、池上有、放鳥、荒備勿行、君不座十方、とよめる如く、愛で飼せ給ひし、鳥を、崩まして後放たれしが、そこの湖に猶をを、いとせめて御なごりに見給ひてまかのたまふならん、  
 ○石川夫人作歌、此夫人知がたし、蘇我山田石川麻呂、大臣の女にはあらしか、  
 神樂浪乃、冠辭、  
 大山守者、大宮近き此山には、ことに山守を置くべし、且大山は御山の意なり、  
 爲誰可、山爾標結、人を入まぬぬえるしなり、  
 君毛不有國、よろづにかひなく成にたるを恨みたるなり、  
 ○從山科御陵退散之時、諸陵式に、山科陵天智天皇、山城國宇治郡と有是なり、今も山科の御廟とて山上にありあり○紀に、十年十二月乙丑、天皇崩、近江宮、癸酉殯、新宮と見ゆ、さて亂れ有て、天武天皇の三年

に至て、此陵は造らせ給へり、御葬且此御陵づかへも此時有しなるべし、まかる時は淨御原宮の下に入べけれど、専らのことわりにつきて、こ、に載られつらん、  
 額田姫王作歌、  
 八隅知之、和期大王之、恐也、也は與に通ふ辭、  
 御陵奉仕流、皇朝の古へは、天皇の山陵をも御墓といひつらん、こ、に御陵とは書しかど、みさゞきと訓ては、句調のかなはねば、みはかと訓べき事まらるればなり、さて墓をはかといふも、古へよりの言と見えて、(卷十二)おもへ者歟てふ言に思墓と借、武藏國に荒墓、郷和名抄に出たり、から國も陵は暫後にて、冢墓ぞ古へなりける、(三秦記に、名天子家、曰長山、漢曰、陵、故通名、山陵)○喪葬令義解に、帝王墳墓如山如、陵、故謂之山陵、  
 山科乃、鏡山爾、山城なり、近江豊前にも同名の山あり、  
 夜者毛、四言、  
 夜之盡、八言、  
 晝者母、四言、  
 日之盡、(卷十三)岡本、天皇御製とて、晝波、日乃久流



留麻豆、夜者、夜之明流寸食と有に依てよみぬ、こはいと古言にて、古言をば古言のま、に用ること、集中に多き例なり、

哭耳呼、四言、

泣乍在而哉、八言、

百磯城乃、冠辭、

大宮人者、去別南、

り舍人まで、諸御陵に侍宿する事、下の日並知皇子尊の御慕づかへする、舍人の歌にてもまらる、

明日香清御原宮御宇天皇代。

○十市皇女、薨時、上にいへり、○七年四月七日、宮

中にて既に薨給ふ、同十五日に赤穗てふ所に葬、天皇臨て發哀し給ふと紀に見ゆ、

高市皇子尊、御作歌、此時は太子ならねど、後をめぐ

らして尊と書り、紀にもまかり、

三諸之、初句にみもろのと有は、皆四言なり、下に能を

就に誤れる一つあり、そは冠辭考にくわしくす、

神之神須疑、此神杉は、年もふるましく齋るといふを、

夢にいひかけ給へるのみ、古は夢を伊米といひし故に、

此つ、け有なり、(卷三) 神名備能、三諸之山丹、隠藏

杉、とのいはふにひとし、

已免乃美耳、將見管本無、此二句かく草の手に書けん

を、今本に、己具耳矣月得見監乍共と有は、字あまた

誤れる事誰かまらざらん、然るを仙覺みだりなる訓を

なしたり、【此十字をいくにをしと、みけんつ、ともて

ふ訓をせしは、古へはさる言も有べしと思へるにや、

古へこそ言は明らけきをまらぬ人、か、ることするな

り、

不寐夜叙多、ある時は、かひなき夢にのみ見えつ、

或夜はねずに戀明すことの多きとなり、○本無とは、

むなしといふ言なり、毛登の約は、毛なるを牟に轉じ

いへり、

神山之、三諸も神山も、神岳と三輪とにわたりて聞ゆ

るが中に、集中をすべ考るに、三諸といふに三輪なる

ぞ多く、神なびの三室、又神奈備山といへるは飛鳥の

神岳なり、然ればこ、は二つともに三輪か、されど

此神山を今本に押てみわやまとよみしは、おぼつか

し、

山邊眞蘇木綿、木綿は殺の皮なり、委は冠辭考に見ゆ、

さて木綿麻など割て用る物を會といふ、それが中に、

ゆふをほめて眞そといふなり、式にも木綿を貴み、麻をいやしめり、【大祓詞に、菅會と云も、菅を八針に割

ばなり、】

短木綿、こは長きも短きも有を、短きを設出て、この

御命の短きによそへ給へり、後に短きあしの節の間も

とよめるも此類なり、

如此耳故爾、長等思伎、思ふ事のあふさきさるさに違ふ

世の中をなげき給へり、

山振之、立儀足、足は辭なり、山ぶきの花はたをやか

に愛しければ、集中に妹に似る花とよみたり、○振を

古はふきといへり、

山清水、酌爾雖行、山ぶきは深き山の谷水の邊に咲た

わむ花なれば、山水をもて、言をつつけ給ふのみ、

道之白鳴、葬し山邊には、皇女の今も山吹の如く姿と

を、に立よそひておはすらんと思へど、とめゆかんだ

しえられねば、かひなしと、をさなく思ひ給ふが悲き

なり、

○天皇崩之時、朱鳥元年九月九日に、清御原宮天

皇崩、

太后御作歌、後に持統天皇と申、

八隅知之、我大王之、暮去者、召賜良之、召は、めし

よせて見給ふなり、良は利に通ひて、たまへりしなり、

常ならしてふ辭にあらず、

明來者、問賜良志、いかにと問給へりしなり、

神岳乃、飛鳥の神南備山の事なり、別記あり、

山之黄葉乎、今日毛鳴、今もおはしましなば、

問給麻思、明日毛鳴、召賜萬旨、其山乎、今は大后の

御獨のみ、

振放見乍、暮去者、綾哀、綾文の如く左さま右さま

入たちてなげく辭なり、

明來者、裏佐備晚、別記にいふ、

荒妙乃、龜布は庶人の服なれば、こ、は只冠辭といふ

べけれど、白たへとなくて、あらたへと有を思ふに、

令集解に、大御喪には細布を奉るよしにいへり、其細

布猶大御衣としては、あらたへのたまふべきなり、

仍てこ、は御衣とせん、

衣之袖者、乾時文無、

△一書曰、天皇崩之時、太上天皇御製歌二首、此太

上は持統天皇に當れり、此崩の後四年に即位まし、

十一年八月、御位を文武天皇にゆづり給ひて後こそ



太上とは申せ、今天武天皇崩ませる時に、太上と書

しは、いか成をこ人のわざか、

▲燃火物、取而棄而、福路庭、袋に者なり。

入澄、騰か、

不言八面、【八面をやものかなとせしは、(卷四)にも

あり、】

知曰、今本智と有は、知曰二字なるべし、

男雲、こは借字にて、無毛の意なり、後世も火をく

ひ、火を踏わざを爲といへば、其御時在し役小角が

ともがらの、火を袋に包みなどする、惟き術する事

有けん、さてさるあやしきわざをだにすめるに、崩

ませし君に逢奉らん術を知といはぬが、かひなしと、

御なげきの餘にの給へるなり、

▲向南山、陣雲之、青雲之、青は白なり、さて雲の

星をはなるとか、る、

星離去、月毛、今本牟と有は誤、

離而、后をも臣をもおきて神あがりませるを、月星

にはなれて、よそに成行雲に譬給へり、さて此二首

は、此大后の御歌のさまならず、から文學べる男のよ

みしにや、されども歌は端詞によりてとくなり、

△天皇崩之後、八年九月九日、奉爲御齋會、之夜、

夢裏唱賜御歌、此次に藤原宮御宇と標して、右

同天皇崩ませる朱鳥元年十一月の歌を載、其次には

同三年の歌有を、こ、に同八年の歌を載べきにあら

ず、且持統天皇の大御歌とせば、御製とも御夢とも有

べし、かたぐいかなる野書をか表書にまつらん、然

るを後の心なしの、遂に本文にさへ書なせしものな

り、【有馬皇子の御歌の次に、いと後の追加を載しと

は異にて、中々に同天皇の大御歌の年月の前後せる

は、有まじき事なり、】

▲此御齋會の事は、紀に(持統)二年二月の詔に、自

今以後、毎取國忌日、要須齋也とあり、

明日香能、清御原乃宮爾、天下、所知食之、八隅知之、

吾大王、高照、日之皇子、何方爾、所念食可、神風乃、

伊勢能國者、奥津藻毛、靡足波爾、鹽氣能味、香乎禮

流國爾、潮の満る時くもるを、加乎留といふなり、

冠辭の朝霞の下に委、

味疑、冠辭、

文爾乏寸、高照日之御子、こは意得がたきを、強て

はせし事を、さるたふとき大御身の、あら海べだに

おはせしが、めづらかにかたじけなきよし、

藤原宮御宇天皇代。

○大津皇子薨之後、大來皇女、既出、

從伊勢齋宮上、京之時、御作歌、朱鳥元年十一

月なり、

神風之、冠辭、

伊勢能國爾母、有益乎、奈何可來計武、君毛不有爾、

欲見、吾爲君毛、不有爾、奈何可來計武、馬疲爾、同

じさまにて、言を少しかへたるは、いにしへ有し一つ

のさまなり、打うたひたる時あはれなるべし、うまつ

からしは、ことわざの言なり、

○移葬大津皇子、屍、於葛城二上山之時、こは葛下

郡の山のはてに、上とがりたる峯二つ並立て、よそめ

もまがはぬ山なり、下の巻にも出たり、

大來皇女哀、傷御作歌、

宇都曾見乃、人爾有吾哉、顯の身にて在吾哉なり、

從明日者、二上山乎、弟世登吾將見、今うつ、にて在

るわれにして、言もとはぬ此山を、兄弟と見てやあら

んずらんと歎き給ふなり、(卷八、詠山)「木路にこそ、妹

山ありとへ、三櫛上の、二上山も、妹こそ有けれ、只

妹こそといふは、是はもと妹を葬し故か、(卷十四、挽

歌)「うつせみの、世の事なれば、よそに見し、山をや

今は、因處と思はん、○本は男女の兄弟を、いもせと

いひしからは、こ、も今本の訓によりぬ、然れども右の

卷八なるは、二上を妹とのみよみし如く、こ、も此山を

弟として、なせと我見んとよみ給ふか、然らば奈世と有

しを、弟世に誤つらんか、古へ兄弟の長幼をいはず、女

より男をばせといひし事別記にいふ、

磯之於爾、古へは石をいそともいひしかば、此二上山

の石むらの邊に生たるあしみをいふなり、ほとりの事

をうへといふは常なり、磯と書しに惑ふ人あればいふ、

生流馬醉木乎、手折目杵、こは木瓜の花をいへり、三

月の頃、野山につ、じとひとしく赤く咲めれば、庭に

も植るものにて、池水の照までに咲るなど、集中に多

くよめり、誤れる説あれば、冠辭考に委くいひつ、

令視倍吉君之、在常不言爾、移はふりの日に、皇女も

またひ行給ふ道のべに、此花を見てよみ給へるものな

り、上の歌に、あすよりはと有からは、他し日にあらず、

さてか、る時、皇子皇女にもそこへおはする事、紀にも



集にも見ゆ、古への心ふかさゑるべし、○今本是に注あれど、いとひがことなれば、こ、には捨て別記にとわりぬ、

○日並知皇子尊殯宮之時、知は例に依て補、【此集に葬の後にも殯の時とあるは、既葬奉ても、一周御はか仕へする間をば、殯といひしのみ、天皇の外は別に、殯宮をせられねばなり、】

柿本朝臣人麻呂作歌、此薨まし、は、朱鳥三年四月なる事紀に見ゆ、紀に、草壁皇子尊と有は、此尊の今一つの御名なり、

天地之、初時之、久堅之、天河原爾、紀には天安河

原といへるを、こ、には安を略く、八百萬、千萬神之、神集、々座而、神分、分之時爾、

天孫を、水穂の國に降しまゐらせんとての神議なれば、次の四句をおきて、葦原云々と云へか、れり、さて次の四句の事は、右の神はかり有しよりも前の事なるを、

言を略きて句をなすとて前後にいへり、

天照、日女之命、一云、指上日女之命、是も同御ことなり、

天乎波、四言、天をば既に日女命の長くゑろしめすべ

ければ、天孫は、豊あし原の國を、つちを久しく知さんものとして、降し奉り給ふとなり、

所知食登、葦原乃、水穂之國乎、水は借字にて、稚々しき八束穂の事なり、

天地之、依相之極、既天地の開分れしてふに對へて、又より合ん限りまでといひて、久しきためしにとりぬ、(卷四)にも此言あり、

所知行、宣命にも此三字をかくよみたり、

神之命等、即天孫彥火瓊々杵命を申す、次の言は、神

代紀祝詞などに同、

天雲之、八重搔別而、一云、天雲之、八重雲別而、

神下、座奉之、一段なり、是まであめ御まの御ことなり、【いましまつらしは、次に上いましぬといふに對

ふ言なり、さてあがめことばのみぞ、】

高照、日之皇子波、是よりは、上の天孫の日嗣の御孫

の命、今の天皇(天武)を申せり、さてその天皇崩まし

ては、又天に歸り上りますよしをいはんとて、先天孫

の天降ませし事をいへり、か、る言の勢ひ此人のわざ

なり、

飛鳥之、四言、

淨之宮爾、一原を略けるは(卷十四)に、妹も吾も、清之河のてふ類なり、

神隨、既出、

太布座而、是まで四句は、天武天皇御代去らする間を申す、

天皇之、敷座國等、是より、崩ましては天を敷ます國

として、上りますといへり、下に天所知流と書も薨ま

しての事なり、

天原、石門乎開、神上、上座奴、二段なり、右には神

下といひ、こ、に神上といへり、○一云、神登、座爾

之可婆、かく下へいひつ、けては、次の春花之云云に

至てわろし、

吾王、皇子之命乃、天下、所知食世者、是より日並

知皇子尊の御事、【古事記上に、天にても、領しめすと

ころを國といふ事と見ゆ、】

春花之、賞在等、めでたきとは、何をもほむること

なり、今本貴と有は、花にいふことばにあらず、

望月乃、滿波之計武跡、(卷三)何時可聞、日足座而、

十五日之、多田波志家武と有は、こ、と同じ事なれば、

今をもた、はしとよみつ、満るは満る意にて、天の下

に御惠のみち足なんといふなり、今本に、みちはまけんと訓しは、計武てふ辭にかなはず、此けんはた、はしからんてふ意なり、○冠辭考にはたらはしとも訓たれど、今に依べし、】

食國、今本こ、も天下と有は、よろしからねば、一本に

よりぬ、

四方之人乃、六言、

大船之、冠辭、

思憑而、天水、水かれたる時に雨待如くてふなり、

卷十八に家持ぬしもよみつ、

仰而待爾、何方爾、御念食可、由縁母無、次の舍人の

歌にも、所由無、佐太乃岡邊爾といへる、即同時同所の

事なり、(卷十四)よそに見し、山をや今は、因香と思

はん、卷十六に、「荒雄らが、余須可の山と見つ、まぬ

ばん、是らのよすがとよしと同一言なり、【由縁も無は

今十三(卷三)挽歌に、津禮母無、城上宮爾、大殿乎都可倍奉

而と有に意も事も同じ、委は其歌にいふ、】

真弓乃崗爾、此陵は式にも高市郡真弓丘と見ゆ、

宮柱、太布座、御在香乎、香は借字にて御在所なり、

高知座而、知は敷なり、そのよし上に見ゆ、さて陵に高



殿はあらねどかく云は文なり、  
明言爾、日毎てふ意なり、言は借字、  
御言不御問、古へはものいふを、こととふ、ものいはぬを、こと、はずといへり、此次に、東の、たぎの御門に、さもらへど、きのふもけふも、召こともなしといへると心同じ、

日月之、四言、

數多成塗、其故、皇子之宮人、行方不知毛、一云、刺竹之、皇子宮人、歸邊不知爾爲、これも異ならず、さて下の高市皇子尊の殯時、此人よめる長歌、その外此人の様を集中にて見るに、春宮舍人にて此時もよめるなるべし、然れば、この宮人はもはら大舍人の事をいふなり、その舍人の輩この尊の過ましては、つく所なく、思ひまどへること、まことにおしはかられて悲し、

反歌、

久堅乃、天見如久、仰見之、皇子乃御門之、荒卷惜毛、  
こは高市郡橋の鳥宮の御門なり、さて次の舍人等が歌どもにも、此御門の事のみを専らひひ、下の高市皇子尊の殯の時、人麻呂の御門の人とよみしをむかへみるに、人麻呂即舍人にて、その守る御門を申すなりけり、

次の歌どもの中に入しものなるを、世所亂れてこ、に在なり、仍てこは捨へからず、さて本の意は、下の同じ言有所にいふ、未は、なれし人めをなつかしみて、水の上にのみ浮ゐて、底へかづき入ことをせずといひなせり、

○皇子尊宮舍人等働傷作歌、こは右の長歌につぎて、同じ御事を、同じ舍人のよめるなれば、端詞を略きて書しと見ゆ、○職員令に春宮の大舍人は六百人あり、その人々分番て宿直するに、今尊の薨まし、後も、鳥宮の外重を守ると、佐太岡の御喪舍に侍宿すると有故に、こ、かしこにての歌どもあるなり、

高光、いよ、高ひかると訓ことゑるし、

我日皇子乃、みこの尊を申す、

萬代爾、國所知麻之鳥宮婆母、にはかにおもはず成たるを、なげくあまりにいへるなり、○此婆は、半濁に和と唱ふ、言例なり、母は助辭のみ、(卷十三)天地と、共に久しく、住はんと、念て有し、家の庭羽裳てふも同じ體なり、○右にいへる橋の鳥宮と同じ、

鳥宮、池上有、勾池なり、今本上池有と有はわろし、今は一本に依、飛鳥の岡の里の東北五六町ばかりに、

茜刺、冠辭、

日者雖照有、鳥玉之、冠辭、

夜渡月之、隱良久惜毛、是は日嗣の皇子尊の御事を月に譬へ奉りぬ、さて上の日はてらせれどてふは、月の隠る、をなげくを強むる言のみなり、かくいへることばの勢ひ、まことに及人なし、○常の如く日をば天皇をたとへ申すと思ふ人有べけれど、さてはなめげなるに似たるもかしこし、猶もいは、此時天皇おはしまさねば、さるかたにもよくかなはざるめり、【天武天皇崩まして三年に、此みこは過給ひ、その明る年大后は御位にゐましたり、】

△或本云、以三件歌爲後、皇子尊殯宮之時反歌、

高市皇子を申、これにも反歌二首ありて、一首は其反歌と見ゆ、今一首、「久堅の、天をらしぬる、君ゆるに、つき日もをらさず、こひわたるかも」と有ぞこ、と入かはりしとすべし、されどもそはいさ、かおほつかなきふしあり、

△又或本歌一首、

鳥宮、勾乃池之、放鳥、人目爾戀而、池爾不潜、  
いふ有と註せり、是はかならず右の反歌にはあらず、

今も橋寺とてあり、こ、ぞ橋の鳥なるといへり、  
放鳥、飼せ給ひし鳥どもを、薨まして後に放たれたるが、猶この池にをるなり、上の大津宮の太后の御歌にも

見ゆ、

荒備勿行、人疎くななりをなり、

君不座十方、いとせめては鳥をだに思へり、

高光、吾日皇子乃、伊座世者、鳥御門者、舍人の守る

所なれば、専らと云、

不荒有益乎、くやしも悔しきま、によめるなり、

外爾見之、檀乃岡毛、上に出、

君座者、常都御門跡、葬奉りてよりは、萬代こ、にお

はしましぬ、且舍人は陵にても御門に仕奉ればいふ、

侍宿爲鴨、【侍宿と書からは、こは殿宿なり、然ば假字

は止乃伊なり、後世とのゐと書は、おしはかりのわざ

ぞ、】

夢爾谷、不見在之物乎、鬱悒、宮出毛爲鹿、佐日之隈廻乎、忘れては、こはいかなる故にて、此日のくまの宮を出入するにやとおぼめかる、といふなり、打あることをかくいふこそ、まことの歌にてあはれとおぼゆれ、  
○宮出といひて、心は御門の出入するよしなり、みや



での言は卷十八にもあり、○佐日之隈の佐は發言のみ、天地與、共將終登、念乍、奉仕之、情違奴、」ひたふるに思ひ入たる心をいふなり、

朝日互流、朝日夕日をもて、山岡宮殿などの景をいふは、集中また古き祝詞などにも多し、是に及ものなればなり、

佐太乃岡邊爾、群居乍、此前後に、日隈とも、佐太岡とも真弓岡ともよめるは、今よく見るに、檜の隈の郷の内に、佐太真弓はつきたる岡なり、さて此御陵の侍宿所は、右の二岡にわたりて在故に、何れをいふなりけり、

御立爲之、この御池を見そなはずとて、をりくみ立しましてありつるをいふ、○た、しのしはあがめ言なり、

島乎見時、もと此池島に依て、所の名ともなりつらめど、こ、によめるは所の名にはあらで其池島なり、且此下に、御立去、島に下居て、なげきつるかもてふ下居を思ふに、宮の外に在る池島なるべし、

庭多泉、冠辭、

子といへるも是なり、猶冠辭考にくはし、

柄立去者、巢を立て去せばなり、

椀岡爾、飛反來年、」きみのますところへ來れなり、

かるのひなは夏の間により、

吾御門、千代常登婆爾、」ことは、とこしなへに、

とこ磐にと云をかさねて、限なき事を強くいふなり、

○婆の字書しは、とはのはをとわの如く半濁にとふるをえらする例、上下に有、

將榮等、念而有之、吾志悲毛、」上に似たる意の歌あり、かく事も無が如くして情深きは、心のまことより出ればなり、【いと悲しき時は、口もはぐみなみだもすくみて、ものもいひはてがたし、其をりいさ、かいへる如き事を歌にいへれば、言少なし、古への歌は皆是をおして思へ、】

東乃、多藝能御門爾、池に瀧有方の御門を、かく名づけられしならん、

雖伺侍、昨日毛今日毛、召言毛無、」ことわり明らかにしてあはれなり、

水傳、冠辭、

流涙、止會金鶴、」

橘之、島宮爾者、不飽鴨、とのいを爲不足歎なり、

佐田乃岡邊爾、侍宿爲爾往、」悲き餘りには、をさなき事を思ひ出もせらる、を、其ま、によむは、古への歌にて、實にあはれと聞ゆ、【此類の言今もいへり、】

御立爲之、島乎母家跡、住鳥毛、荒備勿行、是も放鳥の此池に猶すむが、人うとくな、りそ、來らん年の四月までも、かくて在て御あとえたへと思ふなり、

年替左右、御立爲之、島之荒磯乎、御池に岩をたて瀧おとして、

あらし磯の形作られしをいふなるべし、

今見者、不生有之草、生爾來鴨、」まことに歎きつべし、

(卷十四)故太政大臣家の山池を、(赤人)むかし見し、ふるき堤は、年深き、池のなぎさに、水草生にけり、」

ともよみつ、

鳥垣立、鳥の居座をいふ、御庭などに立し籠なり、

伺之雁乃兒、字も訓もかりとはいへど、實はかる鳥の事なり、鴈のこ、に子うみし事は、難波高津の御代に聞えし後は物にも見えず、かるがもは夏鴨ともいひて、こ、に常すみて、ひなもあり、後の物語ぶみに、かりの

事なるよし既にいひつ、回は其あたりをいふ、

石乍自、春の末に燃るがごとく照れるつ、じ花をいふならん、【和名抄に、羊躑躅を、いはつ、じ、又毛知つ、

じとあれど、もちつ、じはめづる色もあらねば、こ、の歌の意にかなはず、】

木丘開道乎、こ、のま、にていは、蒼咲にて、花のまげきなり、紀に蒼をもくと訓、字注も萬木の繁きこと、せり、然れども、もくさく道てふ言も、もくてふ言に、木丘の二字を假字とせんも心ゆかず、思ふに木丘は、森を草の手に森など書しを、誤て二字とせしならん、森はま、にと訓べし、】

又將見鴨、」今よりは此宮に參るまじければ、よろづになごり惜きなり、

一日者、千遍參入之、東乃、大寸御門乎、今本たぎのと訓たれど、寸は假字なり、假字の下に辭を添るよしなし、

入不勝鴨、」君まさねば、島の宮の御門は閉て、外にのみとのいする故にかくよめりけん、



つ分番交替してゐるをいふ、下に夜鳴かはらふとよめるも是なり、

島御橋爾、橋は階なり、

誰加住舞無、すむとはこはとのいをいふ、又舍人は御

門と御階のもとにもさむらへばといへり、○かくよし

もなき所に、人みな行かへりつ、侍らふぞ、専ら侍らふ

べき御階の下をば、誰人の在て守らんやと、ふと思ふま

まによめり、思ひかけぬ世かなと歎く心下にあり、

天雷、今本且覆と有は理りなし、こは天雷を天覆に誤

れるものなり、仍てあらためつ、

日之入去者、暮ゆけばといふのみ、【二の句を尊の過ま

せる譬と見て、初句を冠辭と思ふよりや誤つらん、二

句をまか見て、末をいかに心得んとすらん、】

御立爲之、例に依て爲を加ふ、

島爾下居而、嘆鶴鴨、日暮ゆけば、宮の外方の池島の

ほとりの舎へ下ゐる故にまかよめり、

旦日照、島乃御門爾、憊懣、人音毛不爲者、さしもに

ぎはひし御門の内に、人おとのせねば、忘れてはこはい

かにとおぼつかなまる、物から、すゝろに悲しくおぼ

ゆるとなり、

眞浦悲毛、眞はまこと、浦は心なり、

眞木柱、冠辭、

太心者、有之香杆、此吾心、鎮目金津毛、ふとくつ

しやかなる丈夫心をもたりし吾も、此御喪にあひて、

思ひまづめんよしなしといへり、

毛許呂袋遠、古へ御狩に摺衣を着せ給ひしは稀なる事

にて、専ら皮衣なる故にまかよみしならん、今むかばき

てふ物は其遺なるべし、

春冬取設而、春冬その毛衣を設著てと云なり、是を今

本に片設と有は、後世人の意もて、取は片の字ぞと思ひ

て、せしわざるれば改めたり、なぞといはば、片設

とは春冬に向ひてといふ言にて、毛衣よりはつゝかず、

毛衣は張といひかけたる冠辭と思ひしならん、然るに

衣を春といひかくる事、今京の言にて古へはなければ

此歌にかなはず、

幸之、宇陀乃大野者、上の卷に宇陀の安騎野にて、日

並斯、皇子命の、御狩た、ま、時は來向と人麻呂のよ

みし、同じ御狩の事をこ、にもいふなり、

所念武鴨、今よりは此有し御狩の事を、常の言ぐさ、

思ひ種として慕奉らん哉と歎ていふなり、こはたゞ今

右二首今誤て前後しつ、

○葬河島皇子、朱鳥五年九月薨たまへり、天智天皇

の皇子なり、

於越智野之時、此野は、式に高市郡越智岡上陵と有

て、右の眞弓岡に近き所なり、是ををち野と訓よしは、

反歌の下にいふ、

柿本朝臣人麻呂獻、泊瀬部皇女、天武天皇の皇女

也、此端詞は、古本また今本の左に、或本を引たるぞ正

しければ、かくゑるしつ、今本には柿本朝臣人麻呂獻

泊瀬部皇女、忍坂部皇子、歌とのみ有て、誰人を悲とも

見えざるなり、こは河島皇子の薨給へる時、其御妻泊

瀬部皇女に獻る歌にして、此皇女の御兄、忍坂部皇子

に兼獻るよし有べき事なく、歌にもたゞ御夫婦の常

の御有様をのみいひて、又皇子の事はなし、仍て考る

に、こ、は亂れて河島云々の十一字はおち、忍坂部皇

子の五字は、次の明日香皇女、木廼、宿宮云々の端詞に有

しが、こ、に入し物なり、【次の歌の考を、こ、にむか

へて見よ、】

飛鳥、明日香乃河之、上瀬爾、生玉藻者、下瀬爾、流觸

經、玉藻成、彼依此依、靡相之、此こと上にも出、○

もいひ思ふ事ぞ、

八多籠良我、奴等之なり、紀に、(神功)宇麻比等破、

于摩臂苦奴知、野伊徒姑播茂、伊徒姑奴池、このやい

づこに同きを、こ、に八多と有は、づと多の音通へば、

やたこともいひしにや、もし又豆を多に誤れるか、

夜晝登不云、行路乎、吾者皆悉宮道叙爲、賤き里人ど

もが通ひ路を、吾等が宮づかへの道とするは、思ひか

けぬ事かなとなげくなり、

朝日照、佐太乃岡邊爾、鳴鳥之、之の下に如を畧は例

なり、

夜鳴變布、舍人等のかはるぐ夜のとのいを嘆つ、す

るを、此岡による鳴鳥に譬へていひ下したり、かはらふ

は、上に反居者といへるに同じく、侍宿の交替をいふ、

【或人、此岡に夜鳴鳥のこゑの怪しかりしは、か、らん

前つさがなりといひしは誤れり、】

此年己呂乎、去年の四月より今年の四月まで、一周の

間御陵づかへすれば、年ごろといへり、○右は六百の

舍人なれば、歌もいと多かりけんを、撰みて載られし

なるべし、皆いとすぐれて、嘆を盡し事をつくせり、

後にも悲みの歌はかくこそあらまほしけれ、



なびきあひしの、きあの約かなれば、かひといふ、  
嬌乃命乃、【嬌は字にか、はらぬ事、上にいへり、】  
多田名附、冠辭、

柔膚尚乎、すらはさながらてふ言を約めたるにて、そ  
のま、てふに同じく、又摘ていは、それをと意得て

も聞ゆ、此辭の事別記に委し、  
劔刀、冠辭、

於身副不寐者、夫君の薨まして後に、皇女の御獨ねを  
いふ、

鳥玉乃、冠辭、  
夜床母荒良無、古へは、旅行しあとの床をあやまちせ

じと謹むなり、死たる後も一周は去かすれば、塵など  
忌てはらはねば荒らんといふなり、式に阿禮奈牟と有

も同じ、  
所産故、名具鮫魚天氣留、敷藻相、冠辭、

屋常念而、公毛相哉登、これは狩ねして君ま  
のぶ悲みのやらんすべ無さに、前々敷篋を並敷て、と

もねまつ、御心をなぐさめし妻屋ぞとおもひて、御墓  
屋に行てやどりなん、君にも逢なんとして行給ふと云な

り、さて或本には屋常念而はなくて、公も相哉登の言

あり、考るに此二句ともに有時、末の意にかなひて理り  
明らかなり、其一句を去時はたはらず、今本或本互に

言の落しこととらる、仍て今はしきやしてふ言をたし  
て、右の二つながらとりたり、【此末に不相君故といひ、

反歌にも亦毛將相八毛といへば、こ、にやど、念てと、  
公も相やといふ二句は必有べし、さてはしきやしの

一句は共に落し物ぞ、】  
玉垂乃、冠辭、

越乃大野之、此越を乎知と訓は、次の或本また(卷五)  
に眞玉就、越乞兼而(卷十三)に眞玉付、彼此兼手など

あればなり、此外にも多きが次の反歌の下にいふ、  
且露爾、玉藻者泥打、玉藻は玉裳なり、泥打の打は借

字にて、泥漬てふ言なり、別記にくはし、  
夕露爾、衣者沾而、其野をくれくと分過て、夕べに

宿り給ふまでを云、  
草枕、冠辭、

旅宿鴨爲留、不相君故、かく様にいふ故の辭は、あは  
ぬ君ながらにと心得てかなへり、遠江などの人は、あ

はぬ物づからにと、つの助辭を添ていへり、○古へは  
新喪に墓屋を作りて、一周の間入しても守らせ、ある

じもをりく行てやどり、或はそこに住人も有しなり、  
【紀に(舒明)蘇我氏諸族等、悉集爲島大臣造墓而、

次于墓所、爰摩理勢臣、塚墓所之廬云云、此外にも  
紀にあり、】

反歌  
敷妙乃、冠辭、

袖易之君、手枕交すと云にひとし、  
玉垂之、冠辭、

越野過去、或云、乎知野爾過奴、さて紀に(天智)小市  
岡上陵、また(天武)幸越智、式に越智岡上陵(高市

郡)などあるは、皆同じ齊明天皇の御陵なるに、小市  
と書しと、こ、に乎知と有を合せて、越智もをちの假

字なるをえれ、然るを後に是をこすのと訓はみだりな  
り、且玉だれの緒といひかけ、るをも考ずて、こすと

いふ事と思へると誤れるよしは冠辭考に見ゆ、【同高市  
郡大内陵といふは、内は借字にて大市てふ所にて、此

小市に對る名なり、市を畧きて智といふこと、高市十  
市を、古書みな、たけちとをちとよみし類なり、】○過ぬ

とは、既薨まして、をち野に葬たる事をつめていふな  
り、仍てをち野をといはで、をち野爾と有を思へ、【死

たる事を過ぬるといへる、集中にいと多し、すぎの約  
まなればなり、外へ行過るをいふとは別なり、】

亦毛將相八毛、長歌には君にあふやと尋ね來給へるこ  
とをいひ、反歌にいたりてまたはあふまじきよしをい

ひ定めたるなり、卷一の近江の荒都をよめる歌の體に  
ひとし、

○明日香皇女、天智天皇の皇女にて、天武天皇の四年  
四月薨給へること紀に見ゆ、

木廼殯宮之時、木廼は式和名抄など、廣瀨郡に出て、此  
次に城上殯宮と有も同じ、

柿本朝臣人麻呂獻忍坂部皇子歌、天武天皇の皇子に  
て、上の泊瀬部皇女の御兄弟、この明日香皇女の御夫

君におはしける、  
此長歌に、夫君のなげき慕ひつ、木のべの御墓へ往

來し給ふさまをいへるも、上の泊瀬部皇女の乎知野へ  
詣給ふと同じ様なり、然れば此端に、そのかよはせる皇

子の御名を擧べきに、今はこ、には落て、上の歌の端に  
入しなり、他の端詞の歌をも思ふに疑なければ、彼所

を除てこ、に入たり、  
飛鳥、明日香乃河之、上瀬、石橋渡、古へ石ばしとい



へるは、石を數々並べわたすをいふ、卷二十に、あまの川、伊之奈彌於可婆とよめる是なり、冠辭考に委し、○一云、石浪、此浪は借字にて並なり、即右にいふがことし、【石をいはと訓るよし、冠辭考に出、】

下瀬、上瀬下瀬といふは文のみ、  
打橋渡、板にても木にても打渡したるを打橋といへり、紀にも集にも後のふみにもいふ皆是なり、

石橋、云云、石浪、上に同じ、  
生藤留、玉藻毛叙、(卷七)石走、間々生有、貌花のとよめる如く、かの石を並べたるあたりに、生なびく川藻をいふ、

絶者生流、人の身まかりては又かへることなきをいはん下なり、  
打橋、生乎鳥禮留、打はしの邊に生たる藻の、とをくに靡くをいふ、此鳥を、今は爲に誤れり、委くは別記に見ゆ、

川藻毛叙、干者波山流、一段なり、○はゆるとおふるは、言をかへしのみにて同じ意なり、下の卷に家之篠生と書つ、

何然毛、こは下の忘賜哉てふ言へか、れるなり、  
袖、携、この下は御夫婦の親びをいふ、  
鏡成、雖見不厭、三五月之、益目頗染、所念之、もちの月影の如く、見ること愛たさの増るといへり、  
君與時々、幸而、こ、に君とさす人有からは、かの忍坂部皇子の事をしれ、  
遊賜之、御食向、木麩之宮乎、出て遊び給ひし所即御幕となりぬ、  
常宮跡、定、賜、味澤相、冠辭、  
目辭毛絶奴、三段なり、相見る事の絶しなり、  
所已乎之毛、それをと云に同じ、今本然有鴨と有はかなはず、一本をとる、  
綾爾憐、是よりは御幕所へ夫君のまゝで給ふ有さまをいふ、  
宿兄鳥之、冠辭、  
片戀爲乍、今本に片戀婦と有はわろし、一本をとる、  
朝鳥、冠辭○一本朝霜と有は誤、  
往來爲君之、度々詣給ふなり、  
夏草乃、冠辭、  
念之萎而、愁給ふ時のすがた、  
夕星之、冠辭、

吾王乃、皇女を指、

立者、立をあげてた、すといふは例の事ぞ、  
玉藻之如、許呂臥者、下にも自伏君之と有、ころはおのづからてふ言にて、こ、はた、打ふし給ふさまをいふ、

川藻之如久、靡相之、上の言を轉じ下せり、  
宜、君之、此宜とは貌などの足ひそなはれるをいへり、此言は上の宜奈倍てふ言の所にいへり、  
朝宮乎、忘賜哉、夕宮乎、背賜哉、二段なり、背云云は、御心になはずやといふなり、○こ、は下の木麩之宮乎といふまでにかゝる、

宇都曾臣跡、念之時、顯の身にておはせし時といふのみ、念の言は添ていふ例、上に見ゆ、  
春部者、部は假字なれば、下にことばを添べからず、仍て四言の句とす、  
花折挿頭、秋立者、秋來てはてふをかくいふも常なり、又立は去の誤にて有べし、  
黄葉挿頭、是まで四句は、其譬におはせしほどの年月の御遊をいふ、  
敷妙之、冠辭、

彼往此去、足もえふみさだめす、  
大船、冠辭、  
猶豫不定見者、行もかね給ふ有さまをいふ、  
遺悶流、既出、  
情毛不在、四段、夫君の悲み給ふ様を見る我さへに、思ひを遺なぐさめがたきといへり、  
其故、爲便知之也、かくかなしみまたひ奉るといへども、今はせんすべもなし、いかにもして此皇女の御名を、よろづ世に傳へ聞えよとおもふとなり、  
音耳母、名耳毛不絶、音と名は同じ事に落れども、重ねいふは文なり、  
天地之、彌遠長久、思將往、玄ぬびは、玄たふと云に同、  
御名爾懸世流、明日香河、及萬代、早布屋師、別記に云、  
吾王乃、皇女を指、  
形見何此焉、こ、とは明日香をいふ、焉を乎と訓て、こ、をばのばを略くと心得べし、○初めを明日香川もておこして、こ、にかくいへる巧み、此人のてぶりなり、さて古へ后皇女などの御子おはせぬをば、御名代と



て、氏をおかる、になぞらへよとて、此歌はよみし事、右の末の言どもにまらる、今もかく此歌故に傳はれるなり、【人まろ大舍人にて、かゝる皇子たちの御ともをもせしならん、】

反歌

明日香川、四我良美渡之、塞益者、進留水母、能杼爾賀有萬思、此川の早瀬もせかばせきと、むべければ、皇女の御命もと、めまぬらすよしの有なんものと悔めり、かくをさなきが悲しきなり、【古今歌集に、「瀬をせけば、淵となりても、よどみけり、わかれをとむる、まがらみぞなき」てふは、今によりてよめるなるべし、ことわりをいひ盡したるは後の人の心狭きなり、】

○一本、水乃與杼爾加有益、かくても同じ意なり、

明日香川、明日谷將見等、念香毛、今日こそか、れ、

明日だに又見奉らんと思へば、とかくに過にし御名の忘がたしと云り、○一本左倍と有はかなはず、又今本三句を念八方と有もかなはず、よりて又の一本による、

吾王、御名忘世奴、一本不所忘と有も、みなわすられずと訓て、ことわりかなへり、

とあればなり、且まきは牟を延たるなり、かもは歎く

辭、

言久母、ことばにかけていはんもなり、

綾爾畏伎、既いへり、

明日香乃、四言、

眞神之原爾、是より下七句は、天武天皇の御陵の事を

先いへり、さてこ、には明日香の眞神の原とよみたる

を、紀には大内てふ所と見え、式には檜隈大内、陵と有

は、本明日香檜隈はつゞきてあり、大内はその眞神原

の小名と聞ゆ、然ればともに同じ邊にて違ふにはあら

ず、【今見るに、飛鳥の岡、里の西北二十町ばかりに、五

條野といふ所あり、そこに陵あり、是天武持統二天皇

合せ葬まつれる陵なりといへり、】

久堅能、天津御門乎、懼母、定賜而、是を右には、

天原、石門乎開、神上、上座奴ともいひなしつ、

神佐扶跡、【神佐扶跡は、神進を爲給ふとてといひなせ

るなり、此言別記につぶさなり、】

磐隱座、八隅知之、吾大王乃、所聞見爲、是よりは其

御代まらし、時の事を立かへりていふ、○見るをめと

いふは古へなり、

○高市皇子尊、朱鳥三年四月、日並知皇子尊の薨まし

て後に、此尊皇太子に立給ひしに、(持統)十年七月薨ましぬ、人麻呂これを惜み悲み奉て、尊のまだたゞの皇子におはせし時、大友皇子との亂有しに、其御軍の事とり給ひて平げまし、さて後太政をもよろしく申し給ひつ、すべて此尊の世に勝れまし、御事を、たぐひもなきまで長くめでたくいひて、後の御名代と爲奉れり、

城上殯宮之時、式に、此陵は廣瀬部三立岡とあり、城上はその大名なるべし、【此尊の皇太子に立まし、事は、紀に漏落たり、薨給ひし時の事はあり、此集もて紀をたすくべし、○殯と書る事上にいへり、】

柿本朝臣人麻呂作歌、

挂文、忌之伎鴨、【今本に、一云、由遊志計禮杼母と有はわろし、】いやしき心に懸けて暮奉らんも恐れみつ、しましきといふなり、ゆ、しきはいま／＼してふ言ながら、後世人の思ふとはことにて侍り、(卷十一、古歌)青柳の、枝切おろし、湯種蒔、忌々君に、戀渡るかもと有、即貴に恐れて忌つ、しましき君にといふなるを思へ、○挂を心にかくる事といへるは、次に言まくも

背友乃國之、美濃國をいふ、大和より北、多くの山の

背面なればなり、背面の言の事、卷一に出、

眞木立、既出、

不破山越而、美濃國不破郡の山なり、此時よりやこ、

に關は在けん、是は天皇初め吉野を出まして、伊勢の桑

名におはしませしを、高市皇子の申給ふによりて、桑

名より美濃の野上の行宮へ幸の時、此山を越まし、を

いふ、

狗劔、冠辭、

和射見我原乃、是も不破郡にあり、

行宮爾、安母理座而、和甞に高市皇子のおはして、近

江の敵をおさへ、天皇は野上の行宮におはしませしを、

其野上よりわざみへ度々幸して、御軍の政を聞しめせ

しこと紀に見ゆ、こ、には略きてかくよめり、○安母

理は天降を約めていふ、下にもあり、

天下、拂賜而、一本をとりぬ、今本に治賜と有をと

らぬよしは、次下にいふをまで、

食國乎、定賜等、天下と食國は同じ意に落れど、か

く分ていふは文なり、

鳥之鳴、冠辭、



吾妻乃國之、御軍士乎、

るを、用を體にいひなして軍人の事とす、(卷十五) 千萬乃、軍奈利友言擧不爲、取而可來男常會念、

喚賜而、此度いせ尾張などは本よりにて、東海東山道の軍士をもめし、こと、紀に見ゆ、

千弊破、冠辭、是はいちはやぶる人にて、荒ぶる人はいふ、神代にて悪く荒き神をいへるに同じ、猶其考に委、

人乎和爲跡、次の言に並べば、やはせと、よむなり、

○卷二十の喩、族てふ歌に、知波夜夫流、神乎許等牟氣、麻都呂倍奴、比等乎母夜波之、波吉伎欲米、都可倍麻

都里豆とよめるも、今と同じく古言もていへれば、相むかへて今をもよみたり、そが中に、卷二十の家持ぬし

は、遠祖の神代より人代までの事なれば、神と人を分ていへり、今は只人代故に、ちはやぶる人とよみつ、是

をもかみと訓は委しく思はぬものぞ、不奉仕、こなたへ鞭ひつかぬ國をいふ、

國乎掃部等、今本治跡と有は、上の天下云々の所にはいひもしつべし、こ、には上とかへて天皇のおほせご

此も略いへり、

皇子隨、こは上に神隨と有にひとしくして、そのま、皇子におはしまして、軍のつかさに任給ふとなり、

任賜者、こ、の事紀に見ゆ、大御身爾、即高市皇子なり、

太刀取帶之、大御手爾、弓取持之、御軍士乎、右にいへり、

安騰毛比賜、率るをいふ、集中に、雁にも船にも此言をいひ、紀に誘の字を訓つ、

齊流、鼓之音者、貞觀の儀式に試鼓吹司てふ條あり、紀に(天武)鼓吹を訓練せさせらる、事見え、こ、

に鼓吹の言有を思ふに、かの儀式の文もて、古への軍の進退を推はかるべし、

雷之、聲登聞麻低、吹響流、鳴を、奈世留とも、奈須とも、集中にいへり、

笛乃音波、六言、是も一本による、今本に小角の音母と有母の辭、前後の辭の例に違、或人小角ををぶえ

と訓しは、大角をおほえとよめる據にても有や、思ふに字に付ておしはかりの訓ならん、且大角をおき

いふ時は、惣てにわたりて滞無なり、(大角小角を軍に

用ゐる事、紀にも儀式にも見ゆ、和名抄に、大角(波良乃布江)小角(久太能布江)と云り、軍ぶえをまらせて

小角と書しともいふべけれど、大角こそまづはか、め、又虎が聲小角に似るか我助くべけれど、さてもをぶ

えてふ訓おぼつかなし、一本に笛と有からは何をかいはん、又今本をづのとよみたるは、いふにたらず、

敵見有、虎可叫吼登、敵に向ひたるは、いかる聲、ことなるべし、さて古へ三のからは、御食國にひとしく行か

よへば、虎などの事もよそならずよめりけん、諸人之、協流麻低爾、一本に聞惑麻低と有も、こ、に

はかなへど、前後を思ひ渡すに、是は今本ぞよき、そのよしは下にいふ、

指擧有、幡之靡者、冬木盛、既出春野燒火乃、今本には、春去來者、野毎、著而有火之

と有、この著て有火てふ言、人まろのよめることばとも聞えず、よりて一本を取、

風之共、靡如久、春は出つくとて、野山を燒こと今も同じ、○火に譬しは赤旗なり、此時の紀にも赤は

たなるべく見ゆ、

此も略いへり、

皇子隨、こは上に神隨と有にひとしくして、そのま、皇子におはしまして、軍のつかさに任給ふとなり、

任賜者、こ、の事紀に見ゆ、大御身爾、即高市皇子なり、

太刀取帶之、大御手爾、弓取持之、御軍士乎、右にいへり、

安騰毛比賜、率るをいふ、集中に、雁にも船にも此言をいひ、紀に誘の字を訓つ、

齊流、鼓之音者、貞觀の儀式に試鼓吹司てふ條あり、紀に(天武)鼓吹を訓練せさせらる、事見え、こ、

に鼓吹の言有を思ふに、かの儀式の文もて、古への軍の進退を推はかるべし、

雷之、聲登聞麻低、吹響流、鳴を、奈世留とも、奈須とも、集中にいへり、

笛乃音波、六言、是も一本による、今本に小角の音母と有母の辭、前後の辭の例に違、或人小角ををぶえ

と訓しは、大角をおほえとよめる據にても有や、思ふに字に付ておしはかりの訓ならん、且大角をおき

て小角のみいはんものともおほえず、一本の如く笛と

取持流、弓波受乃驟、三雪落、三は眞なり、冬乃林爾、一本由布乃林と有は、布山の上下になれる

ものなり、飄可毛、冬枯の林の梢さわがして、つむじの吹まくに、

手よろづの弓弭の動くを譬へたるさま、今も見るが如し、○つむじてふ言は、神名式に、出雲國意宇郡、波

夜都武自和氣神社ともあり、(和名抄に、麿(豆無之加世)文選、回麿卷(高樹)】

伊卷渡等、伊は發言、念麻低、見之恐久、今本に、聞之恐久と有ど、こ、は

聞ことならず、見を誤れること明らかなれば改めつ、又一本には、諸人、見惑麻低爾とあれど、上にも諸人

云云と有に、わざと對へいへるとも聞えず、且雷虎に聞協、幡弓に見恐むと云と見ゆれば、彼此取捨たり、○

此句は、次のやのまげ、くと云にむかへて、六言に訓なり、

引放、箭繁計久、祝詞に、射放物與弓矢、大雪乃、亂而來禮口、かく様に者を略く例は多かれ

ど、こ、はくればといひて聞るを、わざと略きて、きたれとよむことやはある、故に者は落し物とす、○一



云、アヲシテ倭成、ソコヨリ曾知余里久禮婆、これはたまかふるべきなり、されど今の言は古事記に、(安康條) オコシテ興軍待戰、射出之矢、アヒナノチルナセリ如葦華散と有に似て、面白ければ敢てかへず、且上にも雪はあれど、彼は冬といはん料、こゝは譬なれば嫌もなし、○右の曾知の言は、そのみちのみを略けるにて、彼かたといはんが如し、をちこち、いづちなど皆同し、○こゝ、までに不破方の軍士をいへり、不奉仕、是より下六句は敵方をいふ、マツロハズ立向之毛、フユシモノ露霜之、ナカバ消者消倍久、命をすて、むかへるなり、ユクトリ去鳥乃、群り飛鳥の、おのれ劣らじと競ひ進むが如くと云、アラソフハシニ相競端爾、あらそふ間になり、相は理りもて書るのみなる下にも出たり、はしは間の意なり、後の歌などにもいへり、○一本に、朝霜之、消者消言爾、打蟬等、アラソフハシニ安良蘇布波之爾と有て、是もさる事なるが中に、ゆく鳥のあらそふてふ勢ひ、よくこれにかなひて、事明らかなるは今の方なり、ワタラヒ渡會乃、イハヒノミヤ齋宮從、カシカゼニ神風爾、イフクサドハシ伊吹惑之、風は天つみ祖の神の御息よりおこれば、神風の息とつゞけ來しを、こ

こに初めて伊吹云云とはたらきていひつ、冠辭考に委し、(紀に、(天武) 天皇野上の行宮におはします夜に、かみなり雨ふる事甚し、天皇祈給はく、天神地祇朕を扶ば、此そらをまづめ給へと、此御言終りぬれば、即雲のみだれ止め、又始東へ幸とき、宇多の横河に到給ふ時、黒雲十丈餘り天をわたれり、即占べ給ひてよきさがを得給へるなど有、これらの時猶くさぐ有けんを、傳らぬなるべし、) アマノモク天雲乎、ヒノメ日之目毛不令見、トコヤニ常闇爾、オホヒトコヒテ覆賜而、サダシ定之、此御軍の時、神のみまるとし有しこと、あまた紀にまるとし、(紀に、(天武) 天皇野上の行宮におはします夜に、かみなり雨ふる事甚し、天皇祈給はく、天神地祇朕を扶ば、此そらをまづめ給へと、此御言終りぬれば、即雲のみだれ止め、又始東へ幸とき、宇多の横河に到給ふ時、黒雲十丈餘り天をわたれり、即占べ給ひてよきさがを得給へるなど有、これらの時猶くさぐ有けんを、傳らぬなるべし、) アトシキニシテ太敷座而、ヤスミシシ八隅知之、ワカホキヤリ吾大王之、アノシタ天下、マツシタヘバ申賜者、アノシタ天皇の敷座天下の大政を、高市皇子の執申し給へばといふなり、此あたりのことは多く略きつ、(ことばを略きつといふは、まづ天武天皇は、朱鳥元年九月崩給ひて、皇太子日並知皇子尊大政を執まし、を、此尊も同

三年に薨給ひしに依て、同四年七月、此高市皇子太政大臣と聞えて、大政申給へり、然るをこゝには右の御軍の時よりいひ下したれば、天武天皇の御代の間に、此皇子大政申給ふ如く聞ゆれど、さはあらぬ事右の如し、ヨロゾニ萬代、シカシ然之毛將有登、一云、シカモ如是毛安良無等、○萬代に、如是大政を申始めておはしまさんと見えて、榮えおはしますみ盛にと云なり、ユフ木綿花乃、(卷十五) 泊瀬女、ツクユフ造木綿花、ミヤノ三吉野、ツク瀧乃水沫、サキニケラズヤ開來受屋、(卷三) 眞木綿持、モテカフ何都良結垂てふは(卷四) 波禰媛、ハナカツラ今爲妹之と云に同くて、木綿もて造し花を髪に懸るは、若く榮る女の體なり、是をこゝも榮といふ冠辭とせしならん、猶卷三にもいふべし、ナカユルトキニ榮時爾、ニハカニにはかに雲隠給ふことをいはん下なり、ワカホキヤリ吾大王、シコ皇子之御門乎、一云、シコ刺竹、シコ皇子御門乎、これもおしからず、カシヤニ神宮爾、こゝは殯宮をいふ、過ましては神と申すことにて、此上下に神佐扶跡、神葬などいふ言ひとし、カガリ裝束奉而、(卷三) 皇子の殯宮の事を、シロクハニ白細布、カガリ飾奉而と有に同じ、

ツク遣使、上の内卷に、朝には、召て使、夕には、召て使、ツク遣之、舍人の子等者といへるに均し、イカドノヒトモ御門之人毛、(卷十四) みこの御門乃五月蠅なす、さわぐ舍人はともよみしかば、専ら御門守舍人をいふなり、ハシ春宮舍人は御階の下をも守なれど、薨まして後は、御門のみ守こと上に見ゆ、シロクハニ白妙乃、アサヒ麻衣著、喪の衣の事上にいへる如くなれば、此白妙は冠辭にあらず、ハニ埴安乃、イカドノ御門之原爾、下に香久山の宮と有は、即これにて、其御門の前なる野原をいへり、後に應天門の原などいふ如く、原を置て火を遁なり、アカサキ赤根刺、クラハ冠辭、ヒノクル鹿自物、クラハ冠辭、ヒノクル日之盡、クラハ冠辭、イハヒ伊波比伏管、ウツク鳥玉能、クラハ冠辭、オホトノ暮爾至者、オホトノ大殿乎、フリ振放見乍、上の日並知皇子尊の舍人の、御立爲之、島に下ゐて、なげきつるかもとよめる如く、夜は御門の外の舍に侍宿つかふまつれば、いよいよ戀奉られて、殿の方を見放るなり、ウツク鶺鴒成、クラハ冠辭、イハヒ伊波比廻、サモラ雖侍候、サモラ佐母良比不得者、サモラ悲に堪かねて、



在もあらねばなり、  
春鳥之、冠辭、【是をうぐひすと訓はせばし、集中には、はる花、はるくさ、はるやなぎなど、のを略きていへる多し、

佐麻欲比奴禮者、嘆毛、四言、是より二句は、右の事を言をかへて二度いひて、次の言を起せり、  
未過爾、憶毛、四言、

未盡者、こは後世にては、いまだ盡なくといふところなり、集中には、秋立て幾日もあらねばなどいへる多し、仍て今の世のことばにていはんには、いまだつきぬにはといふを、爾を略くとせんや、  
言佐敷久、冠辭、

百濟之原從、此原も香山の宮に近きこととらる、天武天皇紀に、大伴吹負の百濟の家と有も、事の様右の所と聞ゆ、【百濟の地を廣瀨郡につけしは後の事か、】  
神葬、葬伊座而、いにましての略なり、此下に、朝立伊麻之豆、(一云伊行而)(卷五) 山越而、往座君乎者とも有、

朝毛吉、冠辭、  
木上宮乎、常宮等、高知座而、今本、高之本而と有はるに意同じ、  
地安乃、池之堤之、隱沼乃、こは堤にこもりて水の流れ行ぬを、舍人の行方を去らぬ譬にいへれば、こもりぬとよむなり、今本かくれぬと訓たるは、こ、にかなはず、  
去方乎不知、舍人者迷惑、【後世あし蔭などの生えげりて水も見えぬを、かくれぬといふと心得て、こ、を訓つるはひがことなり、

○檜隈女王作歌、今本右の反歌の次に、或書反歌一首として此歌あれど、こは必人麻呂の歌の體ならず、されど捨べからの歌なり、左に類聚歌林曰、檜隈女王怨泣澤神社之歌なりと註したるぞ、實なるべくおぼゆ、仍てかくるしつ、

哭澤之、神社爾、古事記に、伊邪那伎命云云、哭時於御涙所成神、坐香山之畝尾木本、名泣澤女神と有、か、れば香山の宮にて専ら祈ごとすべき社なり、仍て是も同尊の薨給を傷給ふ歌とはとらる、  
三輪須惠、三輪は借字にて、酒を醸る態をいふ、其美和の美は醸の略、和は甦の類を惣いふ名なり、かくて其かみたる態のま、に居て奉る故に、みわ居といへり、  
雖禱祈、我王者、高日所知奴、上に天所知流とよめ

字誤れり、【知の草を之に誤しなり、】上の殯宮の長歌にも、陵の事を、御在香乎、高知座而と有などによりてあらためつ、  
神隨、安定座奴、雖然、吾大王之、萬代跡、所念食而、作良志之、香來山之宮、上に云つ、  
萬代爾、過牟登念哉、過失めやてふなり、萬代とほぎ作らし、宮なれば、失る代あらじ、是をだに御形見とあふぎ見つ、あらんとなり、  
天之如、振放見乍、玉手次、懸而將偲、恐有騰文、初めの言を又いひて句を結びたり、○此歌大段は四つ、句は百四十餘ありて、この人の歌の中にも秀たり、後の世人は、か、る歌の有をもしらぬにや、ひと度見ば庭すゞめおどりがり、わたのいさなのいさみつべし、  
反歌  
久堅之、天所知流、上に、天皇の敷坐國と、天原、石門を開云々といへるにひとし、且皇太子は天皇と均く申なり、  
君故爾、日月毛不知、戀渡鴨、この過まし、より、世はとこやみゆく心ちして、日月の過るもおもほえず、戀奉るといへり、

るに意同じ、  
寧樂宮。【下の和銅四年と有所に此標あれど、上卷の例に依てこ、に出す、】  
○但馬皇女、既出、  
薨後、和銅元年六月過給ひし事、紀に見ゆ、  
穗積皇子、既出、  
冬日雪落遙望御墓、悲傷流涕御作歌、  
零雪者、佐幡爾勿落、多くふることなかれと云言なり、  
今本佐を安に誤れり、今改む、【今本に安播と有を沫雪と思は誤なり、沫は、古事記にも集にも安和と有て、安波とは異なり、その上あはとは、とにもかくにも聞えず、】  
吉隱之、猪養乃岡之、これは城上郡の跡見の山の山越に、宇田郡の内までかけて吉隱といひて、猪養はそれが中に在岡なり、  
塞爲卷爾、上に云し如く一周の間は、家人など新墓へ行宿り、よき人も度々詣る故に、雪深くふらば、その道も絶なんを悲しみてかくよみ給ふなり、○今本、上をのほになふりそ、下を、せきにせまくと訓たるは、雪の淡しくなふりそ深くつもれ、さらば皇女の罷路の



塞となりて、留らん物といふ意と思へるなるべし。こは六月に薨給ひて、其年の冬の御歌なれば、今更に罷路をの給ふならぬ事知べし、然れば其安幡と有は、かならず誤れる事明らけし、○よなばりは、持統天皇紀に、幸三菟田吉隠と見え、今も初瀬山こえて宇多の方に、よなばりといふ村あり、又式に、吉隠、陵在大和國城上郡とあるし、(卷十二)跡見庄の歌とて、「よなばりの、猪養の山に、ふす鹿の、妻よぶこゑを、聞が乏しさ」ともあれば、今とび山てふ邊の山の此方彼方、皆よなばりなるをまりぬ、○右に引し(卷十二)に、今は古名張と有にやよりけん、ふなばりとも訓てあれど、古本に吉と有て、吉を興といふこそやすらかなれ、其上右の如く今もよなばりてふ里名有からは、何をか思はん、上榊原下榊原てふ所は、跡見の山中に在と紀に見ゆ、今も跡見山の背面に、はいばらてふ里あり、此如く、よなばりも、山のおもてうらかけてまかいふなりけり、○紀と式と郡の異なるは、二郡の堺は古今に遠多き物なり、】

△弓削皇子薨時、文武天皇紀に、三年七月過給ふと有て、右の但馬皇女の薨より九年前なり、此卷、年

へるは、此一二の卷にはかなはざるなり、或人是をもよぎまにいひなせれど、ひとつだにうべなることなし、よきはよきあしきはあしと定めたらんこそ、わらはべの爲にもならぬ、

反歌

王者、神西座者、天雲之、此體なる、下の十九の卷に載たる古歌にも二首有、人まろの歌にもあり、そが中に(卷十四)皇者神二四座者、天雲之といへるに全く本の同じきは、おぼつかなきなり、猶今は後に右をまねびしものと覺ゆ、

五百重之上爾、今本下と有は誤なり、此卷に、天原、石門平開、神上、上座奴、この歌に、天宮爾云云、人まろも、雷之上爾とよみたり、

隠賜奴、是は右の長歌より、いさ、かけしき有が如くなれど、猶得てよめる歌とも聞えず、

△又短歌、右二首本文ならば、これは或本歌と書べし、右は註なる故に、こは又とかき、且是には短歌と書しも、別のふみの歌なることあるべし、神樂浪之、是は地の名にて、次の言にいふは小波なり、其分ち冠辭考にいふ、

の次でを立しを、此年次の違ふを始として、歌にも多く疑あり、仍て後人の註なる事あるければ、小字にせり、そのうたがひどものこと左に見ゆ、

置始、東人歌、此人既出、

安見知之、吾王、高光、日之皇子、こは天皇を申す古言なれど、轉じては皇子にもいへる事卷一(卷十

四)人麻呂の歌にもあれば、古へさもいひつらむ、久堅乃、天宮爾、神隨、神等座者、神と成ていますといふを略けるか、略に過て俗に近きなり、

其乎霜文爾恐美、此恐みは、上よりはつゞけど下へかなはず、こは本より歌の拙きか、又悲美と有しを誤りしにや、

畫波毛日之盡、夜羽毛、夜之盡、臥居雖嘆、臥は

夜、居は畫をうくるこ、ろにや、言餘りに略過て拙

くきこゆ、  
他不足香裳、

これは古言をもていひつゞけしのみにして、我歌なるべきことも見えず、そのつゞけに言を略きたるところは、皆ことたはらずして拙し、此撰みたる卷に入べきにあらず、まして右に擧いふ如く、年月の次の違

志賀左射禮禮、敷布爾、重々てふ意なり、  
常丹跡君之、所念有計類、よする波の數のかぎり無

をよはひに願ふなり、さて此歌にのみ地をいへるは、右の反歌ならざるなり、これには別に端詞のありけんを落し物ぞ、

○柿本朝臣人麻呂所竊通死之時悲傷作歌、  
ろの妻妾の事は別記に云つ、】

こ、に今本には柿本朝臣人麻呂妻死之後、泣血哀慟作歌二首、并短歌とのみ有は、端詞どもの亂れ失たるを、後人のこ、ろもて書しものぞ、仍て今此一二卷の例に依て、傍の言をなしつ、其ゆるは、この二首の長歌の意、前一首は忍びて通ふ女の死たるをいたみ、次なるは兒さへありしむかひ妻の死せるをなげけるなり、然れば前なるをも妻とかきて、同じ端詞の下に載べきにあらず、又益なく泣血云云の言をいへること、此卷どもの例にたがへり、なま／＼なる人のさかしらなり、【次の長歌は、別に端詞の有けん事はそこにいふ、此一二卷には、かゝる事を煩らはしきまで、おの／＼別に詞を擧し例なるに、こ、をしもひとつ端詞にてのせんやは、】







者雖有、或本これを妹徒と有は宜からず、言をかへて重ねいふぞ文なる、

世間乎、背之不得者、常なき世人のならばしをそむく事を得ざればなり、

蜻火之、或本、香切火と書、燎流荒野爾、かぎろひの事は既にいひつ、さて大野原を遠く見放れば、春のみならず、炎の立ものなれば、

まかいひて、むつまじき人をさる荒野らに捨ぬる悲みを深むるなり、

白栲之、【栲は或本によりぬ】  
天領巾隠、是も天雲隠れて遠きをいふ、雲をひれと云

は、(卷七)秋風に、ふきたよはす、白雲は、たなばたづめの、天つ領巾かとも有、

鳥自物、冠辭、  
朝立伊麻之豆、立いにまして也、○或本、朝立伊行而、

入日成、成は如、  
隱去之鹿齒、是まで葬送りし事をいへり、【死たる人を

ば、あがまへていふ例なり】  
吾妹子之、形見爾置有、有の字、或本をもてくはへつ、  
若兒乃、或本、縁兒之、

乞泣毎、取與、或本、取委と有に依て、とりまかすと

もよむべし、  
物之無者、物是人なり、

鳥德自物、男なるものなり、こを今本に鳥穗自物と有て、とりほじものと訓たるはことわりなし、【今本の鳥

穗は、鳥のほろにて、羽含こと、するにや、されどもとりほといへる言もなく、言もいひたらず、仍て此或

本を始めて、をとし物といふ例有に従へり、考るに鳥は鳥、穗は德を誤りしなりけり、或本に男自物とこ、

をかき、(卷十四)高橋朝臣の妻の死たる時の長歌は、こ、の言をまねびつと見ゆるに、腋狭、兒乃泣毎、雄

自毛能、負見抱見といひ、(卷四)面形之、忘戸在者、小豆鳴、男士物屋、戀乍將居などあり、然れば雄も男

をもとこと訓定めて、さてこ、も鳥德の字なることを知なり、且德の字の音、古へはとこと唱つ、

腋狹持、吾妹子與、二人吾宿之、枕付、冠辭、  
孀屋之内爾、晝羽裳、四言、  
浦不樂晚之、或本、浦不怜晚と書るも同じ、こをうら

ぶれと訓はわろきよし別記にいふ、  
夜者裳、四言、

に、落葉積、天之露霜などもいへれば、とこはる事なり、○こは葬の明る年の秋に、墓にまわて、よめり、

吉雲會無寸、打蟬跡、顯の身ぞとなり、  
念之妹之、珠蜻、冠辭、  
髣髴谷裳、不見思者、目の顯ら〜見なれし妹にしあれば、さりとともよそながらもあふ事あらんかとして、山路

をなづみつ、來しかひなく、ほのにだに見えずと歎きたり、こ、は神代の黄泉の事を下に思ひてよめるなり、

此人の歌には、神代の古ことをとりし惣て多かり、顯はならぬは上手のわざなり、○或本に珠蜻より下三句

はなくて、灰而座者とのみ有は、言も落、字も誤しなり、其事は下にいふ、【神代紀に、伊弉諾尊、御妹の尊の殯

の處に到ませしに、御妹の尊つねの如く出迎まして、相語らひ給ふといへり、是を思ひてまたひ來しに、か

ひなきをなげくなり、】  
反歌、今本こ、に短歌と有は誤、  
去年見而之、秋乃月夜者、雖照、或本、雖渡、  
相見之妹者、彌年放、或本益年離、○つまの死たる明

る年の秋よめる歌なり、  
衾道乎、引手乃山爾、或本、衾路、引出山と書つ、長

氣衝明之、嘆友、友は借字、

世武爲便不知爾、或本爲便不知と有も、字の略のみにて、訓は今とひとし、

戀友、相因乎無見、或本、相縁無、  
大鳥、冠辭、  
羽易乃山爾、(卷七)春日奈流、羽買山とよめり、藤原

の都べより春日は程近からねど、こ、の言ども近きほどの事とは聞えねば、かしこに葬りしならん、【負も物

と物と易る事にて、かへるといふは古へなり、】  
汝戀流、今本、吾戀流、  
妹者伊座等、在なり、  
人之云者、石根左久見手、或本、石根割見而と書り、

さて岩が根を踏裂てふ言なるを、其きを延て佐久美といはいへり、祈年祭祠詞に、磐根木根履佐久彌豆といひ、

此集卷二十に、奈美乃間乎、伊由伎佐具久美てふも、浪間を船の行々裂々と重ねいふにて、皆同じことはな

り、  
名積來之、此二句は山路の勞をいふ、○なづみは(卷十

三)道之間乎、煩參來とかき、又集中に、舟のたよひをるを沖になづさふともいひ、(卷十二)わが黒かみ



歌に合せ見るに、是も春日の内にある山とはまらる、  
ふすまちは冠辭にいひつ、  
妹乎置而、山徑往者、生跡毛無、或本、山路念爾と有  
は、こ、にかなはず、

△今本には、或本歌として、長歌一首短歌三首を全擧た  
れど、今は異なる言のみを、本文の其言の下に小字に  
てまゐりしつ、さて長歌の末に、或本に灰而座者と有  
は、亂れ本のまゝなるを、或人それをひれてませば  
と訓て、文武天皇の四年三月に、始て道昭を火葬せし  
後にて、これも火葬して灰まじりに座てふ事かとい  
へるは、あやまりを助けて、人まどはせるわざなり、  
火葬しては、古へも今もやがて骨を拾ひて、さるべき  
所にをさめて墓とすめるを、此反歌は葬の明る年の  
秋まるで、よめるなるを、ひとめぐりの秋までも、骨  
を納めず捨おけりとせんかは、又此妻の死は、人まろ  
のまだ若きほと、事とおもはる、よしあれば、かの  
道昭の火葬より前なるべくぞおぼえらる、さて其灰  
の字を誤とする時は、是も本文の如き心詞にて、珠  
蜻、仄谷毛、見而不座者とぞ有つらんを、字落しなる  
べし、惣て誤字落字多き此集なれば、よく考てこそ注

はすべけれ、

家來而、吾屋乎見者、吾はもし妻の字にや、

玉床之、(卷七)七夕の歌に、玉床乎打拂と有は、さる

事にて、人まろの妻には似つかず、思ふにこは死て臥

たりし床なれば、靈床の意ならん、

外向來、妹木枕、かの羽易の山に妻はいますと聞て、

遠々に求行しかど、ほのかにだにも見えざりければ、今

は又家の妻屋に、もとの如く臥てやあると思ひつ、

かへり來て見れば、むなし床は塵のみみて、枕はかた

へに打やられて有めり、こを見たらんには魂もきえじ

やは、

○去年死て葬やりしかば、又の秋まで其床の枕さへ其

ま、にてあらんこと、おぼつかなしと思ふ人有べし、

此こと上にもいへる如く、古へは人死て一周の間、

むかしの夜床に手をだにふれず、いみつ、しめる例

なれば、此靈床は又の秋までかくてあるなりけり、

譬ば旅行人の故郷の床の疊にあやまちすれば、旅に

てもこと有とて、其疊を大事とすること、古事記にも

集にも見ゆ、これに依て、此歌と上の河島皇子を乎

知野に葬てふに、ぬば玉の夜床母荒良無とよめるな

騰遠依子等者、とを、にまなゆる竹もて妹が姿をたと

ふ、花にたとへ藻にたとふる類いと多し、○妹と子等

といふは言をかへたるのみ、

何方爾、念居可、栲之、冠辭、

長命乎、若くして末長き齡をいふ、

露己曾婆、朝爾置而、夕者、消等言、六言、

霧己曾婆、夕立而、明者、失等言、六言、

梓弓、音聞吾母、采女が死たる事は右の言にこめて、

さてそれをよそに聞たる吾さへと云なり、

勞形見之、反歌に於保爾云と有、即この訓なり、

事悔敷乎、布栲乃、手枕纏而、劔刀、冠辭、

身二副寐價牟、若草、冠辭、

其婦子者、夫をいふ、さて上の藤原内大臣の歌にいふ

がごとく、これも前采女なるか、

不恰彌可、念而寐良武、悔彌可、念戀良武、此二句古

本もて加ふ、

時不在、上の長命乎と云にむかふ、

過去子等我、過は死をいふ、

朝露乃如也、夕霧乃如也、こは勝れたるかたち入てふ

名有けん故に、惜たるにて、自ら深き悲みならぬ事、お

奈用竹乃、(卷十四)太小湯竹と有、

冠辭考に委し、

枯る比に色づけば、まなべるとは、もみぢするをいへ

り、さて妹が紅にほふ顔にたとへつ、此言のより所、

○吉備津采女死時、柿本朝臣人麻呂作歌、

秋山、下部留妹、下部留は萎なり、秋の葉はまなび

またねか、多末未可母、安夜麻知之家牟、云云、

にて死たる時の歌、「から國に、渡る吾せは、家人の齋

め、わがつまはゆめ、(卷十一)に、まらぎへ使人の道

にわたるなり、○人まろの歌は、長歌より反歌をかけ

て、心をいひはつる上にいへるが如し、然れば此家

に歸りて、遂に無人を思ひ知し、かなしみの極みに、

此歌にてつくせれば、こは必これに添へし、仍て今は

落たりとして或本をとれり、【古事記、輕大郎女の御

歌、「おほきみを、島にはふらば、船あまり、いかへり

こんぞ、和賀多々彌由米、ことをこそ、た、みといは

め、わがつまはゆめ、(卷十一)に、まらぎへ使人の道



のづから聞ゆ、されど言のあやこそ妙にもたへなれ、

こ、は藤原宮のころなり、○二の句は上の歌に依ば、

反歌 樂浪之、地の名なり、

等の字落しにもあらん、

志我津子等何、一に志我津之子我と有もよし、次の歌

○讚岐國狹岑島、國字大かたの例に依て加へつ、○狹

も此句六言なればなり、

ひならへり、

罷道之、葬送る道をいふ、紀に、(光仁)永手大臣の薨

視石中死人、柿本朝臣人麻呂作歌、石中を屈の事

時の詔に、美麻之大臣乃、罷道母宇之呂輕久意太比爾

といふはかたくなし、たゞ磯邊をいふとすべし、石磯

念而、平久幸久、罷止富良須倍之止詔と有は、黄泉

は通はしいふなり、

の道をのたまへど、言は同じ、

玉藻吉、冠辭、

川瀬道、見者不恰毛、大和國にして、何處の川かさし

讚岐國者、國柄加、國がらからは、隨のなを略きた

がたし、

る言にて、上に出たる神隨のながらにおなじくて、國の

天數、冠辭、

よろしきま、の、國つ神の御心よりかく宜きかと云な

凡津子之、六言、凡は大に同じ、

り、(卷三)神柄と有を、其一本に神在隨と書たり、○

相日、道の行かひなどに見たるをいふか、

ながらてふ言、後世と異なるを、人心得がてにすれば、

於保爾見敷者、心いれても見ざりしなり、さて是をば

別記の須良の條にくはしくいへり、○さぬきの國は神

玄かつといはでおほつといへるは、下の言にひかせ

の代よりいひ傳へし名ぐはしきま、に、今見るも世に

んためか、

ことなるよしなり、

今叙悔、此采女の氏は吉備津なり、大津志我津などよ

雖見不飽、神柄加、加はふたつともうたがふ辭なり、

めるは、近江の其ところよりまわりし故なるべし、

幾許貴寸、天地、四言、

さるを近江宮の時の采女かといふは、ひがことなり、

月日與共、滿將行、神代紀に面足命、また天足國足

などいふ古言どもに依て、こ、をもちりゆかんとよ

遊見者、自浪散動、鯨魚取、冠辭、

めり、

海乎恐、行船乃、梶引折而、古へかちと云かいと云も

神乃御面跡、古事記に、伊邪那伎命云云、生伊預之二

同物なり、さてそを引たをめて船をやるを、かぢ引を

名島、此島者身一而有四面、每面有各名とて、伊與讚岐

るといふ、古は、物をたわむるをもをるといへり、う

粟土左の四つの國にませる神の御名あり、こ、はその

ちたをるたむの山てふ冠辭是なり、

事をいへり、

彼此之、島者雖多、氣は加禮の約なれば、かくも訓、

次來、神代よりいひ繼來るなり、

名細之、よろしてふ名の聞えし事を、古へはまかいへ

中乃水門從、讚岐に那何郡あり、その湊をいふなら

り、

ん、

狹岑之島乃、六言、

船浮而、吾榜來者、時風、うなしほの滿來る時は、必

荒磯回爾、今本面と有は誤、

風の吹おこるを、ときつ風とはいへり、下にも出、

塵作而見者、古への旅路には、かりほを作てやどれ、

雲居爾吹爾、わたの沖に雲立て風のおこるけしき、今

ば、作とは書しのみにて、こ、の意は塵入而を略きい

こ、に見るがごとし、

へるなり、(卷七)秋田刈、借塵作、五百入爲而、有藍

奥見者、跡位浪立、跡位は敷坐てふ意の字なるを、重

君てふに、此言の意まられたり、

浪の重に借て書り、重浪とは重々に立來る浪をいふ、

浪音乃、茂濱邊乎、敷妙乃、枕爾爲而荒床、つれもな

今本に是をあとゐなみと訓しは笑べし、(卷三)立浪

き濱づらの磯を床として臥たるなり、

母、疎不立、跡座浪之、立塞道麻、その次の歌に、

自伏君之、おのれと伏をいふ、上にも出たり、

上には敷浪乃、寄濱邊丹と有て、其末に、腫浪能、恐

家知者、往而毛將告、妻知者、來毛問益乎、玉替之、

海矣、直涉異將と有も、共に重浪てふ意なるに、敷と

冠辭、

も腫とも書て、よみをまらせたるを思ふべし、

道太爾不知、家の妹が心、







龜三年の紀に、(元正)罷攝津國大隅媛島二牧、聽百姓  
佃食之と見ゆ、

見二媛子屍、悲歎作歌、【古き難波の岡を見るに、姫

島、櫻塚島、江小島などいふ島六有しを、今は其邊陸

と成て、くじやう島えのこ島てふは、里の名と成てあ

り、然れば姫島も此邊なりしを、今は名さへ傳らずな

りぬ、】

妹之名者、千代爾將流、 上に人まろの、明日香皇女を

其川になぞらへて、萬代に御名の傳らんよしをよみ

し如く、今は姫島の松もて言擧すれば、千代に名をい

ひ傳へゆかんぞとなり、げにかくこそ永く傳りぬれ、

此外に歌によりて名の傳れるは數もまられず、

姫島之、子松之末爾、蘿生萬代爾、今の子松の千年の

老木と成て、日影かづらの生るまでといふなり、(卷十

四)いつの間も、神さびけるか、香山の、ほこ相が末

に、藤生までに、)ともよみたり、○日かげは上にいへ

るが如く、奥山の老木の枝に生て、海邊の木には生ぬ

こけなれど、こ、は借て年久しき譬にいふのみ、

難波方、方は潟なり、

難干勿有會爾、沈之、妹之光儀乎、見卷苦流思母、 右

衣渥漬而、ひづちは此字の意なるよし、別記にみゆ、

立留、吾爾語久、 其かたれる言はこ、に略て、下にて

まらせたり、

何鴨、本名言、 本名は空しなり、(卷三)不聞而、默然

有益乎、何如文、公之正香乎、人之告鶴、】

聞者、語るを聞しかば、

泣耳師所哭、語者、心會痛、天皇之、神之御子之、

六言なり、神之は上へつけて意得よ、

御駕之、皇子にも幸といふは例なり、

手火之光會、幾許照而有、

今本こ、に短歌二首と書て、左の歌を反歌の如く書

たるは、いと後に歌をも心得ぬ人のわざなり、目錄に

右の反歌はなくて、或本歌二首とあるしたるは、即左

の歌をいふなり、然れば右の反歌は落失、こ、には

別に端詞もて左歌を載しを、其詞も失しなりけり、

志貴皇子薨後、姓名作歌、 左二首は、薨給ひて暫後によ

める歌なり、然ればか、る端詞の有しが失しことある

べし、

高圓之、野邊乃秋芽子、徒、開香將散、見人無爾、】

此皇子の宮こ、にありし故にかくよめり、○一云、勿

に松原に云云とは、凡を記せるにて、そこの干潟に屍  
のあるを見し事、此歌にてある、○見まくは、見ん  
のむを延たる辭、

○靈龜二年丙辰秋八月、志貴皇子薨時、□□作歌、

元正天皇紀を見るに、此皇子は靈龜二年八月薨給へる

を、こ、を今本に元年九月と書しはいかに、又今本こ

こを志貴親王と書たり、親王とは大寶令にもあるされ

しかど、此一巻には惣てを皇子とのみ有に、此一所

のみことなるべからず、又端詞の云云時てふ下に、作者

の名を書例なるに、是にはなし、かく例に違ひしを思

ふに、此所亂れたるを、仙覺などがなま心得にて、端詞

を作れるものなり、仍てさるべきをば改めたり、

梓弓、手取持而、丈夫之、得物矢手挿、立向、 是まで

的といはん序、

高圓山爾、春日の中に有、

春野燒、野火登見左右、燎火乎、 葬送る人々の手火な

る事下に見ゆ、

何如問者、玉梓之、道來人乃、泣淚、霏霖爾落者、 和

名抄に、霏大雨也、日本紀私記に、大雨比左米、

白妙之、 冠辭、

散爾、君之形見爾、見管思奴幡武、かくてもきこゆ、

御笠山、野邊往道者、 式に、野邊從遊久道、

己伎太雲、荒爾計類鴨、 今本、繁荒有可とあれど、こ

きだくは、こ、ばくと同言にて、事の多きことなり、

然れば繁の言は事重れり、故に或本の言をとりぬ、

久爾有勿國、 こはいよく程有てよめるものあるし、

仍て必右の反歌ならぬ事を思へ、

今こ、に右歌笠朝臣金村歌集出と注せり、その歌集

にもかく右の反歌にて有しにや、よしまかるとも、猶

こと違へることは既いふが如し、

萬葉集卷二之考終



萬葉集卷三之考序

いにしへの人おもふ心さはなる時はうたひつらぬる言もさはなりき是を長歌とはいふそのこゝろさはなりといふもなほくひたぶるなるものはことば多からずかれこのみてみやびことをそへて歌をかざれりかくて此卷は古への歌をつどへたるがうちに上中下の代々のすがたあり上なるは言少くしてみやび心ひたぶるにして愛たし言少なかれと心通り心ひたぶるなるが憐なるは高く真なる心より出ればなり中なるは言繁くして心巧みなり繁かれと明らけく巧めど下らぬは猶失なはぬものあればなり去もなるは心強からまくせれど下よわく言巧みならまくして穩かならずこは他の國ぶりのまじはれ、ば世の人わが古への心のみならぬを更に言のみ古きをとりつゞりたればなりこれの三つの品をこの卷もてよくこゝろ得る時はうつろひ來し代を去るべしまかしてこそ上か上の代のこゝろこゝろばをも手風をもよく去り得たらめ且かく長き歌をなみ舉しめてこそ其世世のすがたをもよしあしをも思ひ分て集の中にみだれりたるをかたへづ、のみ見てはことの分ちをよく知

がたきなり  
○こをしも一二の卷に次て三の卷とするよしは上の別記にいへりかくて此卷は其歌よめらんよしもよめるぬしも去らで傳れる長歌どもなりそが中に古きをいはゞ記に出し遠つ飛鳥の宮の前の日つぎのみこの御歌ぞある次に歌ぬし去らへねど必古き代の歌と聞ゆるあり去か古への奈良の宮の初めつ比までのうたなん載たる  
○歌のついでには上中下の時代にはよらずて亂れ載たり又地をも始めには遠き國を舉しかど末は定めなく見ゆるは本より去かるか亂れてたがへるか今の本にも古本にも二首の歌の中らうせたるを合せて一首の如く書なし或は一首の上下のうせしをも一首とし或は末に載べきが上に出たるなどもあればすべて今より思ひはからふべからずつぎの四五の卷の短歌は類ひを集めしと見ゆればさる意して時代にはよらずで次で舉つやともおもへどかの亂れ多ければ定めがたしいかで正しき本を得ざらん人たゞさんを待のみ  
○今の本の歌の左に擧たる或本の歌のとるべきをとりてことわりを去るしとらざるは其左に付て去るしことわり又注は多くはとらずとれるはよしを去るしつ

萬葉集卷三之考 (流布本卷十三)

雜歌

冬木盛、今本に成と有は誤れるよし上に云つ、  
春去來者、上に出、  
朝爾波、白露置、六言、  
夕爾波霞多奈妣久、汗微竝能、  
【飛鳥の神奈備の社なり】今本に汗湍能振と有は、草の手より誤れりと見ゆ、此言ところの名ならでは、一字のこゝろ穩かならず、景のみよめる長歌に、地をあげいはぬは、凡なきものなり、次の三首も同じ山をよみ、歌もひとしく飛鳥の宮の體なれば、必かみなびのてふ言ぞとせり、  
樹奴禮我之多爾、木の暗が下なり、(卷九)はるされば、  
許奴禮我久利豆、宇具比須會、云云、(卷十九)許能久禮能、四月之立者、など多けれど皆ひとし、(卷十八)夜麻能許奴禮は、くれなるに、にほひちれども、とあるは、木の宇禮の乃宇の約なり、今は木の具禮の乃具の約にて言の出る所ことなり、  
○三諸者、四言、御室とは三輪をもいへど、前後の歌

事のさまにも依に飛鳥の神なびなり、  
人之守山、もりをもるに轉じて、よろしき山なれば、人の目かれず目守といひなせり、  
本邊者、【邊は假字なれば四言に唱ふ、】  
馬醉木花開、此本も山の下をいふ、あしみは春すゑにつ、じの如く紅に咲り、うへに出、  
末邊者、四言、  
椿花開、末は山の上なり、八峯の椿、ともよめり、今見るものをもていふは古人の歌ぞ、  
浦妙山會、雄略天皇紀に、はつせのやまは、阿野に、于羅虞波斯、てふに均しくして、浦は心なり、上の別記に云り、くはしは美言なること上にも冠辭考にも出、  
泣兒守山、上にも人の守山、といひしを再ときて、鳴兒をうつくしみ守如くなせる山ぞといふめり、はかなく面白くいひしさま、小治田の宮びとのうたか、  
霹靂之、【和名抄に霹靂をかみとけ、と訓たるは、かみとゝろきの略なり、こ、は是を則なるかみ、と訓ことなるを、歌よく心得ぬ人字に泥て去か訓しいふにたらず、】  
日香天之、霹靂は光といひかけたる冠辭なり、ひかる



事を略となへる例は、紀に、井より出し人の光り有を以て、井氷鹿と名づくると云り、うけたる句は曇ることなり、くもるをかをるといふは、神代紀に、唯有朝霧而薫滿之哉、てふを始めていと多し、かくてまぐれふり幾たびとなく日をもくもらする九月のするのさまなり、九月乃、月の名の事は別紀にいふ、

鍾禮乃落者、

鴈音、音と書しかど、かり群てふ言なるよし冠辭考にいふ、

率來鳴、今本に、雁音文未來鳴、と有は理なし、まぐれふり赤葉せし九月の末に、かりの來ざる所やはある、こ

は率の草を奈と書しが、文末二字と成しものなり、あともひてふ訓は、卷二に書つ、【あともふは、鴈、ふね、軍、などに多くいへる、皆いざなひ、きゐるなり、或説はわろし、】

神南備乃、清三田屋乃、譬は悠紀主基の國に、占へ齋

て作稻實殿の如く、此神の御田を植て守、蒔て春までの齋殿の清まはりて在をいふべし、

垣津田乃、神代紀に、天垣田爲御田、てふは堤を廻らし、水の引漏をほどよくするを垣田といふ、國の垣は

山、家の垣は築土、田の垣は堤なり、池之堤之、上の垣即この堤にて、それに生たてる槻の木なり、

百不足、冠辭、五十槻枝丹、今本三十と有は五を三に誤れり、此事冠

辭考に委し、かくてかの御田屋の邊にあるゆゑに、齋槻といふべし、【槻の枝の多きをば五百槻と云たり、然れば五十槻は齋槻なり、齋離をいがきといふ如き、はぶき言なり、】

水枝指、水は借字にて稚枝の事なり、冠辭のみづくしの條にむかへ見よ、

秋赤葉、槻は今山人のけやきといふ木と同物にて、秋

は赤葉のいとよきものなればかくよみたり、(卷十四)とく來ても、見てまじものを、山背の、高槻むらの、ちりにけるかも、とよめり、

眞割持、手に纏たる劍をいふ、割は假字なり、【割をかたとするには、下の言を用る例上に出、則割眞割のきに用るが如し、】今本まさけもちと訓しは、もみちの枝を折て提持事と思へるか、言雅ならず、又下に、搦手折、とあればさ云べからず、手にまける劍の鈴をいへり、

持は添る言、

小鈴文由良爾、枝を折るとき手之鈴の鳴をいひて、歌の

文とするのみ、別記有【をす、もゆらにてふ事は、別記に云、】

手弱女爾、吾者有友、友は借字、

引攀而、よちはすがるといふに均し、

延多文十遠仁、枝もたわ、ともいふ、今本に延多の二字を峯に誤て、みねもとよみしは、歌まける人のわざならず、こ、に峯の出べきかは、

搦手折、うちは發言のみ、手折はたわめをるなり、冠辭考に類を擧つ、(卷十二)妹が手を、とりて引與治、搦

手折、君がさすべき、花さけるかも、【

吾者持而往、公之頭刺荷、公は夫をいふ、かざしは遊宴等の時、草木などの枝を冠また帽子の右か左かにさすをいふ、かしらにさすてふこ、ろなり、

反歌

獨耳、見者戀染、染は辭に借、

神名火乃、山黄葉、長歌には堤に立るもみちといひて、こ、に山のもみちと有はいかに、かの香山の畝尾

は、埴安池の堤ともいふべきが如く、こ、も畝尾よりは、

つゞける故に、山ともいふにや、

手折來君、こ、をこむとよむは長歌にかなはず、仍てたをりけりと訓つ、君にはいまだ向はねど本意をいふなり、

天雲之影塞所見、天の白雲のかげさへ見ゆるは、水の極めてきよきなり、塞は借字にてことばなり、今本に寒と書は誤にて、假字も違へり、古今集に飛鷹の數さへみゆる、といふに似つ、

隱來笑、冠辭、

長谷之河者、城上郡、

浦無蚊、船之依不來、磯無蚊、海部之釣不爲、吉咲八師、

浦者無友、吉書矢志、今本は寺に誤、磯者無友、是より上八句は、(卷二)に人麻呂のよみし同言なり、いづれ先ならむといふ中に、人まろのよめるは理有て且おもまろし、こ、に似合しからず、餘りて強ごと、も聞ゆ、然ば奈良人の人麻呂が言をうつして、かくはよめるならむ、此歌古からねばなり、

奥津浪、諍撈入來、おきつ波の立て重々によるに競て、釣舟も多く入來よと云り、諍は一本による、今本淨と有は誤、



白水郎之釣船、此卷すべての歌どもよろしきに、これと下の御俗の高てふは、上の歌の言を用過して、いかにぞやも聞るは、もし或本の歌本文に成しか、

反歌

沙邪禮浪、湧而流、此川の石瀬を走る水は、湧如くなればまかいへり、今本に浮と書しは、湧と書し草書より誤りしなり、

長谷河、可依磯之、無蚊不恰也、よるべきいとほは、舟を略けれど、はぶきさまおもしろからず、

葦原笑、水穂之國丹、此國の惣たる名なる事、古言に見ゆ、水穂の水は借字にて稚なり、若枝を水枝と書類なり、

手向爲跡、荒背向神を、和して此方へおも向しむるをいふ、手は、詔給言に、手長の御世てふ如く發言のみ、

【神に物奉るを云は、我手に捧もて向奉るにて、こ、と異なり、】

天降座兼、五百萬、千萬神之、天御孫命を始て、またがひ奉て降し、諸の神たちをすべ云、

神代從、云續來在、甘南備乃、三諸山者、出雲國造が神賀詞に、賀夜奈流美命能御魂乎飛鳥乃神奈備附坐

天云云、と大名持命の宣給ひし事有、かく神代より始めて御代々に崇來ませるところなり、

春去者、春霞立、秋往者、去往は借字のみ、

紅丹穂經、赤葉をいふ、

甘菅備乃、三諸乃神之、帶爲、明日香之河之、水尾速、生多米難、石根、羅生左右二、速川水の常に洗ふ石には、昔も生留がたきを、其石にしも昔生む世までといへり、然るを今本に根を枕に誤て、即いはまくらとよみ

しは人笑へなり、○多米は登打米を轉じ略きていへり、新夜乃、夜は代なり、新代とは(卷一)にいへる如く

新京を申せり、然れば此度は藤原宮へ遷幸して、始て飛鳥御神社へ御使立、大幣神寶など奉給ふ時、その御

使人のよめる歌なるべし、

好去通牟、よくゆくとは、事幸くつ、みなきをいふ、

(卷九)好去好來、歌とて、唐へ行人をいひよめるを、

齊明天皇紀に、唐國の天子こ、の使人に問説、執事卿等好在以不、使謹答、天皇憐重亦好在とも有て、ゆきと訓ことなるを、今本よしゆきと訓しは、何の理ともなし、

かくてこ、は新代の末限なくよく行過なむ事を、此大神の神量にはかりて夢に告給へと願なり、此事次々に

見ゆ、

事計、夢爾令見社、崇神天皇御自神を祈まして夢の告

を得給ひき、此度も御使人此社にこもりて夢の告をまつ故に、かくはよめるなり、

鋸刀、つるぎのたちといふべきを略きたる故に、次のたを濁るは言便のならひなり、

齋祭、神二師座者、垂仁天皇紀に、令祠宮ト兵器爲神幣吉之、故弓矢及横刀納諸神之社云云、此

ごとく古より鋸を納めて齋まつる神社なれば、まかいふべく、そが上に此たび新代として奉給ふをも、古になぞらへてかくのみいふか、

反歌

神名備能、三諸之山丹、隱藏杉、神木なれば非常をさ

けて秘齋ふ意にて、隱藏杉とも書たり、(卷八)神之祝我鎮齋杉、と有も均しきこ、るにてかき、(卷二)に、三緒之、神の神杉、已目乃美耳とあるもこれなり、【こ、の今本の訓はいふにもたらず、】

思將過哉、羅生左右、かの昔も生留がたき川の石に、昔生代までも、思ひ忘れ過す事なく、此神社にかく仕奉らんと、神へふかく申なり、【神木といはふ木にこけ

の生は常の事なれば、かくいふよしなし、】紀(崇神)

に、悉無遺忘、以奉幣也、龍田祭詞にもあり、上は序

にて、さて杉を過に重ていひ下し、末の二句は長歌の飛鳥川云云の、末の言どものこ、ろをこめていへり、然ればここの羅も、上にいふ水苔の事なり、

五十申立、五十は借字にていはひの略、申は玉幣などを著る料の榮木と小竹なり、神代紀(一書)に、使三山

雷者採五百箇真坂樹、八十玉籤、野槌者採五百箇野籬八十五籤、とて、上に是につくべき鏡幣玉籤などを造らせらる、ことあり、即是なり、古へ若木小竹などを、葉

ながら切て是に用るを、申とも杭ともいへる事下に見ゆ、【後世玉を奉る事はたえ、幣料に紙をもてちいさき申につくるを見ならひて、こ、を思は、たがふべし、】

神酒座奉、既出つ、

神主部之、神主と祝部とは、中世ことにすれど、集中には三輪の祝が、住の江にいつくはふりが、などよめれば、こ、もはふりべがとよめり、部と有を捨がたければなり、【今本かみぬしがと訓は言穩しからず、部を捨

たるも心ゆかず、且部はむれの約の米を轉じいふにてはふりが伴てふことなり、



雲聚之玉蔭、之を落せり、雲聚は假字、推古天皇紀に、  
將華と書は義なり、後世心葉とて、冠の真中に花を立る  
是なり、その花に日蔭のかつらをつけて左右へ垂、そ  
の口かげの日をはぶきて、かげとのみいふは、(卷六)に  
もあり、かくて神事るときかくるは、貴人の玉かつらよ  
り轉じいふか、別記あり、  
見者乏文、乏は希にてめづらしきなり、此時には實の  
玉もて飾れる神社もあるを、使人のめでしがよみし成  
べし、

帛叫、幣を持てといふを略いへり、  
檜從出而、檜は奈良宮なり、然れば和銅三年に奈良へ  
遷まして、諸社へ御使立給ひし度にや、出とは大裏より  
出をいひ、大裏へ参るをば入といふ、續後紀に、伊勢  
へ御使有時の詔に、幣令捧持天奉出、ともいひしな  
り、  
水蓼、冠辭、  
穗積至、奈良より飛鳥までの間にある所ならん、  
十市郡穂津村これかといふ、  
鳥網張、冠辭、  
坂手乎過、紀(景行)に、坂手池を作、今十市郡に坂手

村有と國人はいへり、又式の同郡に出し、坂門神社も同  
所に今在といへり、さもあるか、

石走、冠辭、  
甘南備山丹、朝宮、仕奉而、奈良より飛鳥までは、  
今道七里ばかりあれば、御使よべは其社の離宮に宿て、  
明日朝日の豊榮登に、神御前には仕奉しなるべし、是も  
御使なれば、祭の有つらん、

吉野部登、入座見者、こ、より吉野神社かけたる御使  
とみゆ、入座云云あがめいへるは、こ、の祝などの歌  
ならん、  
古所念、此神社は、小治田、岡本、後岡本、清御原、  
宮まで多の御代の都のうちにて、御使は本よりにて、幸  
もありしに、藤原奈良と都遠ざかりて、か、る事もめづ  
らしきほどに成しかば、むかしへの事おもほへられて、  
よろこべる祝らが心なるべきこと、右にもいふがごと  
し、

反歌  
月日、四言、  
攝友、持統天皇藤原へ遷まして、今又元明天皇奈良  
へ遷給ひ、飛鳥の故郷はいよ、都遠くなりて、三代まで

しをいへり、○攝は代なり、史記魯世家に、成王少、  
云云、周公踐祚、代成王攝行、この代攝を合て、こ、に  
は書しなり、或人うたがふはなぞや、字書には攝代也  
と有しなり、

久經流、三諸之山礪津宮地、古へ都の中なりし時は、  
此山に離宮を建給ひしが、久に經て今もあらず在に、  
か、る御使などはやとすからに、此歌はよみしならん、  
(卷十四)天皇御遊雷丘之時とて人麻呂、大きみは神  
にし坐ば、天雲の、雷之上爾、庶爲流加毛、とよみし  
と、こ、を合せて離宮在しををるべし、或本、故王都、  
跡津宮地、

斧取而、丹生檜山、木折來而、吉野の丹生なり、  
棧爾作、六言にも訓へけれど、此歌のなどにつけて、を  
の發言をそへたり、  
二梶貫、左右のちちを云、  
磯傍回乍、島傳、雖見不飽、三吉野乃、瀧動々、落白浪、  
吉野の瀧は多かる中に、大瀧こそ大きな岩の間を斜  
に、おつるがおもしろき、今もそこをいふか、  
反歌、今本こ、に旋頭歌と有はいふにもたらず、目  
録にもなければ、た、近頃のみがわざなり、

三芳野、瀧白浪、留西、家に留て在なり、

妹見卷、欲白浪、今本二三の句を、瀧動々落白浪、と  
有は、長歌の末の二句の紛入し物なれば捨つ、何ぞと  
いは、反歌にせどう歌の例なく、此卷にもまたせどう  
か入べからず、かた、く字の誤明らかし、

八隅知之、冠辭、  
和期大皇、大皇と書こと、下の卷にはあれど、いにしへ  
は見えず、もし此皇は君か、

高照、冠辭、  
日之皇子之、此四句を訓ことは、上にいへり、  
聞食、御食都國、此事冠辭考につぶさにす、

神風之、冠辭、  
伊勢乃國者、國見者、之毛、之毛の上に言落  
たり、阿夜爾久波之毛、などや有けん、

山見者高貴之、河見者左夜氣久清之、まことにあきら  
に清き國なり、  
水門成、海毛廣之、入海に崎島多ければ、入海即水門  
の如くと云り、古も天下の船どもこ、によりしにや、

見渡、四言、  
島名高之、他もあれど、専は志摩國にていふならん、此



時は猶志摩國をかけていふべし、  
己許乎志毛、間細美香母、垂仁天皇紀に、天照大神誨倭

姫命曰、是神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、傍國

可憐國也、欲居是國、故隨大神教、其祠立伊勢國、

因與齋宮于五十鈴川上、この意もてこ、はいへり、

○こ、に二句落しならん、左右の言いさ、かことたら

ず聞ゆるは、知人たるべし、

掛卷毛、文爾恐、山邊乃、五十鈴乃原爾、今本五十師

に誤れり、既別記に論て改、五十の字を、正數に用ると

きは、いとよめど、歌文などには、皆伊のかなにのみ

用て、いとと訓こと一つたになし、然るをこ、をいそ

しと訓しは人笑なり、好事のもの、虚説有は、いふにた

らず、これ大神の宮ならずば、掛まくもあやに恐きて

ふ言をいはめや、又大宮づかへ、云云ともいはめや、

内日刺、冠辭、

大宮都可倍、此大神宮御事は、天皇の大宮と萬づ均し

く申せり、かくてこ、より下五句は、齋王の神宮につか

へ奉給ふときの様をいふ、

朝日奈須、奈須は如の意、

目細毛、記に遠津年魚目微比賣、とも書し如く、見

藤原の御井、網長井、榮井、など數へがたし、今をも

て古へ據有事をまひ云ことなかれ、

空見津、冠辭、

倭國、六言、

青丹吉、冠辭、

寧樂山越而、奈良坂なり、

山代之、管木之原、六言、仁德天皇紀に、皇后云云、

興宮室於筒木岡南、こ、に合せて、つ、を清み、木を

濁べし、綴喜郡とは別か、

血速舊、冠辭、

于遲乃渡、六言、

瀧屋之、阿後尼之原、此地いまだ去らず、

千歲爾、四言、

關事無、萬歲爾、有通將得、史生雜色の人など、近江

を本處にて、暇を給て通ひ行時の歌か、

山科之、石田之森之、須馬神爾、奴左取向而、神名式

に、宇治郡山科神社二坐、(并大)

吾者越往、向而の下に五言無は例なり、

相坂山遠、反歌

る目のうるはしきなり、上も下も同じ意、

暮日奈須、浦細毛、浦は心なり、目と心と言をかへて、

文をなすにて遂に均し、

春山之、冠辭、○下は齋王にまたがひ奉る命婦、采女、

女婦、などのありさまをほむ、

四名比盛而、秋山之、冠辭、

色名付思吉、こ、の言ども冠辭考に委、

百磯城之、冠辭、

大宮人者、此女房たち本より宮人なり、

天地與、日月、萬代爾母我、我は願ふ辭、○此歌をよ

くよみまれる人は、山のへの御井を五十師と有る誤を

も、論をまたずして明らむべし、

反歌

山邊乃、五十鈴乃御井者、自然、成錦乎、張流山可毛、

錦は赤葉をいへり、齋王の仕奉給は、六月十六七日、

九月同日、十二月同日、と式に見ゆるは、古よりま

なるべし、その中にもみちをいへるからは、九月の御祭

の時なり、○此御井今まられずといふは、山崩などして

埋れしか、後によし有て廢られしか、去るべからず、古

へ名高かりしが、後に去らすなれるは、葛城の榎葉井、

相坂乎、打出而見者、淡海之海、白木綿花爾浪立渡、

爾に如をこむるは例なり、木綿花の事は上又下にも出

づ、

綠青吉、冠辭、

平山過而、物部之、冠辭、

氏川渡、未通女等爾、冠辭、

相坂山丹、手向草、草は借字にて、手向る種の意なる

よし、上にもいへるに同じ、

幣取置而、今本絲取とあるは、幣の草を見違し事疑な

ければ、あらためつ、

我妹子爾、相海之海之、奥浪、來因濱邊乎、久禮久禮登、

齊明天皇紀の大御歌に、于之盧母俱例尼、飲岐底舸度

舸武、後も聞にして、道ゆけばうしろの方追々に霧へだ

たるをいふ、(卷九)都彌斯良怒、道の長手遠、久々禮

禮登云云、

獨曾我來、妹之目乎欲、今本是を或本歌とて附て擧つ

れど、大和より淡海へ行は均しかれど、言いと異にて、

且上なるはよろこばしく、これはうれたきこゆれば、

別歌なるを、今本或本互に一首を落たるなり、古本には



せり、○反歌は古本にも是にそへたれど、かの反うた  
是にはかなはず、上によろし、仍て上へつけて此反歌  
は落たりとす、

近江之海、【淡海を近江と書は、和銅八年よりなり、此  
歌は古き頃奈良人のかくは書しにて、紀にすら後人の  
さがしらせしと見ゆ、】

泊八十有、下にも同言あり、(卷十三)にはあふみの海、  
八十之淡ともいへり、

八十島之、八十は彌十といふのみ、  
島之崎邪伎、安利立有、古へ今在なり、

花橋乎、末枝爾、四言、

毛知引懸、六言、毛知は納なり、(卷九)母智勝利乃、  
可々良波志母與、神樂歌に、美那止太爾、久々比也門  
乎利、也都奈賀良、止呂知奈也、云云も、とるもちな  
やなり、

仲枝爾、伊加流我懸、推古天皇紀に、以加留我の宮の  
事を斑鳩とかき、和名抄に、鴈(伊加流加)兼名苑云、  
斑鳩皆大尾短者也、とあり、

下枝爾、四言、

此米乎懸、和名抄に、鴈(之女)小青鳥なり、この二つ

より前に、有馬皇子蘇我入鹿などの謀らも、少なからね  
ど、古へ人はよその地を設出てよめる事をせざればな  
り、

王、命、恐、雖見不飽、檜山越而、京離るを惜むこ  
と直ならず、

真木積、(卷四)「宮材引、いづみのそまに、立民の、息  
時もなく、戀渡かも、」とよめれば、そのそま木、此川  
べにつみて常有べし、

泉河乃、速瀬、竿刺渡、千速振、冠辭、

氏渡乃、多宜都瀬乎、今本宜を企にあやまれり、た  
ぎのきは集中濁音の字のみなり、

見乍渡而、近江道乃、相坂山丹、手向爲、吾越往者、樂  
浪乃、冠辭、

志我能韓琦、幸有者、又反見、此言常さまの様ならず、  
道前、八十阿每、嗟乍、吾過往者、彌遠丹、里離來奴、  
彌高二、山文越來奴、劔刀、冠辭、

鞘從拔出而、伊香胡山、和名抄に、伊香郡伊香郷あり、

○上三句は、行ふる所の名をもて句中の序とす、  
如何吾將爲、往邊不知而、【こは奈良人の歌にて、古言  
をかりし跡見ゆ、た、劔刀てふより下ぞ、吾ものと聞

は枝にかけ置て媒鳥とす、  
已之母乎、取久乎不知、已之父乎、取久乎思良爾、を  
どりが母父をとるをもえらず、遊びをるといへり、○と  
るを延てとらくといひ、あそびを延てあそびといふ  
皆おなじ、

阿蘇婆比座與、あを今本には伊に誤れり、仍て改つ、  
此歌は崇神天皇紀に、やまとの和珥坂にて神女のうた  
へる歌に、「みまき入彦はや、おのがを、食せむと、ぬ  
すまくえらに、ひめ那素寐殊望、」といへると、譬たる  
意ひとしくて、且ひめのおそびを約ていへるも、此あ  
そびもひとしきをもて、あを伊に誤りしをおもへ、

【天皇の御國を、埴安彦の食國とせむと謀るをまさ  
で、姫遊ておはすといふなり、】

伊加流我等此米登、これは右に引たる紀の歌と、ひと  
しきたとへ歌なり、【或人伊は發言、そばひはたはれな  
りといへど、そばへとこそいへ、そばひといふ事なし、  
又磯這といふも、こは枝にかけたれば、磯はよしなし、  
右に引たる紀のうたをも句を誤ひが説多し、】さて思ふ  
に、近江の海をしもいへれば、大友皇子皇太子をえりぞ  
け奉つらむはかりごととの有とよきのたとへごとか、これ

ゆ、】

反歌 即神を申、

天地乎、

歎乞禱、今本歎を難に誤事、こひねぎかたし、と訓し  
は、歌をえらぬもの、わざぞ、今は命の長からむ願せ  
んといふなり、

幸有者、又反見、思我能韓琦、或説に公の罪有身なれ  
ば、神に祈がたしと云、といへるは、からぶりの理屈な  
り、我古書にさる心もていふは一つもかなはず、下に  
言舉せぬ國と云は愁なればなり、愁の有時は理不理  
をいはず祈るこそ真なれ、思ひかへして義を作るは、古  
代の道にあらず、

今本に此短歌者、或書云、穗積朝臣老、配於佐渡  
之時作歌者也、と注せり、此流を、養老六年の紀に  
正月と見えて、短歌のみかは、長歌も同時同人のふり  
なり、然るを短歌のみ老が歌とせしは、彼も長歌は傳  
へ聞ざりしか、此集も遠からぬほどながら、歌主の聞  
えねば此巻に入られしか、

百詩年、冠辭、

三野之國之、六言、

萬葉集卷三之考

二千二百四十五



高北之、八十一隣之宮爾、景行天皇紀に、四年二月幸美濃國、左右奏言之、茲國有佳人、曰弟媛、容姿端正、八坂入彦皇子之女也、(崇神の七のみこ)天皇欲得爲妃幸弟媛之家、弟媛聞乘輿車駕、則隱竹林、於是天皇權令弟媛至而居、泳宮、(泳宮此云區玖利能彌椰)とあり、く、りは清濁定めがたけれど、暫右の紀によるべし、

日向爾、東になり、行紫闕矣、【いでましの宮を離宮、かり宮を行宮、と分てよみ書は、藤原奈良の比のわざなるべし、古を思ふにともに幸の度なれば、こ、などはいでましの宮とよむべきなり、】

有登聞而、今本紫を靡に誤事、且ゆきなびかくをと訓、又強たる説もあれど、皆何の事とも聞えず、是を紫とすれば行宮なり、二月に幸て十一月までおはしつれば、宮は一のみにあるべからず、泳宮のひがしにまたもつくられつらん、

吾通道之、云云有と聞て通ふといふは、相聞なれど、右の遠々にあふみの妹が行けん歌も次のも、反歌の意妹を戀ときこゆれど、それにはか、はらず、ともに遠き

まより始めて、すべて皆心たけたるものなり、此前後の奈良人の歌の弱く拙きにむかへて、古のめでたきを思ふべし去たふべし、

處女等之、麻笥垂有、笥の内へうみたれて有なり、續麻成、長といはん序、

長門之浦丹、(卷十)新羅使人安藝國長門島船泊云云、次に從長門浦船出之夜、と云れば、あきの國に在なり、

【長門國をいふにはあらし、いせの海木の海といへど、浦とはいはぬが如し、】○阿胡海は攝津にもあれど、攝津に船はてんをば悦べきに、反歌の意からねば、こ

は備後備前の國などに、同名あるなるべし、朝奈祇爾、滿來鹽之、夕奈祇爾、依來波乃、彼鹽乃、今本彼を波に誤、

伊夜益外二、彼浪乃、伊夜敷布爾、吾妹子爾、戀乍來者、西の國の任はて、今のぼるなるべし、

阿胡之海之、右に云り、荒磯之於丹、濱菜採、海菜なり、海部虛女等之、之の字を補へり、短句有べき歌ならねばなり、

纓有、頸にかけたるひれと云なり、神代紀に、嬰頸之

みちを經通ふことを、専らとよめるに依て、くさぐさの歌中の旅に類して載しなり、さて古は皇子を諸國へ封たまへば、これも女王などの坐をこひてかよふならん、奥十山、三野之山、元慶元年紀に、美濃國惠奈郡内吉蘇小吉蘇二村を信濃國へつけられしと見ゆ、されどそはいと後なり、こは上つ代にて、美濃に在於吉曾山なれば、かくはよめり、さて奥は於幾のかな故にかりて書り、然は小吉曾にはあらず、大吉曾を略て於吉曾といふをえるべし、【神名式に、近江の蒲生郡に、奥石神社有て、今おいその森といへり、是美濃の隣は其奥石山を過、美濃の山を越時よめりともいふべけれど、今土人はいく伏見太田てふ驛の南三里ばかりに、久々里村ありて、古の跡今もあり、是は岐府よりは八里ばかり東美濃にて信濃へ近し、と云ければ奥磯は後の信濃の地なるにうたがひなし、】

靡得、四言、人雖蹈、如此依等、人雖衝、無意山之、奥磯山、三野之山、雖衝の下に五言はなくて、八言十言と句をおけり、云ければ、後世人のいふは、手づ、に心拙きをえるべし、さて小治田宮よりもはやく世の歌か、言の置ざ

瓊、配に、宇那賀氣理豆、至今鎮坐也、(卷十八)にも、(七夕の長歌)うながけりゐて、と云は、或は玉或は男女の神の御手或は領巾など異なれど、頸に懸るは均し、領巾文光蟹、照ばかりにといふなり、

手二巻流、玉毛湯良羅爾、ゆら、はうごき鳴をいふ、別記有、

白袴乃、冠辭、袖振所見津、古へ領巾も袖も振と集中に見ゆ、云かれども、此歌上に領巾を出しながら、そでふるとあるはいかがあらん、

相思羅霜、(卷十五)笠金村(長歌)松帆の浦に、朝なきに、玉も刈つ、夕なきに藻鹽やきつ、あまをとめ、ありとはきけど、見にゆかん、よしのなければ、丈夫の、心は無に、たわやめの、おもひたわみて、たもとほり、われはぞ戀る、ふねかちをなみ、とよめる海をとめとこ、も均しくて、鹽やくあまの藤衣てふ如き姿にこそあらめ、領巾も光、手玉もゆらくといへるはいかに、又その金村も鹽やくさまを見まほしむまではあるべく、ますらをのこ、ろを失ふまではいかにぞや、

おもふに此歌主も金むらも、奈良の始めつ比の人に、



歌は拙く、且そら言ゆゑに、ともにかゝるうたがはしき言も出来しなるべし、いにしへ人のをさなくよめるは、眞の餘りにて、よく見れば理りにしてめでたく、此あはひを思ふべきなり、

反歌、

阿胡乃海之、荒磯之上之、小浪、如をこむ、

吾戀者、息時毛無、吾戀とはうへにいへる吾妹子をいふなり、然は此阿胡は津の國のあごならぬ事、上の如し、

天橋文、神代紀に、天孫天降ます條に、自穗日二上天浮橋、立於浮渚在乎處、ともいへり、か、れば天に上り下る橋も有よしにて、即その橋の長かれとねがへり、集中に天の川へ行て身滌せましを、などいふ如く、切に思ふ餘りにていへり、今本にあまはしと訓はわろし、【或説唐逸史に、開元中公遠てふ幻術者、杖をなげて昇天橋とし、玄宗帝依て入月中、霓裳の曲を得しといふを引けれど、開元は皇朝和銅の末なり、此歌は飛鳥宮の初の比の體にて、九代先の歌なり、みだりからぶみを引ては人惑はしぞ、】

長雲鴨、雲鴨は借字、

高山文高雲鴨、山も天に上るべきよすがなれば、彌高かれとねがへり、

月夜見乃、月の神の御名を擧たり、此歌には心せしものか、

持越有水、も知古せるの知古の約は登なるを、多に轉すればも多せると成ぬ、其もたせると云は、持ませるてふあがめ言なり、

伊取來而、伊は發言、○是を取む爲に、右の願のことはあり、

公奉而、越得之早物、(卷八)命、幸久吉、いはばしる、垂水の水を、むすびて呑つ、又老養ふ瀧ともいふ如く、極めたる清水を飲ば命延とするを、まして月のもちませる水をとる來るよしもがな、きみに奉は限りなき年を越玉はんものといふを籠て、こえむ年者ともめり、○早は假字なり、集中にはしきやしてふ言を、早敷夜之と書しが如し、【今本この早をはやと訓しは、人笑へなり、】○此公は本主をいふか、【本主とは私の主をいふ、】凡物を乞祈ことの深きが餘りには、をさなく及びなき事までもねがふぞ、眞の心の至りなり、故に神もめでませり、後世人は中々なる理をいひ、そら言に

千代萬代もて人をいふとは、天地のたがひなり、此うたた九句の間に、窮なきこゝろのこもれるは、直くねがふ心をいへばなり、且古人の心のたけたるをも思へ、【後世人は巧みいへるをめぐれと、そは限有てめでたからず、たゞ眞ことより出たるにこそ、そのいへる人もまらぬめでたさはあるめれ、】

反歌、反歌有をもて思へば岡本宮より前の歌にはあらじ、次の沼名河の歌は今少し古し、反歌もなし、

天有哉、月日如、吾思有、公之日異、こは日々に殊爾なり、故に下に殊の字をも書つ、言は古登の約古なるを轉じて氣といへり、さて下に日に異に、と書し如く有べきを、日異と書は爾を略けるなり、

老落惜毛、おゆるの事を延てらくといふ、

沼名河之、底奈流玉、六言、この沼をぬまの事とせば、玉によしなし、沼は瓊にて玉ある故に、瓊之川の名は負つらん、

求而、四言、

得之玉可毛、拾而、四言、

得之玉可毛、得がたきを得たるをいふ、

安多良思吉君之、八言、あたらは惜むことなり、紀に

あたらずからめともよめり、

老落惜毛、たとへのさまも言も、上つ代ぶりなる事、右の歌に均しく、事大らかにして心またし、○ぬな川は、天皇の諡に、神淳名川耳天皇、神淳名倉太玉敷天皇、天津名原瀧真人天皇と申すに、天津淳名倉之長峽、といふ事神功皇后紀に在もて思へば、攝津國住吉郡なり、今も是をいふならん、

相聞、

式島之、冠辭、式は借字、磯城の郡の、磯城みづがき磯城島金刺の一みやこより云、

山跡之土丹、人多、滿而雖有、大和に都しまし、時おもひはかるべし、

藤浪乃、冠辭、

思纏、藤なみとは、靡きまなふ花の形をいひたれど、本はかづらなるによりて、人に心をかけまつはひにたとへたり、

若草乃、冠辭、

思就西、君自二、からは、よりにもゆるにも轉じ通はせり、別記あり、

戀八將明、長此夜乎、こともなかれど、奈良まではく



だらぬ歌なり、  
反歌、

式島乃、冠辭、

山跡乃士丹、人二、有年念者、年は借字、

難可將嗟、

蜻島、倭之國者、既出、

神柄跡、左に引人麻呂歌集に、同言を神在隨と書しに

依に、こは神ながらといふに同じくて、いづこはあれ

ど、天皇の敷坐大和の國は、幸ひたまふ神たちのいま

すま、にといふなり、その人まろ集にもいふべし、

言舉不爲國、人の心足ひてね言せぬなり、

雖然、吾者事上爲、事は言なり、

天地之、神毛甚、吾念、心不知哉、思の切なる時は、

神をも恨み申すは人の情なれど、(卷九)日月は、あか

しといへど、吾ためは、照や給はぬ、などの如くこそ

いはめ、且甚てふ言もよく居ざるなり、上の五六句は

古言を用て、次にわが意もていふ境に至て、よくもいひ

合せざりしなり、奈良に及びてはまか有こと上にもい

へり、  
往影乃、月文經往者、玉蜻、冠辭、

日文累、念戸鴨、何不安、戀列鳴、心痛、おもへば

こふればか、といふを、はを略は例なり、

未途爾、君丹不會者、吾命乃、生極、戀乍文、吾者將

度、犬馬鏡、此言に、下に喚犬追馬と有こそ、古人の

戲書にて理り聞えたれ、それを受けて犬馬とのみ書は、

末の世人のわざのみ、

正目君乎、直目と書ぞ多き、○此所に五言一句なきは、

既にいふ如古歌の例なり、か、る女歌にしもまか有は、

うたふによし有しなるべし、

相見天者社、天者は、てあらばを約め轉じたり、

吾戀八鬼目、是より上二句の意、よくもみず聞ゆるは、

右の吾者將度を、わたらんやと意得べきか、さる略は

例有ことなり、こは女の歌なれば、本は皆假字に書し

ならんを、後にかくまた、かなる書ざまになせし物な

り、  
反歌、

大舟能、冠辭、

思憑、君故爾、盡心者、惜雲梨、上に逢がたしと

いふ、中たへしなげきなるべし、然らずは、こ、に思

たのめる君とはいはじ、

有毛見登、老人をことぶくならん、有てもはありな

がらへて、久々に見んと云なり、

百重波、千重浪敷爾、重々に言舉するを、まき波に

たとふ、

言上爲吾、古へ歌はかくこそ妙なれ、且上のほき歌

と同じ此の歌と聞ゆ、

反歌、

志貴島、倭國者、事靈之、事は言、靈は神御魂なり、

所佐國叙、眞福在乞會、かく神の幸給ふ言舉して祈

るからは、眞幸くて命長く在ねこそといふなり、こ

その辭二有、こ、は願ふ辭なり、然るに今本乞會を與

具と見て、與具と書るは誤れり、よしは別記にいふ、

○従古、言續來口、戀爲者、不安物登、玉緒之、冠辭

繼而者雖云、こ、を切て、末の人不知へかけて心得べ

し、

處女等之、等は添ていふの、

心乎胡粉、白土の言を不知に借たり、(卷一)に白土、

(卷四)胡粉、この下に、白粉と書たる、皆まらにと訓こ

となり、かくて其おとめが相思はんや、いなやをもまら

ず、徒に戀るこ、ろうさをいへり、土を古はにと云つ、

△久賢之、冠辭、

王都乎置而、草枕、冠辭、

羈往君乎、何時可將待、この歌も右の反歌に並て今

本にはあれど、必こ、に入べき歌ならず、いかに亂

れて入來つらむ、

△柿本朝臣人麻呂歌集歌、

葦原、水穂國者、神在隨、神の在ま、にてふ意をま

らせて、在の字を添たり、(卷二)に「さぬきの國は、國

柄加、見れどもあかず、神柄加、こ、た貴き、」と人麻

呂のよめるも是なり、然れば此神在隨もかみがらと

とも訓べけれど、ながらと訓もこ、ろ同ければまか

よめり、

事舉不爲國、雖然、辭舉叙吾爲、右に此六句を全と

りつ、

言幸、反歌に、事靈之、所佐國叙、とよめる即これ

にて、言舉する時は、其言に神の御靈坐事幸をなし

給へり、

眞福座跡、句なり、

恙無、事無といはんが如し、

福座者、荒磯浪、冠辭、



又去らずといふ言を去らにといへり、故にその不知の言に白土の言をかりて書り、其胡粉も白粉も同白土をいふからは、共に去らにと訓べき事、誰か去らざらん、然るに今本胡粉をくたきと訓しは、餘りしきことぞ、去かいひてこ、の心も聞えんかは、○此緒を助辭とする人あれど、之の辭の下にいへば、助辭にあらず、物を緒して懸つなぐより出たることばなり、

其將知、因之無者、せん方無なり、

夏麻引、冠辭、

命號貯、此三字も同考にいへり、さて夏草の去なへうらぶれ、といふ如く、うなだれて物おもふさまなり、貯は常に設と云に同じくして借字なり、こ、はうなかがぶし

もてと、かろく心得べし、

借薦之、冠辭、

心文小竹荷、心の去なへうれへるなり、右はかたち、これは心をたとふ、

人不知、こ、は戀る人にも去られぬをいふ、

本名骨戀流、空しく戀るなり、

氣之緒丹四天、(卷四)生緒爾、思へば苦し、(卷五)ま

そか、み、直日に君を、見てはこそ、命對、吾戀止め、

荒玉之、冠辭、

如是耳師、去もの略、

相不思有者、天雲之、外衣君者、可有有來、はじめより、大よそ人にてあらましを、中々にかけて苦しといふなり、

小治田之、宣長がいふ、續紀に、尾張國山田郡、小治田、連樂等賜、姓尾張宿禰、と有、思ふに山田愛市二郡は隣なれば、小治田のあゆちともいふべし、と仍て今本

沼と有を治の誤とす、郡々の堺古へは異有、後の和名抄などを以ていふべからず、

年魚道之水平、こ、にことなる冷水の有つらん、

間無會、人者挹云、時自久會、人者飲云、こ、までは序、

挹人之、無間之如、飲人之、不時之如、吾妹孺爾、吾戀良久波、已時毛無、調のさま、崗本宮はじめつごろにて、反歌なきなるべし、且この體の歌集中に少なからぬは、これらや始なりけん、

△思遣、爲便乃田付毛、今者無、於君不相而、年之歷去者、今本此歌を此反歌に擧たれども、必右の反歌にあらず、且こは(卷五)に、た、短うたにて載たり、

次の歌をこ、に反歌とせし本も有といへば、右の反

などいふを合せ思ふに、命の生も死も此思ひに懸るてふ事を籠ていふ言なり、

反歌、

數々丹、不思人者、雖有、こは世間の數々の人の中

には、物おもはで在もありといへど、いふなり、古今歌

集に、「數々に吾を忘れぬ、ものならば、數々に、思ひ思

はず、問がたみ、などいふは、花がたみめならぶ人とい

ふ如く、其男の思ふ人数々有なり、こ、は惣たる世人

をいへり、

暫、文吾者、忘枝沼鴨、禮を延て良えといふ、

△直不來、自此巨勢道柄、石瀬踏、今本石椅跡と有

は誤れり、下をもて改めつ、

名積序吾來、戀天窮見、今本此歌をこ、に並載て、其

注に、或本以此歌一首、爲之、紀伊國之、濱爾縁云、

鮫珠、拾爾登謂而、云云之反歌也、但依古本亦累載

茲、といへど、右の長歌はその人にも去られぬ戀に

て、通ふほどにも至らぬなり、去かるに此歌をこ、に

載しは、校合の拙きなり、下にも此類の多きは、みな

自ら古歌を心得ぬなりけり、

荒玉之、冠辭、

年者來去而、玉梓之、冠辭、

便之不來者、古今歌集に、「我またぬ、年は來ぬれど、

冬草の、かれにし人は、音づれもせぬ、」と云り、

霞立、冠辭、

長春日乎、天地丹、思足椅、此下にも、八十乃心呼、

天地二、念足椅、また天地二滿、言戀鴨、とも有て、

八十の思を思のこさぬをこ、にはいふ、

帶乳根笑、冠辭、

母之養蚕之、眉隱、此三句は(卷五)にあり、かれは調

ふるくて、且いふせくも有るてふ序なるを、こ、はいふ

せき意を以て、いきづきてふ序とせし後の歌なり、

氣衝渡、吾戀、心中乎、【今本、心中少とあれど、少

を下に付てをと訓は、おぼつかなければ乎とす、】

人丹言、物西不有者、松根、冠辭、

松事遠、天傳、冠辭、

待ノ借字也、日之闇者、自木綿之、冠辭、木綿をたへとよむはまれ

なれど、例によるにこ、をゆふと訓ては、かなはず、

吾衣袖裳、通手沾沼、(卷二)にいへるごとく、下がさぬ

までぬれ通れるなり、○これは女のうたなり、

反歌、



歌は本よりなかりしこと明らけし、されど又次なるも、此反歌にあらぬをおもへば、こゝに別の長歌有しが落て、左の短歌のみ残れる歟、

△櫛垣、冠辭、

久時從、【みつの言に楷字を書しを以ても、みづくてふ言を去るべし、〇みづ垣の久きてふ言は、冠辭考に出、】

戀爲者、吾帶緩、朝夕毎、

今本この歌を或本のうたとて、こゝに注しつれど、いよ、右の反歌ならず、此所の亂し事去るべし、

己母理久乃、冠辭、

泊瀬之河之、上瀬爾伊杵乎打、下瀬爾、眞杵乎格、伊

も眞も發言、

伊杵爾波、鏡乎懸、眞杵爾波、眞玉乎懸、是までは序

なり【是は御食つ物をも付べけれど、歌にはかゝみ玉のみをあげるならん、】かくて此川瀬にかくするは、上つ代に神祭式は天皇の幸有るときなど、さる事常有をもて、序にいひ給へるなるべし、記(垂仁)ほむち別の命出雲大神へ詣給ひし時、出雲國造之祖、云云傍青葉山、而立河下、將獻大御食、云云といへる如く、古へこ

本文に紛しか、又古へかゝる事は、また、かにもせねば、思ひ忘れて入れしか、後の撰集とて、言立ていへるにすらあやまてる多ければ、強ていふべからぬ事なりけり、

△反歌、今本にかく有は、いと後人のわざなり、古へ

反歌なく、且左の歌右の反歌にあらず、みな後の好事のわざぞ、

年渡、麻豆爾毛人者、有云乎、何時之間會、吾戀爾來、

こは(卷四)相見而、幾久毛不有爾、如年月、所思可聞、などに似て、右の長歌の反歌なる意、いさ、かもなし、歌もまばら後のがたなり【とかくに此所いと亂しを、よくも心得ぬ人の心もて、かく書なせしものぞ】

△或書反歌曰、

世間乎、倦跡思而、家出爲、吾哉難二加、還而將成、

こは後の物語めきて女の歌なり、長歌は男の歌なるを見まらぬほどの人の、こゝに載しにて、且歌もいと後なればとらず、いづこよりぞ來つらん【うしとて家出するは女なり、又男も僧と成をば家出といへど、さらば相聞にあらず、】

の磯城郡に都志給ふ時をおもひはかるべし、〇杵は打といひしかば、今いふ杵とのみ思ふは古にくらし、記の倭建命の御歌に、阿米能迦具夜麻、斗迦麻邇、佐和多流久毗比波、煩會多和夜賀比那遠、てふ久毗は若木の事にて、串ともいへり、神名に、つぬ杵生ぐひと申も此事と聞え、五百箇眞阪樹之八十玉籤ともいひ、上に五十串立などいふも、葉茂き若木の事なるを合せて知めり、此久毗のひは本濁る歟、いのごとく唱るも半濁なり、

【久毗比の比は、生のはぶきなり、】

眞珠奈須、我念妹毛、鏡成、我念妹毛、有跡謂者社、國爾毛、四言、

家爾毛由可米、誰故可將行、此歌は紀に有て、(允恭の

條)輕皇太子、御はらからなる輕大郎女皇女と新給に依て、伊與國へ流し奉しを、其御妹も慕おはしつ、然れば國にも家にもゆかしき事なしとて、共に御みづから身まがり給はんとして、よみ給ひし御歌なり、か、れば、(卷二)に、有馬皇子の御歌を挽歌に入し如く、是も挽歌にや入べからん、そは必ともいひがたし、たゞ既に紀に載しは、是には除かれしと見ゆるに、此一首のみ入しは、此所いと亂れしと見ゆれば、他書の言を引しが

春去者、花咲乎呼里、上の別記に云、

秋付者、丹之穗爾黄色、今本さばむと訓は、歌ことば

ともなし、

味酒乎、冠辭、

神名火山之、帶丹爲留、明日香之河乃、此句ども上に

も有、】

速瀬爾、生玉藻之、打靡、情者因而、朝露之、消者可消、

戀久毛、知久毛相、戀しざるし有てと云なり、

隱都麻鴨、こゝには親の守りこめておく女をいふ、此

歌いと弱くして古歌なる意もなし、

反歌、

明日香河、瀬湍之珠藻之、打靡、

上は序、情者妹爾、因來鴨、上に、秋の田の、穂むけのよれる、

片よりに、とよめるに心はひとしくて、こゝはかよわ

し、

三諸之、四言、

神奈備山從、登能陰、とのぐもりは、たなぐもりに同じ、

音通へり、かくて雲霞のたな引といふは、今もいふ如

く、板を擧たる棚の如きよしなるを、たな曇雨ふるなど

もいふは、其柵引を雲の言として、天に満たるをいふ



は轉し用るなり、【神代紀に、薄靡を多那毘伎、と訓も此意なり、】

兩者落來奴、雨霧相、あま具毛里安比の、具毛の約其なるを伎に轉じ、里安の約は良なれば良比といへり、

打きらし天ぎらしなどいふも皆均し、

風左倍吹奴、さへはそふ事をいふ、

大口乃、冠辭、

眞神之原從、今此地を見るに、飛鳥の岡より西北の五條野といふにあたり、古の眞神の原なり、かくて男はその原の彼方へかへるを、女は岡本の宮所に在ておもふならん、

哭管、別をなげくなり、今本思と有は理なければ哭とす、

還爾之人、爾は伊爾の略、

家爾到伎也、伎は計里の約、○こは岡本宮の始つ頃の女の歌にて言もかざらず、おもふこ、ろをまことにいへるこそめでたけれ、後の人はなき手を出して強ことするからに、言と、のはす、心もめでたしと聞るはなし、いにしへに心ばかりも返さばや、

反歌、

還爾之、人乎念等、野干玉之、冠辭、

彼夜者吾毛、宿毛寢金手寸、かね多利氣利といふを、多利の約の知を互に轉じ、氣利の約は寸なれば、かくいへり、○反歌てふ物はかくこそあれ、是を以ても右の反歌の其反歌ならぬ事をしれ、

刺所燒、こは小竹を燒てふ意にて、小竹を燒は山方の賤屋のさまなれば、さま賤屋をいはん爲に先いふなり、

かくて小竹を佐須と云は、佐は阿佐の略、須は志奴の約にて淺篠てふ事なり、是を直に佐々の事とする人もあれど、此言下にも皆佐須とのみいへるは右の意なればなり、古言はかく委しきものにぞ有ける、【刺竹之君てふ冠辭の考をも、此度こ、の如くあらたむ、】○

今本に將燒と有は理なし、所を誤れるまれば改つ、

少屋之四豆屋爾、下に、八重むぐら、おほへる小屋、

ともいひたり、今本に是を四忌屋と有は、例もなく理もなければ、忌は豆の誤とす、下の言もかくてこそ聞ゆれ、

搔將棄、搔は辭、すてんは凡の人は捨べきほどのやれごもなり、(卷九)「富人の、家の子ども着る身なみ、

くたし捨らん、きの綿らはも、いふがごとし、

破薦乎敷而、所搔將折、折は借字にて將居なり、(卷

六)「稻つけば、可加流我手乎、こよひもか、との、若子が、とりてなげかん、」和名抄に輝(阿加々利)手足折裂也、などこれなり、

鬼之四豆手乎、鬼は醜に同じ、上に鬼乃益下雄とも云つ、今本おにと訓しは、我國にたにてふ言、古へなかりしをもおもはぬ人のわざぞ、【神代紀に、鬼神と書しは

から文體なり、仍て訓はかみとのみいへり、和名抄に隠字の音とするはよし、今京となりては、我國の言のごとく思ふなるべし、○今本四忌手、と有も忌は豆なる

こと右にいへるが如し、

指易而、記に、玉手さしかへ、又妹が手を、我にまかし

め、吾手をば妹にまかしめ云云、

將宿君故、ねなん事を欲みて、吾戀る君故と云なり、

赤根刺、冠辭、

書者終爾、此下に日者之彌良爾、と有をもて訓り、さて言はひるはそのま、てふ事なり、終の字は意をもて書のみ、

野干玉之、冠辭、

夜者須捕爾、夜はさながらなり、まみらもすがらも、言

の本を尋れば同言なるを、かくいふは言つらねに依て

なり、此二言は語意にくはしくす、

此床乃、比師跡鳴左右、歎鶴鳴、(卷五)枕毛衣世二、

嘆鶴鳴、(卷二十、防人の情を、)「負征箭の、そよとなるまで、なげきつるかも、」などいひて、なげきの甚きをいふ、古今歌集に、「つれもなき、人を戀ふとて、山

彦の、こたへするまで、歎きつる哉、」とよめるが如く、右の枕箭床に云も、かの山彦のたぐひなり、且床のひ

しと鳴と云は、大殿祭に、御床都比乃佐夜岐無、といふ如く、上つ代は床なども葛してゆひしかば、鳴さやくなり、こ、は賤屋の竹にてあみし床の、ひし〜と鳴やす

きを思ひて、いへるにあるべし、【物語ぶみに、もの、足音ひし〜とふみならし、かせの音あら、かに、葎などひし〜となどもいへり、】○こは君故にとあれば、女の歌なるに、また、かにまこめきたる言どもなるは、古へよし有て女にかはりて男のよめるなるべし、右に引し、いねつけば、か、るわが手を、てふも似たれど、そは東歌なれば、さる女歌もあるべし、

反歌



我情、燒毛吾有、愛八師、君爾戀毛、我心柄、是も女  
 歌ならず、  
 打延而、思之小野者、不遠、其里人之、標結等、若菜  
 つまんとまめしに譬て小野といへり、かくて我は遠け  
 れば、心にまめてのみ有を、間近き里人のまめいふと  
 聞しより、おもひみだる、ことのまきりなるなり、  
 聞手師日從、立良久乃、田付毛不知、居久乃、四言、  
 於久鴨不知、たづきおくかの二言、上の別記にも冠辭  
 考にも出、

親々、先つ祖々より傳來し家をいふ、  
 己之家尙乎、草枕、冠辭、  
 客宿之如久、思空、不安物乎、嗟空、過之不得物乎、  
 此空は方といはんが如し、方角は四角八角なり、是を  
 すべて空といふ、今の人立空もなく、居るそらもおほ  
 えすと云を、たつ方角もなく居方角もなくといふは、  
 其空の言の意を、つね言にいつとなく字音もていへる  
 なり、  
 天雲之、冠辭、  
 行々莫々、今本、行莫々と書て、ゆかまくくとよみし  
 は、何の事ともなし、是は行々莫々と有し行字の重點の

落たるも、かくて莫は暮に同じければ、久良の言に借  
 しにて、ゆくらゆくらと訓ことぞ、そのゆくらゆくら  
 は、心のゆらくと動きて物おもふ時のこ、ろをいふ、  
 慮垣乃、冠辭、  
 思亂而、亂麻乃、麻笥乎無登、六言、みだり行納る  
 笥のなきに譬へて、思ひの亂れをおさめんかた無をい  
 ふ、  
 吾戀流、千重乃一重母、人不令知、本名也戀牟、思ふ  
 人にもまられず空き思ひを爲なり、  
 氣之緒爾爲而、末の句ども上にも出たり、こは奈良人  
 のいかでとふるまひてよめれば、古へのまことより出  
 しには、くらべぐるし、

反歌  
 二無、戀乎思爲者、ひと道に入立てなげけり、  
 常帶乎、三重可結、我身者成、此事集中に多し、  
 △爲須部乃、田付呼不知、石根乃、興凝敷道乎、石床  
 笑、根延門呼、朝庭、出屋而嘆、夕庭、入居而思、  
 今本、右の十句と左の十三句を一首になして、この  
 相間に載、また下の挽歌の、白雲之、棚曳國之、云云  
 といふうたの末の句として、此十句も十三句も再出

たり、これを考るに右の十句は、其挽歌に入べく、左  
 の十三句は挽歌のなげきにあらず、相間のおもひな  
 り、仍て右十句はこ、には小字に注して、此ことわり  
 を明す爲とのみなり、左十三句は上句ども落失たれ  
 ど、この本文として、全き本を待までのまるとす  
 るなり、これより下は、いと亂れしと見えて、或は二  
 首の言の關たるを合せて、一首の如くかき、或はか  
 たへ關たるに他の言を繼しなどもあり、下の挽歌に  
 は、白考より下四句はもれたれど、句の数はこ、を  
 以ていへり、  
 白考乃、冠辭、此十三句反歌かけてこ、に載べき事右  
 にもいへり、また此上に句落たるものなり、  
 吾衣袖呼、折反、獨之寢者、野干玉、冠辭、  
 黑髮布而、人寢、味眠不睡而、大船乃、冠辭、  
 往良行維二、思乍、吾昨夜等呼、讀文、今本續と有は  
 誤れり、下に數と有をおもへ、  
 將敢鳴、よむは數るなり、あへんはよむに堪んかは、  
 よみもあはせがたし、といふなり、平言に云云あふせ  
 すといふは、あはせせず同音の通へば、あふせずといは  
 るのみ、

反歌  
 一眠、夜筭跡、雖思、今本、よをかぞへんと訓しも、  
 さる事なれど、同じ事を既よみもあへんかといひし  
 かは、こ、もまたがへり、よひとは一夜をすべもい  
 へる集中の例によりぬ、  
 戀茂二、情利文梨、集中に、利心もなしとも、こ、  
 の如く、こ、ろ利もなしともよめり、心いきほひの無を  
 云り、  
 百不足、冠辭、  
 山田道乎、山田は所の名なるべし、  
 浪雲乃、冠辭、  
 愛妻跡、不語、妹に言たにいふ事をえず、即わかれて  
 かへるなるべし、  
 別之來者、速川之、冠辭、  
 往文不知、衣袂笑、冠辭、  
 反裳不知、思ひにほげしさまなり、  
 馬自物、冠辭、  
 立而爪衝、爲須部乃、田付乎、白粉、上に云り、  
 物部乃、冠辭、  
 八十乃心乎、天地二、念足橋、今本こ、に、五相者、



君來益八跡、てふ二句あれど、そは女の男待こ、ろ、此うたは男の女の元より歸る道にての歌なれば、此間に入べき言にあらず、左の歌のちりくりに成て、こ、に放入しなり、仍てこ、を除て下に入、

吾嗟、八尺之嗟、なげきは長息なり、その長きを彌十量といふを略轉して、也佐加といへり、此集末の卷に、なげきてふ事くはしくあげたり、○やは彌の略、佐は曾と同音、加は波加里の里を略て波加といひ、又加とのみもいふ、下に例有、尺はかり字なり、

玉梓乃、冠辭、道來人之、立留、何常問者、長息をあやしみて問なり、答遣、田付乎不知、是より末の句落、反歌も失たり、然るを左の歌は本の句どもの失て末のみあり、それと合て一首の如く書つらねしは、今本のひがわざなり、右は男の妹がもとより歸る時の歌、左は女の男を待歌にてあきらかに別なり、

玉相者、君來益八跡、此二句こ、に入るよし右にいへり、されども此句の上下に言多く落しものにて、次へつづかず、散釣相、冠辭、

君名曰者、色出、人可知、此四句の上下、句多く落し

なり、今に依て左の言は是につ、けども、猶左の五句の事は即左に云ことあり、

足日本能、山從出、月待跡、人者云而、君待吾乎、こは女の歌にて、男を待夜の長歌なるが、本の言落て末の纒に残れるなり、そがうへに足日本能てふより下は、(卷五)に短歌一首にして載たり、こ、と彼と何れをとらんとする中に、こ、は右の如く亂落しものなれば、依がたく、且長歌の末の五句とも思はれぬさまにもあり、(卷五)には寄、月たる歌どもの始に載て、その集めのさまもまか有べく見ゆれば、彼にぞよるべき、されど猶正しき本を待なり、

反歌 眠不睡、吾思君者、何處邊乎、今夜訪與可、今本、今身誰與可、とあるは字の誤るれば改めつ、また邊の下に乎の字なし、是も此所亂れて失しものなるれば補へり、雖待不來、赤駒、既立、六言、黑駒、既立而、此下に金瓶、立而飼駒、角瓶、立而

飼駒、ともよみたり、彼乎飼、吾往如、思妻、心乘而、思妻の吾心に乘て

他念なければ、厩の馬飼が如く通ふと云り、今本此左の二句を是に書つ、けしはひがわざなり、是は男の妹がり通ふ歌、左は女の忍び來る男を待にて、甚別なるを、上もこ、ものこ、ろ得ぬ人の、今の如くはなせしものなり、古本に次の高山の言の上を少し闕て有は、さる心はしつれど、よくも思ひさだめざるなるべし、高山、此歌はかくても聞れど、猶序のうちの言二句ばかり落つらん、

峯之手折丹、たをりはたわみなり、打たをり、たむの山といふに同じ、射日立、冠辭、

十六待如、鹿待が如、床敷而、男と共寝すべき床を處設て、

吾待公、犬莫吠行年、此行年は乞に借しにて、こそはこひねがふなり、右も是も古歌にてまかもよくよみたるを、言どもの落しはをしむべし、

反歌 葦垣之、末搔別而、君待跡、さいばりに、あし垣まが

きかきわけて、てふこすと誰かおやにまう説しけらし

人丹勿告、事者棚知、犬すらも、わがかくまでふかく思ふ事を思ひためらひ知て、こゑなたてそと教るなり、此言は別記につぶさなり、情のせちなる時、か、る事いふものにて、真にあはれなりけり、妾背兒者、雖待不來益、天原、振左氣見者、或本この二句を、鴈音文、動而寒、とあれど、動而寒の言よく居ず、

黑玉之、冠辭、夜毛深去來、冬の夜しも外に立て待ふかせることを、よろしくいひ得たる歌なり、

左夜深而、或本に面を跡と有はわろし、荒風乃吹者、まは風の古言にて、あらしの言は即此二字ぞ當れる、

立待爾、或本をとる、今本立留待、と有は誤れり、吾衣袖爾、今本衣を落せり、或本もて補つ、又或本こ

こに、置霜文、氷丹左叡渡、てふ二句あれど、前後にかけて宜からず、零雪者、或本者を母とす、



凍渡奴、今更、公來將座哉、【來下の將は、古本もて加ふ、相上の將は或本に依て補へり】

左奈葛、冠辭、

後毛將相得、名草武類、【或本、名草武類より下四句は

なくて、大船の思憑迹の二句のみ有は理り足らず、】

心乎持而、三袖持、三は眞に通はしいひて、左右の袖

をいへり、下に妹が三袖といへるもひとし、

床打拂、既にも拂し床を、今は夢に來んことを齋て待

なれば、さらに拂へり、句ごとに心を遣し物なり、

卯管庭、君爾波不相、夢谷、相跡所見社、天之足夜子、

足夜は、天足、國足、足日、足御代などの如く、満た

りて闕る事無をいふ、かくて反歌に眠夜乎不落、とい

ふは夜毎の意なり、こ、も今はた、いめをたのむにて、

夜なく、落す見ん事を足夜といふなり、天の云云とい

ふは、古へ物を崇む言なるが中に、古言なればおのづか

ら神ごとに依めり、然ば床を清まはり、神を祈ていめ

を待心よりいひ出たる言と云らる、ことは足て心みち、

静にして力ら有は、いかなる女の歌にや有けん、これ

や古今歌集にいふ、貫之の好める女うたのさまといふ

べきにや、【貫之の歌の評は、古への男歌にはかなはず、

人麻呂の歌雄々しきを以て之れ、

反歌

衣袖丹、山下吹而、（卷一）にいへる如く、山下出風を

略て山下風、又略て山下山何など云は、此集の常にて、

喚犬追馬を犬馬とのみも書る類多し、今本にやまおろ

しと訓しは意を得ぬなり、あらしは集中に冬風とも書

しかば、此歌にかなへり、【此略書は奈良人の手なり、字

によりて歌の時代を思ふ事なけれ、○山おろしは、後

世歌にはよめど、古き假字がき見えす、】

寒夜乎、君不來者、獨幽寢、是は長歌の中らの程に當

る、

今更、戀友君爾、相目八毛、來べき時の過しなり、

眠夜乎不落、こよひ來ぬからは、來んことはたのます

ただいめをねがふなり、

夢所見欲、長歌の末の意なり、反歌のそへさまよろし、

○欲はほりと訓ても、こ、の意はかなへと言ぬす、仍て

長歌の末に、同言を社と書るをむかへてこそと訓り、下

にもまか訓べき所多し、○此反歌どもは今本には落た

り、或本もて補へり、二首ともに必この反歌なればな

菅根之、冠辭、

根毛一伏三向凝呂爾、後世ねんごろにといふに同じ、

重ねいふには言を賤ける常の事なり、○ころと云を一

伏三向と書は、或ものころふし采といふ物は、一度

打伏れば三度起あがる故にいふと書り、この古へより

ありしことにて、ころの言にかりしなりけり、

吾念有、公爾縁而者、今本妹と有は誤なり、反歌に公

と有もて改つ、母にも不謂といひ、戀に神を祈も皆女

の歌なり、

言之禁毛、無在乞常、次の或本、言之故毛、と有も均

し、

木綿手次、木綿もてせし裨なり、幣を捧などするわざ

有時かくること、忌部のふとたすき懸るが如し、【木綿

手次より下八句は、今本或本互に落し言有は相たすけ

もて言を調べたり、】

肩荷取懸、上二句次の或本を取、

齋戸乎、既いへり、

石相穿居、或本上六句はなくて、倭文幣乎、手取持而、

とあり、

竹珠乎、神代紀に、五百箇野籥之八十五籥と有是にて、

小竹に玉をつくるなり、

無間貫垂、或本之自二貫垂、

倭文幣乎、手取持而、此二句或本もて補、次の或本に

は上四句なし、○倭文は冠辭考につぶさなり、今本は

文を父に誤る、

天地之、神祇乎會吾祈、或本祈を乞、又或本乎を二と

す、（卷十四）祭神歌に、吾者祈奈牟、とて其反歌に、

乞管、と書り、此管は辭なれば、祈も乞も乃美とよめ

り、こ、の訓むかへて知べし、意は均しくなれる言も、

所に付て治り治らぬ事有なり、○乃美はぬかづきのぬ

きを約れば爾と成を乃に轉じいへり、美は辭にて乃む

ともいふ、【皇朝の紀には、乃美の言を叩頭と書り、そ

は周禮注に、頓首如今叩頭之類、首叩地、又ぬかづ

き虫を、和名抄に叩頭虫と書り、】

甚毛爲便無見、

反歌

足千根乃、冠辭、

母爾毛不謂、裏有之、隠すなり、

心者縦、（卷十三）坂上郎女、眞十鏡、磨師情乎、縦手

師、といふに均し、



公之隨意、」此言は隨一字にて足ども、隨意てふから字

有ま、に書しにて中々に人まどへなり、この歌長歌の

餘意をいふにや、か、るもあるべし、

乾地乃、神乎禱而、吾戀、公似必、不相在目八方、」(卷

十四)坂上郎女祭神歌に、吾者祈奈牟、君爾不相可聞、

その歌にも同くいへり、かく一みちに思ひ定るにこそ

皇神はあはれとおぼすなれ、さて是は或本の反歌なれ

ど、これこそ右にかなへれば擧つ、○今本はこれも字

ども多く亂れつるを、或本をむかへて調へたり、

△今本に、或本歌曰、

玉手次、(冠辭)不懸時無、吾念有、云云、

又次に、或本歌曰、

大船之、(冠辭)思憑而、木始已、(冠辭)「木始已の三

字は、延終石の誤なり、はふつたのと訓べし、」

彌遠長、我念有、云云、

と有末の句どもの異なるをば例のごとく右に註せり

御佩乎、冠辭、

劍池之、蓮葉爾、諸陵式に、劍池島上陵、(高市郡)舒

明天皇紀に、瑞蓮生劍池、一莖二花、皇極天皇紀にも

出たり、

淳有水之、往方無、我爲時爾、(卷十六)久堅之、雨毛

落奴可、蓮荷爾、淳在水乃、玉爾似有將見、といふに

均しく、露のたまれるをも云べく、又浮葉に波を吹か

けしむいひてん、かくてあとかたもなくこぼれ失るも

のなるを、戀のおもひの行方なきにたとふ、

應相登、相有君乎、是はうらあへるならん、と宣長がい

へるに依べし、直にうらあへるとも訓べし、下の人麻

呂集に、「事靈の、八十衢に、夕占問、占まさいいへ、妹

に相依、」また、玉梓路往占、占相、妹逢、我謂、この

ごとくうらかたにあへる君をと云なり、今本あはんを

あひたると訓しは理なし、

莫寢等、四言、此訓も心ゆかず、寢は慮の誤にて、な

もひそとよみしならんとぞおぼゆる、さてうらにはあ

ひぬと此男は思ふ事なけれ、と母は云しなり、

母寸巨勢友、きこすとは、吾にの給ひ聞せらる、てふ

ことなり、

吾情、清隅之池之、(卷十四)「妹も我も、清みの川の、

川岸の、妹がくゆべき、心はもたじ、」てふ如きつ、け

なり、

池底、あだし心なく、ひたぶるに思ふ吾下つ心を譬ふ、

須便不知、足日本乃、山之木末爾、足日本より下は古

本に依ぬ、今本も或書といふはこれに同じ、

延津田乃、別之數、惜物有可聞、今本有の字なくて、

をしきものかもと訓し物の辭かなはず、仍て今有をく

はへて物を假字とせり、

反歌

打蟬之、冠辭、

命乎長、有社等、今本の如くあれこそと訓べくやとは

思はるべけれど、此類はありこそと訓が例なり、こそ

はねがふことば、

留、吾者、五十羽卑將待、

三吉野之、御匠高爾、今本銜を金に誤れり、其よしは

(卷二)の耳我嶺てふ下と、其別記をむかへて知べし、

後世意を思ふことなけれ、

間無序、雨者落云、不時會、雪者落云、其雨、無間如、

彼雪、不時如、間不落、吾者會戀、妹之正香乎、今本

乎を爾に誤れり、例に依て改、○此歌は反歌に、外見

子爾、戀度可聞、といふによるに、妹をよそながら見

し當時を忘れぬよしなり、さて正香は借字にて、眞其

際てふなるを、會乃の約の會を佐に轉じ、伎波の約加

吾者不忘、今本不忍と有はあやまれるなり、

正相左右二、或ものに清隅池を大和吉野郡にありとい

へり、

反歌

古之、神乃時從、會計良思、今心文、常不所忘、」わ

すられすと云は、右の吾者不忘といふと同じ意なり、

然るを今本不所念と有は何の意もなし、忘と念と草よ

り誤りしなりけり、かくて本の意は、(卷一)の三山乃

御歌に神代從、如此爾有良之、古昔母、然爾有許會、

虛蟬毛、孺乎相格良思吉、てふに同じ、

三芳野之、眞木立山爾、重生、今本青生と書て、あを

みおふるとよみしは、例もなきみたり訓なり、香青在

とはいへれど、香の發言なくては歌ことばにあらず、

仍てあらたむ、まはは繁なり、

山菅之根乃、慇懃、吾念君者、天皇之、遣之萬々、或

本、王乃、命恐、

夷離、國治爾登、或本、天踈、夷治爾等、

群鳥之、冠辭、

朝立行者、此言かた〜に出、

後有、或可將戀奈、客有者、君可將思、言牟爲便、將爲



なれば、まさかといへり、つねにまさかの時といふもこれなり、此言下に多かれど、皆右のごとくこゝろ得かなへり、【神代紀に、回首願阿之間、と云を或人まさかの言に引しは誤れり、右は見る目放てふ言にこそあれ。】

反歌

三雪落、吉野之高二、【高嶺を、加禰の約氣なれば多氣と云り、こゝに高一字書しは借字なり、又多氣の多を濁りとなふるはあやまりなり。】

居雲之、外丹見子爾、戀度可聞、此反歌古へならず、仍て長歌も（卷一）に出し、清御原天皇の大御歌のこばを用て、相聞になせしものなるべし、まかれれば此歌と上の天雲の影さへ見ゆるてふは疑なきにあらず、或本などやまがひ入けん、

打久須、冠辭

三宅乃原從、みやけは、景行天皇紀に、令諸國與田部屯倉、是より國ごとに其名あれば、何處ともさしがたかれど、歌のさま内つ國とはおぼしき、

當土、或人當は常の字かといへど、（卷九）直土とも書しを思ふに、足を直に土に當るよしにて、當とかき

今加へつ

母者不知、母を先いふは古の例なり、

諸々名々、父者不知、蛇腸、冠辭、

香黑髮丹、是より妹が貌を云、

真木綿持、（卷二）に、山邊眞首木綿、とあれば、眞は

ほむる言にて、蚤のまゆにあらず、

何都良結垂、今本阿邪左とあれど、女の髪飾の飾にまか

いふ物古今聞えず、仍て何都良の誤とす、木綿鬘は、

神事にもはら男女に給る事、式等に見えたり、則是な

り、これより後なれど、内宴の給の内教坊の女樂の樂

屋の女官、櫛させる下より左右へ白糸を垂たる、則此

鬘なり、是をもて此古の様をおもひはかるべし、

日本之、冠辭

黄楊乃小櫛乎、日本とは書たれど、上に日本の青香山

てふにいへる如く、山邊郡の大和の郷の事なり、さて

こゝに都氣と云所の有故に、黄楊櫛にいひ冠らせし

み、其ところは、式に、山邊郡、都氣水分神社、都氣山

日神社有、今も同郡の鞆田といふ村に、つげ山といふ山

有、此邊の大名なりけん、○地の名を冠辭とせし類は

其考に擧つ、○黄楊櫛は古へとても常有物ながら、こゝ

たり、

足迹貫、記に、堅庭者於向股踏那豆美、と有同意なれば、貫をもなづみと訓つ、奈豆美は和豆良比と音合

り、故に集中に煩とも書たり、

夏草乎、腰爾莫積、（卷十九）に、降雪をこしになづみ、

仁德天皇紀に、許辭那豆瀨、會能赴泥苦羅齊、この外

集中に多かれどことならず、○行煩ふ物をば二つ擧て、

ともになづみといへるを以て、此言のこゝろを知べし、

【舟鴨などの沖になづさふと云は、一轉して滞りある

ことにいひ、後世人になづさふといふは、再轉してな

れむつふ事をいへり。】

如何有哉、人子故會、通質文吾子、いかなるうるはし

き妹にあればや、かく煩はしき路を通らん、と問を設

てその故をあかせり、○吾子とは他よりいふ言をまか

いふは問なればなり、

諸々名々、母父にも知らせず忍び通ふなれば、よそ人

のいぶかるはまか有べき事なり、と先いひて、つぎに

ことわりを解なり、【今本諸々名、と書てうべくくな

と訓たるは言と、のはず、これは諸々名々と有を、重

字の例をまらで下の名をさがしらに除し事去るければ

は髪具なればいふのみなるべし、

抑刺、さし櫛は髪のおさへなり、

敷細子、今本刺細と有は、敷を對に誤しにて、例なけ

れば改めつ、敷細はうるはしくやはらかなるきぬを

云て、好女に譬たること、冠辭考の朱ら引と敷栲の條

に委し、

彼會吾嬖、古き代には、かくさまぐの體有て、意み

やびことばもおもしろかりき、

反歌

母父爾、今本父母と有は後人のさがしらなり、古本に

かく有は古例ぞ、

不令知子故、顯れて通は、よろしくてもゆきかふ

べく、又よびむかへて妻ともすべし、

三宅道乃、夏野草乎、榮積來鴨、母父にまらせぬ故て

ふ事を、上にはいさ、か云てこゝに明す、

玉田次、冠辭、

不懸時無、こゝろに懸なり、

吾念、妹西不會波、赤根刺、冠辭、

日者之彌良爾、上に云り、

鳥玉之、冠辭、